

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概要仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類人	工認要目表	保安規定
外部遮蔽（重大事故等時のみ 3・4号機共用）	鉄筋コンクリー ト	MS-1	—	S	1) 放射線の遮蔽機能	—	参考資料－2に示す。	—
	山筒部 1.3m ドーム部 1.1m 密度 2.15g/cm ³				A) 遮蔽厚 B) 密度	約1.3m～約1.1m（頂部）		
中央制御室遮蔽（3・4号機共 用）	鉄筋コンクリー ト	MS-1	—	S	2) 安全上特に重要な関連機能	—	参考資料－2に示す。	—
	北壁 1.0m 東壁 1.0m 南壁 1.0m 西壁 1.0m 天井 0.70m 床 0.45m 密度 2.15g/cm ³				A) 遮蔽厚 B) 密度			
A、B格納容器内高レンジエリ アモニタ（低レンジ）	電離箱検出器 個数 2 計測範囲 10 ² ～10 ⁷ pSv/h	MS-2	—	S	3) 事故時のフロント状態の把握機能	個数：2 計測範囲： 10 ² ～10 ⁷ pSv/h	参考資料－2に示す。	—
A、B格納容器内高レンジエリ アモニタ（高レンジ）	電離箱検出器 個数 2 検出器 計測範囲 10 ³ ～10 ⁸ mSv/h	MS-2	—	S	3) 事故時のフロント状態の把握機能	個数：2 計測範囲： 10 ³ ～10 ⁸ mSv/h	参考資料－2に示す。	—
排気筒高レンジガスモニタ（低 レンジ）	プラスチックシ ンチレーション 検出器 個数 1 計測範囲 10～10 ⁷ cpm	MS-3	—	C	4) 異常状態の把握機能	個数：1	参考資料－2に示す。	—
排気筒高レンジガスモニタ（高 レンジ）	プラスチックシ ンチレーション 検出器 個数 1 計測範囲 10～10 ⁷ cpm	MS-3	—	C	4) 異常状態の把握機能	—	参考資料－2に示す。	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、技術基準規則第十七条及び第五十五条が定める材料及び構造、第十八条及び第五十六条が定める使用中の亀裂等による破壊の防止、第二十一条及び第五十八条が定める耐圧試験等に機器クラスごとに準拠した設計とする。なお、「—」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類人	工認要目表	保安規定
モニタリングステーション (空気吸収線量率計) MP-01	NaI(Tl)シンチレーション検出器 1 計測範囲 10 nGy/h $\sim$ 10 ⁻⁴ nGy/h 電離箱 検出器 1 計測範囲 10 ⁻² nGy/h $\sim$ 10 ⁻⁸ nGy/h	MS-3	—	C	3) 事故時のプラント状態の把握機能	NaI(Tl)シンチレーション式検出器、電離箱式検出器 計測範囲 1.0 $\times$ 10 ⁻¹ $\sim$ 1.0 $\times$ 10 ⁻⁸ nGy/h	参考資料ー2に示す。	参考資料ー3に示す。
モニタリングポスト (空気吸収線量率計)	NaI(Tl)シンチレーション検出器 1 計測範囲 10 nGy/h $\sim$ 10 ⁻⁴ nGy/h 電離箱 検出器 1 計測範囲 10 ⁻² nGy/h $\sim$ 10 ⁻⁸ nGy/h	MS-3	—	C	3) 事故時のプラント状態の把握機能	NaI(Tl)シンチレーション式検出器、電離箱式検出器 計測範囲 1.0 $\times$ 10 ⁻¹ $\sim$ 1.0 $\times$ 10 ⁻⁸ nGy/h	参考資料ー2に示す。	参考資料ー3に示す。
移動式放射能測定装置 (モニタ車) (空気吸収線量率計)	NaI(Tl)シンチレーション検出器 1 計測範囲 10 $\sim$ 10 ⁻⁴ nGy/h	MS-3	—	C	3) 事故時のプラント状態の把握機能	—	参考資料ー2に示す。	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、技術基準規則第十七条及び第五十五条が定める材料及び構造、第十八条及び第五十六条が定める使用中の亀裂等による破壊の防止、第二十一条及び第五十八条が定める耐圧試験等に機器クラスごとに準拠した設計とする。なお、「—」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。

(22) 原子炉格納施設

目次

1. 概要	1.3-(22)-3
1.1. 構築物の概要	1.3-(22)-3
2. 設計要件	1.3-(22)-4
2.1. 準拠すべき設置許可基準規則等	1.3-(22)-4
2.2. 構築物の設計要件	1.3-(22)-5
2.2.1. 安全機能に関する設計要件	1.3-(22)-5
2.2.2. 信頼性に関する設計要件	1.3-(22)-10
3. 設備の仕様及び安全機能	1.3-(22)-16
3.1. 系統構成設備	1.3-(22)-16

1. 概要

1.1. 構築物の概要

原子炉格納容器は、設計基準事故時において1次冷却材配管の最も過酷な破断を想定し、これにより放出される1次冷却材のエネルギーによる原子炉冷却材喪失時の最高の圧力及び最高の温度に耐えるように、最高使用圧力及び最高使用温度を設定し設計する。また、アニュラス部は、原子炉格納容器貫通部等から漏えいした空気をアニュラス空気浄化設備で処理するため、密閉した空間を形成する設計とする。

原子炉格納容器の開口部である機器搬入口及びエアロック、配管貫通部、電線貫通部並びに原子炉格納容器隔離弁を含めて原子炉格納容器の漏えい率を許容値以下に保ち、原子炉格納容器バウンダリの健全性を保つように設計するとともに、漏えい試験ができる設計とする。原子炉格納容器は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、原子炉格納容器バウンダリの脆性破壊及び破断を防止する設計とする。

原子炉格納容器を貫通する各施設の原子炉格納容器隔離弁は、自動隔離弁、通常時施錠管理が可能な手動弁又は隔離機能を有する逆止弁とし、原子炉格納容器の隔離機能の確保が可能な設計とする。

2. 設計要件

2.1. 準拠すべき設置許可基準規則等

原子炉格納施設は、以下に示す設置許可基準規則等に基づき設計する。

【設置許可基準規則】

- 第二条 定義
- 第三条 設計基準対象施設の地盤
- 第四条 地震による損傷の防止
- 第六条 外部からの衝撃による損傷の防止
- 第八条 火災による損傷の防止
- 第九条 溢水による損傷の防止等
- 第十二条 安全施設
- 第十三条 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止
- 第二十三条 計測制御系統施設
- 第三十二条 原子炉格納施設

【技術基準規則】

- 第十七条 材料及び構造
- 第十八条 使用中の亀裂等による破壊の防止
- 第二十条 安全弁等
- 第二十一条 耐圧試験等
- 第四十八条 準用

2.2. 構築物の設計要件

2.1 で示した原子炉格納施設が準拠すべき設置許可基準規則を次の通り区分して、区分ごとに原子炉格納施設の設計要件を示す。但し、第二条は全般にかかる事項であるため除く。また、第二十三条については、原子炉格納施設の機能を発揮するための前提となる機能（制御や駆動源）を担う設備に関する事項であり、個別の設計要件は(19) 計測制御系統、(25) 非常用電源系統に記載することとし、本図書では記載しない。

① 安全機能に関する設計要件（2.2.1）

- 第十三条 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止
- 第三十二条 原子炉格納施設

② 信頼性に関する設計要件（2.2.2）

- 第三条 設計基準対象施設の地盤
- 第四条 地震による損傷の防止
- 第六条 外部からの衝撃による損傷の防止
- 第八条 火災による損傷の防止
- 第九条 溢水による損傷の防止等
- 第十二条 安全施設

2.2.1. 安全機能に関する設計要件

原子炉格納施設には、以下の安全機能が要求される。

○ 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能

上記安全機能が達成される設計であることは、系統、または施設毎の設計方針に基づき設備仕様を定めることに加えて、原子炉施設全体としての安全解析を行うことで確認している。そのため、当該施設の主要設備の仕様、及び安全解析で使用した設計情報（解析想定）の範囲内であることが、原子炉施設全体の安全性を担保するための設計要件となる。以下では、安全機能ごとに基本的な設計要件を記載するとともに、表 2.2.1-1 に示す原子炉格納施設を対処設備として期待する設計基準事象の安全評価に紐づいて担保されるべき要件（制限事項）を示す。

1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能

原子炉格納容器は、設計基準事故時において1次冷却材配管の最も過酷な破断を想定し、これにより放出される1次冷却材のエネルギーによる原子炉冷却材喪失時の最高圧力及び温度に耐えるように設計する必要がある。

A) 自由体積

原子炉格納容器の自由体積は、事故時の原子炉格納容器内圧が過大にならないように、小さくなりすぎてはならない。

原子炉格納容器の自由体積を考慮している設計基準事象の安全評価では、基本的に原子炉格納容器内圧、放射能濃度及び水素濃度を保守的に評価する目的から、原子炉格納容器の自由体積として小さめの値を使用している。一方で、炉心冷却性に着目した評価においては、燃料被覆管温度を保守的に評価するため、原子炉格納容器の自由体積として大きめの値も使用している（表 2.2.1-2 参照）。

原子炉格納容器の自由体積は、設計基準事象の安全評価で使用された解析使用値の範囲を逸脱しないことが前提となるが、炉心冷却性評価における原子炉格納容器の自由体積の感度は小さいため、上限側（大きめの値）は安全性を担保するための確認項目として必須ではなく、原子炉格納容器の自由体積の下限側（小さめの値）が安全性を担保するための設計要件となる。

B) 構造物、機器等の体積及び表面積

原子炉格納容器本体及び内蔵されている構造物、機器等の体積及び表面積を考慮している設計基準事象の安全評価では、基本的に原子炉格納容器内圧を保守的に評価する目的から、構造物、機器等の体積及び表面積として小さめの値を使用している。一方で、設計基準事象の安全評価のうち、炉心冷却性および原子炉格納容器内水素濃度に着目した評価においては、構造物、機器等の体積及び表面積として大きめの値も使用している（表 2.2.1-3 参照）。

しかしながら、原子炉格納容器の大きさや形状、また内蔵されている機器や構造物についての物量変化が評価パラメータに与える影響は小さいため、原子炉格納容器の構造物や機器等の体積及び表面積は設計要件ではあるが、安全性を担保するための確認項目として必須ではない。

C) 雰囲気温度

原子炉格納容器内の雰囲気温度を考慮している、設計基準事象の安全評価では、基本的に原子炉格納容器内圧、温度、及び水素濃度を保守的に評価する目的から、原子炉格納容器の雰囲気温度として高めの値を使用している。一方で、設計基準事象の安全評価のうち、炉心冷却性に着目した評価においては、原子炉格納容器の雰囲気温度として低めの値も使用している（表 2.2.1-4 参照）。

しかしながら、原子炉格納容器内圧、温度、及び水素濃度、炉心冷却性に対して原子炉格納容器内の雰囲気温度の感度は小さいため、設計要件ではあるが、安全性を担保するための確認項目として必須ではない。

D) 雰囲気湿度

原子炉格納容器内の雰囲気湿度を考慮している、設計基準事象の安全評価では、基本的に原子炉格納容器内圧及び温度を保守的に評価する目的から、原子炉格納容器の雰囲気湿度として低めの値を使用している。一方で、設計基準事象の安全評価のうち、炉心冷却性及び水素濃度に着目した評価においては、原子炉格納容器の雰囲気湿度として高めの値も使用している（表 2.2.1-5 参照）。

しかしながら、原子炉格納容器内圧、温度、及び水素濃度、炉心冷却性に対して原子炉格納容器内の雰囲気湿度の感度は小さいため、設計要件ではあるが、安全性を担保するための確認項目として必須ではない。

E) 設計漏えい率

設計基準事象の安全評価では、原子炉格納容器内圧に対応する漏えい率を解析条件として用いており、安全評価で使用された解析使用値を下回ることが安全性を担保するための設計要件となる。

F) アニュラス自由体積

設計基準事象における安全評価のうち、環境への放射性物質の放出量に着目した原子炉冷却材喪失事象及び制御棒飛び出し事象では、原子炉格納施設のうちのアニュラス部とアニュラス空気浄化系統の組み合わせによる環境への放射性物質の放出低減機能を期待している。この放射性物質の放出低減機能（アニュラスの負圧達成時間を含む）を評価で見込むにあたってはアニュラス部自由体積が必要となる。

放射性物質の放出低減機能として所定の性能を有していることの確認はアニュラス部自由体積単独ではなく、ファン及びフィルタの機能との組み合わせで扱われることが本来適切であることから、アニュラス部の基本的な構造が変更とならない限りはファン及びフィルタの性能¹を確認することで所期の目的は達成される。ただし、アニュラスの躯体の変更を伴うような場合には、安全性の担保のためにアニュラス体積の確認が必要となる。

¹ ファン及びフィルタが当該機能を達成するために満たすべき設計要件は、「(24-1) 換気空調系（アニュラス空気浄化系統）」にて記載。

表 2.2.1-1 原子炉格納施設に係る安全解析事象と安全機能の関係

解析において原子炉格納施設を考慮している 設計基準事象			安全機能
			1)
			放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能
分類	事象名	設置（変更）許可 申請書における 記載箇所	
設計 基準 事象	原子炉冷却材喪失	添付書類十 3.2.1	○
	原子炉冷却材喪失	添付書類十 3.4.4	○
	制御棒飛び出し	添付書類十 3.4.5	○
	原子炉冷却材喪失	添付書類十 3.5.1	○
	可燃性ガスの発生	添付書類十 3.5.2	○

表 2.2.1-2 自由体積に係る安全解析事象とその想定

安全解析での想定	事象名（括弧内は設置（変更）許可申請書における記載箇所）
大きめの値を使用	・ 原子炉冷却材喪失（添付書類十 3.2.1）
小さめの値を使用	・ 原子炉冷却材喪失（添付書類十 3.4.4） ・ 制御棒飛び出し（添付書類十 3.4.5） ・ 原子炉冷却材喪失（添付書類十 3.5.1） ・ 可燃性ガスの発生（添付書類十 3.5.2）

表 2.2.1-3 構造物、機器等の体積及び表面積に係る安全解析事象とその想定

安全解析での想定	事象名（括弧内は設置（変更）許可申請書における記載箇所）
小さめの値を使用	・ 原子炉冷却材喪失（添付書類十 3.4.4） ・ 原子炉冷却材喪失（添付書類十 3.5.1）
大きめの値を使用	・ 原子炉冷却材喪失（添付書類十 3.2.1） ・ 可燃性ガスの発生（添付書類十 3.5.2）

表 2.2.1-4 雰囲気温度に係る安全解析事象とその想定

安全解析での想定	事象名（括弧内は設置（変更）許可申請書における記載箇所）
高めの値を使用	・ 原子炉冷却材喪失（添付書類十 3.4.4） ・ 原子炉冷却材喪失（添付書類十 3.5.1） ・ 可燃性ガスの発生（添付書類十 3.5.2）
低めの値を使用	・ 原子炉冷却材喪失（添付書類十 3.2.1）

表 2.2.1-5 雰囲気湿度に係る安全解析事象とその想定

安全解析での想定	事象名（括弧内は設置（変更）許可申請書における記載箇所）
大きめの値を使用	・ 原子炉冷却材喪失（添付書類十 3.2.1） ・ 可燃性ガスの発生（添付書類十 3.5.2）
小さめの値を使用	・ 原子炉冷却材喪失（添付書類十 3.4.4） ・ 原子炉冷却材喪失（添付書類十 3.5.1）

2.2.2. 信頼性に関する設計要件

2.2.2.1. 重要度が特に高い安全機能を有する構築物に関する設計要件

「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」及び「安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針（JEAG4612-2010）」を参照すると、原子炉格納施設は、『放射性物質の閉じ込め機能/放射線の遮へい及び放出低減機能』を有する MS・1 に分類され、設置許可基準規則による「重要安全施設」に分類される。

この設計構成を維持することが設計要件となる。

2.2.2.2. その他の一般的な設計要件

2.1 で抽出される設置許可基準規則の要求のうち、2.2.1、2.2.2.1 以外で考慮すべき一般的な設計要件として、以下に示す対策を講じなければならない。

- 地震による損傷の防止
- 津波による損傷の防止
- 外部からの衝撃による損傷の防止
- 火災による損傷の防止（内部火災防護）
- 溢水による損傷の防止
- 耐環境性
- 飛散物による損傷の防止
- その他技術基準規則に関する事項

各項目の具体的な対策事項は、(1) 耐震～(8) 火山防護に明記される。

1) 地震による損傷の防止

①設置許可基準規則に基づく要求

原子炉格納施設は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第四条に従い、地震により安全機能が損なわれるおそれがない設計とする必要がある。

②設計方針

設計要求を踏まえ、設置許可申請書および工認申請書の基本方針に示した通り、JEAG4601 に基づく耐震設計としている。3 章に示す原子炉格納施設に関する耐震設計の対象設備については、いずれも要求される耐震強度を有する設計（工認申請書の各設備の計算書）としている。

2) 津波による損傷の防止

①設置許可基準規則に基づく要求

原子炉格納施設は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第五条に従い、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して 安全機能が損なわれない設計とする必要がある。

②設計方針

設計要求を踏まえ、原子炉格納施設は津波影響を受けずにその機能が確保される設計としている。なお、津波防護施設または浸水防止設備を設置した場合は、津波に対して当該機能が十分に保持できていることを確認している。

- i) 原子炉格納施設の津波防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス 1、2 に属する施設、及び耐震 S クラスの施設が該当する。

3) 外部からの衝撃による損傷の防止

①設置許可基準規則に基づく要求

原子炉格納施設は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第六条に従い、想定される自然現象（地震及び津波を除く）及び人為事象によりその安全性が損なわれない設計とする必要がある。

②設計方針

外部からの衝撃として竜巻、火山、外部火災を想定し、これらに対して防護する設計としている。

A) 竜巻防護

原子炉格納施設は、設計の妥当性を「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。

- i) 原子炉格納施設の竜巻防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス 1、2 に属する施設が該当する。
- ii) これら原子炉格納施設は竜巻より防護すべき施設を内包する施設として扱うが、防護対象施設として設計する。

B) 火山防護

日本国内の現状の火山防護上の規制要求を踏まえ、「原子力発電所の火山影響評価ガイド」に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。

- i) 原子炉格納施設の火山防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス 1、2 に属する施設が該当する。
- ii) これら原子炉格納施設は降下火砕物より防護すべき施設を内包する施設として扱うが、防護対象施設として設計する。

C) 外部火災防護

「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。

- i) 原子炉格納施設の外部火災防護に関する防護対象設備は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス 1、2 に属する施設が該当する。
- ii) 原子炉格納施設の防護対象施設は屋内の施設であることから、これらを内包する建屋により防護する設計としている。

4) 火災による損傷の防止（内部火災防護）

①設置許可基準規則に基づく要求

原子炉格納施設は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するが、内部火災防護設計で対象とする原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物に該当しないため、内部火災防護設計は不要である。

②設計方針

原子炉格納施設は、内部火災防護設計で対象とする原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物に該当しないため、内部火災防護設計は不要としている。

5) 溢水による損傷の防止

①設置許可基準規則に基づく要求

原子炉格納施設は、設置許可基準規則第二条にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第九条に従い、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわれない設計とする必要がある。

②設計方針

原子炉格納施設は重要度の特に高い安全機能を有する系統設備に該当することから、溢水源に対して、没水、被水、蒸気影響に対する溢水影響を確認し、溢水影響を受けずにその機能が確保されることを確認している。

6) 耐環境性

①設置許可基準規則に基づく要求

原子炉格納施設は、設置許可基準規則第二条にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第十二条に従い、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができる設計とする必要がある。

②設計方針

安全施設は、想定される環境条件において、その機能を発揮できる設計とする。安全施設の設計条件については、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量等各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できるように設計している。安全施設の環境条件には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における圧力、温度、湿度、放射線のみならず、荷重、屋外の天候による影響、海水を通水する系統への影響、電磁波による影響、周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状（冷却材中の破損物等の異物を含む。）の影響を考慮している。

7) 飛散物による損傷の防止

①設置許可基準規則に基づく要求

原子炉格納施設は、設置許可基準規則第二条にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第十二条に従い、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なわない設計とする必要がある。

②設計方針

高速回転機器について、飛散物とならないよう機器設計、製作、品質管理、運転管理に十分な考慮を払っている。

高温高压の流体を内包する 1 次冷却材管、主蒸気管、主給水管に対して仮想的な破断を想定し、その結果生じるかも知れない配管のむち打ち、流出流体のジェット力等により原子炉格納施設の機能が損なわれることのないよう、配置上の考慮を払っている。またそれらの影響を低減させるための手段として、1 次冷却材管には、LBB を適用し、主蒸気・主給水管については配管ホイップレストレイントを設置している。

タービンミサイル評価に対しては、タービン羽根、T G カップリング、タービン・ディスク、高压タービン・ロータ等の飛散物によって安全施設の機能が損なわれる可能性を極めて低くする設計とする。

8) 材料及び構造

設計基準対象施設（圧縮機、補助ボイラー、蒸気タービン（発電用のものに限る。）、発電機、変圧器及び遮断器を除く。）並びに重大事故等対処設備に属する容器、管、ポンプ若しくは弁若しくはこれらの支持構造物又は炉心支持構造物の材料及び構造は、施設時において、各機器等のクラス区分に応じて日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」（JSME 設計・建設規格）等に従い設計する。

9) 使用中の亀裂等による破壊の防止

クラス 1 機器、クラス 1 支持構造物、クラス 2 機器、クラス 2 支持構造物、クラス 3 機器、クラス 4 管、原子炉格納容器、炉心支持構造物は、使用される環境条件を踏まえ応力腐食割れに対して残留応力が影響する場合、有意な残留応力が発生すると予想される部位の応力緩和を行う。

使用中のクラス 1 機器、クラス 1 支持構造物、クラス 2 機器、クラス 2 支持構造物、クラス 3 機器、クラス 4 管、原子炉格納容器、炉心支持構造物は、亀裂その他の欠陥により破壊が引き起こされないよう、保安規定に基づき「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」等に従って検査及び維持管理を行う。

1 0) 安全弁等

蒸気タービン、発電機、変圧器及び遮断器を除く設計基準対象施設及び重大事故等対処設備に設置する安全弁、逃がし弁、破壊板及び真空破壊弁は、日本機械学会「設計・建設規格」（JSME S NC1）及び日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（JSME S NC1-2001）及び（JSME S NC1-2005）【事例規格】過圧防護に関する規定（NC-CC-001）」に適合するよう設計する。なお、安全弁、逃がし弁、破壊板及び真空破壊弁については、施設時に適用した告示（通商産業省「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準（昭和 55 年通商産業省告示第 501 号）」）の規定に適合する設計とする。

1 1) 耐圧試験等

クラス 1 機器、クラス 2 機器、クラス 3 機器、クラス 4 管及び原子炉格納容器は、施設時に、当該機器の技術基準規則で定めるところによる圧力で耐圧試験を行ったとき、これに耐

え、かつ、著しい漏えいがないことを確認する。ただし、気圧により試験を行う場合であつて、当該圧力に耐えることが確認された場合は、当該圧力を最高使用圧力（原子炉格納容器にあっては、最高使用圧力の 0.9 倍）までに減じて著しい漏えいがないことを確認する。なお、耐圧試験は、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」等に従って実施する。

1 2) 準用

①原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準の準用

原子炉格納施設は、設計基準対処施設に該当するため「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に基づき、「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令」を準用する設計とする。

3. 設備の仕様及び安全機能

3.1. 系統構成設備

原子炉格納施設を構成する設備の仕様及び安全機能について表 3.1-1 に示す。

以上

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概要仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類ハ	工認要目表	保安規定
原子炉格納容器	自由体積：約73,700m ³ 漏えい率：原子炉格納容器内空 気重量の0.1%/d以下 (常温、空気、最 高使用圧力の0.9 倍の圧力において)	MS-1	MC ／ SA2	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 A) 自由体積 B) 設計漏えい率	自由体積：約73,700m ³ 漏えい率：原子炉格納容器内空 気重量の0.1%/d以下 (常温、空気、最 高使用圧力の0.9 倍の圧力において)	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
機器搬入口		MS-1	MC ／ SA2	S				
エアロック		MS-1	MC ／ SA2	S				
貫通部		MS-1	DB2, MC ／ SA2	S				
原子炉格納容器隔離弁 (注2)		MS-1	DB2 ／ SA2	S				
アニュラス	容積：約13100m ³	MS-1	—	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 F) アニュラス自由体積	アニュラス部容積： 約13,100 m ³	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、技術基準規則第十七条が定める材料及び構造、第十八条が定める使用中の亀裂等による破壊の防止、

第二十一条が定める耐圧試験等に機器クラスごとに準拠した設計とする。なお、「—」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。

注2：隔離弁のリストについては添付に示す。

添付

大飯3号機 格納容器隔離弁リスト

要求系統	ペネ No.	代替弁	要求機器名称
(A 蒸気発生器) 【蒸気発生器～主蒸 気ライン】	#513		A 主蒸気圧力計元弁 (P T-4 6 5)
			A 主蒸気圧力計元弁 (P T-4 6 6)
			A 主蒸気圧力計元弁 (P T-4 6 7)
			A 主蒸気圧力計元弁 (P T-4 6 8)
			A 主蒸気逃がし弁元弁 A-主蒸気逃がし弁元弁用駆動装置
			A 1 主蒸気安全弁
			A 2 主蒸気安全弁
			A 3 主蒸気安全弁
			A 4 主蒸気安全弁
			A 5 主蒸気安全弁
			A 主蒸気隔離弁 A 主蒸気隔離弁用 H 側リミットスイッチ A 主蒸気隔離弁用 L 側リミットスイッチ A 主蒸気隔離弁 (1) 用電磁弁 A 主蒸気隔離弁 (2) 用電磁弁 A 主蒸気隔離弁 (3) 用電磁弁 A 主蒸気隔離弁 (4) 用電磁弁
			A 主蒸気隔離弁ベント弁
			A 主蒸気隔離弁バイパス弁 A 主蒸気隔離弁バイパス弁 H 用リミットスイッチ A 主蒸気隔離弁バイパス弁 L 用リミットスイッチ A 主蒸気隔離弁バイパス弁用減圧弁 1 A 主蒸気隔離弁バイパス弁用減圧弁 2 A 主蒸気隔離弁バイパス弁用スプール弁 A 主蒸気隔離弁バイパス弁用電磁弁 1 A 主蒸気隔離弁バイパス弁用電磁弁 2 A 主蒸気隔離弁バイパス弁駆動部
			A 主蒸気隔離弁上流ドレンライン止め弁 A-主蒸気隔離弁上流ドレンライン止め弁用駆動装置

添付

大飯3号機 格納容器隔離弁リスト

要求系統	ペネ No.	代替弁	要求機器名称
(B 蒸気発生器)	#514		B 主蒸気圧力計元弁 (P T-4 7 5)
			B 主蒸気圧力計元弁 (P T-4 7 6)
			B 主蒸気圧力計元弁 (P T-4 7 7)
			B 主蒸気圧力計元弁 (P T-4 7 8)
			B 主蒸気逃がし弁元弁 B-主蒸気逃がし弁元弁用駆動装置
			B 1 主蒸気安全弁
			B 2 主蒸気安全弁
			B 3 主蒸気安全弁
			B 4 主蒸気安全弁
			B 5 主蒸気安全弁
			B 主蒸気隔離弁 B 主蒸気隔離弁用 H 側リミットスイッチ B 主蒸気隔離弁用 L 側リミットスイッチ B 主蒸気隔離弁 (1) 用電磁弁 B 主蒸気隔離弁 (2) 用電磁弁 B 主蒸気隔離弁 (3) 用電磁弁 B 主蒸気隔離弁 (4) 用電磁弁
			B 主蒸気隔離弁ベント弁
			B 主蒸気隔離弁バイパス弁 B 主蒸気隔離弁バイパス弁 H 用リミットスイッチ B 主蒸気隔離弁バイパス弁 L 用リミットスイッチ B 主蒸気隔離弁バイパス弁用減圧弁 1 B 主蒸気隔離弁バイパス弁用減圧弁 2 B 主蒸気隔離弁バイパス弁用スプール弁 B 主蒸気隔離弁バイパス弁用電磁弁 1 B 主蒸気隔離弁バイパス弁用電磁弁 2 B 主蒸気隔離弁バイパス弁駆動部
			B 主蒸気隔離弁上流ドレンライン止め弁 B-主蒸気隔離弁上流ドレンライン止め弁用駆動装置
			タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気 B 主蒸気供給ライン止め弁 タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気 B 主蒸気供給ライン止め弁用駆動装置

大飯3号機 格納容器隔離弁リスト

要求系統	ペネ No.	代替弁	要求機器名称
(C蒸気発生器) 【蒸気発生器～主蒸 気ライン】	#511		C主蒸気圧力計元弁 (PT-485)
			C主蒸気圧力計元弁 (PT-486)
			C主蒸気圧力計元弁 (PT-487)
			C主蒸気圧力計元弁 (PT-488)
			C主蒸気逃がし弁元弁 C-主蒸気逃がし弁元弁用駆動装置
			C1主蒸気安全弁
			C2主蒸気安全弁
			C3主蒸気安全弁
			C4主蒸気安全弁
			C5主蒸気安全弁
			C主蒸気隔離弁 C主蒸気隔離弁用H側リミットスイッチ C主蒸気隔離弁用L側リミットスイッチ C主蒸気隔離弁(1)用電磁弁 C主蒸気隔離弁(2)用電磁弁 C主蒸気隔離弁(3)用電磁弁 C主蒸気隔離弁(4)用電磁弁
			C主蒸気隔離弁ベント弁
			C主蒸気隔離弁バイパス弁 C主蒸気隔離弁バイパス弁H用リミットスイッチ C主蒸気隔離弁バイパス弁L用リミットスイッチ C主蒸気隔離弁バイパス弁用減圧弁1 C主蒸気隔離弁バイパス弁用減圧弁2 C主蒸気隔離弁バイパス弁用スプール弁 C主蒸気隔離弁バイパス弁用電磁弁1 C主蒸気隔離弁バイパス弁用電磁弁2 C主蒸気隔離弁バイパス弁駆動部
			C主蒸気隔離弁上流ドレンライン止め弁 C-主蒸気隔離弁上流ドレンライン止め弁用駆動装置

大飯3号機 格納容器隔離弁リスト

要求系統	ペネ No.	代替弁	要求機器名称
(D蒸気発生器) 【蒸気発生器～主蒸 気ライン】	#512		D主蒸気圧力計元弁 (PT-495)
			D主蒸気圧力計元弁 (PT-496)
			D主蒸気圧力計元弁 (PT-497)
			D主蒸気圧力計元弁 (PT-498)
			D主蒸気逃がし弁元弁 D-主蒸気逃がし弁元弁用駆動装置
			D1主蒸気安全弁
			D2主蒸気安全弁
			D3主蒸気安全弁
			D4主蒸気安全弁
			D5主蒸気安全弁
			D主蒸気隔離弁 D主蒸気隔離弁用H側リミットスイッチ D主蒸気隔離弁用L側リミットスイッチ D主蒸気隔離弁(1)用電磁弁 D主蒸気隔離弁(2)用電磁弁 D主蒸気隔離弁(3)用電磁弁 D主蒸気隔離弁(4)用電磁弁
			D主蒸気隔離弁ベント弁
			D主蒸気隔離弁バイパス弁 D主蒸気隔離弁バイパス弁H用リミットスイッチ D主蒸気隔離弁バイパス弁L用リミットスイッチ D主蒸気隔離弁バイパス弁用減圧弁1 D主蒸気隔離弁バイパス弁用減圧弁2 D主蒸気隔離弁バイパス弁用スプール弁 D主蒸気隔離弁バイパス弁用電磁弁1 D主蒸気隔離弁バイパス弁用電磁弁2 D主蒸気隔離弁バイパス弁駆動部
			D主蒸気隔離弁上流ドレンライン止め弁 D-主蒸気隔離弁上流ドレンライン止め弁用駆動装置
			タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気D主蒸気供給ライン止め弁 タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気D主蒸気供給ライン止め弁用駆動装置

添付

大飯3号機 格納容器隔離弁リスト

要求系統	ペネ No.	代替弁	要求機器名称
【換気空調装置系 統】	#303		格納容器給気第2隔離弁 格納容器給気第2隔離弁用リミットスイッチ 格納容器給気第2隔離弁用電磁弁 格納容器給気第2隔離弁用減圧弁 格納容器給気第2隔離弁用エアフィルタ 格納容器給気第2隔離弁駆動部
		○	格納容器給気第1隔離弁 格納容器給気第1隔離弁用リミットスイッチ 格納容器給気第1隔離弁用電磁弁 格納容器給気第1隔離弁用減圧弁 格納容器給気第1隔離弁用エアフィルタ 格納容器給気第1隔離弁駆動部
	#552		格納容器排気第2隔離弁 格納容器排気第2隔離弁用リミットスイッチ 格納容器排気第2隔離弁用電磁弁 格納容器排気第2隔離弁用減圧弁 格納容器排気第2隔離弁用エアフィルタ 格納容器排気第2隔離弁駆動部
		○	格納容器排気第1隔離弁 格納容器排気第1隔離弁用リミットスイッチ 格納容器排気第1隔離弁用電磁弁 格納容器排気第1隔離弁用減圧弁 格納容器排気第1隔離弁用エアフィルタ 格納容器排気第1隔離弁駆動部
	#414		A格納容器減圧装置排気ライン格納容器第2隔離弁 A格納容器減圧装置排気ライン格納容器第2隔離弁用リミットスイッチ A格納容器減圧装置排気ライン格納容器第2隔離弁用電磁弁 A格納容器減圧装置排気ライン格納容器第2隔離弁用減圧弁 A格納容器減圧装置排気ライン格納容器第2隔離弁駆動部
			A格納容器減圧装置排気ライン格納容器第1隔離弁 A－格納容器減圧装置排気ライン格納容器第1隔離弁用駆動装置
	#417		B格納容器減圧装置排気ライン格納容器第2隔離弁 B格納容器減圧装置排気ライン格納容器第2隔離弁用リミットスイッチ B格納容器減圧装置排気ライン格納容器第2隔離弁用電磁弁 B格納容器減圧装置排気ライン格納容器第2隔離弁用減圧弁 B格納容器減圧装置排気ライン格納容器第2隔離弁駆動部
			B格納容器減圧装置排気ライン格納容器第1隔離弁 B－格納容器減圧装置排気ライン格納容器第1隔離弁用駆動装置

大飯3号機 格納容器隔離弁リスト

要求系統	ペネ No.	代替弁	要求機器名称
【主給水ライン～蒸 気発生器】	#503		A主給水隔離弁 A－主給水隔離弁用駆動装置
			A補助給水隔離弁 A－補助給水隔離弁用駆動装置
	#504		B主給水隔離弁 B－主給水隔離弁用駆動装置
			B補助給水隔離弁 B－補助給水隔離弁用駆動装置
	#501		C主給水隔離弁 C－主給水隔離弁用駆動装置
			C補助給水隔離弁 C－補助給水隔離弁用駆動装置
	#502		D主給水隔離弁 D－主給水隔離弁用駆動装置
			D補助給水隔離弁 D－補助給水隔離弁用駆動装置
	【1次冷却材系統】 (加圧器及び加圧器 逃がしタンク廻り)	#305	加圧器逃がしタンクガス分析ライン格納容器第2隔離弁 加圧器逃がしタンクガス分析ライン格納容器第2隔離弁用減圧弁 加圧器逃がしタンクガス分析ライン格納容器第2隔離弁駆動部 加圧器逃がしタンクガス分析ライン格納容器第2隔離弁用電磁弁 加圧器逃がしタンクガス分析ライン格納容器第2隔離弁用H側リミットスイッチ 加圧器逃がしタンクガス分析ライン格納容器第2隔離弁用L側リミットスイッチ
			○ 加圧器逃がしタンクガス分析ライン格納容器第1隔離弁 加圧器逃がしタンクガス分析ライン格納容器第1隔離弁用減圧弁 加圧器逃がしタンクガス分析ライン格納容器第1隔離弁駆動部 加圧器逃がしタンクガス分析ライン格納容器第1隔離弁用電磁弁 加圧器逃がしタンクガス分析ライン格納容器第1隔離弁用H側リミットスイッチ 加圧器逃がしタンクガス分析ライン格納容器第1隔離弁用L側リミットスイッチ
		#317	加圧器逃がしタンク窒素供給ライン格納容器隔離弁 加圧器逃がしタンク窒素供給ライン格納容器隔離弁用減圧弁 加圧器逃がしタンク窒素供給ライン格納容器隔離弁駆動部 加圧器逃がしタンク窒素供給ライン格納容器隔離弁用電磁弁 加圧器逃がしタンク窒素供給ライン格納容器隔離弁用H側リミットスイッチ 加圧器逃がしタンク窒素供給ライン格納容器隔離弁用L側リミットスイッチ
			加圧器逃がしタンク窒素供給ライン格納容器隔離弁T. C弁
			加圧器逃がしタンク窒素供給ライン格納容器隔離逆止弁
		#308	格納容器内補給水供給ライン格納容器隔離弁 格納容器内補給水供給ライン格納容器隔離弁用減圧弁 格納容器内補給水供給ライン格納容器隔離弁駆動部 格納容器内補給水供給ライン格納容器隔離弁用電磁弁 格納容器内補給水供給ライン格納容器隔離弁用H側リミットスイッチ 格納容器内補給水供給ライン格納容器隔離弁用L側リミットスイッチ
			格納容器内補給水供給ライン格納容器隔離弁T. C弁
			格納容器内補給水供給ライン格納容器隔離逆止弁
			加圧器逃がしタンク純水補給ラインバイパス弁

大飯3号機 格納容器隔離弁リスト

要求系統	ペネ No.	代替弁	要求機器名称
【化学体積制御系統】	#226		抽出ライン格納容器第2隔離弁 抽出ライン格納容器第2隔離弁用減圧弁 抽出ライン格納容器第2隔離弁駆動部 抽出ライン格納容器第2隔離弁用H側リミットスイッチ 抽出ライン格納容器第2隔離弁用L側リミットスイッチ 抽出ライン格納容器第2隔離弁用電磁弁
			抽出ライン格納容器内ドレン弁
			A抽出オリフィス出口格納容器第1隔離弁 A抽出オリフィス出口格納容器第1隔離弁用減圧弁 A抽出オリフィス出口格納容器第1隔離弁用スプール弁 A抽出オリフィス出口格納容器第1隔離弁駆動部 A抽出オリフィス出口格納容器第1隔離弁用H側リミットスイッチ A抽出オリフィス出口格納容器第1隔離弁用L側リミットスイッチ A抽出オリフィス出口格納容器第1隔離弁用電磁弁
			B抽出オリフィス出口格納容器第1隔離弁 B抽出オリフィス出口格納容器第1隔離弁用減圧弁 B抽出オリフィス出口格納容器第1隔離弁用スプール弁 B抽出オリフィス出口格納容器第1隔離弁駆動部 B抽出オリフィス出口格納容器第1隔離弁用H側リミットスイッチ B抽出オリフィス出口格納容器第1隔離弁用L側リミットスイッチ B抽出オリフィス出口格納容器第1隔離弁用電磁弁
			C抽出オリフィス出口格納容器第1隔離弁 C抽出オリフィス出口格納容器第1隔離弁用減圧弁 C抽出オリフィス出口格納容器第1隔離弁用スプール弁 C抽出オリフィス出口格納容器第1隔離弁駆動部 C抽出オリフィス出口格納容器第1隔離弁用H側リミットスイッチ C抽出オリフィス出口格納容器第1隔離弁用L側リミットスイッチ C抽出オリフィス出口格納容器第1隔離弁用電磁弁
			抽出オリフィス出口逃がし弁
	#229		充てんライン格納容器隔離弁 充てんライン格納容器隔離弁用駆動装置
			充てんライン格納容器隔離弁出口T、C弁
			充てんライン格納容器隔離逆止弁
	#232		1次冷却材ポンプ封水戻りライン格納容器第2隔離弁 1次冷却材ポンプ封水戻りライン格納容器第2隔離弁用駆動装置
			1次冷却材ポンプ封水戻りライン格納容器第1隔離弁 1次冷却材ポンプ封水戻りライン格納容器第1隔離弁用駆動装置
			1次冷却材ポンプ封水戻りライン格納容器隔離逆止弁
	#361		A-1次冷却材ポンプ封水注入ライン格納容器隔離弁 A-1次冷却材ポンプ封水注入ライン格納容器隔離弁用駆動装置
		○	A-1次冷却材ポンプ封水注入ライン格納容器隔離弁T、C弁
			A-1次冷却材ポンプ封水注入ライン格納容器隔離逆止弁
	#219		B-1次冷却材ポンプ封水注入ライン格納容器隔離弁 B-1次冷却材ポンプ封水注入ライン格納容器隔離弁用駆動装置
		○	B-1次冷却材ポンプ封水注入ライン格納容器隔離弁T、C弁
			B-1次冷却材ポンプ封水注入ライン格納容器隔離逆止弁
	#231		C-1次冷却材ポンプ封水注入ライン格納容器隔離弁 C-1次冷却材ポンプ封水注入ライン格納容器隔離弁用駆動装置
		○	C-1次冷却材ポンプ封水注入ライン格納容器隔離弁T、C弁
			C-1次冷却材ポンプ封水注入ライン格納容器隔離逆止弁
	#322		D-1次冷却材ポンプ封水注入ライン格納容器隔離弁 D-1次冷却材ポンプ封水注入ライン格納容器隔離弁用駆動装置
		○	D-1次冷却材ポンプ封水注入ライン格納容器隔離弁T、C弁
			D-1次冷却材ポンプ封水注入ライン格納容器隔離逆止弁

大飯3号機 格納容器隔離弁リスト

要求系統	ペネ No.	代替弁	要求機器名称
【余熱除去系統】	#359		A余熱除去ポンプ入口格納容器隔離弁 A－余熱除去ポンプ入口格納容器隔離弁用駆動装置
			A余熱除去ポンプ入口格納容器隔離弁 T. V弁
			A余熱除去ポンプ入口逃がし弁
	#353		A余熱除去冷却器出口格納容器隔離弁 A－余熱除去冷却器出口格納容器隔離弁用駆動装置
			A余熱除去冷却器出口格納容器隔離弁 T. C弁
			A余熱除去冷却器出口格納容器隔離逆止弁
	#320		B余熱除去ポンプ入口格納容器隔離弁 B－余熱除去ポンプ入口格納容器隔離弁用駆動装置
			B余熱除去ポンプ入口格納容器隔離弁 T. V弁
			B余熱除去ポンプ入口逃がし弁
	#326		B余熱除去冷却器出口格納容器隔離弁 B－余熱除去冷却器出口格納容器隔離弁用駆動装置
			B余熱除去冷却器出口格納容器隔離弁 T. C弁
			B余熱除去冷却器出口格納容器隔離逆止弁
【燃料ピットおよび 燃料取替用水系統】	#235		キャビティ浄化取水ライン格納容器第2隔離弁
			キャビティ浄化取水ライン格納容器第1隔離弁
			キャビティ浄化取水ライン格納容器第1隔離弁バイパス逆止弁
	#211		キャビティ浄化戻りライン格納容器隔離弁
			キャビティ浄化戻りライン格納容器隔離弁 T. C弁 キャビティ浄化戻りライン格納容器隔離逆止弁
【安全注入系統】 (高圧注入ポンプま わり)	#347		A高圧注入ライン格納容器隔離弁 A－高圧注入ライン格納容器隔離弁用駆動装置
			A高圧注入ライン格納容器隔離弁 T. C弁
			A高圧注入ライン格納容器隔離逆止弁
	#152		A高圧注入ポンプ格納容器再循環サンプ側入口格納容器隔離弁 A－高圧注入ポンプ格納容器再循環サンプ側入口格納容器隔離弁用駆動装置
	#332		B高圧注入ライン格納容器隔離弁 B－高圧注入ライン格納容器隔離弁用駆動装置
			B高圧注入ライン格納容器隔離弁 T. C弁
			B高圧注入ライン格納容器隔離逆止弁
	#151		B高圧注入ポンプ格納容器再循環サンプ側入口格納容器隔離弁 B－高圧注入ポンプ格納容器再循環サンプ側入口格納容器隔離弁用駆動装置
【安全注入系統】 (蓄圧タンクまわ り)	#337		蓄圧タンク補給水ライン格納容器隔離弁
			蓄圧タンク補給水ライン格納容器隔離弁 T. C弁
			蓄圧タンク補給水ライン格納容器隔離逆止弁
	#376		蓄圧タンク窒素供給ライン格納容器隔離弁
			蓄圧タンク窒素供給ライン格納容器隔離弁 T. C弁
			蓄圧タンク窒素供給ライン格納容器隔離逆止弁

大飯3号機 格納容器隔離弁リスト

要求系統	ペネ No.	代替弁	要求機器名称
【格納容器スプレイ 系統】	#152		A格納容器スプレイポンプ再循環サンプ側入口格納容器隔離弁 A－格納容器スプレイポンプ再循環サンプ側入口格納容器隔離弁用駆動装置
	#365		A格納容器スプレイ冷却器出口格納容器隔離弁 A－格納容器スプレイ冷却器出口格納容器隔離弁用駆動装置
			A格納容器スプレイ冷却器出口スプレイノズル空気テスト弁
			A格納容器スプレイ冷却器出口格納容器隔離逆止弁
	#151		B格納容器スプレイポンプ再循環サンプ側入口格納容器隔離弁 B－格納容器スプレイポンプ再循環サンプ側入口格納容器隔離弁用駆動装置
	#314		B格納容器スプレイ冷却器出口格納容器隔離弁 B－格納容器スプレイ冷却器出口格納容器隔離弁用駆動装置
			B格納容器スプレイ冷却器出口スプレイノズル空気テスト弁
			B格納容器スプレイ冷却器出口格納容器隔離逆止弁
【蒸気発生器ブロー ダウン系統】	#388L		A蒸気発生器試料採取ライン格納容器隔離弁 A蒸気発生器試料採取ライン格納容器隔離弁用減圧弁 A蒸気発生器試料採取ライン格納容器隔離弁駆動部
	#507		Aブローダウンライン格納容器隔離弁 Aブローダウンライン格納容器隔離弁用H側リミットスイッチ Aブローダウンライン格納容器隔離弁用L側リミットスイッチ
	#388R		B蒸気発生器試料採取ライン格納容器隔離弁 B蒸気発生器試料採取ライン格納容器隔離弁用減圧弁 B蒸気発生器試料採取ライン格納容器隔離弁駆動部
	#508		Bブローダウンライン格納容器隔離弁 Bブローダウンライン格納容器隔離弁用H側リミットスイッチ Bブローダウンライン格納容器隔離弁用L側リミットスイッチ
	#385L		C蒸気発生器試料採取ライン格納容器隔離弁 C蒸気発生器試料採取ライン格納容器隔離弁用減圧弁 C蒸気発生器試料採取ライン格納容器隔離弁駆動部
	#505		Cブローダウンライン格納容器隔離弁 Cブローダウンライン格納容器隔離弁用H側リミットスイッチ Cブローダウンライン格納容器隔離弁用L側リミットスイッチ
	#385R		D蒸気発生器試料採取ライン格納容器隔離弁 D蒸気発生器試料採取ライン格納容器隔離弁用減圧弁 D蒸気発生器試料採取ライン格納容器隔離弁駆動部
	#506		Dブローダウンライン格納容器隔離弁 Dブローダウンライン格納容器隔離弁用H側リミットスイッチ Dブローダウンライン格納容器隔離弁用L側リミットスイッチ

大飯3号機 格納容器隔離弁リスト

要求系統	ペネ No.	代替弁	要求機器名称
【放射性廃棄物処理 系統】	#341		格納容器冷却材ドレンポンプ出口格納容器第2隔離弁 格納容器冷却材ドレンポンプ出口格納容器第2隔離弁用減圧弁 格納容器冷却材ドレンポンプ出口格納容器第2隔離弁用スピードコントローラ 格納容器冷却材ドレンポンプ出口格納容器第2隔離弁駆動部 格納容器冷却材ドレンポンプ出口格納容器第2隔離弁用電磁弁 格納容器冷却材ドレンポンプ出口格納容器第2隔離弁用H側リミットスイッチ 格納容器冷却材ドレンポンプ出口格納容器第2隔離弁用L側リミットスイッチ
		○	格納容器冷却材ドレンポンプ出口格納容器第1隔離弁 格納容器冷却材ドレンポンプ出口格納容器第1隔離弁用減圧弁 格納容器冷却材ドレンポンプ出口格納容器第1隔離弁駆動部 格納容器冷却材ドレンポンプ出口格納容器第1隔離弁用電磁弁 格納容器冷却材ドレンポンプ出口格納容器第1隔離弁用H側リミットスイッチ 格納容器冷却材ドレンポンプ出口格納容器第1隔離弁用L側リミットスイッチ
	#344		格納容器冷却材ドレンタンクガス分析ライン格納容器第2隔離弁 格納容器冷却材ドレンタンクガス分析ライン格納容器第2隔離弁用減圧弁 格納容器冷却材ドレンタンクガス分析ライン格納容器第2隔離弁駆動部 格納容器冷却材ドレンタンクガス分析ライン格納容器第2隔離弁用電磁弁 格納容器冷却材ドレンタンクガス分析ライン格納容器第2隔離弁用H側リミットスイッチ 格納容器冷却材ドレンタンクガス分析ライン格納容器第2隔離弁用L側リミットスイッチ
		○	格納容器冷却材ドレンタンクガス分析ライン格納容器第1隔離弁 格納容器冷却材ドレンタンクガス分析ライン格納容器第1隔離弁用減圧弁 格納容器冷却材ドレンタンクガス分析ライン格納容器第1隔離弁駆動部 格納容器冷却材ドレンタンクガス分析ライン格納容器第1隔離弁用電磁弁 格納容器冷却材ドレンタンクガス分析ライン格納容器第1隔離弁用H側リミットスイッチ 格納容器冷却材ドレンタンクガス分析ライン格納容器第1隔離弁用L側リミットスイッチ
	#338		格納容器冷却材ドレンタンクベントライン格納容器第1隔離弁 格納容器冷却材ドレンタンクベントライン格納容器第1隔離弁用減圧弁 格納容器冷却材ドレンタンクベントライン格納容器第1隔離弁駆動部 格納容器冷却材ドレンタンクベントライン格納容器第1隔離弁用電磁弁 格納容器冷却材ドレンタンクベントライン格納容器第1隔離弁用H側リミットスイッチ 格納容器冷却材ドレンタンクベントライン格納容器第1隔離弁用L側リミットスイッチ
		○	格納容器冷却材ドレンタンクベントライン格納容器第2隔離弁 格納容器冷却材ドレンタンクベントライン格納容器第2隔離弁用減圧弁 格納容器冷却材ドレンタンクベントライン格納容器第2隔離弁駆動部 格納容器冷却材ドレンタンクベントライン格納容器第2隔離弁用電磁弁 格納容器冷却材ドレンタンクベントライン格納容器第2隔離弁用H側リミットスイッチ 格納容器冷却材ドレンタンクベントライン格納容器第2隔離弁用L側リミットスイッチ
		○	格納容器冷却材ドレンタンク室素供給ライン格納容器第2隔離弁 格納容器冷却材ドレンタンク室素供給ライン格納容器第2隔離弁用減圧弁 格納容器冷却材ドレンタンク室素供給ライン格納容器第2隔離弁駆動部 格納容器冷却材ドレンタンク室素供給ライン格納容器第2隔離弁用電磁弁 格納容器冷却材ドレンタンク室素供給ライン格納容器第2隔離弁用H側リミットスイッチ 格納容器冷却材ドレンタンク室素供給ライン格納容器第2隔離弁用L側リミットスイッチ
	#335		格納容器サンプポンプ出口格納容器第2隔離弁 格納容器サンプポンプ出口格納容器第2隔離弁用減圧弁 格納容器サンプポンプ出口格納容器第2隔離弁用スピードコントローラ 格納容器サンプポンプ出口格納容器第2隔離弁駆動部 格納容器サンプポンプ出口格納容器第2隔離弁用電磁弁 格納容器サンプポンプ出口格納容器第2隔離弁用H側リミットスイッチ 格納容器サンプポンプ出口格納容器第2隔離弁用L側リミットスイッチ
		○	格納容器サンプポンプ出口格納容器第1隔離弁 格納容器サンプポンプ出口格納容器第1隔離弁用減圧弁 格納容器サンプポンプ出口格納容器第1隔離弁駆動部 格納容器サンプポンプ出口格納容器第1隔離弁用電磁弁 格納容器サンプポンプ出口格納容器第1隔離弁用H側リミットスイッチ 格納容器サンプポンプ出口格納容器第1隔離弁用L側リミットスイッチ

大飯3号機 格納容器隔離弁リスト

要求系統	ペネ No.	代替弁	要求機器名称
【消火水・1次系洗 浄水系統】	#408		消火水ライン格納容器隔離弁 消火水ライン格納容器隔離弁用リミットスイッチ 消火水ライン格納容器隔離弁駆動部 消火水ライン格納容器隔離弁用電磁弁
			消火水ライン格納容器隔離逆止弁
			消火水ライン格納容器隔離弁T、C弁
	#407		格納容器内脱塩水補給ライン格納容器隔離弁
			格納容器内脱塩水補給ライン格納容器隔離弁T、C弁
			格納容器内脱塩水補給ライン格納容器隔離逆止弁
【炉内計装用ガス パージ系統】	#405		炉内核計測装置ガスパージライン格納容器第2隔離弁 炉内核計測装置ガスパージライン格納容器第2隔離弁駆動部 炉内核計測装置ガスパージライン格納容器第2隔離弁用減圧弁
		○	炉内核計測装置ガスパージライン格納容器第1隔離弁 炉内核計測装置ガスパージライン格納容器第1隔離弁駆動部 炉内核計測装置ガスパージライン格納容器第1隔離弁用減圧弁 炉内核計測装置ガスパージライン格納容器第1隔離弁用電磁弁 炉内核計測装置ガスパージライン格納容器第1隔離弁用H側リミットスイッチ 炉内核計測装置ガスパージライン格納容器第1隔離弁用L側リミットスイッチ
【換気系統】	#439		格納容器サンプル取り出しライン格納容器第2隔離弁 格納容器サンプル取り出しライン格納容器第2隔離弁用減圧弁 格納容器サンプル取り出しライン格納容器第2隔離弁駆動部 格納容器サンプル取り出しライン格納容器第2隔離弁用電磁弁 格納容器サンプル取り出しライン格納容器第2隔離弁用H側リミットスイッチ 格納容器サンプル取り出しライン格納容器第2隔離弁用L側リミットスイッチ
		○	格納容器サンプル取り出しライン格納容器第1隔離弁 格納容器サンプル取出ライン格納容器第1隔離弁用駆動装置
	#438		格納容器サンプル戻りライン格納容器隔離弁 格納容器サンプル戻りライン格納容器隔離弁用減圧弁 格納容器サンプル戻りライン格納容器隔離弁駆動部 格納容器サンプル戻りライン格納容器隔離弁用電磁弁 格納容器サンプル戻りライン格納容器隔離弁用H側リミットスイッチ 格納容器サンプル戻りライン格納容器隔離弁用L側リミットスイッチ
			格納容器サンプル戻りラインT、C弁
			格納容器サンプル戻りライン格納容器隔離逆止弁
	#374		A格納容器水素パージ給気ライン格納容器第2隔離弁 A格納容器水素パージ給気ライン格納容器第2隔離弁用減圧弁 A格納容器水素パージ給気ライン格納容器第2隔離弁駆動部 A格納容器水素パージ給気ライン格納容器第2隔離弁用電磁弁 A格納容器水素パージ給気ライン格納容器第2隔離弁用H側リミットスイッチ A格納容器水素パージ給気ライン格納容器第2隔離弁用L側リミットスイッチ
			A格納容器水素パージ給気ライン格納容器第1隔離弁 A格納容器水素パージ給気ライン格納容器第1隔離弁用駆動装置
	#377		B格納容器水素パージ給気ライン格納容器第2隔離弁 B格納容器水素パージ給気ライン格納容器第2隔離弁用減圧弁 B格納容器水素パージ給気ライン格納容器第2隔離弁駆動部 B格納容器水素パージ給気ライン格納容器第2隔離弁用電磁弁 B格納容器水素パージ給気ライン格納容器第2隔離弁用H側リミットスイッチ B格納容器水素パージ給気ライン格納容器第2隔離弁用L側リミットスイッチ
			B格納容器水素パージ給気ライン格納容器第1隔離弁 B格納容器水素パージ給気ライン格納容器第1隔離弁用駆動装置

大飯3号機 格納容器隔離弁リスト

要求系統	ペネ No.	代替弁	要求機器名称
【格納容器漏洩率試験装置系統】	#558R		格納容器漏えい率試験装置精密圧力計格納容器第2隔離弁
		○	格納容器漏えい率試験装置精密圧力計格納容器第1隔離弁
【原子炉補機冷却水系統】	#383		A・D格納容器再循環ユニット冷却水供給ライン格納容器隔離弁 A・Dー格納容器再循環ユニット冷却水供給ライン格納容器隔離弁用駆動装置 A・D CV再循環ユニット冷却水供給ライン格納容器隔離弁T、C弁 A格納容器再循環ユニット冷却水入口弁 D格納容器再循環ユニット冷却水入口弁 A・D格納容器再循環ユニット冷却水逃がし弁
			B・C格納容器再循環ユニット冷却水供給ライン格納容器隔離弁 B・Cー格納容器再循環ユニット冷却水供給ライン格納容器隔離弁用駆動装置 B・C CV再循環ユニット冷却水供給ライン格納容器隔離弁T、C弁 B格納容器再循環ユニット冷却水入口弁 C格納容器再循環ユニット冷却水入口弁 B・C格納容器再循環ユニット冷却水逃がし弁
			A格納容器再循環ユニット冷却水戻りライン格納容器隔離弁 Aー格納容器再循環ユニット冷却水戻りライン格納容器隔離弁用駆動装置
		○	A格納容器再循環ユニット冷却水出口弁
		○	A CV再循環ユニット冷却水戻りライン格納容器隔離弁T、C弁
	#389		B格納容器再循環ユニット冷却水戻りライン格納容器隔離弁 Bー格納容器再循環ユニット冷却水戻りライン格納容器隔離弁用駆動装置
		○	B格納容器再循環ユニット冷却水出口弁
		○	B CV再循環ユニット冷却水戻りライン格納容器隔離弁T、C弁
	#247		C格納容器再循環ユニット冷却水戻りライン格納容器隔離弁 Cー格納容器再循環ユニット冷却水戻りライン格納容器隔離弁用駆動装置
		○	C格納容器再循環ユニット冷却水出口弁
		○	C CV再循環ユニット冷却水戻りライン格納容器隔離弁T、C弁
	#244		D格納容器再循環ユニット冷却水戻りライン格納容器隔離弁 Dー格納容器再循環ユニット冷却水戻りライン格納容器隔離弁用駆動装置
		○	D格納容器再循環ユニット冷却水出口弁
		○	D CV再循環ユニット冷却水戻りライン格納容器隔離弁T、C弁
	#432		CRDM冷却ユニット・余剰抽出冷却器冷却水戻りラインCV隔離弁 CRDM冷却ユニット、余剰抽出冷却器冷却水戻りラインC/V隔離弁用駆動装置
	#423		CRDM冷却ユニット・余剰抽出冷却器冷却水供給ラインCV隔離弁 CRDM冷却ユニット、余剰抽出冷却器冷却水供給ラインC/V隔離弁用駆動装置
	#420		1次冷却材ポンプ冷却水供給ライン格納容器隔離弁 1次冷却材ポンプ冷却水供給ライン格納容器隔離弁用駆動装置
			1次冷却材ポンプ冷却水供給ライン格納容器隔離弁T、C弁
			1次冷却材ポンプ冷却水供給ライン格納容器隔離逆止弁
	#435		1次冷却材ポンプ冷却水戻りライン格納容器第2隔離弁 1次冷却材ポンプ冷却水戻りライン格納容器第2隔離弁用駆動装置
			1次冷却材ポンプ冷却水戻りライン格納容器第1隔離弁 1次冷却材ポンプ冷却水戻りライン格納容器第1隔離弁用駆動装置
			RCPC冷却水戻りライン格納容器第1隔離弁バイパス逆止弁

大飯3号機 格納容器隔離弁リスト

要求系統	ペネ No.	代替弁	要求機器名称
【試料採取系統】	#220L		加圧器・Bループ試料採取ライン格納容器第2隔離弁 加圧器・Bループ試料採取ライン格納容器第2隔離弁用減圧弁 加圧器・Bループ試料採取ライン格納容器第2隔離弁駆動部 加圧器・Bループ試料採取ライン格納容器第2隔離弁用電磁弁 加圧器・Bループ試料採取ライン格納容器第2隔離弁用H側リミットスイッチ 加圧器・Bループ試料採取ライン格納容器第2隔離弁用L側リミットスイッチ
		○	加圧器気相部試料採取ライン格納容器第1隔離弁 加圧器気相部試料採取ライン格納容器第1隔離弁用減圧弁 加圧器気相部試料採取ライン格納容器第1隔離弁駆動部 加圧器気相部試料採取ライン格納容器第1隔離弁用電磁弁 加圧器気相部試料採取ライン格納容器第1隔離弁用H側リミットスイッチ 加圧器気相部試料採取ライン格納容器第1隔離弁用L側リミットスイッチ
		○	加圧器液相部試料採取ライン格納容器第1隔離弁 加圧器液相部試料採取ライン格納容器第1隔離弁用減圧弁 加圧器液相部試料採取ライン格納容器第1隔離弁駆動部 加圧器液相部試料採取ライン格納容器第1隔離弁用電磁弁 加圧器液相部試料採取ライン格納容器第1隔離弁用H側リミットスイッチ 加圧器液相部試料採取ライン格納容器第1隔離弁用L側リミットスイッチ
		○	Bループ高温側試料採取ライン格納容器第1隔離弁 Bループ高温側試料採取ライン格納容器第1隔離弁用駆動装置
	#220R		Dループ高温側試料採取ライン格納容器第2隔離弁 Dループ高温側試料採取ライン格納容器第2隔離弁用減圧弁 Dループ高温側試料採取ライン格納容器第2隔離弁駆動部 Dループ高温側試料採取ライン格納容器第2隔離弁用電磁弁 Dループ高温側試料採取ライン格納容器第2隔離弁用H側リミットスイッチ Dループ高温側試料採取ライン格納容器第2隔離弁用L側リミットスイッチ
		○	Dループ高温側試料採取ライン格納容器第1隔離弁 Dループ高温側試料採取ライン格納容器第1隔離弁用駆動装置

大飯3号機 格納容器隔離弁リスト

要求系統	ペネ No.	代替弁	要求機器名称
【試料採取系統】	#217		蓄圧タンク試料採取ライン格納容器第2隔離弁 蓄圧タンク試料採取ライン格納容器第2隔離弁用減圧弁 蓄圧タンク試料採取ライン格納容器第2隔離弁駆動部 蓄圧タンク試料採取ライン格納容器第2隔離弁用電磁弁 蓄圧タンク試料採取ライン格納容器第2隔離弁用H側リミットスイッチ 蓄圧タンク試料採取ライン格納容器第2隔離弁用L側リミットスイッチ
		○	A蓄圧タンク試料採取ライン格納容器第1隔離弁 A蓄圧タンク試料採取ライン格納容器第1隔離弁用減圧弁 A蓄圧タンク試料採取ライン格納容器第1隔離弁駆動部 A蓄圧タンク試料採取ライン格納容器第1隔離弁用電磁弁 A蓄圧タンク試料採取ライン格納容器第1隔離弁用H側リミットスイッチ A蓄圧タンク試料採取ライン格納容器第1隔離弁用L側リミットスイッチ
		○	B蓄圧タンク試料採取ライン格納容器第1隔離弁 B蓄圧タンク試料採取ライン格納容器第1隔離弁用減圧弁 B蓄圧タンク試料採取ライン格納容器第1隔離弁駆動部 B蓄圧タンク試料採取ライン格納容器第1隔離弁用電磁弁 B蓄圧タンク試料採取ライン格納容器第1隔離弁用H側リミットスイッチ B蓄圧タンク試料採取ライン格納容器第1隔離弁用L側リミットスイッチ
		○	C蓄圧タンク試料採取ライン格納容器第1隔離弁 C蓄圧タンク試料採取ライン格納容器第1隔離弁用減圧弁 C蓄圧タンク試料採取ライン格納容器第1隔離弁駆動部 C蓄圧タンク試料採取ライン格納容器第1隔離弁用電磁弁 C蓄圧タンク試料採取ライン格納容器第1隔離弁用H側リミットスイッチ C蓄圧タンク試料採取ライン格納容器第1隔離弁用L側リミットスイッチ
		○	D蓄圧タンク試料採取ライン格納容器第1隔離弁 D蓄圧タンク試料採取ライン格納容器第1隔離弁用減圧弁 D蓄圧タンク試料採取ライン格納容器第1隔離弁駆動部 D蓄圧タンク試料採取ライン格納容器第1隔離弁用電磁弁 D蓄圧タンク試料採取ライン格納容器第1隔離弁用H側リミットスイッチ D蓄圧タンク試料採取ライン格納容器第1隔離弁用L側リミットスイッチ
【試料採取系統】	#214		1次冷却材試料採取戻りライン格納容器隔離弁 1次冷却材試料採取戻りライン格納容器隔離弁用減圧弁 1次冷却材試料採取戻りライン格納容器隔離弁駆動部 1次冷却材試料採取戻りライン格納容器隔離弁用電磁弁 1次冷却材試料採取戻りライン格納容器隔離弁用H側リミットスイッチ 1次冷却材試料採取戻りライン格納容器隔離弁用L側リミットスイッチ
			1次冷却材試料採取戻りライン格納容器隔離逆止弁T、C弁
			1次冷却材試料採取戻りライン格納容器隔離逆止弁
【空調用冷水系統】	#413		制御棒監視盤室冷却ユニット冷水入口格納容器隔離弁 制御棒監視盤室冷却ユニット冷水入口格納容器隔離弁用リミットスイッチ 制御棒監視盤室冷却ユニット冷水入口格納容器隔離弁用減圧弁 制御棒監視盤室冷却ユニット冷水入口格納容器隔離弁駆動部 制御棒監視盤室冷却ユニット冷水入口格納容器隔離弁用電磁弁
	#416		制御棒監視盤室冷却ユニット冷水出口格納容器隔離弁 制御棒監視盤室冷却ユニット冷水出口格納容器隔離弁用リミットスイッチ 制御棒監視盤室冷却ユニット冷水出口格納容器隔離弁用減圧弁 制御棒監視盤室冷却ユニット冷水出口格納容器隔離弁駆動部 制御棒監視盤室冷却ユニット冷水出口格納容器隔離弁用電磁弁

大飯3号機 格納容器隔離弁リスト

要求系統	ペネ No.	代替弁	要求機器名称
【制御用空気系統】	#373		A 制御用空気格納容器隔離弁
			A－制御用空気格納容器隔離弁用駆動装置
			A 制御用空気格納容器隔離逆止弁
	#243		A 制御用空気格納容器隔離弁 T、C 弁
			B 制御用空気格納容器隔離弁
			B－制御用空気格納容器隔離弁用駆動装置
			B 制御用空気格納容器隔離逆止弁
【所内用空気系統】	#404		B 制御用空気格納容器隔離弁 T、C 弁
			所内用空気格納容器隔離弁
			所内用空気格納容器隔離逆止弁
			所内用空気格納容器隔離弁 T、C 弁

(23) 格納容器スプレイ系統

目次

1. 概要	1.3-(23)-3
1.1. 系統の概要	1.3-(23)-3
2. 設計要件	1.3-(23)-4
2.1. 準拠すべき設置許可基準規則等	1.3-(23)-4
2.2. 系統の設計要件.....	1.3-(23)-5
2.2.1. 安全機能に関する設計要件	1.3-(23)-5
2.2.2. 信頼性に関する設計要件.....	1.3-(23)-10
3. 設備の仕様及び安全機能	1.3-(23)-16
3.1. 系統構成設備	1.3-(23)-16

1. 概要

1.1. 系統の概要

格納容器スプレイ系統は、格納容器スプレイポンプ、格納容器スプレイ冷却器、よう素除去薬品タンク、配管、弁等で構成され、設計基準事故である原子炉冷却材喪失時および主蒸気管破断時に、原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇を原子炉格納容器の最高使用圧力及び最高使用温度以下に維持することを目的とした系統である。格納容器スプレイ系統は以上の目的を達成すべく、燃料取替用水ピット又は格納容器再循環サンプを水源として、格納容器スプレイポンプによってヒドラジンを含むほう酸水をスプレイする機能、及び再循環運転時において格納容器スプレイ冷却器を介して再循環サンプ水を冷却する機能を有する系統である。

なお、格納容器スプレイ系統に期待する設計基準事象は 2.2.1 に示される。

格納容器スプレイ系統は安全重要度分類上、特に重要度の高い安全機能である「放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能」(MS-1)を有するため、多重性を持たせた設計としている。格納容器スプレイ系統は、独立 2 系統で構成され、各系統に格納容器スプレイポンプ、格納容器スプレイ冷却器を 1 基ずつ設置している。また、格納容器スプレイ系統は耐震 S クラスで設計される。格納容器スプレイポンプの電動機は、各々独立した非常用母線に接続し、外部電源喪失時にはディーゼル発電機により給電する設計としている。

2. 設計要件

2.1. 準拠すべき設置許可基準規則等

格納容器スプレイ系統は、以下に示す設置許可基準規則等に基づき設計する。

【設置許可基準規則】

- 第二条 定義
- 第三条 設計基準対象施設の地盤
- 第四条 地震による損傷の防止
- 第五条 津波による損傷の防止
- 第六条 外部からの衝撃による損傷の防止
- 第八条 火災による損傷の防止
- 第九条 溢水による損傷の防止等
- 第十二条 安全施設
- 第十三条 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止
- 第二十三条 計測制御系統施設
- 第二十四条 安全保護回路
- 第三十二条 原子炉格納施設
- 第三十三条 保安電源設備

【技術基準規則】

- 第十七条 材料及び構造
- 第十八条 使用中の亀裂等による破壊の防止
- 第二十条 安全弁等
- 第二十一条 耐圧試験等
- 第四十八条 準用

2.2. 系統の設計要件

2.1 で示した格納容器スプレイ系統が準拠すべき設置許可基準規則を次の通り区分して、区分ごとに格納容器スプレイ系統の設計要件を示す。但し、第二条は全般にかかる事項であるため除く。また、第二十三条、第二十四条、第三十三条については、格納容器スプレイ系統の機能を発揮するための前提となる機能（制御や駆動源）を担う設備に関する事項であり、個別の設計要件は(19) 計測制御系統、(25) 非常用電源系統に記載することとし、本図書では記載しない。

① 安全機能に関する設計要求（2.2.1）

- 第十三条 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止
- 第二十五条 反応度制御系統及び原子炉停止系統
- 第三十二条 原子炉格納施設

② 信頼性に関する設計要件（2.2.2）

- 第三条 設計基準対象施設の地盤
- 第四条 地震による損傷の防止
- 第五条 津波による損傷の防止
- 第六条 外部からの衝撃による損傷の防止
- 第八条 火災による損傷の防止
- 第九条 溢水による損傷の防止等
- 第十二条 安全施設

2.2.1. 安全機能に関する設計要件

格納容器スプレイ系統には、以下の安全機能が要求される。

- 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能¹

上記安全機能が達成される設計であることは、系統毎の設計方針に基づき設備仕様を定めることに加えて、原子炉施設全体としての安全解析を行うことで確認している。そのため、当該系統の主要設備の仕様、及び安全解析で使用した設計情報（解析想定）の範囲内であることが、原子炉施設全体の安全性を担保するための設計要件となる。以下では、安全機能ごとに基本的な設計要件を記載するとともに、表 2.2.1-1 に示す格納容器スプレイ系統を対処設備として期待する設計基準事象の安全評価に紐づいて担保されるべき要件（制限事項）を示す。

¹ 格納容器スプレイ系統の有する放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能のうち CV バウンダリに関しては、「(22) 原子炉格納施設」にて記載。

1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能

格納容器スプレイ系統は、原子炉格納容器スプレイ作動信号を受けて、よう素除去のための薬品を含むほう酸水を格納容器スプレイとして必要な供給流量を格納容器内にスプレイできなければならない。一方、原子炉冷却材喪失時等において再冠水期間中の炉心冷却性が阻害されないようにするため、過剰な流量でのスプレイがなされないようにしなければならない。また、燃料取替用水ピットの水位が低くなった場合には、格納容器スプレイポンプの水源を格納容器再循環サンプに切り替えて（再循環モード）、格納容器スプレイ冷却器で冷却した後、原子炉格納容器内にスプレイすることから、格納容器スプレイ系統は、原子炉格納容器の放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮蔽機能及び放出低減機能を維持するのに必要な冷却能力を有しなければならない。加えて、原子炉格納容器スプレイ水へのよう素除去薬品の添加を前提としたよう素除去機能を有しなければならない。

A) 格納容器スプレイ冷却器の冷却性能

格納容器スプレイ冷却器は、再循環モード時の冷却能力として表 2.2.1-1 に示す設計基準事象の安全評価において使用されている冷却性能を確保することが設計要件となる。

B) 格納容器スプレイ流量

格納容器スプレイ系統を対処設備として期待する表 2.2.1-1 に示す設計基準事象の安全評価のうち、環境への放射性物質の放出量に着目した原子炉冷却材喪失（添付書類十 3.4.4）と、原子炉格納容器内圧に着目した原子炉冷却材喪失（添付書類十 3.5.1）、及び可燃性ガスの発生（添付書類十 3.5.2）の安全解析では、原子炉格納容器の健全性を保守的に評価する目的から、格納容器スプレイ系統のスプレイ流量として少なめの流量を使用している。一方、炉心冷却性に着目した原子炉冷却材喪失（添付書類十 3.2.1）の安全解析では、炉心冷却性等を保守的に評価する目的から、スプレイ流量として多めの流量を使用している（表 2.2.1-2 参照）。したがって、格納容器スプレイ系統によるスプレイ流量は、それぞれの事象の評価で使用された解析使用値の範囲内に維持されることが安全性を担保するための設計要件となる。

C) 格納容器スプレイの動作遅れ時間

格納容器スプレイの動作遅れ時間は、評価目的に応じて2種類の遅れ時間があり、それぞれにおいて想定されている想定時間内に収まらなければならない。

格納容器スプレイ系統の機能に期待する設計基準事象の安全評価において、表 2.2.1-1 に示す事象のうち、環境への放射性物質の放出量に着目した原子炉冷却材喪失（添付書類十 3.4.4）、原子炉格納容器内圧に着目した原子炉冷却材喪失（添付書類十 3.5.1）、及び可燃性ガスの発生（添付書類十 3.5.2）については、原子炉格納容器内圧を保守的に評価す

るため、事象開始からポンプ定速達成までの時間²経過以降に格納容器スプレイポンプによる注入開始を想定しており、この評価における想定時間内に注入開始できるようにすることが安全性を担保するための設計要件となる。

一方で、炉心冷却性に着目した原子炉冷却材喪失（添付書類十 3.2.1）については、燃料被覆管温度が過度に上昇しないようにするため早期にスプレイが開始される想定としており、この評価においては、想定時間より後にスプレイ開始できるようにすることが安全性を担保するための設計要件となる。

加えて、表 2.2.1-1 に示す事象のうち環境への放射性物質の放出量に着目した原子炉冷却材喪失（添付書類十 3.4.4）及び制御棒飛び出し（添付書類十 3.4.5）については、事象開始からポンプ定速達成までの時間²経過以降による素除去薬品タンクからの薬品添加を想定しており、この解析において想定時間内による素除去のための薬品を含むほう酸水が原子炉格納容器内にスプレイできることが安全性を担保するための設計要件となる。

D) 再循環漏えい率

表 2.2.1-1 に示す環境への放射性物質の放出量に係る設計基準事象（添付書類十 3.4.4 及び 3.4.5）においては、格納容器スプレイ設備の再循環系からの漏えいを想定しており、この解析に使用している再循環漏えい率以下とすることが設計要件となる。

しかしながら、環境への放射性物質の放出量に対して再循環漏えい率の変化が評価パラメータに与える影響は小さいため、再循環漏えい率は設計要件ではあるが、安全性を担保するための確認項目として必須ではない。

E) よう素除去機能

格納容器スプレイ系統は、スプレイに対してよう素除去薬品を添加することで、原子炉格納器内のよう素除去を行っている。そのため、表 2.2.1-1 に示す環境への放射性物質の放出量に係る設計基準事象（添付書類十 3.4.4 及び 3.4.5）において使用している放射性無機よう素の等価半減期を下回ることが設計要件となる。

² この遅れ時間には信号遅れやタイマー、ポンプ定速達成時間、外部電源喪失時の DG 起動遅れ及びシーケンスタイム等が考慮されている。

表 2.2.1-1 格納容器スプレイ系統に係る安全解析事象と安全機能の関係

解析において格納容器スプレイ系統を考慮している 設計基準事象			安全機能
			1)
			放射線物質の閉じ込め機能、 放射線の遮へい及び放出低減機能
分類	事象名	設置（変更）許可 申請書における 記載箇所	
設計 基準 事象	原子炉冷却材喪失	添付書類十 3.2.1	○
	原子炉冷却材喪失	添付書類十 3.4.4	○
	制御棒飛び出し	添付書類十 3.4.5	○
	原子炉冷却材喪失	添付書類十 3.5.1	○
	可燃性ガスの発生	添付書類十 3.5.2	○

表 2.2.1-2 格納容器スプレイに係る安全解析事象とその想定

安全解析での想定	事象名（括弧内は設置（変更）許可申請書における記載箇所）
格納容器スプレイポンプ 1 台かつ少なめの流量で注入	・ 原子炉冷却材喪失（添付書類十 3.4.4） ・ 原子炉冷却材喪失（添付書類十 3.5.1） ・ 可燃性ガスの発生（添付書類十 3.5.2）
格納容器スプレイポンプ 2 台かつ多めの流量で注入	・ 原子炉冷却材喪失（添付書類十 3.2.1）

2.2.2. 信頼性に関する設計要件

2.2.2.1. 重要度が特に高い安全機能を有する系統に関する設計要件

「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」及び「安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針（JEAG4612-2010）」を参照すると、格納容器スプレイ系統は、『放射性物質の閉じ込め機能/放射線の遮へい及び放出低減機能』を有する MS-1 に分類され、設置許可基準規則による「重要安全施設」に分類される。

従って、設置許可基準規則第十二条 2 項に従い、最も厳しい単一故障を想定しても系統機能を満足する設計としなければならない。

また、設置許可基準規則第十二条 6 項に従い、原子炉施設間で共用又は相互接続しない設計としなければならない。

上記要求を踏まえ、格納容器スプレイ系については独立 2 系統で構成される。格納容器スプレイポンプは、それぞれ独立のディーゼル発電機に接続し、構成する機器の単一故障の仮定に加え外部電源が利用できない場合においてもその安全機能が達成できるように、多重性及び独立性を有する設計としている。また、格納容器スプレイ系統は、原子炉施設間で共用又は相互接続しない設計としている。

この設計構成を維持することが、多重性、独立性を担保するための設計要件となる。

2.2.2.2. その他の一般的な設計要件

2.1 で抽出される設置許可基準規則の要求のうち、2.2.1、2.2.2.1 以外で考慮すべき一般的な設計要件として、以下に示す対策を講じなければならない。

- 地震による損傷の防止
- 津波による損傷の防止
- 外部からの衝撃による損傷の防止
- 火災による損傷の防止（内部火災防護）
- 溢水による損傷の防止
- 耐環境性
- 飛散物による損傷の防止
- その他技術基準規則に関する事項

各項目の具体的な対策事項は、(1) 耐震～(8) 火山防護に明記される。

1) 地震による損傷の防止

①設置許可基準規則に基づく要求

格納容器スプレイ系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第四条に従い、地震により安全機能が損なわれるおそれがない設計とする必要がある。

②設計方針

設計要求を踏まえ、設置許可申請書および工認申請書の基本方針に示した通り、JEAG4601に基づく耐震設計としている。3章に示す格納容器スプレイ系統に関する耐震設計の対象設備については、いずれも要求される耐震強度を有する設計としている。

2) 津波による損傷の防止

①設置許可基準規則に基づく要求

格納容器スプレイ系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第五条に従い、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して安全機能が損なわれない設計とする必要がある。

②設計方針

設計要求を踏まえ、格納容器スプレイ系統は津波影響を受けずにその機能が確保される設計としている。なお、津波防護施設または浸水防止設備を設置した場合は、津波に対して当該機能が十分に保持できていることを確認している。

- i) 格納容器スプレイ系統の津波防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス 1、2 に属する施設、及び耐震 S クラスの施設が該当する。

3) 外部からの衝撃による損傷の防止

①設置許可基準規則に基づく要求

格納容器スプレイ系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第六条に従い、想定される自然現象（地震及び津波を除く）及び人為事象によりその安全性が損なわれない設計とする必要がある。

②設計方針

外部からの衝撃として竜巻、火山、外部火災を想定し、これらに対して防護する設計としている。

A) 竜巻防護

格納容器スプレイ系統は、設計の妥当性を「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。

- i) 格納容器スプレイ系統の竜巻防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス 1、

2に属する施設が該当する。

- ii) これら格納容器スプレイ系統の防護対象施設は屋内の施設であることから、これらを内包する建屋により防護する設計としている。

B) 火山防護

日本国内の現状の火山防護上の規制要求を踏まえ、「原子力発電所の火山影響評価ガイド」に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。

- i) 格納容器スプレイ系統の火山防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス1、2に属する施設が該当する。
- ii) これら格納容器スプレイ系統の防護対象施設は屋内の施設であることから、これらを内包する建屋により防護する設計としている。

C) 外部火災防護

「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。

- i) 格納容器スプレイ系統の外部火災防護に関する防護対象設備は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス1、2に属する施設が該当する。
- ii) 格納容器スプレイ系統の防護対象施設は屋内の施設であることから、これらを内包する建屋により防護する設計としている。

4) 火災による損傷の防止（内部火災防護）

①設置許可基準規則に基づく要求

格納容器スプレイ系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するが、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能のいずれも有していないため、設計基準対象施設としては、内部火災防護設計は不要である。

②設計方針

格納容器スプレイ系統は、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能のいずれも有していないため、設計基準対象施設としては、内部火災防護設計は不要としている。

5) 溢水による損傷の防止

①設置許可基準規則に基づく要求

格納容器スプレイ系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第九条に従い、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわれない設計とする必要がある。

②設計方針

格納容器スプレイ系統は重要度の特に高い安全機能を有する系統設備に該当することから、溢水源に対して、没水、被水、蒸気影響に対する溢水影響を確認し、溢水影響を受けずにその機能が確保されることを確認している。また当該系統が、溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水や、地震に起因する機器の破損等により生じる溢水の溢水源とならないよう、耐震性が確保され、配管応力が許容値を満足していることを確認している。

6) 耐環境性

①設置許可基準規則に基づく要求

格納容器スプレイ系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第十二条に従い、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができる設計とする必要がある。

②設計方針

安全施設は、想定される環境条件において、その機能を発揮できる設計とする。安全施設の設計条件については、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量等各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できるように設計している。安全施設の環境条件には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における圧力、温度、湿度、放射線のみならず、荷重、屋外の天候による影響、海水を通水する系統への影響、電磁波による影響、周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状（冷却材中の破損物等の異物を含む。）の影響を考慮している。

7) 飛散物による損傷の防止

①設置許可基準規則に基づく要求

格納容器スプレイ系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第十二条に従い、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なわない設計とする必要がある。

②設計方針

高速回転機器について、飛散物とならないよう機器設計、製作、品質管理、運転管理に十分な考慮を払っている。

一方で、高温高压の流体を内包する1次冷却材管、主蒸気管、主給水管に対して仮想的な破断を想定し、その結果生じるかも知れない配管のむち打ち、流出流体のジェット力等により格納容器スプレイ系統の機能が損なわれることのないよう、配置上の考慮を払っている。またそれらの影響を低減させるための手段として、1次冷却材管には、LBBを適用し、主蒸気・主給水管については配管ホイップレストレイントを設置している。

タービンミサイル評価に対しては、タービン羽根、TGカップリング、タービン・ディスク、高压タービン・ロータ等の飛散物によって安全施設の機能が損なわれる可能性を極めて低くする設計とする。

8) 材料及び構造

設計基準対象施設（圧縮機、補助ボイラー、蒸気タービン（発電用のものに限る。）、発電機、変圧器及び遮断器を除く。）に属する容器、管、ポンプ若しくは弁若しくはこれらの支持構造物又は炉心支持構造物の材料及び構造は、施設時において、各機器等のクラス区分に応じて日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」（JSME 設計・建設規格）等に従い設計する。

9) 使用中の亀裂等による破壊の防止

クラス1機器、クラス1支持構造物、クラス2機器、クラス2支持構造物、クラス3機器、クラス4管、原子炉格納容器、炉心支持構造物は、使用される環境条件を踏まえ応力腐食割れに対して残留応力が影響する場合、有意な残留応力が発生すると予想される部位の応力緩和を行う。

使用中のクラス1機器、クラス1支持構造物、クラス2機器、クラス2支持構造物、クラス3機器、クラス4管、原子炉格納容器、炉心支持構造物は、亀裂その他の欠陥により破壊を引き起こされないよう、保安規定に基づき「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」等に従って検査及び維持管理を行う。

使用中のクラス1機器の耐圧部分は、貫通する亀裂その他の欠陥が発生しないよう、保安規定に基づき「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」等に従って検査及び維持管理を行う。

10) 安全弁等

蒸気タービン、発電機、変圧器及び遮断器を除く設計基準対象施設に設置する安全弁、逃がし弁、破壊板及び真空破壊弁は、日本機械学会「設計・建設規格」（JSME S NC1）及び日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（JSME S NC1-2001）及び（JSME S NC1-2005）【事例規格】過圧防護に関する規定（NC-CC-001）」に適合するよう設計する。な

お、安全弁、逃がし弁、破壊板及び真空破壊弁については、施設時に適用した告示（通商産業省「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準（昭和 55 年通商産業省告示第 501 号）」）の規定に適合する設計とする。

1 1) 耐圧試験等

クラス 1 機器、クラス 2 機器、クラス 3 機器、クラス 4 管及び原子炉格納容器は、施設時に、当該機器の技術基準規則で定めるところによる圧力で耐圧試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないことを確認する。ただし、気圧により試験を行う場合であつて、当該圧力に耐えることが確認された場合は、当該圧力を最高使用圧力（原子炉格納容器にあつては、最高使用圧力の 0.9 倍）までに減じて著しい漏えいがないことを確認する。なお、耐圧試験は、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」等に従って実施する。

1 2) 準用

①原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準の準用

格納容器スプレイ系統は、設計基準対象施設に該当するため「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に基づき、「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令」を準用する設計とする。

3. 設備の仕様及び安全機能

3.1. 系統構成設備

格納容器スプレイ系統を構成する設備の仕様及び安全機能について表 3.1-1 に示す。

以上

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類A	工認要目表	保安規定
A、B格納容器スプレィポンプ	容量：1200 m ³ /h 揚程：175 m 出力：940kW/ 個	MS-1	DB2 ／ SA2	S	1) 放射性物質の閉じ込み機能、放射線の遮へい及び放 出低減機能 B)格納容器スプレィ流量 C)格納容器スプレィの動作遅れ時間 E)よう素除去機能	容量：約1,200m ³ /h/個 揚程：約175m	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
A、B格納容器スプレィ冷却器	容量(設計熱交換 率)：2.36×10 ⁴ kW 伝熱面積：685 m ²	MS-1	DB2(管側) DB3(側側) ／ SA2	S	1) 放射性物質の閉じ込み機能、放射線の遮へい及び放 出低減機能 A)格納容器スプレィ冷却器の冷却性能	伝熱容量： 約2.0×10 ⁴ kcal/h/個	参考資料－2に示す。	－
よう素除去薬品タンク	容量：3 m ³	MS-1	DB2 ／ －	S	1) 放射性物質の閉じ込み機能、放射線の遮へい及び放 出低減機能 E)よう素除去機能	薬品： ヒドラジン (約85wt%) 容量： 約3m ³	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
pH調整剤タンク	容量：1 m ³	MS-3	DB2 ／ －	S	1) 放射性物質の閉じ込み機能、放射線の遮へい及び放 出低減機能 E)よう素除去機能	容量：約 1 m ³	参考資料－2に示す。	－
A、B格納容器スプレィポンプ 燃料取替用水ピット側入口止め 弁	電動弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	1) 放射性物質の閉じ込み機能、放射線の遮へい及び放 出低減機能 B)格納容器スプレィ流量	－	－	－
A、B格納容器スプレィポンプ 燃料取替用水ピット側入口逆止 弁	逆止弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	1) 放射性物質の閉じ込み機能、放射線の遮へい及び放 出低減機能 B)格納容器スプレィ流量	－	－	－
A、B格納容器スプレィポンプ 重循環サンプ側入口格納容器隔 離弁	電動弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	1) 放射性物質の閉じ込み機能、放射線の遮へい及び放 出低減機能 B)格納容器スプレィ流量	－	－	－
A、B格納容器スプレィ冷却器 出口格納容器隔離弁	電動弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	1) 放射性物質の閉じ込み機能、放射線の遮へい及び放 出低減機能 B)格納容器スプレィ流量	－	－	－
A、B格納容器スプレィ冷却器 出口格納容器隔離逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	1) 放射性物質の閉じ込み機能、放射線の遮へい及び放 出低減機能 B)格納容器スプレィ流量	－	－	－
A、B格納容器スプレィポンプ 再循環サンプ側入口逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	1) 放射性物質の閉じ込み機能、放射線の遮へい及び放 出低減機能 B)格納容器スプレィ流量	－	－	－
A、B格納容器スプレィポンプ D入口逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	1) 放射性物質の閉じ込み機能、放射線の遮へい及び放 出低減機能 B)格納容器スプレィ流量	－	－	－
A、Bよう素除去薬品注入ライ ン第1止め弁	電動弁	MS-1	DB2 ／ －	S	1) 放射性物質の閉じ込み機能、放射線の遮へい及び放 出低減機能 E)よう素除去機能	－	－	－
A、Bよう素除去薬品注入ライ ン第2止め弁	電動弁	MS-1	DB2 ／ －	S	1) 放射性物質の閉じ込み機能、放射線の遮へい及び放 出低減機能 E)よう素除去機能	－	－	－

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、技術基準規則が定める材料及び構造、使用中の亀裂等による破壊の防止、耐圧試験等に機器クラスごとに準拠した設計とする。
なお、「－」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備細略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類人	工認要目表	保安規定
A、Bより素除去薬品注入ライ ン逆止弁	逆止弁	MS・1	DB2 ／ －	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放 出低減機能 E)より素除去機能	－	－	－
配管・継手 A-011 格納容器スプレィ系統	－	MS・1	DB2 ／ SA2 (一部SAクラス 対象外)	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放 出低減機能 B)格納容器スプレィ流量 C)格納容器スプレィの動作遅れ時間 E)より素除去機能	－	－	－

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、技術基準規則が定める材料及び構造、使用中の亀裂等による破壊の防止、耐圧試験等に機器クラスごとに準拠した設計とする。
なお、「－」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。

(24-1) 換気空調系統 (アニュラス空気浄化系統)

目次

1. 概要	1.3-(24-1)-3
1.1. 系統の概要	1.3-(24-1)-3
2. 設計要件	1.3-(24-1)-4
2.1. 準拠すべき設置許可基準規則等	1.3-(24-1)-4
2.2. 系統の設計要件	1.3-(24-1)-4
2.2.1. 安全機能に関する設計要件	1.3-(24-1)-5
2.2.2. 信頼性に関する設計要件	1.3-(24-1)-8
3. 設備の仕様及び安全機能	1.3-(24-1)-14
3.1. 系統構成設備	1.3-(24-1)-14

1. 概要

1.1. 系統の概要

アニュラス空気浄化系統は、アニュラス空気浄化ファン、アニュラス空気浄化フィルタユニット、ダクト、弁、ダンパ等で構成され、設計基準事故時に、アニュラス及び安全補機室を隔離し、アニュラス及び安全補機室を負圧にするとともに放射性物質を低減する機能を有する系統である。

アニュラス空気浄化系統は、安全重要度分類上、特に重要度の高い安全機能である「放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能（MS-1）」を有するため、多重性を持たせた設計としている。具体的には、アニュラス空気浄化ファンは、A トレン、B トレンにそれぞれ 1 台ずつ設置され、設計基準事故時に要求される排気風量を片トレンのみで供給可能な容量を有している。

また、アニュラス空気浄化系統は耐震 S クラスで設計される。

アニュラス空気浄化ファンの電動機は、各トレンで独立した非常用母線に接続し、外部電源喪失時にはディーゼル発電機により給電する設計としている。また、全交流電源喪失時には非常用空冷式発電機を用いて非常用母線からの給電を復旧させることができる。

2. 設計要件

2.1. 準拠すべき設置許可基準規則等

アニュラス空気浄化系統は、以下に示す設置許可基準規則に基づき設計する。

【設置許可基準規則】

- 第二条 定義
- 第三条 設計基準対象施設の地盤
- 第四条 地震による損傷の防止
- 第五条 津波による損傷の防止
- 第六条 外部からの衝撃による損傷の防止
- 第八条 火災による損傷の防止
- 第九条 溢水による損傷の防止等
- 第十二条 安全施設
- 第二十三条 計測制御系統施設
- 第二十四条 安全保護回路
- 第三十二条 原子炉格納施設
- 第三十三条 保安電源設備

【技術基準規則】

- 第十七条 材料及び構造
- 第十八条 使用中の亀裂等による破壊の防止
- 第二十一条 耐圧試験等
- 第四十三条 換気設備
- 第四十八条 準用

2.2. 系統の設計要件

2.1 で示したアニュラス空気浄化系統が準拠すべき設置許可基準規則を次の通り区分して、区分ごとにアニュラス空気浄化系統の設計要件を示す。但し、第二条は全般にかかる事項であるため除く。また、第二十三条、第二十四条及び第三十三条については、アニュラス空気浄化系統の機能を発揮するための前提となる機能（制御や駆動源）を担う設備に関する事項であり、個別の

設計要件は(19) 計測制御系統、(25) 非常用電源系統に記載することとし、本図書では記載しない。

① 安全機能に関する設計要求 (2.2.1)

- 第三十二条 原子炉格納施設

② 信頼性に関する設計要件 (2.2.2)

- 第三条 設計基準対象施設の地盤
- 第四条 地震による損傷の防止
- 第五条 津波による損傷の防止
- 第六条 外部からの衝撃による損傷の防止
- 第八条 火災による損傷の防止
- 第九条 溢水による損傷の防止等
- 第十二条 安全施設

2.2.1. 安全機能に関する設計要件

アニュラス空気浄化系統には、以下の安全機能が要求される。

○ 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能

上記安全機能が達成される設計であることは、系統毎の設計方針に基づき設備仕様を定めることに加えて、原子炉施設全体としての安全解析を行うことで確認している。そのため、当該系統の主要設備の仕様、及び安全解析で使用した設計情報（解析想定）の範囲内であることが、原子炉施設全体の安全性を担保するための設計要件となる。以下では安全機能ごとに基本的な設計要件を記載するとともに表 2.2.1-1 に示すアニュラス空気浄化系統を対処設備として期待する設計基準事象の安全評価に紐づいて担保されるべき要件（制限事項）を示す。

1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能

アニュラス空気浄化系統は、原子炉格納容器から気体状の放射性物質が漏えいすることにより公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合に、放射性物質の濃度を低減できなければならない。設計基準事象においてアニュラス空気浄化系統は対処設備として期待される。この機能を果たすために、以下の設計要件を満足する必要がある。

A) 閉じ込め機能（アニュラス）

事故時アニュラス隔離ダンパは閉止され、アニュラス排気流量と相まって表 2.2.1-1 に示す設計基準事象の安全評価において使用されている時間以内にアニュラスを負圧達成することが設計要件となる。尚、事故時の負圧達成時間は通常時に確認できないため、その代わりに設計時間内にアニュラス隔離ダンパが閉止し、アニュラス設計排気流量が確立することが設計要件となる。

B) 放射性よう素濃度低減機能（アニュラス）

事故時原子炉格納容器からアニュラスに漏えいした放射性よう素の低減能力として、表 2.2.1-1 に示す設計基準事象の安全評価において使用されているよう素除去効率を確保すること及びアニュラス負圧達成後のアニュラス排気流量及び再循環流量の割合を確保することが設計要件となる。

C) 閉じ込め機能（安全補機室）

事故時再循環モード時に安全補機室に漏えいした放射性よう素が安全補機室外に漏えいしないように安全補機室隔離ダンパは閉止され、安全補機室排気流量と相まって表 2.2.1-1 に示す設計基準事象の安全評価において使用されている時間以内に安全補機室を負圧にすることが設計要件となる。

D) 放射性よう素濃度低減機能（安全補機室）

事故時再循環モード時に安全補機室に漏えいした放射性よう素の低減能力として、表 2.2.1-1 に示す設計基準事象の安全評価において使用されているよう素除去効率を確保することが設計要件となる。

E) 排気筒放出機能

事故時アニュラス及び安全補機室負圧達成後にアニュラス空気浄化系統からの排気が、表 2.2.1-1 に示す設計基準事象の安全評価条件の通り、排気筒から放出されることが設計要件となる。排気筒高さは、事故時の線量評価に用いる放射性物質の相対濃度（ χ/Q ）の計算条件のひとつである放出源の有効高さの根拠となるものである。

表 2.2.1-1 アニュラス空気浄化系統に係る安全解析事象と安全機能の関係

解析においてアニュラス空気浄化系統が動作している 設計基準事象			安全機能
			1)
			及び放出低減機能、放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい
分類	事象名	設置（変更）許可 申請書における 記載箇所	
設計基準 事象	原子炉冷却材喪失	添付書類十 3.4.4	○
	制御棒飛び出し	添付書類十 3.4.5	○

2.2.2. 信頼性に関する設計要件

2.2.2.1. 重要度が特に高い安全機能を有する系統に関する設計要件

「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」及び「安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針（JEAG4612-2010）」を参照すると、アニュラス空気浄化系統は、『安全上特に重要な関連機能』を有する MS-1 に分類され、設置許可基準規則による「重要安全施設」に分類される。

従って、設置許可基準規則第十二条 2 項に従い、アニュラス空気浄化系統の内、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものは、最も厳しい単一故障を想定しても系統機能を満足する設計としなければならない。

また、設置許可基準規則第十二条 6 項に従い、アニュラス空気浄化系統の内、重要安全施設に該当する範囲は原子炉施設間で共用又は相互接続しない設計としなければならない。

上記要求を踏まえ、アニュラス空気浄化系統は独立 2 系統で構成され、各系統にアニュラス空気浄化ファン、アニュラス空気浄化フィルタユニットをそれぞれ 1 台設置している。アニュラス空気浄化ファンは、それぞれ独立のディーゼル発電機に接続し、構成する機器の単一故障の仮定に加え外部電源が利用できない場合においてもその安全機能が達成できるように、多重性及び独立性を有する設計としている。また、アニュラス空気浄化系統は、原子炉施設間で共用又は相互接続しない設計としている。

この設計構成を維持することが、多重性、独立性を担保するための設計要件となる。

2.2.2.2. その他の一般的な設計要件

2.1 で抽出される設置許可基準規則における要求のうち、2.2.1、2.2.2.1 以外で考慮すべき一般的な設計要件として、以下に示す対策を講じなければならない。

- 地震による損傷の防止
- 津波による損傷の防止
- 外部からの衝撃による損傷の防止
- 火災による損傷の防止（内部火災防護）
- 溢水による損傷の防止
- 耐環境性
- 飛散物による損傷の防止
- その他技術基準規則に関する事項

各項目の具体的な対策事項は、(1) 耐震～(8) 火山防護に明記される。

1) 地震による損傷の防止

① 設置許可基準規則に基づく要求

アニュラス空気浄化系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第四条に従い、地震により安全機能が損なわれるおそれがない設計とする必要がある。

② 設計方針

設計要求を踏まえ、設置許可申請書および工認申請書の基本方針に示した通り、**JEAG4601** に基づく耐震設計としている。3章に示すアニュラス空気浄化系統に関する耐震設計の対象設備については、いずれも要求される耐震強度を有する設計（工認申請書の各設備の計算書）としている。

2) 津波による損傷の防止

① 設置許可基準規則に基づく要求

アニュラス空気浄化系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第五条に従い、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して 安全機能が損なわれない設計とする必要がある。

② 設計方針

設計要求を踏まえ、アニュラス空気浄化系統は津波影響を受けずにその機能が確保される設計としている。なお、津波防護施設または浸水防止設備を設置した場合は、津波に対して当該機能が十分に保持できていることを確認している。

- i) アニュラス空気浄化系統の津波防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス 1、2 に属する施設及び耐震 S クラスの施設が該当する。

3) 外部からの衝撃による損傷の防止

① 設置許可基準規則に基づく要求

アニュラス空気浄化系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第六条に従い、想定される自然現象（地震及び津波を除く）及び人為事象によりその安全性が損なわれない設計とする必要がある。

② 設計方針

外部からの衝撃として竜巻、火山、外部火災を想定し、これらに対して防護する設計としている。

A) 竜巻防護

アニュラス空気浄化系統は、設計の妥当性を「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。

- i) アニュラス空気浄化系統の竜巻防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス 1、2 に属する施設が該当する。
- ii) これらアニュラス空気浄化系統の防護対象施設は屋内の施設であることから、これらを内包する建屋により防護する設計としている。なお、建屋内の施設で外気と繋がっている施設は、防護対象施設として設計する。

B) 火山防護

日本国内の現状の火山防護上の規制要求を踏まえ、「原子力発電所の火山影響評価ガイド」に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。

- i) アニュラス空気浄化系統の火山防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス 1、2 に属する施設が該当する。
- ii) これらアニュラス空気浄化系統の防護対象施設は屋内の施設であることから、これらを内包する建屋により防護する設計としている。

C) 外部火災防護

「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。

- i) アニュラス空気浄化系統の外部火災防護に関する防護対象設備は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス 1、2 に属する施設が該当する。
- ii) アニュラス空気浄化系統の防護対象施設は屋内の施設であることから、これらを内包する建屋により防護する設計としている。外部火災による二次的影響（ばい煙）については、適切な防護対策を講じることで防護対象施設の安全機能を損なわない設計としている。

4) 火災による損傷の防止（内部火災防護）

① 設置許可基準規則に基づく要求

アニュラス空気浄化系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するが、内部火災防護設計で対象とする原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する系統に該当しないため、設計基準対象施設としては、内部火災防護設計は不要である。

② 設計方針

アニュラス空気浄化系統は、内部火災防護設計で対象とする原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する系統に該当しないため、設計基準対象施設としては、内部火災防護設計は不要としている。なお、内部火災防護に関する設備として設置している換気空調系統については、「(3) 内部火災防護」を参照のこと。

5) 溢水による損傷の防止

① 設置許可基準規則に基づく要求

アニュラス空気浄化系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第九条に従い、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわれない設計とする必要がある。

② 設計方針

アニュラス空気浄化系統は重要度の特に高い安全機能を有する系統設備に該当することから、溢水源に対して、没水、被水、蒸気影響に対する溢水影響を確認し、溢水影響を受けずにその機能が確保されることを確認している。

6) 耐環境性

① 設置許可基準規則に基づく要求

アニュラス空気浄化系統は、設置許可基準規則第二条)にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第十二条に従い、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができる設計とする必要がある。

② 設計方針

安全施設は、想定される環境条件において、その機能を発揮できる設計とする。安全施設の設計条件については、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量等各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これら

の条件下においても期待されている安全機能を発揮できるよう設計している。安全施設の環境条件には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における圧力、温度、湿度、放射線のみならず、荷重、屋外の天候による影響、海水を通水する系統への影響、電磁波による影響、周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状（冷却材中の破損物等の異物を含む。）の影響を考慮している。

7) 飛散物による損傷の防止

① 設置許可基準規則に基づく要求

アニュラス空気浄化系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第十二条に従い、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なわない設計とする必要がある。

② 設計方針

高速回転機器について、飛散物とならないよう機器設計、製作、品質管理、運転管理に十分な考慮を払っている。

一方で、高温高压の流体を内包する1次冷却材管、主蒸気管、主給水管に対して仮想的な破断を想定し、その結果生じるかも知れない配管のむち打ち、流出流体のジェット力等によりアニュラス空気浄化系統の機能が損なわれることのないよう、配置上の考慮を払っている。またそれらの影響を低減させるための手段として、1次冷却材管には、LBBを適用し、主蒸気・主給水管については配管ホイッププレストレイントを設置している。

タービンミサイル評価に対しては、タービン羽根、TGカップリング、タービン・ディスク、高压タービン・ロータ等の飛散物によって安全施設の機能が損なわれる可能性を極めて低くする設計とする。

8) 材料及び構造

設計基準対象施設（圧縮機、補助ボイラー、蒸気タービン（発電用のものに限る。）、発電機、変圧器及び遮断器を除く。）弁若しくはこれらの支持構造物又は炉心支持構造物の材料及び構造は、施設時において、各機器等のクラス区分に応じて日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」（JSME 設計・建設規格）等に従い設計する。

9) 使用中の亀裂等による破壊の防止

クラス1機器、クラス1支持構造物、クラス2機器、クラス2支持構造物、クラス3機器、クラス4管、原子炉格納容器、炉心支持構造物は、使用される環境条件を踏まえ応力腐食割れに対して残留応力が影響する場合、有意な残留応力が発生すると予想される部位の応力緩和を行う。

使用中のクラス1機器、クラス1支持構造物、クラス2機器、クラス2支持構造物、クラス3機器、クラス4管、原子炉格納容器、炉心支持構造物は、亀裂その他の欠陥により破壊が引

き起こされないよう、保安規定に基づき「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」等に従って検査及び維持管理を行う。

1 0) 耐圧試験等

クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器、クラス4管及び原子炉格納容器は、施設時に、当該機器の技術基準規則で定めるところによる圧力で耐圧試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないことを確認する。ただし、気圧により試験を行う場合であつて、当該圧力に耐えることが確認された場合は、当該圧力を最高使用圧力（原子炉格納容器にあつては、最高使用圧力の0.9倍）までに減じて著しい漏えいがないことを確認する。なお、耐圧試験は、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」等に従って実施する。

1 1) 準用

① 原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準の準用

アニュラス空気浄化系統は、設計基準対処施設に該当するため「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に基づき、「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令」を準用する設計とする。

3. 設備の仕様及び安全機能

3.1. 系統構成設備

アニュラス空気浄化系統を構成する設備の仕様及び安全機能について表 3.1・1 に示す。

以上

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A、Bアニュラス空気浄化フィ ン	容量： 156m ³ /min 出力：18.5kW/ 個	MS・1	— ／ —	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放 出低減機能 A) 閉じ込め機能 (アニュラス) B) 放射性よう素濃度低減機能 (アニュラス) C) 閉じ込め機能 (安全補機室) D) 放射性よう素濃度低減機能 (安全補機室)	容量： 約156m ³ /min/個	参考資料ー2に示す。	—
A、Bアニュラス空気浄化フィ ルタユニット	よう素除去効率： 総除去効率： 95% (相対湿度 95%、温度30℃ において) 容量： 156m ³ /min	MS・1	— ／ —	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放 出低減機能 B) 放射性よう素濃度低減機能 (アニュラス) D) 放射性よう素濃度低減機能 (安全補機室)	よう素除去効率： 95%以上 (相対湿度約80%、温 度約50℃において)	参考資料ー2に示す。	参考資料ー3に示す。
アニュラス給気第1隔離タンバ	空気作動タンバ	MS・1	— ／ —	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放 出低減機能 A) 閉じ込め機能 (アニュラス)	—	—	—
アニュラス給気第2隔離タンバ	空気作動タンバ	MS・1	— ／ —	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放 出低減機能 A) 閉じ込め機能 (アニュラス)	—	—	—
アニュラス排気第1隔離タンバ	空気作動タンバ	MS・1	— ／ —	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放 出低減機能 A) 閉じ込め機能 (アニュラス)	—	—	—
アニュラス排気第2隔離タンバ	空気作動タンバ	MS・1	— ／ —	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放 出低減機能 A) 閉じ込め機能 (アニュラス)	—	—	—
安全補機室給気第1隔離タンバ	空気作動タンバ	MS・1	— ／ —	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放 出低減機能 C) 閉じ込め機能 (安全補機室)	—	—	—
安全補機室給気第2隔離タンバ	空気作動タンバ	MS・1	— ／ —	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放 出低減機能 C) 閉じ込め機能 (安全補機室)	—	—	—
安全補機室排気第1隔離タン バ	空気作動タンバ	MS・1	— ／ —	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放 出低減機能 C) 閉じ込め機能 (安全補機室)	—	—	—
安全補機室排気第2隔離タンバ	空気作動タンバ	MS・1	— ／ —	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放 出低減機能 C) 閉じ込め機能 (安全補機室)	—	—	—
3A.3Bアニュラス排気タンバ	空気作動タンバ	MS・1	— ／ —	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放 出低減機能 C) 閉じ込め機能 (安全補機室)	—	—	—
3A.3B安全補機室排気タンバ	空気作動タンバ	MS・1	— ／ —	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放 出低減機能 C) 閉じ込め機能 (安全補機室) D) 放射性よう素濃度低減機能 (安全補機室)	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、技術基準規則が定める材料及び構造、使用中の亀裂等による破壊の防止、耐圧試験等に機器クラスごとに準拠した設計とする。
なお、「—」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類ハ	工認要目表	保安規定
3A.3Bアニュウラス全風排気弁	空気作動弁	MS・1	DB2 ／ SA2	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 A) 閉じ込め機能 (アニュウラス) B) 放射線よう素濃度低減機能 (アニュウラス) C) 閉じ込め機能 (安全補機室) D) 放射線よう素濃度低減機能 (安全補機室) E) 排気筒放出機能	—	—	—
3A.3Bアニュウラス少量排気弁	空気作動弁	MS・1	DB2 ／ SA2	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 A) 閉じ込め機能 (アニュウラス) B) 放射線よう素濃度低減機能 (アニュウラス) C) 閉じ込め機能 (安全補機室) D) 放射線よう素濃度低減機能 (安全補機室) E) 排気筒放出機能	—	—	—
3A.3Bアニュウラス戻りダンパ	空気作動ダンパ	MS・1	— ／ —	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 A) 閉じ込め機能 (アニュウラス) B) 放射線よう素濃度低減機能 (アニュウラス)	—	—	—
3A.3B安全補機室排気逆止ダンパ	逆止ダンパ	MS・1	— ／ —	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 D) 安全補機室負圧達成時間	—	—	—
A、B格納容器排気ファン出口ダンパ	空気作動ダンパ	MS・1	— ／ —	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 E) 排気筒放出機能	—	—	—
格納容器排気止めダンパ	空気作動ダンパ	MS・1	— ／ —	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 E) 排気筒放出機能	—	—	—
補助建屋排気止めダンパ	空気作動ダンパ	MS・1	— ／ —	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 E) 排気筒放出機能	—	—	—
補助建屋排気流量調節ダンパ	空気作動ダンパ	MS・1	— ／ —	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 E) 排気筒放出機能	—	—	—
放射線管理室排気止めダンパ	空気作動ダンパ	MS・1	— ／ —	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 E) 排気筒放出機能	—	—	—
クラス4管ダクト	—	MS・1	DB4 ／ SA2	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 E) 排気筒放出	—	—	—
加熱コイル、防火ダンパ	—	MS・1	— ／ —	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 E) 排気筒放出	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、技術基準規則等に機器クラスごとに準拠した設計とする。
なお、「—」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
排気筒	地上高さ 73.0 m 口径 2.6m(丸 型) 2.7m×2.7m (角	MS・I	— / —	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放射線検出機能 E) 排気筒放出	図章 1 地上高さ 約73m 標高 約83m	参考資料ー2に示す。	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、技術基準規則が定める材料及び構造、使用中の亀裂等による破壊の防止、耐圧試験等に機器クラスごとに準拠した設計とする。
なお、「—」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。

(24-2) 換氣空調系統 (中央制御室空調系統)

目次

1. 概要	1.3-(24-2)-3
1.1. 系統の概要	1.3-(24-2)-3
2. 設計要件	1.3-(24-2)-4
2.1. 準拠すべき設置許可基準規則等	1.3-(24-2)-4
2.2. 系統の設計要件	1.3-(24-2)-4
2.2.1. 安全機能に関する設計要件	1.3-(24-2)-5
2.2.2. 信頼性に関する設計要件	1.3-(24-2)-8
3. 設備の仕様及び安全機能	1.3-(24-2)-13
3.1. 系統構成設備	1.3-(24-2)-13

1. 概要

1.1. 系統の概要

中央制御室空調系統は、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ユニット、中央制御室非常用循環フィルタユニット、ダクト、ダンパ等で構成され、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に中央制御室を冷却する機能と設計基準事故時に、中央制御室を隔離し、中央制御室を冷却するとともに放射性物質を低減する機能を有する系統である。

中央制御室空調系統は、安全重要度分類上、特に重要度の高い安全機能である「安全上特に重要な関連機能（MS-1）」を有するため、多重性を持たせた設計としている。具体的には、各ファンは、A トレン、B トレンにそれぞれ 1 台ずつ設置され、設計基準事故時に要求される中央制御室空気浄化流量を共用施設である中央制御室に 3, 4 号機いずれかの片トレンのみで供給可能な容量を有している。また、中央制御室冷却流量を共用施設である中央制御室 3, 4 号機それぞれの各片トレンで供給可能な容量を有している。

中央制御室空調系統は耐震 S クラスで設計される。

各ファンの電動機は、各々独立した非常用母線に接続し、外部電源喪失時にはディーゼル発電機により給電する設計としている。

2. 設計要件

2.1. 準拠すべき設置許可基準規則等

中央制御室空調系統は、以下に示す設置許可基準規則等に基づき設計する。

[設置許可基準規則]

- 第二条 定義
- 第三条 設計基準対象施設の地盤
- 第四条 地震による損傷の防止
- 第五条 津波による損傷の防止
- 第六条 外部からの衝撃による損傷の防止
- 第八条 火災による損傷の防止
- 第九条 溢水による損傷の防止等
- 第十二条 安全施設
- 第二十三条 計測制御系統施設
- 第二十四条 安全保護回路
- 第二十六条 原子炉制御室等
- 第三十三条 保安電源設備

[技術基準規則]

- 第四十三条 換気設備
- 第四十八条 準用

2.2. 系統の設計要件

2.1 で示した中央制御室空調系統が準拠すべき設置許可基準規則を次の通り区分して、区分ごとに中央制御室空調系統の設計要件を示す。但し、第二条は全般にかかる事項であるため除く。また、第二十三条、第二十四条及び第三十三条については、中央制御室空調系統の機能を発揮するための前提となる機能（制御や駆動源）を担う設備に関する事項であり、個別の設計要件は(19) 計測制御系統、(25) 非常用電源系統に記載することとし、本図書では記載しない。

① 安全機能に関する設計要求 (2.2.1)

[設置許可基準規則]

- 第二十六条 原子炉制御室等

[技術基準規則]

- 第四十三条 換気設備

② 信頼性に関する設計要件 (2.2.2)

[設置許可基準規則]

- 第三条 設計基準対象施設の地盤
- 第四条 地震による損傷の防止
- 第五条 津波による損傷の防止
- 第六条 外部からの衝撃による損傷の防止
- 第八条 火災による損傷の防止
- 第九条 溢水による損傷の防止等
- 第十二条 安全施設

2.2.1. 安全機能に関する設計要件

中央制御室空調系統には、以下の安全機能が要求される。

- 安全上特に重要な関連機能
- 安全上特に重要な関連機能(直接関連系)

上記安全機能が達成される設計であることは、系統毎の設計方針に基づき設備仕様を定めることに加えて、原子炉施設全体としての安全解析を行うことで確認している。そのため、当該系統の主要設備の仕様、及び安全解析で使用した設計情報（解析想定）の範囲内であることが、原子炉施設全体の安全性を担保するための設計要件となる。以下では安全機能ごとに基本的な設計要件を記載するとともに表 2.2.1-1 に示す中央制御室空調系統を対処設備として期待する設計基準事象の安全評価に紐づいて担保されるべき要件（制限事項）を示す。

1) 安全上特に重要な関連機能

中央制御室空調系統は、事故時に中央制御室内の放射性物質濃度を低減できなければならない。設計基準事象において中央制御室空調系統は対処設備として期待される。この機能を果たすために、以下の設計要件を満足する必要がある。

A) 放射性よう素濃度低減機能

中央制御室非常用循環フィルタユニットに内蔵しているよう素フィルタは、事故時に中央制御室内に放射性物質が流入した場合の中央制御室内の放射性物質濃度低減機能として、表 2.2.1-1 に示す設計基準事象の安全評価において使用されているよう素除去効率、循環量(中央制御室非常用循環ファン容量)が確保される時間が設計要件となる。

B) 中央制御室バウンダリの気密機能

中央制御室バウンダリは、事故時に放射性物質の流入を抑えるため、表 2.2.1-1 に示す設計基準事象の安全評価において使用されている時間内に中央制御室空調系統の外気隔離ダンパを閉止し、中央制御室空気流入率以下に確保することが設計要件となる。

C) 中央制御室バウンダリ体積

中央制御室バウンダリ体積は、表 2.2.1-1 に示す設計基準事象の安全評価において、中央制御室内の放射能濃度の計算に使用している。中央制御室バウンダリ体積は、安全評価で使用された解析使用値を下回ることが安全性を担保する設計要件となる。(ただし、他の条件が当初設計から大きく変更となっていないことを前提とする。)

D) 事故時運転員立入区画の自由体積

事故時運転員立入区画の自由体積は、表 2.2.1-1 に示す設計基準事象の安全評価において、外部γ線による全身に対する線量評価時で使用している。事故時運転員立入区画の自由体積は、安全評価で使用された解析使用値を下回ることが安全性を担保する設計要件となる。

2) 安全上特に重要な関連機能（直接関連系）

中央制御室空調系統は、中央制御室内の放射性物質濃度の低減機能以外に中央制御室内温度を制御盤等の許容温度以下に維持しなければならない。設計基準事象において、この機能を果たすために、中央制御室循環流量（中央制御室空調ファン及び中央制御室循環ファン容量）を確保することが設計要件となる。

表 2.2.1-1 中央制御室空調系統に係る安全解析事象と安全機能の関係

解析において中央制御室空調系統を考慮している 設計基準事象			安全機能	
			1)	2)
			安全上特に重要な関連機能	安全上特に重要な関連機能（直接関連系）
分類	事象名	設置（変更）許可 申請書における 記載箇所		
設計基準 事象	原子炉冷却材喪失	－※1	○	－
	蒸気発生器伝熱管破損	－※1	○	－

※1：当該事象に対する設計基準事故時における中央制御室の居住性評価の詳細は、新規制基準の工事計画認可申請書の添付資料 34「生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書」及び添付資料 35「中央制御室の居住性に関する説明書」にて示されている。

2.2.2. 信頼性に関する設計要件

2.2.2.1. 重要度が特に高い安全機能を有する系統に関する設計要件

「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」及び「安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針（JEAG4612-2010）」を参照すると、中央制御室空調系統は、『安全上特に重要な関連機能』を有する MS-1 に分類され、設置許可基準規則による「重要安全施設」に分類される。

従って、設置許可基準規則第十二条第 2 項に従い、中央制御室空調系統の内、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものは、最も厳しい単一故障を想定しても系統機能を満足する設計としなければならない。

また、設置許可基準規則第十二条第 6 項に従い、中央制御室空調系統の内、重要安全施設に該当する範囲は原子炉施設間で共用又は相互接続しない設計としなければならない。

上記要求を踏まえ、中央制御室空調系統は独立 2 系統で構成され、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン及び中央制御室非常用循環ファンをそれぞれ 1 台、中央制御室非常用循環フィルタユニットを 1 基設置している。中央制御室空調ファン、循環ファン及び非常用循環ファンは、それぞれ独立のディーゼル発電機に接続し、構成する機器の単一故障の仮定に加え外部電源が利用できない場合においてもその安全機能が達成できるように、多重性及び独立性を有する設計としている。また、中央制御室空調系統の内、重要安全施設に該当する範囲は原子炉施設間で共用又は相互接続しない設計としている。

この設計構成を維持することが、多重性、独立性を担保するための設計要件となる。

2.2.2.2. その他の一般的な設計要件

2.1 で抽出される設置許可基準規則における要求のうち、2.2.1、2.2.2.1 以外で考慮すべき一般的な設計要件として、以下に示す対策を講じなければならない。

- 地震による損傷の防止
- 津波による損傷の防止
- 外部からの衝撃による損傷の防止
- 火災による損傷の防止（内部火災防護）
- 溢水による損傷の防止
- 耐環境性
- 飛散物による損傷の防止
- その他技術基準規則に関する事項

各項目の具体的な対策事項は、(1) 耐震～(8) 火山防護に明記される。

1) 地震による損傷の防止

①設置許可基準規則に基づく要求

中央制御室空調系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第四条に従い、地震により安全機能が損なわれるおそれがない設計とする必要がある。

②設計方針

設計要求を踏まえ、設置許可申請書および工認申請書の基本方針に示した通り、**JEAG4601** に基づく耐震設計としている。3 章に示す中央制御室空調系統に関する耐震設計の対象設備については、いずれも要求される耐震強度を有する設計（工認申請書の各設備の計算書）としている。

2) 津波による損傷の防止

①設置許可基準規則に基づく要求

中央制御室空調系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第五条に従い、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して 安全機能が損なわれない設計とする必要がある。

②設計方針

設計要求を踏まえ、中央制御室空調系統は津波影響を受けずにその機能が確保される設計としている。なお、津波防護施設または浸水防止設備を設置した場合は、津波に対して当該機能が十分に保持できていることを確認している。

- i) 中央制御室空調系統の津波防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス 1、2 に属する施設及び耐震 S クラスの施設が該当する。

3) 外部からの衝撃による損傷の防止

①設置許可基準規則に基づく要求

中央制御室空調系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第六条に従い、想定される自然現象（地震及び津波を除く）及び人為事象によりその安全性が損なわれない設計とする必要がある。

②設計方針

外部からの衝撃として竜巻、火山、外部火災を想定し、これらに対して防護する設計としている。

A) 竜巻防護

中央制御室空調系統は、設計の妥当性を「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。

- i) 中央制御室空調系統の竜巻防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス 1、2 に属する施設が該当する。
- ii) これら中央制御室空調系統の防護対象施設は屋内の施設であることから、これらを内包する建屋により防護する設計としている。なお、建屋内の施設で外気と繋がっている施設は、「防護対象として設計する。

B) 火山防護

日本国内の現状の火山防護上の規制要求を踏まえ、「原子力発電所の火山影響評価ガイド」に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。

- i) 中央制御室空調系統の火山防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス 1、2 に属する施設が該当する。
- ii) これら中央制御室空調系統の防護対象施設は屋内の施設であることから、これらを内包する建屋により防護する設計としている。

C) 外部火災防護

「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。

- i) 中央制御室空調系統の外部火災防護に関する防護対象設備は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス 1、2 に属する施設が該当する。
- ii) 中央制御室空調系統の防護対象施設は屋内の施設であることから、これらを内包する建屋により防護する設計としている。外部火災による二次的影響（ばい煙）については、適切な防護対策を講じることで防護対象施設の安全機能を損なわない設計としている。有毒ガスの発生に伴う居住空間への影響については、影響評

価を実施することにより、安全機能を損なうことのない設計としている。

4) 火災による損傷の防止（内部火災防護）

①設置許可基準規則に基づく要求

中央制御室空調系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するが、内部火災防護設計で対象とする原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する系統に該当しないため、設計基準対象施設としては、内部火災防護設計は不要である。

②設計方針

中央制御室空調系統は、内部火災防護設計で対象とする原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する系統に該当しないため、設計基準対象施設としては、内部火災防護設計は不要としている。尚、内部火災防護に関する設備として設置している換気空調系統については、「(3) 内部火災防護」を参照のこと。

5) 溢水による損傷の防止

①設置許可基準規則に基づく要求

中央制御室空調系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第九条に従い、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわれない設計とする必要がある。

②設計方針

中央制御室空調系統は重要度の特に高い安全機能を有する系統設備に該当することから、溢水源に対して、没水、被水、蒸気影響に対する溢水影響を確認し、溢水影響を受けずにその機能が確保されることを確認している。

6) 耐環境性

①設置許可基準規則に基づく要求

中央制御室空調系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第十二条に従い、設計基準事故時に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができる設計とする必要がある。

②設計方針

安全施設は、想定される環境条件において、その機能を発揮できる設計とする。安全施設の設計条件については、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に想定される圧力、温

度、湿度、放射線量等各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できるよう設計している。安全施設の環境条件には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における圧力、温度、湿度、放射線のみならず、荷重、屋外の天候による影響、海水を通水する系統への影響、電磁波による影響、周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状（冷却材中の破損物等の異物を含む。）の影響を考慮している。

7) 飛散物による損傷の防止

①設置許可基準規則に基づく要求

中央制御室空調系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第十二条に従い、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なわない設計とする必要がある。

②設計方針

高速回転機器について、飛散物とならないよう機器設計、製作、品質管理、運転管理に十分な考慮を払っている。

一方で、高温高压の流体を内包する1次冷却材管、主蒸気管、主給水管に対して仮想的な破断を想定し、その結果生じるかも知れない配管のむち打ち、流出流体のジェット力等により中央制御室空調系統の機能が損なわれることのないよう、配置上の考慮を払っている。また、それらの影響を低減させるための手段として、1次冷却材管には、LBBを適用し、主蒸気・主給水管については配管ホイッププレストレイントを設置している。

タービンミサイル評価に対しては、タービン羽根、TGカップリング、タービン・ディスク、高压タービン・ロータ等の飛散物によって安全施設の機能が損なわれる可能性を極めて低くする設計とする。

8) 準用

①原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準の準用

中央制御室空調系統は、設計基準対象施設に該当するため「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に基づき、「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令」を準用する設計とする。

3. 設備の仕様及び安全機能

3.1. 系統構成設備

中央制御室空調系統を構成する設備の仕様及び安全機能について表 3.1-1 に示す。

以上

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項	
						設置許可 添付書類八	工認要目表
A、B中央制御室非常用循環ファン（3・4号機共用）	容量： 230m ³ /min 出力：11kW/個	MS-1	— ／ —	S	1) 安全上特に重要な関連機能 A) 放射性よう素濃度低減機能	容量： 約230m ³ /min (1台当たり)	参考資料—2に示す。
A、B中央制御室空調ファン（3・4号機共用）	容量： 500m ³ /min 出力：18.5kW/個	MS-1	— ／ —	S	1) 安全上特に重要な関連機能 A) 放射性よう素濃度低減機能 2) 安全上特に重要な関連機能(直接関連系) 中央制御室循環流量	容量： 約500m ³ /min (1台当たり)	参考資料—2に示す。
A、B中央制御室循環ファン（3・4号機共用）	容量： 500m ³ /min 出力：11kW/個	MS-1	— ／ —	S	1) 安全上特に重要な関連機能 A) 放射性よう素濃度低減機能 2) 安全上特に重要な関連機能(直接関連系) 中央制御室循環流量	容量： 約500m ³ /min (1台当たり)	参考資料—2に示す。
中央制御室非常用循環ファンユニット（3・4号機共用）	よう素除去効率 総合除去効率： 95%（相対湿度 95%、温度30℃ において） 容量： 500m ³ /min	MS-1	— ／ —	S	1) 安全上特に重要な関連機能 A) 放射性よう素濃度低減機能	よう素除去効率： 95%以上	参考資料—2に示す。
A、B中央制御室空調ユニット	容量： 500m ³ /min	MS-1	— ／ —	S	2) 安全上特に重要な関連機能(直接関連系) 中央制御室循環流量	容量： 約500m ³ /min (1基当たり)	—
A、B中央制御室外気取入止めダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	— ／ —	S	1) 安全上特に重要な関連機能 B) 中央制御室バウンダリの気密機能	—	—
キッチン排気第1隔断ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	— ／ —	S	1) 安全上特に重要な関連機能 B) 中央制御室バウンダリの気密機能	—	—
キッチン排気第2隔断ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	— ／ —	S	1) 安全上特に重要な関連機能 B) 中央制御室バウンダリの気密機能	—	—
A、B中央制御室大気放出流量調節ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	— ／ —	S	1) 安全上特に重要な関連機能 B) 中央制御室バウンダリの気密機能	—	—
A、B中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	— ／ —	S	1) 安全上特に重要な関連機能 A) 放射性よう素濃度低減機能	—	—
A、B中央制御室空調ファン出口ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	— ／ —	S	1) 安全上特に重要な関連機能 A) 放射性よう素濃度低減機能 2) 安全上特に重要な関連機能(直接関連系) 中央制御室循環流量	—	—
A、B中央制御室循環ファン入口ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	— ／ —	S	1) 安全上特に重要な関連機能 A) 放射性よう素濃度低減機能 B) 中央制御室バウンダリの気密機能 2) 安全上特に重要な関連機能(直接関連系) 中央制御室循環流量	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、技術基準規則が定める材料及び構造、使用中の亀裂等による破壊の防止、耐圧試験等に機器クラスごとに準拠した設計とする。
なお、「—」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注D)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類ハ	工認要目表	保安規定
A、B中央制御室外気取入流量 調節ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	— ／ —	S	1) 安全上特に重要な関連機能 A) 放射線よう素濃度低減機能 B) 中央制御室パウングダリの気密機能	—	—	—
A、B中央制御室循環流量調節 ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	— ／ —	S	1) 安全上特に重要な関連機能 A) 放射線よう素濃度低減機能 B) 中央制御室パウングダリの気密機能 2) 安全上特に重要な関連機能(直接関連系) 中央制御室循環流量	—	—	—
A、B中央制御室事故時外気取 入流量調節ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	— ／ —	S	1) 安全上特に重要な関連機能 A) 放射線よう素濃度低減機能 B) 中央制御室パウングダリの気密機能	—	—	—
A、B中央制御室事故時循環流 量調節ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	— ／ —	S	1) 安全上特に重要な関連機能 A) 放射線よう素濃度低減機能	—	—	—
ダクト、加熱コイル、加湿器、 防火ダンパ	—	MS-1	— ／ —	S	1) 安全上特に重要な関連機能 A) 放射線よう素濃度低減機能 B) 中央制御室パウングダリの気密機能	—	—	—
中央制御室パウングダリ体積	5100m ³	MS-1	— ／ —	S	1) 安全上特に重要な関連機能 C) 中央制御室パウングダリ体積	—	—	—
事故時滞在区画体積	4900m ³	MS-1	— ／ —	S	1) 安全上特に重要な関連機能 D) 事故時滞在区画体積	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、技術基準規則が定める材料及び構造、使用中の亀裂等による破壊の防止、耐圧試験等に機器クラスごとに準拠した設計とする。
なお、「—」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。

(25) 非常用電源系統

目次

1. 概要	1.3-(25)-3
1.1. 系統の概要	1.3-(25)-3
2. 設計要件	1.3-(25)-5
2.1. 準拠すべき設置許可基準規則等	1.3-(25)-5
2.2. 系統の設計要件.....	1.3-(25)-6
2.2.1. 安全機能要求に関する設計要件.....	1.3-(25)-6
2.2.2. 信頼性に関する設計要件.....	1.3-(25)-15
3. 設備の仕様及び安全機能	1.3-(25)-21
3.1. 系統構成設備	1.3-(25)-21

1. 概要

1.1. 系統の概要

非常用電源系統は、非常用交流電源系統、非常用直流電源系統、非常用計装用電源系統から構成される。

非常用電源系統は、安全重要度分類上、重要度の特に高い安全機能である「安全上特に重要な関連機能（MS・1）」を有するため、多重性を持たせた設計としている。

非常用交流電源系統は、ディーゼル発電機、非常用高压母線、動力変圧器、非常用低压母線、ケーブル等で構成され、外部電源喪失時に原子炉の安全停止を達成するために必要な設備、または設計基準事故時に外部電源が喪失した場合に工学的安全施設を含む重要度の特に高い安全機能を有する設備に交流電源を供給するための系統である。

通常時、非常用高压母線には 500kV 送電線から No.2 予備変圧器を介し、No.2 予備変圧器から受電できなくなった場合には所内変圧器から、また、所内変圧器から受電できなくなった場合にはディーゼル発電機から、さらにディーゼル発電機からの受電も失敗した場合には、No.1 予備変圧器から給電する。非常用低压母線は、非常用高压母線から動力変圧器を介して受電する。

ディーゼル発電機は、500kV 外部電源が完全に喪失した場合に、発電所の保安を確保し、原子炉を安全に停止するために必要な電力を供給し、さらに、工学的安全施設にも電力を供給する。ディーゼル発電機は、多重性を考慮して、必要な容量のものを 2 台備え、それぞれ定格出力で 7 日間以上連続運転できる燃料を燃料油貯蔵タンクと重油タンクに分けて発電所内に貯蔵する。

ディーゼル発電機は、非常用高压母線低電圧信号及び非常用炉心冷却設備作動信号で起動し、12 秒以内に電圧を確立した後は、各非常用高压母線に接続し負荷に給電する。

非常用直流電源系統は、蓄電池（安全防護系用）、充電器盤、直流き電盤、ケーブル等で構成され、外部電源喪失時に原子炉の安全停止を達成するために必要な設備、または設計基準事故時に外部電源が喪失した場合に工学的安全施設を含む重要度の特に高い安全機能を有する設備に直流電源を供給するための系統である。蓄電池（安全防護系用）は、原子炉を安全に停止し、かつ、全交流動力電源喪失時に重大事故等対処設備である空冷式非常用発電装置から給電が開始されるまでの約 30 分間、原子炉を冷却するための設備及び原子炉格納容器の健全性を確保するための設備の動作に必要な容量を有している。

非常用計装用電源系統は、計装用電源盤、計装用母線、ケーブル等で構成され、外部電源喪失時に原子炉の安全停止を達成するために必要な設備、または設計基準事故時に外部電源が喪失した場合に工学的安全施設を含む重要度の特に高い安全機能を有する設備に電力を供給するための系統である。非常用計装用電源系統は、全交流動力電源喪失時に重大事故等対処設備で

ある空冷式非常用発電装置から給電が開始されるまでの約 30 分間においても、蓄電池（安全防護系用）から供給される直流電力を計装用電源内の変換器を介して交流電力へ変換し、計装用母線に給電可能である。

なお、非常用電源系統は重大事故に至るおそれがある設計基準事故時又は重大事故時（以下、「重大事故等時」という。）においても使用される。

ディーゼル発電機は、重大事故等時に必要な設備へ電力を供給可能な設計である。

蓄電池（安全防護系用）は、全交流動力電源喪失時に所内常設蓄電式直流電源設備として、負荷切り離しを行わずに 8 時間（ただし、「負荷切り離しを行わずに」には、中央制御室において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。）、その後、必要な負荷以外を切り離して残り 16 時間の合計 24 時間にわたり、重大事故等時に必要な設備に直流電力の供給を行うことが可能である。

2. 設計要件

2.1. 準拠すべき設置許可基準規則等

非常用電源系統は、以下に示す設置許可基準規則に基づき設計する。

【設置許可基準規則】

- 第二条 定義
- 第三条 設計基準対象施設の地盤
- 第四条 地震による損傷の防止
- 第五条 津波による損傷の防止
- 第六条 外部からの衝撃による損傷の防止
- 第八条 火災による損傷の防止
- 第九条 溢水による損傷の防止等
- 第十二条 安全施設
- 第十三条 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止
- 第十四条 全交流動力電源喪失対策設備
- 第二十四条 安全保護回路
- 第三十三条 保安電源設備

【技術基準規則】

- 第四十五条 保安電源設備
- 第四十八条 準用

2.2. 系統の設計要件

2.1 項で示した非常用電源系統が準拠すべき設置許可基準規則を次の通り区分して、区分ごとに非常用電源系統の設計要件を示す。但し、第二条は全般にかかる事項であるため除く。また、第二十四条については、非常用電源系統の機能を発揮するための前提となる機能（制御）を担う設備に関する事項であり、個別の設計要件は(19) 計測制御系統に記載することとし、本図書では記載しない。

① 安全機能に関する設計要求（2.2.1 章）

- 第十三条 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止
- 第十四条 全交流動力電源喪失対策設備
- 第三十三条 保安電源設備

② 信頼性に関する設計要件（2.2.2 章）

- 第十二条 安全施設（単一故障想定、多重性又は多様性、独立性）
- 第三条 設計基準対象施設の地盤
- 第四条 地震による損傷の防止
- 第五条 津波による損傷の防止
- 第六条 外部からの衝撃による損傷の防止
- 第八条 火災による損傷の防止
- 第九条 溢水による損傷の防止等
- 第十二条 安全施設（耐環境性、飛散物による損傷の防止）

2.2.1. 安全機能要求に関する設計要件

非常用電源系統には、以下の安全機能が要求される。

- 安全上特に重要な関連機能
- 他系統設備への電源供給（他系統機能の直接関連系）

上記安全機能が達成される設計であることは、系統毎の設計方針に基づき設備仕様を定めることに加えて、原子炉施設全体としての安全解析を行うことで確認している。そのため、当該系統の主要設備の仕様、及び、安全解析で使用した設計情報（解析想定）の範囲内であることが、原子炉施設全体の安全性を担保するための設計要件となる。以下では、安全機能ごとに基本的な設計要件を記載するとともに、表 2.2.1-1 に示す非常用電源系統を対処設備として期待する設計基準事象の安全評価に紐づいて担保されるべき要件（制限事項）を示す。

1) 安全上特に重要な関連機能

非常用電源系統には、2.2 項に示される条文に対応する安全機能を有し、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において表 2.2.1-2 に示す工学的安全施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量及び機能を有することが要求される。

A) 非常用交流電源系統からの電源供給

非常用交流電源系統は、表 2.2.1-3~6 に示す原子炉施設の工学的安全施設を含む重要度の特に高い安全機能を有する設備、あるいは外部電源喪失時に原子炉の安全停止を達成するために必須の設備に対し、B 項に示す所定の時間で自動的に電源を供給できなければならない。また、非常用交流電源系統からの電源供給を受け、非常用直流電源系統及び非常用計装用電源系統は必要な設備に対し電源を供給できなければならない。

B) 非常用交流電源系統からの電源供給開始時間

非常用交流電源系統は、ディーゼル発電機を電源とした正常な給電機能を確保するため、主要補機への接続を段階的に行う必要がある。そのため、A 項で挙げた主要補機に対し、ディーゼル発電機起動後、表 2.2.1-3~6 に示すシーケンスに基づく所定の時間で自動的に電源を供給できなければならない。

非常用交流電源系統からの給電による機器動作を期待している表 2.2.1-1 の設計基準事象の安全評価では、ディーゼル発電機起動遅れ時間として 12 秒を想定し、表 2.2.1-3~6 に示したシーケンスタイマの設定値を考慮して機器作動遅れ時間を設定している¹。

C) 非常用交流電源系統に対する必要燃料保有量

非常用交流電源系統のディーゼル発電機については、7 日間の外部電源喪失を仮定しても、連続運転により必要とする電力を供給できるよう、7 日間分の容量以上の燃料を保有しなければならない。

D) 非常用直流電源系統からの電源供給

非常用直流電源系統の蓄電池（安全防護系用）は、全交流動力電源喪失時に原子炉の安全停止、停止後の冷却及び原子炉格納容器の健全性の確保に必要な設備に一定時間（重大事故等対処設備である空冷式非常用発電装置から給電が開始されるまでの約 30 分間）電力を供給できる容量を確保しなければならない。また、非常用計装用電源系統は、非常用直流電源系統からの電源供給を受けて必要な設備に電力を供給できなければならない。

¹ 設計基準事象の安全評価では、機器の作動時間として信号遅れやポンプ全速時間も含めた時間を入力条件として使用している。

2) 他系統設備への電源供給（他系統機能の直接関連系）

非常用電源系統には、負荷設備が複数の機器で構成されている場合等、当該系統設備専用の配電設備を設ける場合がある。この場合、これら配電設備の安全機能は、当該系統機能の直接関連系となる。

A) 異常状態の緩和機能の直接関連系

非常用電源系統は、下記の設備の機能を確保するため電源を供給する必要がある。

- ・加圧器後備ヒータ

加圧器後備ヒータへの電源供給機能の確認は、(11) 1次冷却系統で性能確認事項として挙げられている加圧器後備ヒータの性能確認で行われるため、非常用電源系統として確認項目とする必要はない。

B) 原子炉停止後の除熱機能の直接関連系

非常用電源系統は、下記の設備の機能を確保するため電源を供給する必要がある。

- ・タービン動補助給水ポンプ

タービン動補助給水ポンプへの電源供給機能の確認は、(18) 補助給水系統で性能確認事項として挙げられているタービン動補助給水ポンプの性能確認で行われるため、非常用電源系統として確認項目とする必要はない。

C) 工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能の直接関連系

非常用電源系統は、下記の設備の機能を確保するため電源を供給する必要がある。

- ・地震計

地震計への電源供給機能の確認は、(19) 計測制御系統で性能確認事項として挙げられている地震計の性能確認で行われるため、非常用電源系統として確認項目とする必要はない。

表 2.2.1-1 非常用電源系統に係る安全解析事象と安全機能の関係

解析において非常用電源系統を考慮している設計基準事象			安全機能	
			1)	2)
			安全上特に重要な関連機能	他系統設備への電源供給 (他系統機能の直接関連系)
分類	事象名	設置（変更）許可申請書 における記載箇所		
設計基準事象	主給水流量喪失	添付書類十 2.3.4	○	—
	原子炉冷却材喪失	添付書類十 3.2.1 添付書類十 3.5.1	○	—
	主給水管破断	添付書類十 3.2.4	○	—
	主蒸気管破断	添付書類十 3.2.5	○	—
	蒸気発生器伝熱管破損	添付書類十 3.4.2	○	—

表 2.2.1-2 安全解析で想定している非常用電源系統からの給電によって動作する設備

分類	事象名	設置（変更）許可申請書 における記載箇所	安全解析において非常用電源 系統からの給電によって動作 する設備
設計基準事象	主給水流量喪失	添付書類十 2.3.4	電動補助給水ポンプ
	原子炉冷却材喪失	添付書類十 3.2.1 添付書類十 3.5.1	高圧注入ポンプ 余熱除去ポンプ 格納容器スプレイポンプ
	主給水管破断	添付書類十 3.2.4	電動補助給水ポンプ
	主蒸気管破断	添付書類十 3.2.5	高圧注入ポンプ
	蒸気発生器伝熱管破損	添付書類十 3.4.2	高圧注入ポンプ 電動補助給水ポンプ

表 2.2.1-3 工学的安全施設作動シーケンスによる動作機器とタイマ設定（トレン A）

信号	タイマ 設定値	許容誤差	動作機器	給電元
SI	0 秒	+1.0 秒	3A アニュラス空気浄化ファン	3A1 原子炉コントロールセンタ
SI	0 秒	+1.0 秒	3A アニュラス空気浄化フィルタユニット電気加熱コイル	3A1 原子炉コントロールセンタ
SI	0 秒	+1.0 秒	3A 安全補機室冷却ファン	3A2 原子炉コントロールセンタ
M	0 秒	+1.0 秒	3A 中央制御室循環ファン	3A2 原子炉コントロールセンタ
M	0 秒	+1.0 秒	3A 中央制御室空調ファン	3A2 原子炉コントロールセンタ
M	0 秒	+1.0 秒	3A 中央制御室非常用循環ファン	3A2 原子炉コントロールセンタ
M	0 秒	+1.0 秒	3A 中央制御室非常用循環フィルタユニット電気加熱コイル	3A2 原子炉コントロールセンタ
—	0 秒	+1.0 秒	3A1 ディーゼル発電機室給気ファン	3A DG コントロールセンタ
SI	5 秒	±2.0 秒	3A 高圧注入ポンプ	3A メタクラ
SI	12 秒	±2.0 秒	34C 安全補機開閉器室空調ファン	3A2 パワーセンタ
SI	12 秒	±2.0 秒	3A 蓄電池室排気ファン	3A2 原子炉コントロールセンタ
SI	12 秒	±2.0 秒	3A 空調用冷水ポンプ	3A1 原子炉コントロールセンタ
SI	12 秒	±2.0 秒	3B 空調用冷水ポンプ	3A2 原子炉コントロールセンタ
SI	12 秒	±2.0 秒	3A 余熱除去ポンプ	3A メタクラ
SI	17 秒	±2.0 秒	3A 海水ポンプ	3A メタクラ
SI	17 秒	±2.0 秒	3B 海水ポンプ（注 1）	3A メタクラ
SI	22 秒	±2.0 秒	3A 電動補助給水ポンプ	3A メタクラ
SI	27 秒	±2.0 秒	3A 原子炉補機冷却水ポンプ	3A メタクラ
SP	35 秒	±2.0 秒	3A 格納容器スプレイポンプ	3A メタクラ
SI	50 秒	±2.0 秒	3A 制御用空気圧縮機	3A2 パワーセンタ
SI	55 秒	±2.0 秒	3A2 ディーゼル発電機室給気ファン	3A DG コントロールセンタ
SI	65 秒	±2.0 秒	3A 空調用冷凍機	3A1 パワーセンタ
SI	65 秒	±2.0 秒	3B 空調用冷凍機（注 1）	3A2 パワーセンタ

注 1：3A のバックアップ

表 2.2.1-4 工学的安全施設作動シーケンスによる動作機器とタイマ設定（トレン B）

信号	タイマ 設定値	許容誤差	動作機器	給電元
SI	0 秒	+1.0 秒	3B アニュラス空気浄化ファン	3B1 原子炉コントロールセンタ
SI	0 秒	+1.0 秒	3B アニュラス空気浄化フィルタユニット電気加熱コイル	3B1 原子炉コントロールセンタ
SI	0 秒	+1.0 秒	3B 安全補機室冷却ファン	3B2 原子炉コントロールセンタ
—	0 秒	+1.0 秒	3B1 ディーゼル発電機室給気ファン	3B DG コントロールセンタ
SI	5 秒	±2.0 秒	3B 高圧注入ポンプ	3B メタクラ
M	12 秒	±2.0 秒	3B 中央制御室循環ファン	3B2 原子炉コントロールセンタ
M	12 秒	±2.0 秒	3B 中央制御室空調ファン	3B2 原子炉コントロールセンタ
M	12 秒	±2.0 秒	3B 中央制御室非常用循環ファン	3B2 原子炉コントロールセンタ
M	12 秒	±2.0 秒	3B 中央制御室非常用循環フィルタユニット電気加熱コイル	3B2 原子炉コントロールセンタ
SI	12 秒	±2.0 秒	34D 安全補機開閉器室空調ファン	3B2 パワーセンタ
SI	12 秒	±2.0 秒	3B 蓄電池室排気ファン	3B2 原子炉コントロールセンタ
SI	12 秒	±2.0 秒	3C 空調用冷水ポンプ	3B1 原子炉コントロールセンタ
SI	12 秒	±2.0 秒	3D 空調用冷水ポンプ	3B2 原子炉コントロールセンタ
SI	12 秒	±2.0 秒	3B 余熱除去ポンプ	3B メタクラ
SI	17 秒	±2.0 秒	3C 海水ポンプ	3B メタクラ
SI	17 秒	±2.0 秒	3B 海水ポンプ（注 1）	3B メタクラ
SI	22 秒	±2.0 秒	3B 電動補助給水ポンプ	3B メタクラ
SI	27 秒	±2.0 秒	3C 原子炉補機冷却水ポンプ	3B メタクラ
SP	35 秒	±2.0 秒	3B 格納容器スプレイポンプ	3B メタクラ
SI	50 秒	±2.0 秒	3B 制御用空気圧縮機	3B2 パワーセンタ
SI	55 秒	±2.0 秒	3B2 ディーゼル発電機室給気ファン	3B DG コントロールセンタ
SI	65 秒	±2.0 秒	3C 空調用冷凍機	3B1 パワーセンタ
SI	65 秒	±2.0 秒	3D 空調用冷凍機（注 1）	3B2 パワーセンタ

注 1：3C のバックアップ

表 2.2.1-5 全停シーケンスによる動作機器とタイマ設定（トレン A）

信号	タイマ 設定値	許容誤差	動作機器	給電元
BO	0 秒	+1.0 秒	3A 中央制御室空調ファン	3A2 原子炉コントロールセンタ
BO	0 秒	+1.0 秒	3A 中央制御室循環ファン	3A2 原子炉コントロールセンタ
BO	0 秒	+1.0 秒	3A 安全補機室冷却ファン	3A2 原子炉コントロールセンタ
—	0 秒	+1.0 秒	3A1 ディーゼル発電機室給気ファン	3A DG コントロールセンタ
BO	5 秒	±2.0 秒	3A 充てんポンプ	3A メタクラ
BO	5 秒	±2.0 秒	3A 制御用空気圧縮機	3A2 パワーセンタ
BO	12 秒	±2.0 秒	3A 安全補機開閉器室空調ファン	3A2 パワーセンタ
BO	12 秒	±2.0 秒	3A 蓄電池室排気ファン	3A2 原子炉コントロールセンタ
BO	12 秒	±2.0 秒	3A 空調用冷水ポンプ	3A1 原子炉コントロールセンタ
BO	12 秒	±2.0 秒	3B 空調用冷水ポンプ	3A2 原子炉コントロールセンタ
BO	17 秒	±2.0 秒	3A 海水ポンプ	3A メタクラ
BO	17 秒	±2.0 秒	3B 海水ポンプ（注 1）	3A メタクラ
BO	22 秒	±2.0 秒	3A 電動補助給水ポンプ	3A メタクラ
BO	27 秒	±2.0 秒	3A 原子炉補機冷却水ポンプ	3A メタクラ
BO	32 秒	±2.0 秒	3B 原子炉補機冷却水ポンプ	3A メタクラ
BO	55 秒	±2.0 秒	3A2 ディーゼル発電機室給気ファン	3A DG コントロールセンタ
BO	65 秒	±2.0 秒	3A 空調用冷凍機	3A1 パワーセンタ
BO	65 秒	±2.0 秒	3B 空調用冷凍機（注 1）	3A2 パワーセンタ
BO	70 秒	±2.0 秒	3A 制御棒駆動装置冷却ファン	3A1 パワーセンタ
BO	70 秒	±2.0 秒	3A 原子炉容器室冷却ファン	3A2 原子炉コントロールセンタ
BO	80 秒	±2.0 秒	3A 格納容器再循環ファン	3A1 パワーセンタ
BO	80 秒	±2.0 秒	3A 加圧器室給気ファン	3A1 原子炉コントロールセンタ
BO	80 秒	±2.0 秒	3A 蒸気発生器室給気ファン	3A1 原子炉コントロールセンタ
BO	80 秒	±2.0 秒	3D 蒸気発生器室給気ファン	3A2 原子炉コントロールセンタ
BO	80 秒	±2.0 秒	3A ドーム部給気ファン	3A1 原子炉コントロールセンタ
BO	90 秒	±2.0 秒	3D 格納容器再循環ファン	3A1 パワーセンタ

注 1：3A のバックアップ

表 2.2.1-6 全停シーケンスによる動作機器とタイマ設定（トレン B）

信号	タイマ 設定値	許容誤差	動作機器	給電元
BO	0 秒	+1.0 秒	3B 安全補機室冷却ファン	3B2 原子炉コントロールセンタ
—	0 秒	+1.0 秒	3B1 ディーゼル発電機室給気ファン	3B DG コントロールセンタ
BO	5 秒	±2.0 秒	3B 充てんポンプ	3B メタクラ
BO	5 秒	±2.0 秒	3B 制御用空気圧縮機	3B2 パワーセンタ
BO	12 秒	±2.0 秒	3B 中央制御室空調ファン	3B2 原子炉コントロールセンタ
BO	12 秒	±2.0 秒	3B 中央制御室循環ファン	3B2 原子炉コントロールセンタ
BO	12 秒	±2.0 秒	34D 安全補機開閉器室空調ファン	3B2 パワーセンタ
BO	12 秒	±2.0 秒	3B 蓄電池室排気ファン	3B2 原子炉コントロールセンタ
BO	12 秒	±2.0 秒	3C 空調用冷水ポンプ	3B1 原子炉コントロールセンタ
BO	12 秒	±2.0 秒	3D 空調用冷水ポンプ	3B2 原子炉コントロールセンタ
BO	17 秒	±2.0 秒	3C 海水ポンプ	3B メタクラ
BO	17 秒	±2.0 秒	3B 海水ポンプ（注 1）	3B メタクラ
BO	22 秒	±2.0 秒	3B 電動補助給水ポンプ	3B メタクラ
BO	27 秒	±2.0 秒	3C 原子炉補機冷却水ポンプ	3B メタクラ
BO	32 秒	±2.0 秒	3D 原子炉補機冷却水ポンプ	3B メタクラ
BO	55 秒	±2.0 秒	3B2 ディーゼル発電機室給気ファン	3B DG コントロールセンタ
BO	65 秒	±2.0 秒	3C 空調用冷凍機	3B1 パワーセンタ
BO	65 秒	±2.0 秒	3D 空調用冷凍機（注 1）	3B2 パワーセンタ
BO	70 秒	±2.0 秒	3B 制御棒駆動装置冷却ファン	3B1 パワーセンタ
BO	70 秒	±2.0 秒	3B 原子炉容器室冷却ファン	3B2 原子炉コントロールセンタ
BO	80 秒	±2.0 秒	3B 格納容器再循環ファン	3B1 パワーセンタ
BO	80 秒	±2.0 秒	3B 加圧器室給気ファン	3B1 原子炉コントロールセンタ
BO	80 秒	±2.0 秒	3B 蒸気発生器室給気ファン	3B1 原子炉コントロールセンタ
BO	80 秒	±2.0 秒	3C 蒸気発生器室給気ファン	3B2 原子炉コントロールセンタ
BO	80 秒	±2.0 秒	3B ドーム部給気ファン	3B1 原子炉コントロールセンタ
BO	90 秒	±2.0 秒	3C 格納容器再循環ファン	3B1 パワーセンタ

注 1：3C のバックアップ

2.2.2. 信頼性に関する設計要件

2.2.2.1. 重要度が特に高い安全機能を有する系統に関する設計要件

「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」及び「安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針（JEAG4612-2010）」を参照すると、非常用電源系統は『安全上特に重要な関連機能』を有する MS-1 に分類され、設置許可基準規則による「重要安全施設」に分類される。

従って、設置許可基準規則第十二条 2 項に従い、最も厳しい単一故障を想定しても系統機能を満足する設計としなければならない。

また、設置許可基準規則第十二条 6 項に従い、原子炉施設間で共用又は相互接続しない設計としなければならない。

なお、2.2.1 2) に示される他の系統設備の直接関連系に分類される設備の安全重要度は表 3.1-1 に示す。

上記要求を踏まえ、非常用電源系統はそれぞれ独立 2 系統で構成され、構成する機器の単一故障を想定した場合においてもその安全機能が達成できるように、多重性及び独立性を有する設計としている。また、非常用電源系統は、原子炉施設間で共用しない設計とするとともに、重大事故等発生時以外は接続先の系統を相互に分離された状態とすることにより他の設備に悪影響を及ぼさない設計としている。

この設計構成を維持することが、多重性、独立性を担保するための設計要件となる。

2.2.2.2. その他の一般的な設計要件

2.1 で抽出される設置許可基準規則の要求のうち、2.2.1、2.2.2.1 以外で設計上考慮すべき一般的な設計要件として、以下に示す対策を講じなければならない。

- 地震による損傷の防止
- 津波による損傷の防止
- 外部からの衝撃による損傷の防止
- 火災による損傷の防止（内部火災防護）
- 溢水による損傷の防止
- 耐環境性
- 飛散物による損傷の防止

各項目の具体的な対策事項は、(1) 耐震～(8) 火山防護に明記される。

1) 地震による損傷の防止

①設置許可基準規則に基づく要求

非常用電源系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第四条に従い、地震により安全機能が損なわれるおそれがない設計とする必要がある。

②設計方針

設計要求を踏まえ、設置許可申請書および工認申請書の基本方針に示した通り、JEAG4601 に基づく耐震設計としている。3 章に示す非常用電源系統に関する耐震設計の対象設備については、いずれも要求される耐震強度を有する設計（工認申請書の各設備の計算書）としている。

2) 津波による損傷の防止

①設置許可基準規則に基づく要求

非常用電源系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第五条に従い、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して 安全機能が損なわれない設計とする必要がある。

②設計方針

設計要求を踏まえ、非常用電源系統は津波影響を受けずにその機能が確保される設計としている。なお、津波防護施設または浸水防止設備を設置した場合は、津波に対して当該機能が十分に保持できていることを確認している。

- i) 非常用電源系統の津波防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設

の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス 1、2 に属する施設、及び耐震 S クラスの施設が該当する。

3) 外部からの衝撃による損傷の防止

①設置許可基準規則に基づく要求

非常用電源系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第六条に従い、想定される自然現象（地震及び津波を除く）及び人為事象によりその安全性が損なわれない設計とする必要がある。

②設計方針

外部からの衝撃として竜巻、火山、外部火災を想定し、これらに対して防護する設計としている。

A) 竜巻防護

非常用電源系統は、設計の妥当性を「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。

- i) 非常用電源系統の竜巻防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス 1、2 に属する施設が該当する。
- ii) これら非常用電源系統の防護対象施設のうち屋内の施設は、これらを内包する建屋により防護する設計としている。
- iii) 非常用電源系統の防護対象施設に波及的影響を及ぼす可能性がある屋外の施設は、防護対象施設の安全機能を損なうことが無いことを確認している。

B) 火山防護

日本国内の現状の火山防護上の規制要求を踏まえ、「原子力発電所の火山影響評価ガイド」に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。

- i) 非常用電源系統の火山防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス 1、2 に属する施設が該当する。
- ii) これら非常用電源系統の防護対象施設は屋内の施設であることから、これらを内包する建屋により防護する設計としている。なお、配管については、積灰しない構造として取り扱う。
- iii) 屋外に開口し降下火砕物を含む空気の流路となる防護対象施設を選定し、降下火砕物に対して、非常用電源系統の火山防護に関する安全機能が維持できることを確認している。

C) 外部火災防護

「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。

- i) 非常用電源系統の外部火災防護に関する防護対象設備は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス 1、2 に属する施設が該当する。
- ii) 非常用電源系統の防護対象施設のうち屋内の施設は、これらを内包する建屋により防護する設計としている。屋外の施設は、火災時の輻射熱の影響を直接受けないことにより防護する設計としている。外部火災による二次的影響（ばい煙）については、適切な防護対策を講じることで防護対象施設の安全機能を損なわない設計としている。

4) 火災による損傷の防止（内部火災防護）

①設置許可基準規則に基づく要求

非常用電源系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第八条に従い、火災によりその安全性が損なわれない設計とする必要がある。

②設計方針

非常用電源系統は、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有するため、当該系統が設置される区域及び区画を火災防護審査基準が定める火災区域及び火災区画として定めた上で、設定した火災区域及び火災区画に対し、火災防護審査基準が定める火災防護対策を講じた設計としている。

5) 溢水による損傷の防止

①設置許可基準規則に基づく要求

非常用電源系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第九条に従い、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわれない設計とする必要がある。

②設計方針

非常用電源系統は重要度の特に高い安全機能を有する系統設備に該当することから、溢水源に対して、没水、被水、蒸気影響に対する溢水影響を確認し、溢水影響を受けずにその機能が確保されることを確認している。また当該系統が、溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水や、地震に起因する機器の破損等により

生じる溢水の溢水源とならないよう、耐震性が確保され、配管応力が許容値を満足していることを確認している。

6) 耐環境性

①設置許可基準規則に基づく要求

非常用電源系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第十二条に従い、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができる設計とする必要がある。また当該設備を構成する設備のうち、設置許可基準規則第二条にて規定される重大事故等対処設備に該当する設備は、設置許可基準規則第四十三条に従い、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮できる設計とする必要がある。

②設計方針

安全施設及び重大事故等対処設備は、想定される環境条件において、その機能を発揮できる設計とする。安全施設の設計条件については、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量等各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できるよう設計している。安全施設の環境条件には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における圧力、温度、湿度、放射線のみならず、荷重、屋外の天候による影響、海水を通水する系統への影響、電磁波による影響、周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状（冷却材中の破損物等の異物を含む。）の影響を考慮している。

重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、その設置（使用）・保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計としている。重大事故等発生時の環境条件については、重大事故等時における温度（環境温度、使用温度）、放射線、荷重のみならず、その他の使用条件として環境圧力、湿度による影響、屋外の天候による影響、重大事故等時に海水を通水する系統への影響、電磁波による影響、周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状（冷却材中の破損物等の異物を含む。）の影響を考慮している。

7) 飛散物による損傷の防止

①設置許可基準規則に基づく要求

非常用電源系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第十二条に従い、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なわない設計とする必要がある。

②設計方針

高速回転機器について、飛散物とならないよう機器設計、製作、品質管理、運転管理に十分な考慮を払っている。

一方で、高温高压の流体を内包する 1 次冷却材管、主蒸気管、主給水管に対して仮想的な破断を想定し、その結果生じるかも知れない配管のむち打ち、流出流体のジェット力等により補助給水系統の機能が損なわれることのないよう、配置上の考慮を払っている。また、それらの影響を低減させるための手段として、一次冷却材管には、L B B を適用し、主蒸気・主給水管については配管ホイッププレストレイントを設置している。

タービンミサイル評価に対しては、タービン羽根、TG カップリング、タービン・ディスク、高压タービン・ロータ等の飛散物によって安全施設の機能が損なわれる可能性を極めて低くする設計とする。系統の多重性、配置等の関連により評価対象外となる。

8) 保安電源設備

保安電源設備について、外部電源の送電線路、発電用原子炉施設において常時使用される発電機及び非常用電源設備から安全施設への電力の供給が停止することがないように、高エネルギーのアーカ放電による電気盤の損壊の拡大を防止するため必要な措置を講じた設計とする。

9) 準用

①原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準の準用

非常用電源系統は、設計基準対象施設に該当するため「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に基づき、「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令」を準用する設計とする。

①－1 非常用電源系統の電気事故隔離機能

非常用電源系統での短絡等の電気故障発生時には、他の安全機能への影響を限定するため、これを検知し、遮断器により故障箇所を隔離できる必要がある。

②発電用火力設備に関する技術基準の準用

非常用電源系統は、設計基準対象施設に該当するため「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に基づき、「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」を準用する設計とする。

3. 設備の仕様及び安全機能

3.1. 系統構成設備

非常用電源系統を構成する設備の仕様及び安全機能について表 3.1-1 に示す。

以上

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類A	工認要目表	保安規定
A、Bディーゼル発電機(近大事故等時のみ3・4号機共用)	容量： 7100kW	MS-1	—/SA2	S	1) 安全上特に重要な閉鎖機能	出力： 約7,100kW (1台当たり)	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
					A) 非常用交流電源系統からの電源供給	発電機出力:約8,900kVA		
					B) 非常用交流電源系統からの電源供給開始時間	力率： 0.8(遅れ)		
					C) 非常用交流電源系統に対する必要燃料保有量	電圧： 6,900V 周波数：60Hz 燃料油貯蔵タンク 容量： 約165m ³ (1基当たり) 基数：2		
A、Bメタケラ	容量： 1200A	MS-1	—/SA2	S	1) 安全上特に重要な閉鎖機能	重油タンク 容量：約200m ³ (1基当たり) 個数：2	—	—
					A) 非常用交流電源系統からの電源供給			
					B) 非常用交流電源系統からの電源供給開始時間			
					1) 安全上特に重要な閉鎖機能			
A1、A2、B1、B2パワースセンタ	容量： 3000A	MS-1	—/SA2	S	A) 非常用交流電源系統からの電源供給		—	—
					B) 非常用交流電源系統からの電源供給開始時間			
					1) 安全上特に重要な閉鎖機能			
					A) 非常用交流電源系統からの電源供給			
A1、A2、B1、B2原子炉コントロールセンタ	容量： 800A	MS-1	—/SA2	S	1) 安全上特に重要な閉鎖機能		—	—
					A) 非常用交流電源系統からの電源供給			
					B) 非常用交流電源系統からの電源供給開始時間			
					1) 安全上特に重要な閉鎖機能			
A、Bディーゼル発電機コントロールセンタ	—	MS-1	—/SA2	S	1) 安全上特に重要な閉鎖機能		—	—
					A) 非常用交流電源系統からの電源供給			
					B) 非常用交流電源系統からの電源供給開始時間			
					2) 他系統設備への電源供給			
A、B、C、D加工器ヒータ後備ゲループコントロールセンタ	—	MS-2	—/—	S	A) 異常状態の緩和機能の直接関連系		—	—
					1) 安全上特に重要な閉鎖機能			
					D) 非常用直流電源系統からの電源供給			
					容量： 約2,400A・h (1組当たり) 電圧：129V (浮動充電時) 組数：2			
A、B蓄電池	容量： 2400Ah	MS-1	—/SA2	S	1) 安全上特に重要な閉鎖機能 D) 非常用直流電源系統からの電源供給		参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。

注1：機器クラスとは、技術基準規則第2条に定義される区分であり、技術基準規則第17条及び第55条が定める材料及び構造となるよう設計している。
なお、「—」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類A	工認要目表	保安規定
A、B充電器盤	容量： 300A	MS・3	—/SA2	C(S)	1) 安全上特に重要な閉鎖機能 A) 非常用交流電源系統からの電源供給 D) 非常用直流電源系統からの電源供給 充電器の機能の安全重要度はMS・3であるが、SA時代群電源設備からの直流給電機能も考慮してリストに挙げている。	交流入力： 3相60Hz 440V 直流出力：129V (浮動充電時) 常用 約300A×2個 直流出力： 129V (浮動充電時) 後備 約300A×1個	—	—
A、Bドロツク盤	容量： 200A	MS・1	—/SA2	S	1) 安全上特に重要な閉鎖機能 D) 非常用直流電源系統からの電源供給	—	—	—
A、B直流き電盤	容量： 700A	MS・1	—/SA2	S	1) 安全上特に重要な閉鎖機能 D) 非常用直流電源系統からの電源供給	母線容量： 約700A×2個	—	—
A、B直流分電盤	—	MS・1	—/SA2	S	1) 安全上特に重要な閉鎖機能 D) 非常用直流電源系統からの電源供給	—	—	—
A1～4、B1～4ソレノイド分電盤	—	MS・1	—/SA2	S	1) 安全上特に重要な閉鎖機能 D) 非常用直流電源系統からの電源供給	—	—	—
タービン動補助給水ポンプ起動盤（トレンA、B）	—	MS・1	—/SA2	S	2) 他系統設備への電源供給 B) 原子炉停止後の除熱をする機能の直接関連系	—	—	—
A、B、C、D計装用電源盤	—	MS・1	—/SA2	S	1) 安全上特に重要な閉鎖機能 A) 非常用交流電源系統からの電源供給 D) 非常用直流電源系統からの電源供給開始時間	容量： 約10kVA (1個当たり) 出力電圧： 115V	参考資料－2に示す。	—
A、B、C、D計装用交流電源切換盤	—	MS・1	—/SA2	S	1) 安全上特に重要な閉鎖機能 A) 非常用交流電源系統からの電源供給 D) 非常用直流電源系統からの電源供給開始時間	—	—	—
A1、A2、B1、B2、C1、C2、D1、D2計装用分電盤	—	MS・1	—/SA2	S	1) 安全上特に重要な閉鎖機能 A) 非常用交流電源系統からの電源供給 D) 非常用直流電源系統からの電源供給開始時間	—	—	—
A1、B1、C1現局計装用分電盤	—	MS・1	—/—	S	2) 他系統設備への電源供給 C) 地震計への電源供給	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第2条に定義される区分であり、技術基準規則第17条及び第55条が定める材料及び構造となるよう設計している。
なお、「—」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス(DB/SA) (注1)	耐震クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可添付書類人	工認要目表	保安規定
A C、B D計装用後備分電盤	—	MS-1	—/SA2	S	—	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第2条に定義される区分であり、技術基準規則第17条及び第55条が定める材料及び構造となるよう設計している。
なお、「—」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。

(26) 制御用空気系統

目次

1. 概要	1.3-(26)-3
1.1. 系統の概要	1.3-(26)-3
2. 設計要件	1.3-(26)-4
2.1. 準拠すべき設置許可基準規則等	1.3-(26)-4
2.2. 系統の設計要件.....	1.3-(26)-5
2.2.1. 安全機能に関する設計要件	1.3-(26)-6
2.2.2. 信頼性に関する設計要件.....	1.3-(26)-9
3. 設備の仕様及び安全機能	1.3-(26)-15
3.1. 系統構成設備	1.3-(26)-15

1. 概要

1.1. 系統の概要

制御用空気系統は、制御用空気圧縮機、制御用空気だめ、制御用空気乾燥器、配管、弁等で構成され、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に、原子炉格納容器内、原子炉補助建屋内、タービン建屋内等に設置されている空気作動弁、空気作動ダンパ、制御器、計測器等に清浄で乾燥した圧縮空気を供給する機能を有する系統である。

制御用空気系統に期待する設計基準事象は 2.2.1 に示される。

制御用空気系統は、安全重要度分類上、特に重要度の高い安全機能である「安全上特に重要な関連機能（MS・1）」及び「放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能（MS・1）」を有するため、多重性を持たせた設計としている。具体的には、制御用空気圧縮機は、A トレン、B トレンにそれぞれ 1 台ずつ設置され、設計基準事故時に要求される制御用空気を片トレンのみで供給可能な容量を有している。

また、制御用空気系統は耐震 S クラスで設計される。

制御用空気圧縮機は、各トレンで独立した非常用母線に接続し、外部電源喪失時にはディーゼル発電機により給電する設計としている。

2. 設計要件

2.1. 準拠すべき設置許可基準規則等

制御用空気系統は、以下に示す設置許可基準規則等に基づき設計する。

【設置許可基準規則】

- 第二条 定義
- 第三条 設計基準対象施設の地盤
- 第四条 地震による損傷の防止
- 第五条 津波による損傷の防止
- 第六条 外部からの衝撃による損傷の防止
- 第八条 火災による損傷の防止
- 第九条 溢水による損傷の防止等
- 第十二条 安全施設
- 第十三条 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止
- 第二十三条 計測制御系統施設
- 第二十四条 安全保護回路
- 第三十二条 原子炉格納施設
- 第三十三条 保安電源設備

【技術基準規則】

- 第十七条 材料及び構造
- 第十八条 使用中の亀裂等による破壊の防止
- 第二十条 安全弁等
- 第二十一条 耐圧試験等
- 第四十八条 準用

2.2. 系統の設計要件

2.1 で示した制御用空気系統が準拠すべき設置許可基準規則を次の通り区分して、区分ごとに制御用空気系統の設計要件を示す。但し、第二条は全般にかかる事項であるため除く。また、第二十三条、第二十四条、第三十三条については、制御用空気系統の機能を発揮するための前提となる機能（制御や駆動源）を担う設備に関する事項であり、個別の設計要件は(19) 計測制御系統、(25) 非常用電源系統に記載することとし、本図書では記載しない。

① 安全機能に関する設計要求（2.2.1）

- 第十三条 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止
- 第三十二条 原子炉格納施設

② 信頼性に関する設計要件（2.2.2）

- 第三条 設計基準対象施設の地盤
- 第四条 地震による損傷の防止
- 第五条 津波による損傷の防止
- 第六条 外部からの衝撃による損傷の防止
- 第八条 火災による損傷の防止
- 第九条 溢水による損傷の防止等
- 第十二条 安全施設

2.2.1. 安全機能に関する設計要件

制御用空気系統には、以下の安全機能が要求される。¹

- 安全上特に重要な関連機能
- 異常状態の緩和機能（直接関連系）

上記安全機能が達成される設計であることは、系統毎の設計方針に基づき設備仕様を定めることに加えて、原子炉施設全体としての安全解析を行うことで確認している。そのため、当該系統の主要設備の仕様、及び安全解析で使用した設計情報（解析想定）の範囲内であることが、原子炉施設全体の安全性を担保するための設計要件となる。以下では、安全機能ごとに基本的な設計要件を記載するとともに、表 2.2.1-1 に示す制御用空気系統を対処設備として期待する設計基準事象の安全評価に紐づいて担保されるべき要件（制限事項）を示す。

1) 安全上特に重要な関連機能

A) MS-1 関連補機への空気供給機能

制御用空気系統は、原子炉停止後の除熱機能、放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能、及び安全上特に重要な関連機能を達成するために動作が期待される空気作動弁及びダンパに制御用空気を供給できなければならない。表 2.2.1-2 に示す設計基準事象の安全解析において、主蒸気逃がし弁及びアニュラス空気浄化系統の弁及びダンパへ制御用空気が供給され、各機器を動作させることが安全評価の想定に基づく設計要件となる。

ただし、安全評価においては、制御用空気系統設備のパラメータを使用しているものではないため、具体的な仕様に対する確認項目はない。

2) 異常状態の緩和機能(直接関連系)

A) 加圧器逃がし弁への空気を供給する機能

制御用空気系統は、表 2.2.1-3 に示す設計基準事象の安全解析において、1 次冷却系統を減圧する機能を有する加圧器逃がし弁へ制御用空気が供給され、各機器を動作させることが安全評価の想定に基づく設計要件となる。

ただし、安全評価においては、制御用空気系統設備のパラメータを使用しているものではないため、具体的な仕様に対する確認項目はない。

¹ 制御用空気系統は CV バウンダリとしての放射性物質の閉じ込め機能（MS-1）を有するが、CV バウンダリに関しては、「(22) 原子炉格納施設」にて記載される。

表 2.2.1-1 制御用空気系統に係る安全解析事象と安全機能の関係

解析において制御用空気系統を考慮している 設計基準事象※1			安全機能	
			1)	2)
			安全上特に重要な関連機能	異常状態の緩和機能(直接関連系)
分類	事象名	設置(変更)許可申請書 における記載箇所		
設計 基準 事象	蒸気発生器伝熱管破損	添付書類十 3.4.2	○	○
	原子炉冷却材喪失	添付書類十 3.4.4	○	—
	制御棒飛び出し	添付書類十 3.4.5	○	—

※1：解析評価において作動を想定している設備に対し、制御用空気系統から空気供給が行われる事象を抽出

表 2.2.1-2 安全解析において安全上特に重要な関連機能としての制御用空気系統からの空気の供給を
想定している機器

分類	事象名	設置（変更）許可申請書 における記載箇所	制御用空気系統からの空気供給によって 動作している設備
設計 基準 事象	蒸気発生器伝熱管破損	添付書類十 3.4.2	・主蒸気逃がし弁
	原子炉冷却材喪失	添付書類十 3.4.4	・安全補機室排気ダンパ ・アニュラス全量排気弁 ・アニュラス少量排気弁
	制御棒飛び出し	添付書類十 3.4.5	・アニュラス排気ダンパ ・アニュラス戻りダンパ

表 2.2.1-3 安全解析において異常状態の緩和機能（直接関連系）としての制御用空気系統からの空
気の供給を想定している機器

分類	事象名	設置（変更）許可申請書 における記載箇所	制御用空気系統からの空気供給によって 動作している設備
設計 基準 事象	蒸気発生器伝熱管破損	添付書類十 3.4.2	・加圧器逃がし弁

2.2.2. 信頼性に関する設計要件

2.2.2.1. 重要度が特に高い安全機能を有する系統に関する設計要件

「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」及び「安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針（JEAG4612-2010）」を参照すると、制御用空気系統は、『安全上特に重要な関連機能』、『放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能』を有する MS・1 に分類され、設置許可基準規則による「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」（第十二条 2 項）及び「重要安全施設」（第十二条 6 項）に分類される。

従って、設置許可基準規則第十二条 2 項に従い、制御用空気系統の内、重要安全施設に該当する範囲は、最も厳しい単一故障を想定しても系統機能を満足する設計としなければならない。

また、設置許可基準規則第十二条 6 項に従い、制御用空気系統の内、重要安全施設に該当する範囲は原子炉施設間で共用又は相互接続しない設計としなければならない。

上記要求を踏まえ、制御用空気系統は 2 トレン構成としており、各トレンに制御用空気圧縮機を 1 台ずつ設置している。制御用空気圧縮機は、各トレンで独立のディーゼル発電機に接続し、構成する機器の単一故障の仮定に加え外部電源が利用できない場合においてもその安全機能が達成できるように、多重性及び独立性を有する設計としている。また、制御用空気系統の内、重要安全施設に該当する範囲は原子炉施設間で共用又は相互接続しない設計としている。

この設計構成を維持することが、多重性、独立性を担保するための設計要件となる。

2.2.2.2. その他の一般的な設計要件

2.1 で抽出される設置許可基準規則の要求のうち、2.2.1、2.2.2.1 以外で考慮すべき一般的な設計要件として、以下に示す対策を講じなければならない。

- 地震による損傷の防止
- 津波による損傷の防止
- 外部からの衝撃による損傷の防止
- 火災による損傷の防止（内部火災防護）
- 溢水による損傷の防止
- 耐環境性
- 飛散物による損傷の防止
- その他技術基準規則に関する事項

各項目の具体的な対策事項は、(1) 耐震～(8) 火山防護に明記される。

1) 地震による損傷の防止

①設置許可基準規則に基づく要求

制御用空気系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第四条に従い、地震により安全機能が損なわれるおそれがない設計とする必要がある。

②設計方針

設計要求を踏まえ、設置許可申請書および工認申請書の基本方針に示した通り、JEAG4601に基づく耐震設計としている。3章に示す制御用空気系統に関する耐震設計の対象設備については、いずれも要求される耐震強度を有する設計としている。

2) 津波による損傷の防止

①設置許可基準規則に基づく要求

制御用空気系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第五条に従い、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して安全機能が損なわれない設計とする必要がある。

②設計方針

設計要求を踏まえ、制御用空気系統は津波影響を受けずにその機能が確保される設計としている。なお、津波防護施設または浸水防止設備を設置した場合は、津波に対して当該機能が十分に保持できていることを確認している。

- i) 制御用空気系統の津波防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス 1、2 に属する施設、及び耐震 S クラスの施設が該当する。

3) 外部からの衝撃による損傷の防止

①設置許可基準規則に基づく要求

制御用空気系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第六条に従い、想定される自然現象（地震及び津波を除く）及び人為事象によりその安全性が損なわれない設計とする必要がある。

②設計方針

外部からの衝撃として竜巻、火山、外部火災を想定し、これらに対して防護する設計としている。

A) 竜巻防護

制御用空気系統は、設計の妥当性を「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。

- i) 制御用空気系統の竜巻防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス 1、2 に属する施設が該当する。
- ii) これら制御用空気系統の防護対象施設は屋内の施設であることから、これらを内包する建屋により防護する設計としている。

B) 火山防護

日本国内の現状の火山防護上の規制要求を踏まえ、「原子力発電所の火山影響評価ガイド」に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。

- i) 制御用空気系統の火山防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス 1、2 に属する施設が該当する。
- ii) これら制御用空気系統の防護対象施設は屋内の施設であることから、これらを内包する建屋により防護する設計としている。

C) 外部火災防護

「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。

- i) 制御用空気系統の外部火災防護に関する防護対象設備は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス 1、2 に属する施設が該当する。
- ii) 制御用空気系統の防護対象施設は屋内の施設であることから、これらを内包する建屋により防護する設計としている。外部火災による二次的影響（ばい煙）については、適切な防護対策を講じることで防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。

4) 火災による損傷の防止（内部火災防護）

①設置許可基準規則に基づく要求

制御用空気系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第八条に従い、火災によりその安全性が損なわれない設計とすることが必要である。

②設計方針

制御用空気系統は、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有するため、当該系統が設置される区域及び区画を火災防護審査基準が定める火災区域及び火災区画として定めた上で、設定した火災区域及び火災区画に対し、火災防護審査基準が定める火災防護対策を講じた設計としている。

5) 溢水による損傷の防止

①設置許可基準規則に基づく要求

制御用空気系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第九条に従い、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわれない設計とする必要がある。

②設計方針

制御用空気系統は重要度の特に高い安全機能を有する系統設備に該当することから、溢水源に対して、没水、被水、蒸気影響に対する溢水影響を確認し、溢水影響を受けずにその機能が確保されることを確認している。

6) 耐環境性

①設置許可基準規則に基づく要求

制御用空気系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第十二条に従い、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができる設計とする必要がある。

②設計方針

安全施設は、想定される環境条件において、その機能を発揮できる設計とする。安全施設の設計条件については、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量等各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できるよう設計している。安全施設の環境条件には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における圧力、温度、湿度、放射線のみならず、荷重、屋外の天候による影響、海水を通水する系統への影響、電磁波による影響、周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状（冷却材中の破損物等の異物を含む。）の影響を考慮している。

7) 飛散物による損傷の防止

①設置許可基準規則に基づく要求

制御用空気系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第十二条に従い、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なわない設計とする必要がある。

②設計方針

高速回転機器について、飛散物とならないよう機器設計、製作、品質管理、運転管理に十分な考慮を払っている。

一方で、高温高压の流体を内包する1次冷却材管、主蒸気管、主給水管に対して仮想的な破断を想定し、その結果生じるかも知れない配管のむち打ち、流出流体のジェット力等により制御用空気系統の機能が損なわれることのないよう、配置上の考慮を払っている。また、それらの影響を低減させるための手段として、1次冷却材管には、LBBを適用し、主蒸気・主給水管については配管ホイッププレストレイントを設置している。

タービンミサイル評価に対しては、タービン羽根、TGカップリング、タービン・ディスク、高压タービン・ロータ等の飛散物によって安全施設の機能が損なわれる可能性を極めて低くする設計とする。

8) 材料及び構造

設計基準対象施設（圧縮機、補助ボイラー、蒸気タービン（発電用のものに限る。）、発電機、変圧器及び遮断器を除く。）に属する容器、管、ポンプ若しくは弁若しくはこれらの支持構造物又は炉心支持構造物の材料及び構造は、施設時において、各機器等のクラス区分に応じて日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」（JSME 設計・建設規格）等に従い設計する。

9) 使用中の亀裂等による破壊の防止

クラス1機器、クラス1支持構造物、クラス2機器、クラス2支持構造物、クラス3機器、クラス4管、原子炉格納容器、炉心支持構造物は、使用される環境条件を踏まえ応力腐食割れに対して残留応力が影響する場合、有意な残留応力が発生すると予想される部位の応力緩和を行う。

使用中のクラス1機器、クラス1支持構造物、クラス2機器、クラス2支持構造物、クラス3機器、クラス4管、原子炉格納容器、炉心支持構造物は、亀裂その他の欠陥により破壊が引き起こされないよう、保安規定に基づき「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」等に従って検査及び維持管理を行う。

使用中のクラス1機器の耐圧部分は、貫通する亀裂その他の欠陥が発生しないよう、保安規定に基づき「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」等に従って検査及び維持管理を行う。

1 0) 安全弁等

蒸気タービン、発電機、変圧器及び遮断器を除く設計基準対象施設に設置する安全弁、逃がし弁、破壊板及び真空破壊弁は、日本機械学会「設計・建設規格」(JSME S NC1) 及び日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (JSME S NC1-2001) 及び (JSME S NC1-2005) 【事例規格】過圧防護に関する規定 (NC-CC-001)」に適合するよう設計する。なお、安全弁、逃がし弁、破壊板及び真空破壊弁については、施設時に適用した告示 (通商産業省「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準 (昭和 55 年通商産業省告示第 501 号)」) の規定に適合する設計とする。

1 1) 耐圧試験等

クラス 1 機器、クラス 2 機器、クラス 3 機器、クラス 4 管及び原子炉格納容器は、施設時に、当該機器の技術基準規則で定めるところによる圧力で耐圧試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないことを確認する。ただし、気圧により試験を行う場合であって、当該圧力に耐えることが確認された場合は、当該圧力を最高使用圧力 (原子炉格納容器にあつては、最高使用圧力の 0.9 倍) までに減じて著しい漏えいがないことを確認する。なお、耐圧試験は、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」等に従って実施する。

1 2) 準用

①原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準の準用

制御用空気系統は、設計基準対処施設に該当するため「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に基づき、「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令」を準用する設計とする。

3. 設備の仕様及び安全機能

3.1. 系統構成設備

制御用空気系統を構成する設備の仕様及び安全機能について表 3.1-1 に示す。

以上

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概要仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類ハ	工認要目表	保安規定
A、B制御用空気圧縮機	—	MS-1	DB3 (制御用空気圧縮機は-) ／ ．	S	1) 安全上特に重要な閉連機能 A) MS-1関連補機への空気供給機能	—	—	—
A・C、B・C制御用空気母管 連絡弁	電動弁	MS-1	DB3 ／ ．	S	1) 安全上特に重要な閉連機能 A) MS-1関連補機への空気供給機能	—	—	—
A、B制御用空気主蒸気速がし 弁等供給ライン止め弁	電動弁	MS-1	DB3 ／ ．	S	1) 安全上特に重要な閉連機能 A) MS-1関連補機への空気供給機能	—	—	—
A、B制御用空気主蒸気速がし 弁等供給ライン逆止弁	逆止弁	MS-1	DB3 ／ ．	S	1) 安全上特に重要な閉連機能 A) MS-1関連補機への空気供給機能	—	—	—
A、B制御用空気格納容器隔離 弁	電動弁	MS-2	DB2 ／ SA2	S	2) 異常状態の緩和機能(直接関連系) A) 加圧器速がし弁への空気を供給する機能	—	—	—
A、B制御用空気格納容器隔離 逆止弁	逆止弁	MS-2	DB2 ／ SA2	S	2) 異常状態の緩和機能(直接関連系) A) 加圧器速がし弁への空気を供給する機能	—	—	—
A、B格納容器内耐震Bクラス 制御用空気母管止め弁	電動弁	MS-1	DB3 ／ ．	S	1) 安全上特に重要な閉連機能 A) MS-1関連補機への空気供給機能	—	—	—
配管・継手 (MS-1関連補機への 空気供給範囲)	—	MS-1	DB3 ／ SA2 (一部SAクラス 対象外)	S	1) 安全上特に重要な閉連機能 A) MS-1関連補機への空気供給機能	—	—	—
配管・継手 (MS-2関連補機への 空気供給範囲)	—	MS-2	DB3 (一部DB2) ／ SA2 (一部SAクラス 対象外)	S	2) 異常状態の緩和機能(直接関連系) A) 加圧器速がし弁への空気を供給する機能	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、技術基準規則第十七条及び第五十五条が定める材料及び構造、第十八条及び第五十六条が定める使用中の亀裂等による破壊の防止、第二十一条及び第五十八条が定める耐圧試験等に機器クラスごとに準拠した設計とする。なお、「—」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。

(27) 建物

目次

1. 概要	1.3-(27)-3
1.1. 建物の概要	1.3-(27)-3
2. 設計要件	1.3-(27)-4
2.1. 準拠すべき設置許可基準規則等	1.3-(27)-4
2.2. 建物の設計要件.....	1.3-(27)-6
2.2.1. 安全機能に関する設計要件	1.3-(27)-7
2.2.2. 信頼性に関する設計要件	1.3-(27)-10
3. 設備の概略仕様	1.3-(27)-16

1. 概要

1.1. 建物の概要

本書では、基本的に耐震Ｓクラスの設備の間接支持機能を有する建屋を対象とする。その間接支持機能については、直接的法令要求はないが、(1) 耐震に記載する通り、耐震設計に係る工認審査ガイドに基づき、間接支持される設備の耐震設計上の重要度に応じた耐震評価を実施する。

耐震Ｓクラスの設備の間接支持機能を有する主な建物の概要を記載する。

(1) 原子炉建屋（原子炉格納施設等）

原子炉建屋は、鉄筋コンクリート造（一部プレストレストコンクリート造及び鉄骨造）の構築物であり、同一の矩形基礎上に配置された原子炉格納容器、内部コンクリート、原子炉周辺建屋から構成されている。基礎は堅硬な岩盤に直接支持されている。

(2) 制御建屋

制御建屋は、原子炉周辺建屋に隣接する形で配置された補助建屋のひとつである。制御建屋は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）である。基礎は堅硬な岩盤に直接支持される。

(3) 緊急時対策所建屋

緊急時対策所建屋は鉄筋コンクリート造壁式構造物である。基礎は堅硬な岩盤に直接支持される。

なお、緊急時対策所建屋は、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）である緊急時対策所の観点で本書の対象とする。廃棄物処理建屋は、外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻防護、火山防護、外部火災防護）、火災による損傷の防止、溢水による損傷の防止の観点で本書の対象とする。

2. 設計要件

2.1. 準拠すべき設置許可基準規則等

建物は、以下に示す設置許可基準規則等に基づき設計する。

【設置許可基準規則】

- 第二条 定義
- 第三条 設計基準対象施設の地盤
- 第四条 地震による損傷の防止
- 第五条 津波による損傷の防止
- 第六条 外部からの衝撃による損傷の防止
- 第八条 火災による損傷の防止
- 第九条 溢水による損傷の防止
- 第十二条 安全施設
- 第十三条 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大防止
- 第十九条 非常用炉心冷却設備
- 第二十五条 反応度制御系統及び原子炉停止系統
- 第二十六条 原子炉制御室等
- 第二十九条 工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護
- 第三十条 放射線からの放射線業務従事者の防護
- 第三十二条 原子炉格納施設
- 第三十八条 重大事故等対処施設の地盤
- 第三十九条 地震による損傷の防止
- 第四十条 津波による損傷の防止
- 第四十一条 火災による損傷の防止
- 第四十三条 重大事故等対処設備
- 第六十一条 緊急時対策所

【技術基準規則】

- 第二条 定義
- 第四条 設計基準対象施設の地盤
- 第五条 地震による損傷の防止
- 第六条 津波による損傷の防止
- 第七条 外部からの衝撃による損傷の防止

- 第十一条 火災による損傷の防止
- 第十二条 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止
- 第四十九条 重大事故等対処施設の地盤
- 第五十条 地震による損傷の防止
- 第五十一条 津波による損傷の防止
- 第五十二条 火災による損傷の防止
- 第五十四条 重大事故等対処設備

＜関連する基準・ガイド等＞

- 基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド
- 耐震設計に係る工認審査ガイド

2.2. 建物の設計要件

2.1 で示した建物が準拠すべき設置許可基準規則を次の通り区分して、区分ごとに建物の設計要件を示す。但し、第二条は全般にかかる事項であるため除く。

① 安全機能に関する設計要求（2.2.1 章）

- 第十三条 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大防止
- 第十九条 非常用炉心冷却設備
- 第二十五条 反応度制御系統及び原子炉停止系統
- 第二十六条 原子炉制御室等
- 第二十九条 工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護
- 第三十条 放射線からの放射線業務従事者の防護
- 第三十二条 原子炉格納施設

② 信頼性に関する設計要件（2.2.2 章）

- 第三条 設計基準対象施設の地盤
- 第四条 地震による損傷の防止
- 第五条 津波による損傷の防止
- 第六条 外部からの衝撃による損傷の防止
- 第八条 火災による損傷の防止
- 第九条 溢水による損傷の防止
- 第十二条 安全施設
- 第三十八条 重大事故等対処施設の地盤
- 第三十九条 地震による損傷の防止
- 第四十条 津波による損傷の防止
- 第四十一条 火災による損傷の防止
- 第四十三条 重大事故等対処設備

2.2.1. 安全機能に関する設計要件

建物には、以下の安全機能が要求される。

- 放射線の遮蔽機能
- 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能（放射性物質を貯蔵する機能）
- 未臨界維持機能
- 炉心冷却機能
- 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能
- 燃料プール水の補給機能
- 原子炉停止後の除熱機能
- 重大事故等対処設備（緊急時対策所）

1) 放射線の遮蔽機能

原子炉周辺建屋及び制御建屋のうち遮蔽設備は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び事故時において、発電所周辺の一般公衆、放射線業務従事者の受ける線量を低減する機能を有しなければならない。

詳細な設計要件は、(21) 放射線管理施設に示す。

2) 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能（放射性物質を貯蔵する機能）

原子炉周辺建屋のうち燃料貯蔵設備は燃料体等を貯蔵する機能を有していなければならない。

詳細な設計要件は、(10) 燃料貯蔵設備及び取扱設備に示す。

3) 未臨界維持機能

原子炉周辺建屋のうち燃料取替用水ピットは、非常用炉心冷却系統の高圧注入系及び低圧注入系の水源として燃料取替用水ピットにほう酸水を貯蔵し、炉心の未臨界を維持するのに十分なほう素濃度としなければならない。これは、設計基準事象の原子炉冷却材喪失等を対象とした長期未臨界性評価に基づく性能要求であり、以下の設計要件を満足する必要がある。

詳細な設計要件は、(10) 燃料貯蔵設備及び取扱設備に示す。

4) 炉心冷却機能

原子炉周辺建屋のうち燃料取替用水ピットは、高圧注入系及び低圧注入系の水源として燃料取替用水ピットにほう酸水を貯蔵し、1次冷却材喪失事故に対して原子炉を冷却し、燃料及び燃料被覆の重大な損傷を防止でき、かつ、燃料被覆のジルコニウムと水の反応を十分小さな量に制

限する機能を有しなければならない。この機能を果たすために、以下の設計要件を満足する必要がある。

詳細な設計要件は、(10) 燃料貯蔵設備及び取扱設備に示す。

原子炉周辺建屋のうち格納容器再循環サンプは、原子炉冷却材喪失時に炉心冷却機能として低圧注入系統へ供給ラインを提供する機能を有しなければならない。

詳細な設計要件は、(13) 安全注入系統に示す。

5) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能

原子炉周辺建屋のうち燃料取替用水ピットは、格納容器スプレイ系統の水源としてほう酸水を貯蔵し、1次冷却材喪失事故等時に原子炉格納容器の内圧ピークを最高使用圧力以下に保ち、再び大気圧程度に減圧するとともに、原子炉格納容器内の放射性よう素を除去するための薬品が添加されるほう酸水を提供する機能を有しなければならない。

詳細な設計要件は(10) 燃料貯蔵設備及び取扱設備に示す。

原子炉周辺建屋のうち原子炉格納容器再循環サンプは、原子炉冷却材喪失時等に格納容器スプレイ系統へ燃料取替用水ピットのほう酸水及び再循環水を提供するための流路確保機能を有しなければならない。

詳細な設計要件は、(13) 安全注入系統に示す。

原子炉周辺建屋のうち原子炉格納容器およびアニュラスは、設計基準事故時において1次冷却材配管の最も過酷な破断を想定し、これにより放出される1次冷却材のエネルギーによる原子炉冷却材喪失時の最高圧力及び温度に耐えるように設計する必要がある。

詳細な設計要件は、(22) 原子炉格納施設に示す。

6) 燃料プール水の補給機能

原子炉周辺建屋のうち燃料取替用水ピットは、使用済燃料ピット水位低下時において通常の補給系が使用できない場合に、燃料取替用水ピット水を燃料取替用水ポンプ経由で使用済燃料ピットへ補給する機能を有しなければならない。

詳細な設計要件は、(10) 燃料貯蔵設備及び取扱設備に示す。

7) 原子炉停止後の除熱機能

原子炉周辺建屋のうち復水ピットは、原子炉停止後の崩壊熱他の残留熱を除去し、1次冷却材の温度を下げる機能を有さなければならない。この機能を果たすために、以下の設計要件を満足する必要がある。

詳細な設計要件は、(18) 補助給水系統に示す。

8) 重大事故等対処設備（緊急時対策所）

緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。緊急時対策所は、緊急時対策所建屋内に設ける。

緊急時対策所遮蔽は、重大事故等時において、緊急時対策所にとどまる要員が過度な被ばくを受けないように設計する。

詳細な設計要件は、(29) 重大事故等対処設備に示す。

2.2.2. 信頼性に関する設計要件

2.2.2.1. 重要度が特に高い安全機能を有する系統に関する設計要件

「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」及び「安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針（JEAG4612-2010）」を参照すると、設置許可基準規則による「重要安全施設」に分類される建物はない。

2.2.2.2. その他の一般的な設計要件

2.1 で抽出される設置許可基準規則の要求のうち、2.2.1、2.2.2.1 以外で考慮すべき一般的な設計要件として、以下に示す対策を講じなければならない。

- 地震による損傷の防止
- 津波による損傷の防止
- 外部からの衝撃による損傷の防止
- 火災による損傷の防止（内部火災防護）
- 溢水による損傷の防止
- 耐環境性

各項目の具体的な対策事項は、(1) 耐震～(8) 火山防護及び(30) 大型航空機衝突への配慮に明記される。

1) 地震による損傷の防止

①設置許可基準規則に基づく要求

設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設及び重大事故等対処施設は、設置許可基準規則第三条及び第四条、第三十八条、第三十九条、技術基準規則第四条及び第五条、第四十九条、第五十条に従い、地震により安全機能が損なわれるおそれがない設計とする必要がある。

ここで、耐震Sクラスの設備の間接支持構造物の機能を持つ建物については、耐震設計に係る工認審査ガイドに基づき、基準地震動 S_s による地震力に対して安全上支障が無い設計とする。

なお、緊急時対策所建屋、廃棄物処理建屋についても同様とする。

②設計方針

設計要求を踏まえ、耐震Sクラスの設備を間接支持する建物及び緊急時対策所建屋については、建屋各層の基準地震動 S_s による最大せん断ひずみが許容限界を超えないこと及び基礎を構成する部材の基準地震動 S_s による発生応力が終局耐力に対し妥当な安全余裕を有する設計とする。

なお、廃棄物処理建屋については、建屋各層の基準地震動 S_s による最大せん断ひずみが許容限界を超えない設計とする。

対象建屋については、表 3-1 に示す通りであり、いずれも要求される耐震性を有する設計（工認申請書の各間接支持構造物の計算書）としている。

2) 津波による損傷の防止

①設置許可基準規則に基づく要求

設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設は、設置許可基準規則第五条に従い、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して 安全機能が損なわれない設計とする必要がある。また、設置許可基準規則第二条にて規定される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）は、設置許可基準規則第四十条に従い、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする必要がある。

②設計方針

設計要求を踏まえ、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が、基準津波により、その安全性又は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、遡上への影響要因及び浸水経路等を考慮して、設計時にそれぞれの施設に対して入力津波を設定するとともに津波防護対象設備に対する入力津波の影響を評価し、影響に応じた津波防護対策を講じる設計とする。

3) 外部からの衝撃による損傷の防止

A) 竜巻防護

①設置許可基準規則に基づく要求

設置許可基準規則第六条及び技術基準規則第七条に従い、発電用原子炉施設内における外部からの衝撃による損傷の防止として、安全施設が想定される自然現象によりその安全性を損なうおそれがない設計とする必要がある。

設置許可基準規則第四十三条及び技術基準規則第五十四条に従い、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時に機能が損なわれるおそれがない設計とする必要がある。

具体的には、設置許可基準規則、技術基準規則、ガイドに基づき、設計竜巻、設計飛来物、竜巻の影響を考慮する施設、荷重の種類及び荷重の組合せ並びに許容限界等を定めて竜巻の影響を評価し、防護設計を実施する。

②設計方針

防護対象施設が、竜巻により、その安全機能が損なわれないよう、施設の設置状況等を考慮して竜巻からの影響を評価し、防護対象施設が安全機能を損なうおそれがある場合は、影響に応じた防護対策を講じる設計とする。重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）は竜巻により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないように、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が使用される条件の下における悪影響防止及び環境条件を考慮した設計とする。

B) 火山防護

①設置許可基準規則に基づく要求

設置許可基準規則第六条及び四十三条、技術基準規則第七条及び五十四条に従い、発電用原子炉施設内における外部からの衝撃による損傷の防止として、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が想定される自然現象によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。

具体的には、設置許可基準規則、技術基準規則及び以下のガイドに基づき、想定される火山事象に対する防護設計を実施する。

②設計方針

設計要求を踏まえ、火山防護設計において想定される火山事象は、発電所の運用期間中において発電所の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として設置（変更）許可を受けた「降下火砕物」であり、その直接的影響及び間接的影響について考慮する。

降下火砕物は、層厚、密度及び粒径の設定をし、降下火砕物の特徴を考慮する。

C) 外部火災防護

①設置許可基準規則に基づく要求

設置許可基準規則第六条及び技術基準規則第七条に従い、発電用原子炉施設内における外部からの衝撃による損傷の防止として、安全施設が想定される自然現象及び人為事象によりその安全性を損なうおそれがない設計とする必要がある。

設置許可基準規則第四十三条及び技術基準規則第五十四条に従い、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時に機能が損なわれるおそれがない設計とする必要がある。

具体的には、設置許可基準規則、技術基準規則、ガイドに基づき、外部火災の影響を考慮する施設を選定し、火災源ごとに危険距離等を算出し、離隔距離と比較する方法、建屋表面温度及び屋外施設の温度を算出し、許容温度と比較する方法等にて外部火災の影響を評価し、防護設計を実施する。

②設計方針

設計要求を踏まえ、発電用原子炉施設の外部火災防護設計は、防護対象施設について外部火災により安全機能を損なうおそれがないこと及び安全性を損なうおそれがある場合は防護措置その他の適切な措置を講じなければならないこと、重大事故等対処設備

（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）については外部火災により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的とし、技術基準規則に適合するように設計する。

4) 火災による損傷の防止（内部火災防護）

①設置許可基準規則に基づく要求

設置許可基準規則第八条及び技術基準規則第十一条に従い、設計基準対象施設は、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。

また、設置許可基準規則第四十一条及び技術基準規則第五十二条に従い、重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有するものでなければならない。

具体的には、審査基準に適合するよう、火災防護対策を講じる設計とする。

②設計方針

原子炉施設内の火災区域又は火災区画に設置される、原子炉の高温停止、低温停止を達成し、維持する機能及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、火災発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる。

5) 溢水による損傷の防止

①設置許可基準規則に基づく要求

設置許可基準規則第九条及び四十三条並びに技術基準規則第十二条及び五十四条に従い、発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止として、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が、同施設内における溢水の発生によりその要求される機能を損なうおそれがある場合は、防護対策その他の適切な処置を実施しなければならない。具体的には、設置許可基準規則、技術基準規則ガイドに基づき、溢水源や溢水影響等を想定し、溢水防護設計を実施する。

②設計方針

原子炉施設内で溢水が発生した場合において、原子炉施設内に設ける壁、扉、堰等の浸水防護設備により、防護すべき設備がその要求される機能を損なうおそれのない設計とする。

防護すべき設備が設置される建屋の隣接建屋及び建屋外で発生を想定する溢水が、防護すべき設備が設置される建屋内へ流入し伝播しないことを確認する。

また、防護すべき設備が設置される建屋周囲の地下水については、湧水サンプに集水され、十分な処理能力を有する湧水サンプポンプにより、溢水防護区画へ伝播しないことを確認する。

使用済燃料ピットにおいては、使用済燃料ピットの冷却機能及び使用済燃料ピットへの給水機能を維持できる設計とする。

また、放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備から放射性物質を含む液体の漏えいを想定する場合には、放射性物質を含む液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために、建屋内の堰等により管理区域外へ伝播しない設計とする。

6) 耐環境性

①設置許可基準規則に基づく要求

設置許可基準規則第二条にて規定される安全施設は、設置許可基準規則第十二条に従い、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができる設計とする必要がある。また、設置許可基準規則第二条にて規定される重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）は、設置許可基準規則第四十三条に従い、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮できる設計とする必要がある。

②設計方針

安全施設及び重大事故等対処設備は、想定される環境条件において、その機能を発揮できる設計とする。安全施設の設計条件については、材料疲労、劣化等に対しても十分

な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量等各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できるよう設計している。安全施設の環境条件には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における圧力、温度、湿度、放射線のみならず、荷重、屋外の天候による影響、海水を通水する系統への影響、電磁波による影響、周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状（冷却材中の破損物等の異物を含む。）の影響を考慮している。

重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、その設置(使用)・保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計としている。重大事故等発生時の環境条件については、重大事故等時における温度(環境温度、使用温度)、放射線、荷重のみならず、その他の使用条件として環境圧力、湿度による影響、屋外の天候による影響、重大事故等時に海水を通水する系統への影響、電磁波による影響、周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状（冷却材中の破損物等の異物を含む。）の影響を考慮している。

3. 設備の概略仕様

2 章で記載した建物に係る設計要件を達成するために必要となる構造物を表 3.1 に示す。

以上

表 3.1 建物に関する概略仕様

建物・構築物名称	設計要件の種類		安全 重要度	機器クラス (DB／SA)	耐震 重要度	確認事項に関連する 設計要件関連図書
	建物部位 ※ 1					
原子炉建屋	2.2.1 —	2.2.2.2 1) 地震による損傷の防止（間接支持機能） 2) 津波による損傷の防止 3) 外部からの衝撃による損傷の防止 A) 竜巻防護 B) 火山防護 C) 外部火災防護 4) 火災による損傷の防止（内部火災防護） 5) 溢水による損傷の防止	—	—／—	—	(1) 耐震 (2) 津波防護 (3) 内部火災防護 (5) 内部溢水防護 (6) 竜巻防護 (4) 外部火災防護 (8) 火山防護
外部遮へい	2.2.1 1) 放射線の遮蔽機能	—	—	—／—	S	(21) 放射線管理施設
使用済燃料ピット	2.2.1 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能（放射性物質を貯蔵する機能）	—	—	—／—	S	(10) 燃料貯蔵設備及び取扱設備 (6) 竜巻防護
燃料取替用ピット	2.2.1 3) 未臨界維持機能 4) 炉心冷却機能 5) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 6) 燃料プール水の補給機能	—	—	—／—	S	(10) 燃料貯蔵設備及び取扱設備
格納容器再循環サンプ	2.2.1 4) 炉心冷却機能 5) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能	—	—	—／—	S	(13) 安全注入系統
原子炉格納容器	2.2.1 5) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能	—	—	—／—	S	(22) 原子炉格納施設 (6) 竜巻防護
アニュラス	2.2.1	—	—	—／—	S	(22) 原子炉格納施設 (22) 原子炉格納施設

※ 1：建物を構成する部位のうち、耐震重要度 S クラスに該当する部位及び重大事故等対処設備に該当する部位を記載する。

表 3.1 建物に関する概略仕様

建物・構築物名称		設計要件の種類		安全 重要度	機器クラス (DB／SA)	耐震 重要度	確認事項に関連する 設計要件関連図書
建物部位 ※ 1		2.2.1	2.2.2.2				
		5) 放射性物質の閉じ込め機能、 放射線の遮へい及び放出低減機能					
	復水ピット	2.2.1 7) 原子炉停止後の除熱機能	—	—	—／—	S	(18) 補助給水系統
制御建屋		—	2.2.2.2 1) 地震による損傷の防止（間接支持 機能） 3) 外部からの衝撃による損傷の防止 A) 竜巻防護 B) 火山防護 C) 外部火災防護 4) 火災による損傷の防止（内部火災 防護） 5) 溢水による損傷の防止	—	—／—	—	(1) 耐震 (3) 内部火災防護 (5) 溢水防護 (6) 竜巻防護 (4) 外部火災防護 (8) 火山防護
	中央制御室遮へい	2.2.1 1) 放射線の遮蔽機能	—	—	—／—	S	(21) 放射線管理施設
緊急時対策所建屋		—	2.2.2.2 1) 地震による損傷の防止（間接支持 機能） 4) 火災による損傷の防止（内 部火災防護）	—	—／—	—	(1) 耐震 (3) 内部火災防護
	緊急時対策所	2.2.1 8) 重大事故等対処設備（緊急時 対策所）	—	—	—／—	C	(29) 重大事故等対処設 備
	緊急時対策所遮蔽	2.2.1 8) 重大事故等対処設備（緊急時 対策所）	—	—	—／—	—	(29) 重大事故等対処設 備
廃棄物処理建屋		—	2.2.2.2 3) 外部からの衝撃による損傷の防止 A) 竜巻防護 B) 火山防護 C) 外部火災防護 4) 火災による損傷の防止（内部火災 防護） 5) 溢水による損傷の防止	—	—／—	—	(3) 内部火災防護 (5) 溢水防護 (6) 竜巻防護 (4) 外部火災防護 (8) 火山防護

※ 1：建物を構成する部位のうち、耐震重要度 S クラスに該当する部位及び重大事故等対処設備に該当する部位を記載する。

(28) 土木構造物

目次

1. 概要	1.3-(28)-3
1.1. 土木構造物の概要	1.3-(28)-3
2. 設計要件	1.3-(28)-5
2.1. 準拠すべき設置許可基準規則等	1.3-(28)-5
2.2. 構造物の設計要件	1.3-(28)-7
2.2.1. 安全機能に関する設計要件	1.3-(28)-8
2.2.2. 信頼性に関する設計要件	1.3-(28)-9
3. 設備の概略仕様	1.3-(28)-13

1. 概要

1.1. 土木構造物の概要

本書では、土木構造物のうち工事計画認可申請において評価対象となる屋外重要土木構造物およびその他の土木構造物を対象とする。なお、Sクラスの施設に対して津波による影響が発生することを防止する施設・設備に該当するものについては、(2) 津波防護に記載する。

屋外重要土木構造物とは、耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能、もしくは、非常時における海水の通水機能を求められる土木構造物である。耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能は、直接的な法令要求はないが、耐震設計に係る工認審査ガイドに基づき、間接支持される設備の耐震設計上の重要度に応じた耐震評価を実施する。

本書で対象とする土木構造物の概要を記載する。

(1) 海水ポンプ室

海水ポンプ室は、Sクラス機器である海水ポンプ、止水壁、防護壁、潮位計、津波監視カメラ及び海水ポンプエリア浸水防止蓋の間接支持機能を有する鉄筋コンクリート造の地中構造物である。なお、海水ポンプ室は非常用取水設備であるため通水機能及び貯水機能が要求され、津波防護施設、浸水防止設備を間接支持する構造物であるため止水機能を有する。

なお、海水ポンプ室は、設計基準対象施設においては、Sクラス施設の間接支持構造物及び非常用取水設備である屋外重要土木構造物に、重大事故等対処施設においては、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備に分類される。

(2) 燃料油貯蔵タンク基礎

燃料油貯蔵タンク基礎は、Sクラス機器である燃料油貯蔵タンクの間接支持機能が要求される鉄筋コンクリート造の地中構造物である。

(3) 重油タンク基礎

重油タンク基礎は、Sクラス機器である重油タンクの間接支持機能が要求される鉄筋コンクリート造の地中構造物である。

(4) 海水管トンネル

海水管トンネルは、Sクラス機器である原子炉補機冷却系統の配管等の間接支持機能が要求される鉄筋コンクリート造の地中構造物である。

なお、海水管トンネルは、設計基準対象施設においては、非常用取水設備である屋外重要土木構造物に、重大事故等対処施設においては、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備に分類される。

(5) 海水管トレンチ

海水管トレンチは、Sクラス機器である原子炉補機冷却系統の配管等の間接支持機能が要求される鉄筋コンクリート造の地中構造物であり、原子炉周辺建屋側に大別される。

2. 設計要件

2.1. 準拠すべき設置許可基準規則等

土木構造物は、以下に示す設置許可基準規則等に基づき設計する。

【設置許可基準規則】

- 第二条 定義
- 第三条 設計基準対象施設の地盤
- 第四条 地震による損傷の防止
- 第五条 津波による損傷の防止
- 第六条 外部からの衝撃による損傷の防止
- 第八条 火災による損傷の防止
- 第九条 溢水による損傷の防止
- 第十二条 安全施設
- 第十三条 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大防止
- 第二十二條 最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備
- 第三十八條 重大事故等対処施設の地盤
- 第三十九條 地震による損傷の防止
- 第四十條 津波による損傷の防止
- 第四十一條 火災による損傷の防止
- 第四十三條 重大事故等対処設備

【技術基準規則】

- 第二条 定義
- 第四条 設計基準対象施設の地盤
- 第五条 地震による損傷の防止
- 第六条 津波による損傷の防止
- 第七条 外部からの衝撃による損傷の防止
- 第十一条 火災による損傷の防止
- 第十二条 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止
- 第四十九條 重大事故等対処施設の地盤
- 第五十條 地震による損傷の防止
- 第五十一條 津波による損傷の防止
- 第五十二條 火災による損傷の防止

- 第五十四条 重大事故等対処設備

＜関連する基準・ガイド等＞

- 基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド
- 耐震設計に係る工認審査ガイド
- 基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド
- 耐津波設計に係る工認審査ガイド

2.2. 構造物の設計要件

2.1 で示した土木構造物が準拠すべき設置許可基準規則を次の通り区分して、区分ごとに土木構造物の設計要件を示す。但し、第二条は全般にかかる事項であるため除く。

① 安全機能に関する設計要求（2.2.1 章）

- 第十三条 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大防止
- 第二十二條 最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備

② 信頼性に関する設計要件（2.2.2 章）

- 第三条 設計基準対象施設の地盤
- 第四条 地震による損傷の防止
- 第五条 津波による損傷の防止
- 第六条 外部からの衝撃による損傷の防止
- 第八条 火災による損傷の防止
- 第九条 溢水による損傷の防止
- 第十二条 安全施設
- 第三十八条 重大事故等対処施設の地盤
- 第三十九条 地震による損傷の防止
- 第四十条 津波による損傷の防止
- 第四十一条 火災による損傷の防止
-
- 第四十三条 重大事故等対処設備

2.2.1. 安全機能に関する設計要件

土木構造物には、以下の安全機能が要求される。

○ 安全上特に重要な関連機能（直接関連系）

1) 安全上特に重要な関連機能（直接関連系）

設計基準事故時に必要な原子炉補機冷却海水系に使用する海水を取水し、海水ポンプへ導水するための流路を構築するために、海水ポンプ室を設置することで、冷却に必要な海水を確保できる設計とする。

2.2.2. 信頼性に関する設計要件

2.2.2.1. 重要度が特に高い安全機能を有する系統に関する設計要件

「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」及び「安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針（JEAG4612-2010）」を参照すると、非常用取水設備は、『安全上特に重要な関連機能』を有する MS・1（直接関連系）に分類され、設置許可基準規則による「重要安全施設」に分類される。

従って、設置許可基準規則第十二条 6 項に従い、原子炉施設間で共用又は相互接続しない設計としなければならない。（ただし、共用又は相互接続することによって原子炉施設の安全性が向上する場合はこの限りではない。）

この設計構成を維持することが、重要安全施設としての設計要件となる。

2.2.2.2. その他の一般的な設計要件

2.1 で抽出される設置許可基準規則の要求のうち、2.2.1、2.2.2.1 以外で考慮すべき一般的な設計要件に対して、土木構造物については、以下に示す対策を講じなければならない。

- 地震による損傷の防止
- 外部からの衝撃による損傷の防止
- 火災による損傷の防止（内部火災防護）
- 耐環境性
- 溢水による損傷の防止

各項目の具体的な対策事項は、(1) 耐震～(8) 火山防護及び(30) 大型航空機衝突への配慮に明記される。

1) 地震による損傷の防止

①設置許可基準規則に基づく要求

設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設及び重大事故等対処施設は、設置許可基準規則第三条及び第四条、第三十八条、第三十九条、技術基準規則第四条及び第五条、第四十九条、第五十条に従い、地震により安全機能が損なわれるおそれがない設計とする必要がある。また、耐震重要施設及び重大事故等対処施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

ここで、屋外重要土木構造物については、耐震設計に係る工認審査ガイドに基づき、基準地震動 S_s による地震力に対して安全上支障が無い設計とする必要がある。

②設計方針

設計要求を踏まえ、屋外重要土木構造物については、基準地震動 S_s による地震力に対して、構造部材の曲げについては限界層間変形角、終局曲率又は許容応力度、せん断につ

いてはせん断耐力又は許容応力度を許容限界とし、限界層間変形角、終局曲率及びせん断耐力に対して妥当な安全余裕をもたせることとし、機器・配管系の支持機能が維持できる設計とする。なお、海水ポンプ室及び海水管トンネルは、運転時、設計基準事故時及び重大事故時の状態における圧力、温度等について、耐震評価における手法及び条件に有意な差異はなく、屋外重要土木構造物としての設計に包絡される。

対象設備については、表 3・1 に示す通りであり、いずれも要求される耐震強度を有する設計（工認申請書の各土木構造物の計算書）としている。

耐震重要施設については、基準地震動 S_s による地震力によって生じるおそれがある周辺の斜面の崩壊に対して、安全機能が損なわれるおそれがない場所に設置する。常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）については、基準地震動 S_s による地震力によって生じるおそれがある周辺斜面の崩壊に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない場所に設置する。

2) 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）

A) 竜巻防護

①設置許可基準規則に基づく要求

設置許可基準規則第六条及び技術基準規則第七条に従い、発電用原子炉施設内における外部からの衝撃による損傷の防止として、安全施設が想定される自然現象によりその安全性を損なうおそれがない設計とする必要がある。

設置許可基準規則第四十三条及び技術基準規則第五十四条に従い、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時に機能が損なわれるおそれがない設計とする必要がある。

具体的には、設置許可基準規則、技術基準規則、ガイドに基づき、設計竜巻、設計飛来物、竜巻の影響を考慮する施設、荷重の種類及び荷重の組合せ並びに許容限界等を定めて竜巻の影響を評価し、防護設計を実施する。

②設計方針

設計要求を踏まえ、防護対象施設が、竜巻により、その安全機能が損なわれないよう、施設の設置状況等を考慮して竜巻からの影響を評価し、防護対象施設が安全機能を損なうおそれがある場合は、影響に応じた防護対策を講ずる設計とする。重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないように、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が使用される条件の下における悪影響防止及び環境条件を考慮した設計とする。

3) 火災による損傷の防止（内部火災防護）

①設置許可基準規則に基づく要求

設置許可基準規則第八条及び技術基準規則第十一条に従い、設計基準対象施設は、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。

また、設置許可基準規則第四十一条及び技術基準規則第五十二条に従い、重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能を損なう恐れがないよう、火災の発生を防止することができ、かつ火災感知設備及び消火設備を有するものでなければならない。

具体的には、審査基準に適合するよう、火災防護対策を講じる設計とする。

②設計方針

原子炉施設内の火災区域又は火災区画に設置される、原子炉の高温停止、低温停止を達成し、維持する機能及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、火災発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる。

4) 耐環境性

①設置許可基準規則に基づく要求

設置許可基準規則第二条にて規定される安全施設は、設置許可基準規則第十二条に従い、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができる設計とする必要がある。また、設置許可基準規則第二条にて規定される重大事故等対処設備は、設置許可基準規則第四十三条に従い、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮できる設計とする必要がある。

②設計方針

安全施設及び重大事故等対処設備は、想定される環境条件において、その機能を発揮できる設計とする。安全施設の設計条件については、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量等各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できるよう設計している。安全施設の環境条件には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における圧力、温度、湿度、放射線のみならず、荷重、屋外の天候による影響、海水を通水する系統への影響、電磁波による影響、周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状（冷却材中の破損物等の異物を含む。）の影響を考慮している。

重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、その設置(使

用)・保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計としている。重大事故等発生時の環境条件については、重大事故等時における温度(環境温度、使用温度)、放射線、荷重のみならず、その他の使用条件として環境圧力、湿度による影響、屋外の天候による影響、重大事故等時に海水を通水する系統への影響、電磁波による影響、周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状(冷却材中の破損物等の異物を含む。)の影響を考慮している。

5) 溢水による損傷の防止

①設置許可基準規則に基づく要求

設置許可基準規則第九条及び四十三条並びに技術基準規則第十二条及び五十四条に従い、発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止として、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。)が、同施設内における溢水の発生によりその要求される機能を損なうおそれがある場合は、防護対策その他の適切な処置を実施しなければならない。

具体的には、設置許可基準規則、技術基準規則、ガイドに基づき、溢水源や溢水影響等を想定し、溢水防護設計を実施する。

②設計方針

原子炉施設内で溢水が発生した場合において、原子炉施設内に設ける壁、扉、堰等の浸水防護設備により、防護すべき設備がその要求される機能を損なうおそれのない設計とする。

防護すべき設備が設置される建屋の隣接建屋及び建屋外で発生を想定する溢水が、防護すべき設備が設置される建屋内へ流入し伝播しないことを確認する。

放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備から放射性物質を含む液体の漏えいを想定する場合には、放射性物質を含む液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために、建屋内の堰等により管理区域外へ伝播しない設計とする。

なお、放射性物質を含む液体の管理区域外漏えい防止の設計方針を適用すべき土木構造物はない。

3. 設備の概略仕様

2 章で記載した土木構造物に係る設計要件を達成するために必要となる構造物を表 3.1 に示す。

以上

表 3.1 土木構造物に関する概略仕様

土木構造物名称	設計要件の種類		安全重要度	機器クラス (DB／SA)	耐震重要度 ※ 1	確認事項に関連する 設計要件関連図書
	2.2.1	2.2.2.2				
海水ポンプ室	2.2.1 1) 安全上特に重要な関連機能（直接関連系）	2.2.2.2 1) 地震による損傷の防止（間接支持機能） 4) 火災による損傷の防止（内部火災防護）	MS・1	－／－	C	要目表 (1) 耐震 (3) 内部火災防護 (6) 竜巻防護
燃料油貯蔵タンク 基礎	－	2.2.2.2 1) 地震による損傷の防止（間接支持機能） 3) 外部からの損傷による防止 A) 竜巻防護 4) 火災による損傷の防止（内部火災防護）	－	－／－	C	(1) 耐震 (6) 竜巻防護 (3) 内部火災防護
重油タンク 基礎	－	2.2.2.2 1) 地震による損傷の防止（間接支持機能） 3) 外部からの損傷による防止 A) 竜巻防護 4) 火災による損傷の防止（内部火災防護）	－	－／－	C	(1) 耐震 (6) 竜巻防護 (3) 内部火災防護
海水管トンネル	－	2.2.2.2 1) 地震による損傷の防止（間接支持機能） 4) 火災による損傷の防止（内部火災防護）	－	－／－	C	(1) 耐震 (3) 内部火災防護

※ 1：特重施設に要求される耐震設計を特 S とする。

表 3.1 土木構造物に関する概略仕様

土木構造物名称	設計要件の種類		安全重要度	機器クラス (DB／SA)	耐震重要度 ※ 1	確認事項に関連する 設計要件関連図書
	2.2.1	2.2.2.2				
海水管トレンチ	－	2.2.2.2 1) 地震による損傷 の防止（間接支持機能） 4) 火災による損傷 の防止（内部火災防護）	－	－／－	C	(1) 耐震 (3) 内部火災防護

※ 1：特重施設に要求される耐震設計を特 S とする。

(29) 重大事故等対処設備

目次

1. 概要	1.3-(29)-3
1.1. 系統の概要	1.3-(29)-3
2. 設計要件	1.3-(29)-4
2.1. 準拠すべき設置許可基準規則等	1.3-(29)-4
2.2. 系統の設計要件	1.3-(29)-6
2.2.1. 安全機能に関する設計要件	1.3-(29)-6
2.2.2. 信頼性に関する設計要件	1.3-(29)-113
3. 設備の仕様及び安全機能	1.3-(29)-121
3.1. 系統構成設備	1.3-(29)-121

1. 概要

1.1. 系統の概要

重大事故等対処設備は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。）を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備、及び重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備である。

重大事故等対処設備は、上記の機能を達成するために以下を考慮した設計としている。

- ・ 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。
- ・ 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。
- ・ 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。
- ・ 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。
- ・ 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。
- ・ 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。

各重大事故等対処設備の具体的な安全機能及び安全機能を期待する事象は2.2.1に示される。

2. 設計要件

2.1. 準拠すべき設置許可基準規則等

重大事故等対処設備は、以下に示す設置許可基準規則に基づき設計する。

【設置許可基準規則】

- 第三十九条 地震による損傷の防止
- 第四十条 津波による損傷の防止
- 第四十一条 火災による損傷の防止
- 第四十三条 重大事故等対処設備
- 第四十四条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
- 第四十五条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- 第四十六条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
- 第四十七条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- 第四十八条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備
- 第四十九条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備
- 第五十条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備
- 第五十一条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備
- 第五十二条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備
- 第五十三条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備
- 第五十四条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備
- 第五十五条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備
- 第五十六条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備
- 第五十七条 電源設備
- 第五十八条 計装設備
- 第五十九条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備
- 第六十条 監視測定設備
- 第六十一条 緊急時対策所
- 第六十二条 通信連絡を行うために必要な設備

【技術基準規則】

- 第五十五条 材料及び構造
- 第五十六条 使用中の亀裂等による破壊の防止
- 第五十七条 安全弁等
- 第五十八条 耐圧試験等
- 第七十八条 準用

2.2. 系統の設計要件

2.2.1. 安全機能に関する設計要件

重大事故等対処設備は、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであることが要求される。重大事故等対処設備としては、以下の機能別に必要な設備の設置が求められる。

- 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
- 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
- 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備
- 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備
- 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備
- 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備
- 9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備
- 10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備
- 11) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備
- 12) 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備
- 13) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備
- 14) 電源設備
- 15) 計装設備
- 16) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備
- 17) 監視測定設備
- 18) 緊急時対策所
- 19) 通信連絡を行うために必要な設備

上記に含まれる設備が、要求される対処機能に対して有効性を持つことは、重大事故等対処設備の有効性評価により確認している。そのため、重大事故等対処設備の有効性評価の想定範囲内であることが、原子炉施設全体の安全性を担保するための設計要件となる。以下では、上記項目ごとに関連する設備を取り上げたうえで、表 2.2.1-1 に示す重大事故等対処設備の動作を期待する有効性評価の事故シーケンスグループ（重要事故シーケンス）の想定に基づいて担保されるべき要件（制限事項）を示す。

2.2.1.1. 重大事故等に対処するための設備

重大事故等対処設備として設置されている設備を、重大事故等に対処するための機能別に以下に示す。

1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

ATWS が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、原子炉を未臨界に移行するために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

1－1) 原子炉トリップスイッチ（手動（原子炉トリップスイッチ））

原子炉トリップスイッチは、原子炉緊急停止が必要な原子炉トリップ設定値に到達した場合において、原子炉安全保護計装盤の故障等により原子炉自動トリップに失敗した場合の重大事故等対処設備（手動による原子炉緊急停止）として、手動による原子炉緊急停止ができる設計とする必要がある。

1－2) ATWS 緩和設備

ATWS 緩和設備は、原子炉緊急停止が必要な原子炉トリップ設定値に到達した場合において、原子炉安全保護計装盤及び原子炉トリップしゃ断器の故障等により原子炉自動トリップに失敗した場合の重大事故等対処設備（手動による原子炉緊急停止）として、ATWS 緩和設備作動によるタービントリップ及び主蒸気隔離弁の閉止により、1次冷却系から2次冷却系への除熱を過渡的に悪化させることで1次冷却材温度を上昇させ、減速材温度係数の負の反応度帰還効果により原子炉出力を抑制できる設計とする必要がある。

また、復水ピットを水源とするタービン動補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプを自動起動させ、蒸気発生器水位の低下を抑制するとともに加圧器逃がし弁、加圧器安全弁、主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁の動作により1次冷却系の過圧を防止することで、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持できる設計とする必要がある。

また、蒸気発生器水位の低下を抑制するための信号発信設備として重大事故対処盤を設け、動作のための信号を出力する設計とする必要がある。

1－3) 主蒸気隔離弁

主蒸気隔離弁は、原子炉緊急停止が必要な原子炉トリップ設定値に到達

した場合において、原子炉安全保護計装盤及び原子炉トリップしゃ断器の故障等により原子炉自動トリップに失敗した場合の重大事故等対処設備（原子炉出力抑制）として、ATWS 緩和設備作動によるタービントリップ及び主蒸気隔離弁の閉止により、1 次冷却系から 2 次冷却系への除熱を過渡的に悪化させることで 1 次冷却材温度を上昇させ、減速材温度係数の負の反応度帰還効果により原子炉出力を抑制できる設計とする必要がある。

また、ATWS 緩和設備から自動信号が発信した場合において、原子炉の出力を抑制するために必要な機器等が自動動作しなかった場合の重大事故等対処設備（原子炉出力抑制）として、中央制御室での操作により、手動で閉操作できる設計とする必要がある。

1－4）電動補助給水ポンプ

電動補助給水ポンプは、原子炉緊急停止が必要な原子炉トリップ設定値に到達した場合において、原子炉安全保護計装盤及び原子炉トリップしゃ断器の故障等により原子炉自動トリップに失敗した場合の重大事故等対処設備（原子炉出力抑制）として、復水ピットを水源とし、蒸気発生器へ注水することで、蒸気発生器水位の低下を抑制するとともに加圧器逃がし弁、加圧器安全弁、主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁の動作により 1 次冷却系の過圧を防止することで、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持できる設計とする必要がある。

また、ATWS 緩和設備から自動信号が発信した場合において、原子炉の出力を抑制するために必要な機器等が自動動作しなかった場合の重大事故等対処設備（原子炉出力抑制）として、中央制御室での操作により、手動で起動できる設計とする必要がある。

1－5）タービン動補助給水ポンプ

タービン動補助給水ポンプは、原子炉緊急停止が必要な原子炉トリップ設定値に到達した場合において、原子炉安全保護計装盤及び原子炉トリップしゃ断器の故障等により原子炉自動トリップに失敗した場合の重大事故等対処設備（原子炉出力抑制）として、復水ピットを水源とし、蒸気発生器へ注水することで、蒸気発生器水位の低下を抑制するとともに加圧器逃がし弁、加圧器安全弁、主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁の動作により 1 次冷却系の過圧を防止することで、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持できる設計とする必要がある。

また、ATWS 緩和設備から自動信号が発信した場合において、原子炉の出

力を抑制するために必要な機器等が自動動作しなかった場合の重大事故等対処設備（原子炉出力抑制）として、中央制御室での操作により、手動で起動できる設計とする必要がある。

1－6）復水ピット

復水ピットは、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプを用いた蒸気発生器への注水の際の水源として、十分な水量を貯蔵しなければならない。

1－7）蒸気発生器

蒸気発生器は、重大事故等対処設備（原子炉出力抑制）として、復水ピットを水源とする電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水と、加圧器逃がし弁、加圧器安全弁、主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁の動作により1次冷却系の過圧を防止することで、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持できる設計とする必要がある。

1－8）主蒸気逃がし弁

主蒸気逃がし弁は、原子炉緊急停止が必要な原子炉トリップ設定値に到達した場合において、原子炉安全保護計装盤及び原子炉トリップしゃ断器の故障等により原子炉自動トリップに失敗した場合の重大事故等対処設備（原子炉出力抑制）として、開操作することにより、1次冷却系の過圧を防止することで、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持できる設計とする必要がある。

1－9）主蒸気安全弁

主蒸気安全弁は、原子炉緊急停止が必要な原子炉トリップ設定値に到達した場合において、原子炉安全保護計装盤及び原子炉トリップしゃ断器の故障等により原子炉自動トリップに失敗した場合の重大事故等対処設備（原子炉出力抑制）として、動作することにより、1次冷却系の過圧を防止することで、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持できる設計とする必要がある。

1－10）加圧器逃がし弁

加圧器逃がし弁は、原子炉緊急停止が必要な原子炉トリップ設定値に到達した場合において、原子炉安全保護計装盤及び原子炉トリップしゃ断器

の故障等により原子炉自動トリップに失敗した場合の重大事故等対処設備（原子炉出力抑制）として、開操作することにより、1次冷却系の過圧を防止することで、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持できる設計とする必要がある。

1－1 1） 加圧器安全弁

加圧器安全弁は、原子炉緊急停止が必要な原子炉トリップ設定値に到達した場合において、原子炉安全保護計装盤及び原子炉トリップしゃ断器の故障等により原子炉自動トリップに失敗した場合の重大事故等対処設備（原子炉出力抑制）として、動作することにより、1次冷却系の過圧を防止することで、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持できる設計とする必要がある。

1－1 2） ほう酸タンク

ほう酸タンクは、制御棒クラスタ、原子炉トリップしゃ断器及び原子炉安全保護計装盤の故障等により原子炉トリップに失敗した場合の重大事故等対処設備（ほう酸水注入）として、ほう酸ポンプによるほう酸水の注水の水源として、十分な量のほう酸水を貯蔵できる設計とする必要がある。

1－1 3） ほう酸ポンプ

ほう酸ポンプは、制御棒クラスタ、原子炉トリップしゃ断器及び原子炉安全保護計装盤の故障等により原子炉トリップに失敗した場合の重大事故等対処設備（ほう酸水注入）として、ほう酸タンクを水源とし、緊急ほう酸注入ライン補給弁を介して、充てんポンプにより原子炉に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする必要がある。

1－1 4） 緊急ほう酸注入ライン補給弁

緊急ほう酸注入ライン補給弁は、制御棒クラスタ、原子炉トリップしゃ断器及び原子炉安全保護計装盤の故障等により原子炉トリップに失敗した場合の重大事故等対処設備（ほう酸水注入）として、それを介することで、ほう酸タンクを水源としたほう酸ポンプによる注入水を充てんポンプにより原子炉に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする必要がある。

1－1 5） 充てんポンプ

充てんポンプは、制御棒クラスタ、原子炉トリップしゃ断器及び原子炉安全保護計装盤の故障等により原子炉トリップに失敗した場合の重大事

故等対処設備（ほう酸水注入）として、ほう酸タンクを水源としたほう酸ポンプからの注入水を緊急ほう酸注入ライン補給弁を介して原子炉に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする必要がある。

また、ほう酸ポンプが故障により使用できない場合の重大事故等対処設備（ほう酸水注入）として、燃料取替用水ピットを水源とする化学体積制御系により原子炉に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする必要がある。

1－16）燃料取替用水ピット

燃料取替用水ピットは、ほう酸ポンプが故障により使用できない場合の重大事故等対処設備（ほう酸水注入）として、充てんポンプによる炉心注水の水源として、十分な量のほう酸水を貯蔵できる設計とする必要がある。

2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉を冷却するために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

2－1）高圧注入ポンプ

高圧注入ポンプは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復水ピット及び主蒸気逃がし弁の故障等により２次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（１次冷却系のフィードアンドブリード）として、燃料取替用水ピットを水源とした原子炉へのほう酸水の注水を行い、加圧器逃がし弁の開操作とあわせて、フィードアンドブリードができる設計とする必要がある。

2－2）加圧器逃がし弁

加圧器逃がし弁は、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復水ピット及び主蒸気逃がし弁の故障等により２次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（１次冷却系のフィードアンドブリード）として、高圧注入ポンプによる燃料取替用水ピットを水源とした原子炉へのほう酸水の注水とあわせて、開操作することでフィードアンドブリードができる設計とする必要がある。

2－3）燃料取替用水ピット

燃料取替用水ピットは、高圧注入ポンプを用いた炉心注水の際の水源として、十分な量のほう酸水を貯蔵できる設計とする必要がある。

2－4）格納容器再循環サンプ

格納容器再循環サンプは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復水ピット及び主蒸気逃がし弁の故障等により２次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（１次冷却系のフィードアンドブリード）として、再循環自動切換に必要な水位を保有できる設計とする必要がある。

2－5）格納容器再循環サンプスクリーン

格納容器再循環サンプスクリーンは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復水ピット及び主蒸気逃がし弁の故障等により２次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（１次冷却系のフィードアンドブリード）として、再循環運転時における保温材等のデブリの影響及び海水注水を行った場合の影響を考慮し、非常用炉心冷却設備の有効吸込水頭を確保できる設計とする必要がある。

2－6）余熱除去ポンプ

余熱除去ポンプは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復水ピット及び主蒸気逃がし弁の故障等により２次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（１次冷却系のフィードアンドブリード）の継続により、１次冷却材圧力が余熱除去系統使用可能な状態まで減圧されたのち、１次冷却材高温側配管から取水することで余熱除去系による炉心冷却ができる設計とする必要がある。

2－7）余熱除去冷却器

余熱除去冷却器は、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復水ピット及び主蒸気逃がし弁の故障等により２次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（１次冷却系のフィードアンドブリード）の継続により、１次冷却材圧力が余熱除去系統使用可能な状態まで減圧されたのち、１次冷却材高温側配管から取水することで余熱除去系による炉心冷却ができる必要とされる冷却能力を有しなければならない。

2－8）タービン動補助給水ポンプ

タービン動補助給水ポンプは、重大事故等対処設備（蒸気発生器２次側によ

る炉心冷却)として、現場での人力による専用工具を用いたタービン動補助給水ポンプ軸受への給油及びタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁の操作並びに人力によるタービン動補助給水ポンプ起動弁の操作によりタービン動補助給水ポンプの機能を回復し、蒸気発生器2次側による炉心冷却によって、1次冷却系の十分な減圧及び冷却ができる設計とする必要がある。

2-9) タービン動補助給水ポンプ起動弁

タービン動補助給水ポンプ起動弁は、全交流動力電源及び常設直流電源系統が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備(蒸気発生器2次側による炉心冷却)として、復水ピットを水源とするタービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水のため、人力による操作によりタービン動補助給水ポンプの機能を回復できる設計とする必要がある。

2-10) 空冷式非常用発電装置

本設備については、1-4) 電源設備を参照。

2-11) 燃料油貯蔵タンク(重大事故等時のみ3・4号機共用)

本設備の設計要件については、1-4) 電源設備を参照。

2-12) 重油タンク(重大事故等時のみ3・4号機共用)

本設備については、1-4) 電源設備を参照。

2-13) タンクローリー(3・4号機共用)

本設備については、1-4) 電源設備を参照。

2-14) 主蒸気逃がし弁

主蒸気逃がし弁は、重大事故等対処設備(蒸気発生器2次側による炉心冷却)として、機能回復のために現場において人力で操作できる設計とする必要がある。

2-15) 加圧器水位計

本設備については、1-5) 計装設備を参照。

2-16) 蒸気発生器水位計(広域)

本設備については、1-5) 計装設備を参照。

2－17) 蒸気発生器水位計（狭域）

本設備については、15) 計装設備を参照。

2－18) 蒸気発生器補助給水流量計

本設備については、15) 計装設備を参照。

2－19) 復水ピット水位計

本設備の設計要件については、15) 計装設備を参照。

3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

3－1) 加圧器逃がし弁

加圧器逃がし弁は、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復水ピット及び主蒸気逃がし弁の故障等により蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系の減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（1次冷却系の減圧）として、開操作することにより1次冷却系を減圧できる設計とする必要がある。

また、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、炉心溶融時における高圧溶融物放出及び格納容器内雰囲気直接加熱を防止するための重大事故等対処設備（1次冷却系の減圧）として、1次冷却設備の加圧器逃がし弁を使用する必要がある。

加えて、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、蒸気発生器伝熱管破損発生時の1次冷却材の原子炉格納容器外への漏えい量を抑制、インターフェイスシステムLOCA発生時の1次冷却材の原子炉格納容器外への漏えい量を抑制するための重大事故等対処設備（1次冷却系の減圧）として、主蒸気系統設備の主蒸気逃がし弁及び1次冷却設備の加圧器逃がし弁を使用する必要がある。

3－2) 高圧注入ポンプ

高圧注入ポンプは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復水ピット及び主蒸気逃がし弁の故障等により蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系の減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（1次

冷却系の減圧)として、燃料取替用水ピットを水源とし、安全注入系により原子炉へほう酸水を注水できる設計とする必要がある。

3-3) 余熱除去ポンプ

余熱除去ポンプは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復水ピット及び主蒸気逃がし弁の故障等により蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系の減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として、1次冷却材圧力が余熱除去システム使用可能な状態まで減圧されたのち、1次冷却材高温側配管から取水することで余熱除去系として、必要とされる冷却能力を有しなければならない。

3-4) 余熱除去冷却器

余熱除去冷却器は、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復水ピット及び主蒸気逃がし弁の故障等により蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系の減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として、1次冷却材圧力が余熱除去システム使用可能な状態まで減圧されたのち、1次冷却材高温側配管から取水することで余熱除去系による炉心冷却ができる設計とする必要がある。

3-5) 電動補助給水ポンプ

電動補助給水ポンプは、加圧器逃がし弁の故障等により1次冷却系の減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備(蒸気発生器2次側による炉心冷却)として、復水ピットを水源とし、蒸気発生器へ注水することで蒸気発生器2次側での炉心冷却による1次冷却系の減圧を行う設計とする必要がある。

3-6) タービン動補助給水ポンプ

タービン動補助給水ポンプは、加圧器逃がし弁の故障等により1次冷却系の減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備(蒸気発生器2次側による炉心冷却)として、復水ピットを水源とし、蒸気発生器へ注水することで蒸気発生器2次側での炉心冷却による1次冷却系の減圧を行う設計とする必要がある。

また、全交流動力電源及び常設直流電源系が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備(補助給水ポンプの機能回復)として、復水ピットを水源とし、蒸気発生器に注水するため、現場での人力による専用工具を用いたタービン動補助給水ポンプ軸受への給油及びタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁の操作と、人力によるタービン動補助給水ポンプ起動弁の操作によりタービ

ン動補助給水ポンプの機能を回復し、蒸気発生器２次側による炉心冷却によって、１次冷却系の十分な減圧及び冷却ができる設計とし、その期間内に１次冷却系の減圧対策及び低圧時の冷却対策が可能な時間的余裕をとれる設計とする必要がある。

３－７）タービン動補助給水ポンプ起動弁

タービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）は、全交流動力電源及び常設直流電源系が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（補助給水ポンプの機能回復）として、復水ピットを水源とするタービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水のため、人力による操作によりタービン動補助給水ポンプの機能を回復できる設計とする必要がある。

３－８）蒸気発生器

蒸気発生器は、加圧器逃がし弁の故障等により１次冷却系の減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（蒸気発生器２次側による炉心冷却）として、復水ピットを水源とする電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプにより注水し、主蒸気逃がし弁を開操作することで蒸気発生器２次側での炉心冷却による１次冷却系の減圧ができる設計とする必要がある。

３－９）主蒸気逃がし弁

主蒸気逃がし弁は、加圧器逃がし弁の故障等により１次冷却系の減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（蒸気発生器２次側による炉心冷却）として、開操作することで蒸気発生器２次側での炉心冷却による１次冷却系の減圧を行う設計とする必要がある。

また、全交流動力電源及び常設直流電源系が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（主蒸気逃がし弁の機能回復）として、現場において可搬型コンプレッサー又は窒素ポンペ等を接続するのと同等以上の作業の迅速性、駆動軸を人力で直接操作することによる操作の確実性及び空気作動に対する多様性を有するため、手動設備として設計する必要がある。

３－１０）燃料取替用水ピット

燃料取替用水ピットは、高圧注入ポンプを用いた安全注入系による原子炉へのほう酸水の注水の際の水源として十分な量のほう酸水を貯蔵できる設計とする必要がある。

3－1 1） 格納容器再循環サンプ

格納容器再循環サンプは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復水ピット及び主蒸気逃がし弁の故障等により蒸気発生器２次側による炉心冷却を用いた１次冷却系の減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として、再循環自動切換に必要な水位を保有できる設計とする必要がある。

3－1 2） 格納容器再循環サンプスクリーン

格納容器再循環サンプスクリーンは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復水ピット及び主蒸気逃がし弁の故障等により蒸気発生器２次側による炉心冷却を用いた１次冷却系の減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として、非常用炉心冷却設備の有効吸込水頭を確保できる設計とする必要がある。

3－1 3） 復水ピット

復水ピットは、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプを用いた蒸気発生器への注水の際の水源として十分な量のほう酸水を貯蔵できる設計とする必要がある。

3－1 4） 窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）

窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）は、全交流動力電源及び常設直流電源系が喪失した場合を想定した可搬型重大事故防止設備（加圧器逃がし弁の機能回復）として、加圧器逃がし弁に空気を供給し、空気作動弁である加圧器逃がし弁を動作させることで１次冷却系を減圧できる設計とする必要がある。

3－1 5） 可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）

可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、全交流動力電源及び常設直流電源系が喪失した場合を想定した可搬型重大事故防止設備（加圧器逃がし弁の機能回復）として、加圧器逃がし弁に空気を供給し、空気作動弁である加圧器逃がし弁を動作させることで１次冷却系を減圧できる設計とする必要がある。

3－1 6） 空冷式非常用発電装置

本設備については、1 4）電源設備を参照。

3－17) 燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）

本設備については、14) 電源設備を参照。

3－18) 重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）

本設備については、14) 電源設備を参照。

3－19) タンクローリー（3・4号機共用）

本設備については、14) 電源設備を参照。

3－20) 可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）

可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）は、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、全交流動力電源及び常設直流電源系が喪失した場合を想定した加圧器逃がし弁の機能回復のための設備として以下の可搬型重大事故防止設備（加圧器逃がし弁の機能回復）として、加圧器逃がし弁の電磁弁へ給電できる設計とする必要がある。

3－21) 可搬式整流器

本設備については、14) 電源設備を参照。

4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉を冷却するために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

4－1) 充てんポンプ

充てんポンプは、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合及び格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合の重大事故防止設備（炉心注水）として、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とし、化学体積制御系により原子炉へ注水できる設計とする必要がある。

また、運転中の1次冷却材喪失事象時において全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中において全交流動力電源及び

原子炉補機冷却機能が喪失した場合の常設重大事故防止設備（代替炉心注水）として、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とし、自己冷却ラインを用いることにより運転でき、原子炉へ注水できる設計とする必要がある。

さらに、炉心の著しい損傷が発生した場合、熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止を目的とした重大事故等対処設備（炉心注水）として、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とし、化学体積制御系により原子炉へ注水できる設計とする必要がある。

加えて、炉心の著しい損傷が発生した場合、熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止を目的とした、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（代替炉心注水）として、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とし、自己冷却ラインを用いることにより運転でき、原子炉へ注水できる設計とする。

4－2）燃料取替用水ピット

燃料取替用水ピットは、充てんポンプを用いた炉心注水及び代替炉心注水、格納容器スプレイポンプを用いた代替炉心注水及び格納容器へのスプレイ、恒設代替低圧注水ポンプを用いた代替炉心注水及び格納容器へのスプレイ、高圧注入ポンプを用いた炉心注水、余熱除去ポンプを用いた炉心注水の際の水源として十分な量のほう酸水を貯蔵できる設計とする必要がある。

4－3）復水ピット

復水ピットは、充てんポンプを用いた炉心注水、及び代替炉心注水、恒設代替低圧注水ポンプを用いた代替炉心注水、及び代替格納容器スプレイ、蒸気発生器、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器 2 次側による炉心冷却のための蒸気発生器 2 次側への注水の際の水源として十分な量のほう酸水を貯蔵できる設計とする必要がある。

4－4）格納容器スプレイポンプ

A 格納容器スプレイポンプは、運転中の 1 次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合の重大事故防止設備（代替炉心注水）として、燃料取替用水ピットを水源とし、格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して原子炉へ注水できる設計とする必要がある。

また、運転中の 1 次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ、余熱除去

冷却器及び高圧注入ポンプ格納容器再循環サンプ側入口格納容器隔離弁の故障等により余熱除去設備の低圧再循環運転による炉心冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合の重大事故防止設備（代替再循環運転）として、格納容器再循環サンプを水源とし、A格納容器スプレイ冷却器を介して代替再循環運転できる設計とする必要がある。

さらに、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合における原子炉容器内の残存溶融デブリの冷却を目的とした重大事故等対処設備（格納容器スプレイ）として、燃料取替用水ピットを水源とし、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水できる設計とする必要がある。

加えて、炉心の著しい損傷が発生した場合における溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止を目的とした重大事故等対処設備（代替炉心注水）として、燃料取替用水ピットを水源とするA格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して原子炉へ注水できる設計とする必要がある。

4－5）格納容器スプレイ冷却器

A格納容器スプレイ冷却器は、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器及び高圧注入ポンプ格納容器再循環サンプ側入口格納容器隔離弁の故障等により余熱除去設備の低圧再循環運転による炉心冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合の重大事故防止設備（代替再循環運転）として、代替再循環運転できる設計とする必要がある。

4－6）恒設代替低圧注水ポンプ

恒設代替低圧注水ポンプは、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプによる再循環運転又はA格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した常設重大事故防止設備（代替炉心注水）として、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とし、格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して原子炉へ注水できる設計

とする必要がある。

また、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合における原子炉容器内の残存溶融デブリの冷却を目的とした重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とし、格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水できる設計とする必要がある。

加えて、炉心の著しい損傷が発生した場合における溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止を目的とした重大事故等対処設備（代替炉心注水）として、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とし、格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して原子炉へ注水できる設計とする必要がある。

4－7）可搬式代替低圧注水ポンプ

可搬式代替低圧注水ポンプは、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプによる再循環運転又はA格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した可搬型重大事故防止設備（代替炉心注水）として、送水車により海水を補給した仮設組立式水槽を水源とし、格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して原子炉へ注水できる設計とする必要がある。

また、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合における原子炉容器内の残存溶融デブリの冷却を目的とした重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、送水車により海水を補給した仮設組立式水槽を水源とし、格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水できる設計とする必要がある。

4－8）高圧注入ポンプ

高圧注入ポンプは、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備の低圧再循環運転による炉心冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合の重大事故防止設備（高圧再循環運転）として、格納容器再循環サンプを

水源とし、安全注入系により高压再循環運転できる設計とする必要がある。

また、運転中の1次冷却材喪失事象時において格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合を想定した重大事故防止設備（炉心注水）として、燃料取替用水ピットを水源とし、安全注入系により原子炉へ注水できる設計とする必要がある。

加えて、格納容器再循環サンプを水源とし、代替補機冷却を用いることで高压代替再循環運転ができ、原子炉格納容器内の冷却とあわせて原子炉を冷却できる設計とする必要がある。

4－9）格納容器再循環サンプ

格納容器再循環サンプは、高压注入ポンプを用いた高压再循環運転、B 高压注入ポンプを用いた高压代替再循環運転、A 格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転の水源として十分な量を保有できる設計とする必要がある

4－10）格納容器再循環サンプスクリーン

格納容器再循環サンプスクリーンは、非常用炉心冷却設備及び格納容器スプレイポンプの有効吸込水頭を確保できる設計とする必要がある。

4－11）A 格納容器スプレイポンプ再循環サンプ側入口格納容器隔離弁

A 格納容器スプレイポンプ再循環サンプ側入口格納容器隔離弁は、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器及び高压注入ポンプ格納容器再循環サンプ側入口格納容器隔離弁の故障等により余熱除去設備の低压再循環運転による炉心冷却機能が喪失した場合、並びに運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合の重大事故防止設備（代替再循環運転）として、格納容器再循環サンプから格納容器スプレイポンプに通水できる設計とする必要がある。

4－12）大容量ポンプ（3・4号機共用）

大容量ポンプは、運転中の1次冷却材喪失事象時において全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中において全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した重大事故防止設備（高压代替再循環運転）として、海を水源とし、A、B 海水ストレーナブロー配管又はA 海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続することで原子炉補機冷却水系に海水を直接供給し、代替補機冷却ができる設

計とする必要がある。

4-1-3) 電動補助給水ポンプ

電動補助給水ポンプは、運転中及び運転停止中において、余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合並びに運転中及び運転停止中において全交流動力電源が喪失した場合を想定した重大事故防止設備（蒸気発生器２次側による炉心冷却）として、復水ピットを水源とし、蒸気発生器へ注水し、主蒸気逃がし弁を開操作することで蒸気発生器２次側による炉心冷却ができる設計とする必要がある。

4-1-4) タービン動補助給水ポンプ

タービン動補助給水ポンプは、運転中及び運転停止中において、余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合並びに運転中及び運転停止中において全交流動力電源が喪失した場合を想定した重大事故防止設備（蒸気発生器２次側による炉心冷却）として、復水ピットを水源とし、蒸気発生器へ注水し、主蒸気逃がし弁を開操作することで蒸気発生器２次側による炉心冷却ができる設計とする必要がある。

4-1-5) 蒸気発生器

蒸気発生器は、運転中及び運転停止中において、余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合並びに運転中及び運転停止中において全交流動力電源が喪失した場合を想定した重大事故防止設備（蒸気発生器２次側による炉心冷却）として、復水ピットを水源とする電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプにより注水し、主蒸気逃がし弁を開操作することで蒸気発生器２次側による炉心冷却ができる設計とする必要がある。

4-1-6) 主蒸気逃がし弁

主蒸気逃がし弁は、運転中及び運転停止中において、余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合並びに運転中及び運転停止中において全交流動力電源が喪失した場合を想定した重大事故防止設備（蒸気発生器２次側による炉心冷却）として、開操作することにより蒸気発生器２次側による炉心冷却ができる設計とする必要がある。

4-17) 蓄圧タンク

蓄圧タンクは、運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した重大事故防止設備（炉心注水及び代替炉心注水）として、原子炉へ注水できる設計とする必要がある。

4-18) 余熱除去ポンプ

余熱除去ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合における溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止を目的とした重大事故等対処設備（炉心注水）として、燃料取替用水ピットを水源とし、原子炉へ注水できる設計とする必要がある。

4-19) 仮設組立式水槽

仮設組立式水槽は、

- ・ 運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、
- ・ 余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプによる再循環運転又はA格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転で格納容器再循環サンブスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合、
- ・ 運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合

を想定した可搬型重大事故防止設備（代替炉心注水）、及び

- ・ 炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合、

原子炉格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却し、原子炉格納容器の破損を防止するための重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水、可搬式代替低圧注水ポンプを用いた代替格納容器スプレイの水源として十分な海水を貯蔵しなければならない。

4-20) 送水車

送水車は、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ、

高圧注入ポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプによる再循環運転又はA格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した可搬型重大事故防止設備（代替炉心注水）、として、可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水の水源である仮設組立式水槽への注水量に対し、海水を補給することにより水源を確保できる設計とする必要がある。

また、炉心の著しい損傷、熔融が発生した場合における原子炉容器内の残存熔融デブリの冷却を目的とした重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイの水源である仮設組立式水槽への注水量に対し、海水を補給することにより水源を確保できる設計とする必要がある。

4－2 1） 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）

電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）は、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプによる再循環運転又はA格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した可搬型重大事故防止設備（代替炉心注水）として、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合、また炉心の著しい損傷が発生した場合においても、可搬式代替低圧注水ポンプに給電できる設計とする必要がある。

4－2 2） 空冷式非常用発電装置

本設備については、1 4）電源設備を参照。

4－2 3） 燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）

本設備については、1 4）電源設備を参照。

4－24） 重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）

本設備については、14）電源設備を参照。

4－25） タンクローリー（3・4号機共用）

本設備については、14）電源設備を参照。

4－26） 軽油ドラム缶（3・4号機共用）

軽油ドラム缶は、送水車の動作に必要な駆動燃料を貯蔵する送水車燃料タンクへ燃料を補給できる設計とする必要がある。

5） 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備

設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

5－1） 電動補助給水ポンプ

電動補助給水ポンプは、海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合を想定した重大事故防止設備（蒸気発生器2次側による炉心冷却）として、復水ピットを水源とし、蒸気発生器へ注水できる設計とする。

5－2） タービン動補助給水ポンプ

タービン動補助給水ポンプは、海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合を想定した重大事故防止設備（蒸気発生器2次側による炉心冷却）として、復水ピットを水源とし、蒸気発生器へ注水できる設計とする。

5－3） 蒸気発生器

蒸気発生器は、海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合を想定した重大事故防止設備（蒸気発生器2次側による炉心冷却）として、復水ピットを水源とする電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプによる、蒸気発生器へ注水と主蒸気逃がし弁を、現場で人力による

操作ができることで、蒸気発生器 2 次側での除熱により、最終的な熱の逃がし場への熱の輸送ができる設計とする。

5－4) 主蒸気逃がし弁

主蒸気逃がし弁は、海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合を想定した重大事故防止設備（蒸気発生器 2 次側による炉心冷却）として、現場で人力による操作ができることで、蒸気発生器 2 次側での除熱により、最終的な熱の逃がし場への熱の輸送ができる設計とする。

5－5) 復水ピット

復水ピットは、海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合を想定した重大事故防止設備（蒸気発生器 2 次側による炉心冷却）として、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプによる、蒸気発生器へ注水の際の水源として十分な量のほう酸水を貯蔵できる設計とする必要がある。

5－6) 空冷式非常用発電装置

本設備については、1 4) 電源設備を参照。

5－7) 燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ 3・4 号機共用）

本設備については、1 4) 電源設備を参照。

5－8) 重油タンク（重大事故等時のみ 3・4 号機共用）

本設備については、1 4) 電源設備を参照。

5－9) タンクローリー（3・4 号機共用）

本設備については、1 4) 電源設備を参照。

5－10) 格納容器再循環ユニット

格納容器再循環ユニットは、海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合における 1 次冷却材喪失事象時を想定した重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、海を水源とする大容量ポンプを、A、B 海水ストレートナブロー配管又は A 系海水供給母管

マンホールと可搬型ホースを接続し、原子炉補機冷却水系を介して、A、D格納容器再循環ユニットへ海水を直接供給することで格納容器内自然対流冷却ができる設計とする。

5－1 1) 可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度(SA)用)

本設備については、1 5) 計装設備を参照。

5－1 2) 大容量ポンプ(3・4号機共用)

大容量ポンプは、海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合における1次冷却材喪失事象時を想定した重大事故等対処設備(格納容器内自然対流冷却)として、海を水源とし、A、B海水ストレーナブロー配管又はA系海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続し、原子炉補機冷却水系を介して、A、D格納容器再循環ユニットへ海水を直接供給することで格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

また、原子炉補機冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備(代替補機冷却)として、海を水源とし、A、B海水ストレーナブロー配管又はA系海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続することで、原子炉補機冷却水系を介して、B高圧注入ポンプの原子炉補機冷却水系へ海水を直接供給できる設計とする必要がある。

5－1 3) 高圧注入ポンプ

B高圧注入ポンプは、原子炉補機冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備(代替補機冷却)として、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。

6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備

設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

6－1）格納容器再循環ユニット

格納容器再循環ユニットは、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ、格納容器スプレイ冷却器及び格納容器スプレイポンプ再循環サンプ側入口格納容器隔離弁の故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合、さらに、炉心の著しい損傷が発生した場合の重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、A、B原子炉補機冷却水ポンプによる原子炉補機冷却水の通水により格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

また、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合、さらに、炉心の著しい損傷が発生した場合を想定した重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、海を水源とする大容量ポンプと、A、B海水ストレーナブロー配管又はA海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続し、原子炉補機冷却水系を介して海水を直接供給することで、格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

さらに、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、A、B原子炉補機冷却水ポンプによる原子炉補機冷却水の通水により格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。また、格納容器内自然対流冷却とあわせて代替格納容器スプレイを行うことにより放射性物質濃度を低下できる設計とする必要がある。

さらに、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合を想定した重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、海を水源とする大容量ポンプと、A、B海水ストレーナブロー配管又はA海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続し、原子炉補機冷却水系を介して海水を直接供給することで、格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。また、格納容器内自然対流冷却とあわせて代替格納容器スプレイを行うことにより放射性物質濃度を低下できる設計とする。

6－2）原子炉補機冷却水ポンプ

原子炉補機冷却水ポンプは、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ、格納容器スプレイ冷却器及び格納容器スプレイポンプ再循環サンプ側入口格納容器隔離弁の故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）及び格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷

却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、A、D格納容器再循環ユニットに原子炉補機冷却水を通水することで格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

6－3）原子炉補機冷却水冷却器

原子炉補機冷却水ポンプは、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ、格納容器スプレイ冷却器及び格納容器スプレイポンプ再循環サンプ側入口格納容器隔離弁の故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）及び格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、海水ポンプを用いて海水を通水することで格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

6－4）原子炉補機冷却水サージタンク

原子炉補機冷却水サージタンクは、原子炉補機冷却水ポンプは、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ、格納容器スプレイ冷却器及び格納容器スプレイポンプ再循環サンプ側入口格納容器隔離弁の故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）及び格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、原子炉補機冷却水の沸騰防止のため、窒素ボンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）を接続して窒素加圧することで、格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

6－5）窒素ボンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）

窒素ボンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）は、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ、格納容器スプレイ冷却器及び格納容器スプレイポンプ再循環サンプ側入口格納容器隔離弁の故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、原子炉補機冷却水の沸騰防止のため、原子炉補機冷却水サージタンクに接続して窒素加圧し、格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

また、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ及び燃料取

替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、原子炉補機冷却水の沸騰防止のため、原子炉補機冷却水サージタンクに接続して窒素加圧し、格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

6－6）海水ポンプ

海水ポンプは、原子炉補機冷却水ポンプは、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ、格納容器スプレイ冷却器及び格納容器スプレイポンプ再循環サンプ側入口格納容器隔離弁の故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、また、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、A原子炉補機冷却水冷却器へ海水を通水し、格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

6－7）恒設代替低圧注水ポンプ

恒設代替低圧注水ポンプは、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とし、格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする必要がある。

また、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とし、格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする必要がある。

さらに、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とし、格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする必要がある。

さらに、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失し、炉心の著しい損

傷が発生した場合を想定した重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とし、格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする必要がある。

6－8）可搬式代替低圧注水ポンプ

可搬式代替低圧注水ポンプは、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、送水車により海水を補給した仮設組立式水槽を水源とし、格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする必要がある。

また、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合を想定した重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、送水車により海水を補給した仮設組立式水槽を水源とし、格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする必要がある。

6－9）燃料取替用水ピット

燃料取替用水ピットは、重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、恒設代替低圧注水ポンプを用いた代替格納容器スプレイの際の水源として、十分な量のほう酸水を貯蔵できる設計とする必要がある。

6－10）復水ピット

復水ピットは、重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、恒設代替低圧注水ポンプを用いた代替格納容器スプレイの際の水源として、十分な量のほう酸水を貯蔵できる設計とする必要がある。

6－11）仮設組立式水槽

仮設組立式水槽は、炉心の著しい損傷、熔融が発生した場合において、原子炉容器に残存熔融デブリが存在する場合、原子炉格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存熔融デブリを冷却し、原子炉格納容器の破損を防止するための重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、可搬式代替低圧注水ポンプを用いた代替格納容器スプレイの際の水源として、十分な海水を貯槽しなければならない。

6－12) 送水車

送水車は、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイの水源である仮設組立式水槽への注水量に対し、海水を補給することにより水源を確保できる設計とする必要がある。

また、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合を想定した重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイの水源である仮設組立式水槽への注水量に対し、海水を補給することにより水源を確保できる設計とする必要がある。

6－13) 大容量ポンプ（3・4号機共用）

大容量ポンプは、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、海を水源とし、A、B海水ストレーナブロー配管又はA海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続し、原子炉補機冷却水系を介して、A、D格納容器再循環ユニットへ海水を直接供給することで、格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

また、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合を想定した重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、海を水源とし、A、B海水ストレーナブロー配管又はA海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続し、原子炉補機冷却水系を介して、A、D格納容器再循環ユニットへ海水を直接供給することで、格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

6－14) 可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（SA）用）

本設備については、15) 計装設備を参照。

6－15) 空冷式非常用発電装置

本設備については、14) 電源設備を参照。

6－16) 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）

電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）は、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、可搬式代替低圧注水ポンプに給電できる設計とする必要がある。

6－17) 重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）

本設備については、14) 電源設備を参照。

6－18) タンクローリー（3・4号機共用）

本設備については、14) 電源設備を参照。

6－19) 軽油ドラム缶（3・4号機共用）

軽油ドラム缶は、送水車の動作に必要な駆動燃料を貯蔵する送水車燃料タンクへ燃料を補給できる設計とする必要がある。

6－20) 燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）

本設備については、14) 電源設備を参照。

7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器の圧力及び温度を低下させるために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

7－1) 格納容器スプレイポンプ

格納容器スプレイポンプは、重大事故等対処設備（格納容器スプレイ）として、燃料取替用水ピットを水源とし、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする必要がある。

7－2) 格納容器再循環ユニット

格納容器再循環ユニットは、重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、A、B原子炉補機冷却水ポンプによる原子炉補機冷却水の通水により格納容器内自然対流冷却ができる設計とする。

また、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、海を水源とする大容量ポンプと、A、B海水ストレーナブロー配管又はA海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続し、原子炉補機冷却水系を介して海水を直接供給することで、格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

7－3）原子炉補機冷却水ポンプ

原子炉補機冷却水ポンプは、重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、A、D格納容器再循環ユニットに原子炉補機冷却水を通水することで格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

7－4）原子炉補機冷却水冷却器

原子炉補機冷却水冷却器は、重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、海水ポンプを用いて海水を通水することで格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

7－5）原子炉補機冷却水サージタンク

原子炉補機冷却水サージタンクは、重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、原子炉補機冷却水の沸騰防止のため、窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）を接続して窒素加圧することで、格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

7－6）窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）

窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）は、重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、原子炉補機冷却水の沸騰防止のため、原子炉補機冷却水サージタンクに接続して窒素加圧し、格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

7－7）海水ポンプ

海水ポンプは、重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、A原子炉補機冷却水冷却器へ海水を通水できる設計とする必要がある。

7－8）恒設代替低压注水ポンプ

恒設代替低压注水ポンプは、重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とし、格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルよ

り原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする必要がある。

7－9）可搬式代替低圧注水ポンプ

可搬式代替低圧注水ポンプは、重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、送水車により海水を補給した仮設組立式水槽を水源とし、格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする必要がある。

7－10）燃料取替用水ピット

燃料取替用水ピットは、格納容器スプレイポンプを用いた格納容器スプレイ、恒設代替低圧注水ポンプを用いた代替格納容器スプレイの際の水源として十分な量のほう酸水を貯蔵できる設計とする必要がある。

7－11）復水ピット

復水ピットは、恒設代替低圧注水ポンプを用いた代替格納容器スプレイの際の水源として、十分な量のほう酸水を貯蔵できる設計とする必要がある。

7－12）仮設組立式水槽

仮設組立式水槽は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合、原子炉格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却し、原子炉格納容器の破損を防止するための重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、可搬式代替低圧注水ポンプを用いた代替格納容器スプレイの際の水源として十分な海水を貯槽しなければならない。

7－13）送水車

送水車は、重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイの水源である仮設組立式水槽への注水量に対し、海水を補給することにより水源を確保できる設計とする必要がある。

7－14）大容量ポンプ（3・4号機共用）

大容量ポンプは、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、海を水源とし、A、B海水ストレーナブロー配管又はA海水供給母管マンホ

ールと可搬型ホースを接続し、原子炉補機冷却水系を介して、A、D格納容器再循環ユニットへ海水を直接供給することで、格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

7－15) 可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度 (S A) 用)

本設備については、15) 計装設備を参照。

7－16) 空冷式非常用発電装置

本設備については、14) 電源設備を参照。

7－17) 電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)

電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)は、重大事故等対処設備(代替格納容器スプレイ)として、可搬式代替低圧注水ポンプに給電できる設計とする必要がある。

7－18) 重油タンク(重大事故等時のみ3・4号機共用)

本設備については、14) 電源設備を参照。

7－19) タンクローリー(3・4号機共用)

本設備については、14) 電源設備を参照。

7－20) 軽油ドラム缶(3・4号機共用)

軽油ドラム缶は、送水車の動作に必要な駆動燃料を貯蔵する送水車燃料タンクへ燃料を補給できる設計とする必要がある。

7－21) 燃料油貯蔵タンク(重大事故等時のみ3・4号機共用)

本設備については、14) 電源設備を参照。

8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

8－1) 高圧注入ポンプ

本設備については、4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備を参照。

8－2) 充てんポンプ

本設備については、4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備を参照。

8－3) 余熱除去ポンプ

本設備については、4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備を参照。

8－4) 格納容器スプレイポンプ

格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器下部注水設備（格納容器スプレイ）として、燃料取替用水ピットを水源とし、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通穴を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする必要がある。

8－5) 恒設代替低圧注水ポンプ

恒設代替低圧注水ポンプは、原子炉格納容器下部注水設備（代替格納容器スプレイ）として、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とし、格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、代替格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ、原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通穴を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする必要がある。

8－6) 燃料取替用水ピット

燃料取替用水ピットは、原子炉格納容器下部注水設備（格納容器スプレイ）として、格納容器スプレイポンプを用いた格納容器スプレイ、原子炉格納容器下部注水設備（代替格納容器スプレイ）として、恒設代替低圧注水ポンプを用いた代替格納容器スプレイの際の水源として、十分な量のほう酸水を貯蔵で

きる設計とする必要がある。

8－7) 復水ピット

復水ピットは、原子炉格納容器下部注水設備（代替格納容器スプレイ）として、恒設代替低圧注水ポンプを用いた代替格納容器スプレイの際の水源として、十分な量のほう酸水を貯蔵できる設計とする必要がある。

8－8) 空冷式非常用発電装置

本設備については、1 4) 電源設備を参照。

8－9) 燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）

本設備については、1 4) 電源設備を参照。

8－10) 重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）

本設備については、1 4) 電源設備を参照。

8－11) タンクローリー（3・4号機共用）

本設備については、1 4) 電源設備を参照。

9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内における水素による爆発（以下「水素爆発」という。）による破損を防止するため、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内の水素濃度を低減するための水素濃度制御設備（水素濃度低減）、及び原子炉格納容器内の水素濃度が変動する可能性のある範囲で測定するための監視設備（水素濃度監視）を以下に示す。なお、水素濃度制御設備（水素濃度低減）を設けることから、水素ガスを原子炉格納容器外に排出する設備は設けない。

9－1) 静的触媒式水素再結合装置

静的触媒式水素再結合装置は、ジルコニウム－水反応等で短期的に発生する水素及び水の放射線分解等で長期的に緩やかに発生し続ける水素を除去することにより、原子炉格納容器内の水素濃度を継続的に低減できる設計とする必要がある。

9－2）静的触媒式水素再結合装置温度監視装置

静的触媒式水素再結合装置温度監視装置は、中央制御室にて静的触媒式水素再結合装置の動作状況を温度上昇により確認できる設計とする必要がある。

9－3）原子炉格納容器水素燃焼装置

原子炉格納容器水素燃焼装置は、炉心の著しい損傷に伴い事故初期に原子炉格納容器内に大量に放出される水素を計画的に燃焼させ、原子炉格納容器内の水素濃度ピークを制御できる設計とする必要がある。

9－4）原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置

原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置は、中央制御室にて原子炉格納容器水素燃焼装置の動作状況を温度上昇により確認できる設計とする必要がある。

9－5）空冷式非常用発電装置

本設備については、14）電源設備を参照。

9－6）燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）

本設備については、14）電源設備を参照。

9－7）重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）

本設備については、14）電源設備を参照。

9－8）タンクローリー（3・4号機共用）

本設備については、14）電源設備を参照。

9－9）可搬型格納容器水素ガス濃度計

可搬型格納容器水素ガス濃度計は、格納容器水素ガス試料採取系統に接続することで、可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置にて供給された原子炉格納容器内の雰囲気ガスの水素濃度を測定し、中央制御室にて原子炉格納容器内の水素濃度を監視できる設計とする必要がある。

9－10）可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置

可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置は、格納容器水素ガス試料採取系統に接続することで、原子炉格納容器内の雰囲気ガスを可搬型格納容器水素ガス濃度計へ供給できる設計とする必要がある。

9－1 1) 格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ

格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプは、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合、原子炉補機冷却水系に接続することで、サンプリングガスを冷却するための原子炉補機冷却水を供給できる設計とする必要がある。

9－1 2) 格納容器水素ガス試料冷却器

サンプリングガスを冷却し、計測可能な温度範囲に収めることができる設計とする。

9－1 3) 格納容器水素ガス試料湿分分離器

サンプリングガスの湿分を計測可能な範囲に収めることができる設計とする必要がある。

9－1 4) 窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）

窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）は、格納容器サンプララインの格納容器隔離弁を開操作できる設計とする必要がある。

9－1 5) 可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）

可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、格納容器サンプララインの格納容器隔離弁を開操作できる設計とする必要がある。

9－1 6) 大容量ポンプ（3・4号機共用）

大容量ポンプは、24時間経過した後のサンプリングガスの冷却として、海を水源とし、A、B海水ストレーナブロー配管又はA海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続することで、原子炉補機冷却水系へ海水を直接供給できる設計とする必要がある。

1 0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋その他の原子炉格納容器から漏えいする気体状の放射性物質を格納するための施設（以下「原子炉建屋等」という。）の水素爆発による損傷を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。

重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備のアニュラス空気浄化系統の一部を流用し、そのサポート設備として、代替電源設備及びアニュラス空気浄化系の弁、

ダンパの駆動用空気を供給する制御用空気系統代替空気供給系統を設置する。また、水素濃度を監視できる設備としてアニュラス水素濃度計を設置する。

1 0 - 1) アニュラス空気浄化ファン

アニュラス空気浄化ファンは、原子炉格納容器からアニュラス部へ漏えいする水素等を含む空気を吸入し、排気筒から排出することでアニュラス部に水素が滞留しないことができる設計とする。

1 0 - 2) アニュラス空気浄化フィルタユニット

アニュラス空気浄化フィルタユニットは、アニュラス空気浄化ファンによりアニュラス部空気を排気筒から排出する際に、放射性物質を低減できる設計とする。

1 0 - 3) 窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）

窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）は、水素排出設備（アニュラス部からの水素排出）として、アニュラス空気浄化系の弁を開操作できる設計とする。

1 0 - 4) 可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）

可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、水素排出設備（アニュラス部からの水素排出）として、アニュラス空気浄化系の弁を開操作できる設計とする。

1 0 - 5) 空冷式非常用発電装置

本設備については、1 4) 電源設備を参照。

1 0 - 6) 燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ 3・4 号機共用）

本設備については、1 4) 電源設備を参照。

1 0 - 7) 重油タンク（重大事故等時のみ 3・4 号機共用）

本設備については、1 4) 電源設備を参照。

1 0 - 8) タンクローリー（3・4 号機共用）

本設備については、1 4) 電源設備を参照。

1 0－9) アニュラス水素濃度計

本設備については、1 5) 計装設備を参照。

1 1) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

使用済燃料貯蔵槽（以下。「使用済燃料ピット」という。）の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が低下した場合において使用済燃料ピット内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。（使用目的①）

また、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合において使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。（使用目的②）

1 1－1) 大容量ポンプ（放水砲用）（3・4号機共用）（使用目的：②）

大容量ポンプ（放水砲用）は、放水設備を可搬型ホースに接続し、海を水源として、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に大量の水を放水するとともに、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊等により開口部がある場合は、建屋内の使用済燃料ピット周辺に向けた放水ができる設計とする必要がある。

1 1－2) 送水車（使用目的：①②）

送水車は、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により可搬型代替注水設備を用いても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下かつ水位低下が継続する場合に、燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止できるように可搬型スプレー設備（使用済燃料ピットへのスプレー）として、可搬型ホース及びスプレーヘッダを介して海水を使用済燃料ピットへスプレーできる設計とする必要がある。

なお、上記のうち臨界防止機能については、3 章 設備の仕様及び安全機能が、『(10) 燃料貯蔵設備及び取扱設備』の設計要件（ 2.2.1. 5) C) 臨界防止）に対する内容と重複するため、以降の記載を割愛する。

1 1－3) 空冷式非常用発電装置（使用目的：①②）

本設備については、1 4) 電源設備を参照。

- 1 1－4) 燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ 3・4 号機共用）（使用目的：①②）
本設備については、1 4) 電源設備を参照。
- 1 1－5) 重油タンク（重大事故等時のみ 3・4 号機共用）（使用目的：①②）
本設備については、1 4) 電源設備を参照。
- 1 1－6) タンクローリー（3・4 号機共用）（使用目的：①②）
本設備については、1 4) 電源設備を参照。
- 1 1－7) 軽油ドラム缶（3・4 号機共用）（使用目的：①②）
軽油ドラム缶は、送水車の動作に必要な駆動燃料を貯蔵する送水車燃料タンクへ燃料を補給できる設計とする必要がある。
- 1 1－8) スプレイヘッダ（使用目的：②）
スプレイヘッダは、送水車送水用 20m、10m ホースと接続し、送水車により使用済燃料ピット（A エリア及び B エリア）へスプレイ及び原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水できる設計とする必要がある。
- 1 1－9) 放水砲（3・4 号機共用）（使用目的：②）
放水砲は、大容量ポンプ出口放水砲用 50m、40m、5m 送水用ホースと接続し、原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ海水を放水できる設計とする必要がある。
- 1 1－10) 使用済燃料ピット水位（AM用）（使用目的：①②）
使用済燃料ピット水位（AM用）は、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定可能な設計とする必要がある。また、測定結果は中央制御室に表示し、記録及び保存できる設計とする必要がある。
- 1 1－11) 使用済燃料ピット温度（AM用）（使用目的：①②）
使用済燃料ピット温度（AM用）は、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定可能な設計とする必要がある。また、測定結果は中央制御室に表示し、記録及び保存できる設計とする必要がある。
- 1 1－12) 可搬式使用済燃料ピット水位（使用目的：①②）
可搬式使用済燃料ピット水位は、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定可能な設計とする必要がある。また、測定結果は

中央制御室に表示し、記録及び保存できる設計とする必要がある。

加えて、使用済燃料ピット上部から底部近傍までの範囲にわたり測定できる設計とする必要がある。また、使用済燃料ピット内の構造等に影響を受けないよう、吊込装置（フロート、シンカーを含む。）、延長ワイヤ、フリーローラ及び水位発信器を可搬型とし、使用時に接続する設計とする必要がある。

1 1 - 1 3) 可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ（使用目的：①②）

可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタは、重大事故等時に使用済燃料ピットに係る監視に必要な設備として、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定可能な設計とするとともに、計測結果は中央制御室に表示し、記録及び保存できる設計とする必要がある。

加えて、複数の設置場所での線量率の相関（減衰率）関係の評価及び各設置場所間での関係性を把握し、測定結果の傾向を確認することで、使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定できる設計とする必要がある。

1 1 - 1 4) 使用済燃料ピット監視カメラ（使用目的：①②）

使用済燃料ピット監視カメラは、使用済燃料ピットに係る重大事故等時において、赤外線機能により使用済燃料ピットの状態及び使用済燃料ピットの水温の傾向を中央制御室で監視できる設計とする必要がある。

1 1 - 1 5) 使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置（使用目的：①②）

使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置は、原子炉周辺建屋での重大事故等時における高温環境下においても使用済燃料ピット監視カメラの機能維持を図るためにカメラ本体を冷却するための空気を供給できる設計とする必要がある。

また、使用済燃料ピット監視カメラに空気を供給するコンプレッサ、コンプレッサの発生する熱等により供給する空気の温度が上昇することを防止するためのドライヤ及び断熱ホース等で構成され人力により運搬、移動ができる設計とする必要がある。

加えて、使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置の接続は、接続規格を統一することにより、確実に接続ができる設計とするとともに、付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする必要がある。

1 2) 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

1 2-1) 大容量ポンプ（放水砲用）（3・4号機共用）

大容量ポンプ（放水砲用）は、重大事故等において以下の設計とする必要がある。

可搬型ホースにより放水砲に接続することにより、海を水源として、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）、原子炉格納容器及びアニュラス部へ放水できる設計とする必要がある。また、設置場所内を移動等することにより、複数の方向から原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）、原子炉格納容器及びアニュラス部に向けて放水できる設計とする必要がある。

加えて、可搬型ホースにより放水砲に接続することにより、海を水源として、泡消火剤と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする必要がある。

1 2-2) 送水車

送水車は、重大事故等対処設備（大気への拡散抑制）として、海を水源とし、スプレイヘッドを介して原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水を行う設計とする必要がある。

1 2-3) スプレイヘッド

スプレイヘッドは、送水車送水用 20m、10m ホースと接続し、送水車により使用済燃料ピット（A エリア及び B エリア）へスプレイ及び原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水できる設計とする必要がある。

1 2-4) 放水砲（3・4号機共用）

放水砲は、大容量ポンプ出口放水砲用 50m、40m、5m 送水用ホースと接続し、原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ海水を放水できる設計とする必要がある。

1 2-5) 泡混合器（3・4号機共用、3号機に保管（予備1台（3・4号機共用、3号機に保管）））

放水砲（3・4号機共用）は、大容量ポンプ出口ライン放水砲用 50m、40m、5m 送水用ホースと接続し、原子炉格納容器及びアニュラス部又は

原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ海水を放水できる設計とする必要がある。

1 2－6） シルトフェンス（3・4号機共用、3号機に保管）

シルトフェンス（3・4号機共用、3号機に保管）は、汚染水が発電所から海洋に流出する4箇所（取水路側2箇所、放水路側2箇所）に設置できる設計とする必要がある。

また、シルトフェンス（3・4号機共用、3号機に保管）は、海洋への放射性物質の拡散を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とする必要がある。

1 2－7） 燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）

本設備については、1 4）電源設備を参照。

1 2－8） 重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）

本設備については、1 4）電源設備を参照。

1 2－9） タンクローリー（3・4号機共用）

本設備については、1 4）電源設備を参照。

1 2－10） 軽油ドラム缶（3・4号機共用）

軽油ドラム缶は、送水車の動作に必要な駆動燃料を貯蔵する送水車燃料タンクへ燃料を補給できる設計とする必要がある。

1 3） 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。

1 3－1） 燃料取替用水ピット

燃料取替用水ピットは、重大事故等により、蒸気発生器2次側への注水手段の水源となる復水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である1次冷却系のフィードアンドブリードの水源として、使用する。

また、復水ピット枯渇又は破損時における蒸気発生器2次側による炉心冷却のための代替淡水源として、No. 3淡水タンク、2次系純水タンク

及び脱気器タンク並びに蒸気発生器 2 次側による炉心冷却の代替手段である 1 次冷却系のフィードアンドブリードの水源として、使用する。

1 3 - 2) 高圧注入ポンプ

高圧注入ポンプは、運転中の 1 次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備の低圧再循環運転による炉心冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中において、余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（高圧再循環運転）として、格納容器再循環サンプを水源とし、安全注入系により高圧再循環運転できる設計とする必要がある。

1 3 - 3) 加圧器逃し弁

本設備については、2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備を参照。

1 3 - 4) 送水車

送水車は、重大事故等で以下の項目に対応できる設計とする必要がある。

重大事故等により、蒸気発生器 2 次側への注水手段の水源となる復水ピットが枯渇した場合の重大事故等対処設備（海から復水ピットへの補給）として、可搬型ホースを介して復水ピットへ水を補給できる設計とする。

重大事故等により、炉心注水及び格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源として、可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源である仮設組立式水槽に海水を送水できる設計とする必要がある。

重大事故等により、使用済燃料ピットへの水の注水手段の水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の重大事故等対処設備（海から使用済燃料ピットへの注水）として、海を水源とし、可搬型ホースにより使用済燃料ピットへ水を注水する設計とする必要がある。

重大事故等の収束に必要となる水の供給設備のうち、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下かつ水位低下が継続し、燃料損傷に至った場合に、使用済燃料ピットへ十分な量の水を注水するための設備、できる限り燃料損傷の進行を緩和し放射性物質の放出を低減するための設備及び発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備である可搬型スプレイ設備

(使用済燃料ピットへのスプレイ) 又は放水設備 (原子炉周辺建屋 (貯蔵槽内燃料体等) への放水) として、可搬型ホース及びスプレイヘッダを介して使用済燃料ピットへスプレイ又は原子炉周辺建屋 (貯蔵槽内燃料体等) へ放水を行う設計とする必要がある。

1 3 - 5) 軽油ドラム缶 (3・4号機共用)

軽油ドラム缶は、送水車の動作に必要な駆動燃料を貯蔵する送水車燃料タンクへ燃料を補給できる設計とする必要がある。

1 3 - 6) 復水ピット

復水ピットは、重大事故等で以下の場合に使用する際の水源として、十分な量を保有しなくてはならない。

炉心注水の水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水及び充てんポンプによる代替炉心注水の水源として、使用する。

格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイの水源として、使用する。

また炉心注水及び格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ピットが枯渇した場合の重大事故等対処設備 (復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給) として、使用する。復水ピットは、復水ピットから燃料取替用水ピットへの移送ラインにより、燃料取替用水ピットへ水頭圧にて補給できる設計とする必要がある。

1 3 - 7) 恒設代替低圧注水ポンプ

恒設代替低圧注水ポンプは、重大事故等により、炉心注水及び格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替炉心注水及び代替格納容器スプレイとして、代替水源である給水処理設備の復水ピットを水源とし、原子炉又は原子炉格納容器へ水を注水できる設計とする必要がある。

1 3 - 8) 充てんポンプ

充てんポンプは、重大事故等により、炉心注水の水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替水源である給水処理設備の復水ピットから、代替炉心注水できる設計とする必要がある。

充てんポンプは、原子炉へ水を注水する設計とし、また、代替電源設備

である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする必要がある。

1 3 - 9) 空冷式非常用発電装置

本設備については、1 4) 電源設備を参照。

1 3 - 1 0) 燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ 3・4 号機共用）

本設備については、1 4) 電源設備を参照。

1 3 - 1 1) 重油タンク（重大事故等時のみ 3・4 号機共用）

本設備については、1 4) 電源設備を参照。

1 3 - 1 2) タンクローリー（3・4 号機共用）

本設備については、1 4) 電源設備を参照。

1 3 - 1 3) 可搬式代替低圧注水ポンプ

可搬式代替低圧注水ポンプは、重大事故等により、炉心注水及び格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替炉心注水及び代替格納容器スプレイとして、送水車により可搬型ホースを介して、海水を補給した仮設組立式水槽を水源とし、余熱除去系を介して原子炉への注水及び格納容器スプレイ系を介して格納容器スプレイができる設計とする必要がある。

1 3 - 1 4) 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）

電源車は、重大事故等により、炉心注水及び格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源として可搬式代替低圧注水ポンプに給電できる設計とする必要がある。

1 3 - 1 5) 仮設組立式水槽

仮設組立式水槽は、重大事故等により、炉心注水及び格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の可搬式代替低圧注水ポンプを用いた代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源として、十分な海水を貯槽しなければならない。

1 3 - 1 6) 格納容器再循環サンプ

格納容器再循環サンプは、運転中の 1 次冷却材喪失事象時において、

余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備の低圧再循環運転による炉心冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中において、余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合の高圧再循環運転の水源として十分な量を保有できる設計とする必要がある。

格納容器再循環サンプは、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により再循環機能が喪失した場合の代替再循環運転の水源として十分な量を保有できる設計とする必要がある。

格納容器再循環サンプは、運転中の1次冷却材喪失事象時において、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中において、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した高圧代替再循環運転の水源として十分な量を保有できる設計とする必要がある。

1 3 - 1 7) 格納容器再循環サンプスクリーン

格納容器再循環サンプスクリーンは、非常用炉心冷却設備及び格納容器スプレイポンプの有効吸込水頭を確保できる設計とする。

1 3 - 1 8) A格納容器スプレイポンプ（RHR S - C S S連絡ライン使用）

A格納容器スプレイポンプは、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により再循環機能が喪失した場合の代替再循環設備（代替再循環運転）として、非常用炉心冷却設備のA格納容器再循環サンプを水源とした代替再循環運転ができる設計とする必要がある。

1 3 - 1 9) A格納容器スプレイ冷却器

A格納容器スプレイ冷却器は、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により再循環機能が喪失した場合の代替再循環設備（代替再循環運転）として、非常用炉心冷却設備のA格納容器再循環サンプを水源とした代替再循環運転ができる設計とする必要がある。

1 3 - 2 0) B高圧注入ポンプ（海水冷却）

B高圧注入ポンプは、運転中の1次冷却材喪失事象時において、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中において、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した代替再循環設備（高圧代替再循環運転）として、代替補機冷却を用いることで高圧代替再循環運転ができる設計とする必要がある。B高

圧注入ポンプは、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする必要がある。

1 3 - 2 1) 大容量ポンプ（3・4号機共用）

大容量ポンプは、運転中の1次冷却材喪失事象時において、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中において、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した代替再循環設備（高圧代替再循環運転）として、海を水源とし、A、B海水ストレーナブロー配管又はA海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続することで、原子炉補機冷却水系に海水を直接供給し、代替補機冷却ができる設計とする必要がある。

1 3 - 2 2) スプレイヘッダ

スプレイヘッダは、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下かつ水位低下が継続し、燃料損傷に至った場合に、使用済燃料ピットへ十分な量の水を注水するための設備、できる限り燃料損傷の進行を緩和し放射性物質の放出を低減するための設備、及び発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備である可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレイ）又は放水設備（原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水）として、使用済燃料ピットへスプレイ又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水ができる設計とする必要がある。

1 3 - 2 3) 大容量ポンプ（放水砲用）（3・4号機共用）

大容量ポンプ（放水砲用）は、放水設備（原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水）として、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に向けて放水できる設計とする。

1 3 - 2 4) 放水砲（3・4号機共用）

放水砲は、放水設備（原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水）として、可搬型ホースにより海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）に接続することにより、原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水できる設計とするとともに、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）

の損壊等により開口部がある状態においては、建屋内の使用済燃料ピット周辺に向けた放水ができる設計とする必要がある。また、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に向けて放水できる設計とする必要がある。

1 4) 電源設備

設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

1 4－1) 空冷式非常用発電装置

空冷式非常用発電装置は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等時に想定される事故シーケンスのうち最大負荷となる「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」時に必要な交流負荷へ電力を供給できる常設代替電源設備として設計する必要がある。

1 4－2) 燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）

燃料油貯蔵タンクは、空冷式非常用発電装置が、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等時に想定される事故シーケンスのうち最大負荷となる「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」時に必要な交流負荷へ電力を供給する際に、タンクローリーを用いて、空冷式非常用発電装置に燃料を補給できる設計とする必要がある。

1 4－3) 重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）

重油タンクは、空冷式非常用発電装置が、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等時に想定される事故シーケンスのうち最大負荷となる「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」時に必要な交流負荷へ電力を供給する際に、タンクローリーを用いて、空冷式非常用発電装置に燃料を補給できる設計とする必要がある。

1 4 - 4) 号機間電力融通恒設ケーブル (3・4号機共用)

号機間電力融通恒設ケーブルは、設計基準事故対処設備の電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給するために、他号炉(3号炉及び4号炉のうち自号炉を除く。)のディーゼル発電機(燃料油貯蔵タンク及び重油タンクを含む。)から電力融通できる設計とする必要がある。

1 4 - 5) ディーゼル発電機 (重大事故時のみ3号及び4号炉共用)

他号炉(3号炉及び4号炉のうち自号炉を除く。)のディーゼル発電機は、設計基準事故対処設備の電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給するために、電力融通できる設計とする必要がある。

1 4 - 6) 蓄電池

蓄電池(安全防護系用)は、設計基準事故対処設備の電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給するために、電力融通できる設計とする必要がある。

1 4 - 7) 代替所内電気設備変圧器

(客先殿) 代替所内電気設備変圧器は、2系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給する代替所内電気設備として、空冷式非常用発電装置からの電源を降圧し、代替所内電気設備分電盤に電力を供給できる設計とする必要がある。

1 4 - 8) 代替所内電気設備分電盤

代替所内電気設備分電盤は、2系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給する代替所内電気設備として、空冷式非常用発電装置、代替所内電気設備変圧器からの電力を供給できる設計とする必要がある。

1 4 - 9) タンクローリー (3・4号機共用)

タンクローリーは、空冷式非常用発電装置が、設計基準事故対処設備の電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合に、重大事故等時に想定される事故シーケンスのうち最大負荷となる「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」時に必要な交流負荷へ電力を供給する際に、燃料油貯蔵タ

ンク又は重油タンクから空冷式非常用発電装置に燃料を補給できる設計と
する必要がある。

1 4 - 1 0) 号機間電力融通予備ケーブル (3・4号機共用)

号機間電力融通予備ケーブルは、設計基準事故対処設備の電源が喪失
(全交流動力電源喪失)した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に
電力を供給するために、他号炉(3号炉及び4号炉のうち自号炉を除く。)の
ディーゼル発電機(燃料油貯蔵タンク及び重油タンクを含む。)から
電力融通できる設計とする必要がある。

1 4 - 1 1) 電源車

電源車は、設計基準事故対処設備の電源が喪失(全交流動力電源喪失
及び蓄電池の枯渇)した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流
電力を供給する可搬型直流電源設備として、可搬式整流器を経由して直
流母線へ接続することにより、24時間にわたり電力を供給できる設計
とする必要がある。

1 4 - 1 2) 可搬式整流器

可搬型整流器は、設計基準事故対処設備の電源が喪失(全交流動力電
源喪失及び蓄電池の枯渇)した場合に、重大事故等の対応に必要な設備
に直流電力を供給する可搬型直流電源設備として、電源車からの交流電
源を整流し直流母線へ接続することにより、24時間にわたり電力を供
給できる設計とする必要がある。

1 4 - 1 3) ディーゼル発電機 (4 (3) 号機設備、重大事故等時のみ3・4号機共
用)

ディーゼル発電機は、重大事故等時に電力供給が可能な場合には、重
大事故等時の対応に必要な設備へ電力を供給可能な設計とする。

1 5) 計装設備

計装設備は、重大事故等時において、当該事故に対処するために監視が必要なパ
ラメータ、及び炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策のために必要な原子炉
施設の状態を把握するために必要なパラメータを監視するために、中央制御室にお
いて表示、及び記録できる設計とする。

また、重大事故等時において監視が必要なパラメータが監視不能となった場合に
推定するための代替パラメータのうち、重要なものは監視が必要なパラメータと同

様に重大事故等時に監視できる設備を設け、中央制御室において表示、及び記録できる設計とする。

1 5 - 1) 設計基準事故と兼用するパラメータ

監視パラメータのうち、設計基準事故における監視パラメータと同じであり、計測範囲などの要求を満足する場合には、演算処理を行う設備を除き兼用する設計とする。

重大事故等時に監視するパラメータのうち兼用するものを以下に示す。

- ・ 1 次冷却材高温側温度 (広域)
- ・ 1 次冷却材低温側温度 (広域)
- ・ 1 次冷却材圧力
- ・ 加圧器水位
- ・ 高圧注水流量
- ・ 低圧注水流量
- ・ 原子炉格納容器内温度
- ・ 原子炉格納容器圧力 (広域)
- ・ AM 用原子炉格納容器圧力
- ・ 格納容器再循環サンプ水位 (広域)
- ・ 格納容器再循環サンプ水位 (狭域)
- ・ 出力領域中性子束
- ・ 中間領域中性子束
- ・ 中性子源領域中性子束
- ・ 蒸気発生器水位 (広域)、(狭域)
- ・ 蒸気発生器補助給水流量
- ・ 主蒸気圧力
- ・ 原子炉補機冷却水サージタンク水位
- ・ 燃料取替用水ピット水位
- ・ ほう酸タンク水位
- ・ 復水ピット水位
- ・ 制御用空気圧力
- ・ 格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)
- ・ 格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)

1 5 - 2) 重大事故等時用として設置するパラメータ

重大事故等時に監視するパラメータとして、重大事故等専用に設置するものを以下に示す。

- ・ 原子炉水位
- ・ 恒設代替低圧注水積算流量
- ・ 格納容器スプレイ積算流量
- ・ 原子炉格納容器水位
- ・ 原子炉下部キャビティ水位
- ・ 静的触媒式水素再結合装置温度
- ・ 原子炉格納容器水素燃焼装置温度
- ・ アニュラス水素濃度
- ・ 原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力
- ・ 格納容器水素ガス濃度
- ・ 格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度

1 6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

原子炉制御室（以下「中央制御室」という。）には、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。

重大事故等対処設備は、中央制御室遮蔽及び設計基準事故対処設備の中央制御室空調系統を流用する。また、可搬型照明（S A）、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を設置する。

1 6－1) 中央制御室遮蔽（3・4号機共用）

中央制御室遮蔽は、重大事故等時において、中央制御室にとどまり必要な操作を行う運転員が過度な被ばくを受けないように設計する。

1 6－2) 中央制御室非常用循環ファン（3・4号機共用）

中央制御室非常用循環ファンは、重大事故等時において、中央制御室の空気中の放射性物質の低減のために中央制御室非常用循環フィルタを通して循環できる設計とする。

1 6－3) 中央制御室空調ファン（3・4号機共用）

中央制御室空調ファンは、重大事故等時において、中央制御室の空気中の放射性物質の低減及び冷却のために中央制御室の空気を循環できる設計とする。

1 6－4) 中央制御室循環ファン（3・4号機共用）

中央制御室循環ファンは、重大事故等時において、中央制御室の空気中の放射性物質の低減及び冷却のために中央制御室の空気を循環できる設計

とする。

1 6－5) 中央制御室非常用循環フィルタユニット (3・4号機共用)

中央制御室非常用循環フィルタユニットは、重大事故等時において、中央制御室の空気中の放射性物質を低減できる設計とする。

1 6－6) 中央制御室空調ユニット (3・4号機共用)

中央制御室空調ユニットは、重大事故等時において、中央制御室を冷却できる設計とする。

1 6－7) 可搬型照明 (S A) (3・4号機共用、3号機に保管)

可搬型照明 (S A) は、作業用照明設置個所以外での対応が必要になった場合及び作業用照明電源が枯渇した場合等において、事故対策のための活動に必要な照度を確保できる設計とする必要がある。

1 6－8) 酸素濃度計 (3・4号機共用、3号機に保管)

酸素濃度計は、1次冷却材喪失事故等あるいは重大事故等が発生した場合において、中央制御室内の酸素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを正確に把握できる設計とする必要がある。

1 6－9) 二酸化炭素濃度計 (3・4号機共用、3号機に保管)

二酸化炭素濃度計は、1次冷却材喪失事故等あるいは重大事故等が発生した場合において、中央制御室内の二酸化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを正確に把握できる設計とする必要がある。

1 6－10) アニュラス空気浄化ファン

アニュラス空気浄化ファンは、原子炉格納容器からアニュラス部へ漏えいする水素等を含む空気を吸入し、排気筒から排出することでアニュラス部に水素が滞留しないことができる設計とする。

1 6－11) アニュラス空気浄化フィルタユニット

アニュラス空気浄化フィルタユニットは、アニュラス空気浄化ファンによりアニュラス部空気を排気筒から排出する際に、放射性物質を低減できる設計とする。

1 6 - 1 2) 窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）

本設備については、1 0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備を参照。

1 6 - 1 3) 可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）

本設備については、1 0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備を参照。

1 6 - 1 4) 空冷式非常用発電装置

本設備については、1 4) 電源設備を参照。

1 6 - 1 5) 燃料貯蔵タンク（重大事故等時のみ 3・4 号機共用）

本設備については、1 4) 電源設備を参照。

1 6 - 1 6) 重油タンク（重大事故等時のみ 3・4 号機共用）

本設備については、1 4) 電源設備を参照。

1 6 - 1 7) タンクローリー（3・4 号機共用）

本設備については、1 4) 電源設備を参照。

1 7) 監視測定設備

重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備、並びに重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

1 7 - 1) 燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ 3・4 号機共用）

本設備については、1 4) 電源設備を参照。

1 7 - 2) 重油タンク（重大事故等時のみ 3・4 号機共用）

本設備については、1 4) 電源設備を参照。

1 7 - 3) タンクローリー（3・4 号機共用）

本設備については、1 4) 電源設備を参照。

1 7 - 4) 可搬式モニタリングポスト (3・4号機共用)

可搬式モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所海側や緊急時対策所側等に発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視するための移動式周辺モニタリング設備として、発電所海側敷地境界方向を含む原子炉格納施設を囲む8方位に可搬式モニタリングポストを設け、測定結果を記録できる設計とする必要がある。

1 7 - 5) 電離箱サーベイメータ (3・4号機共用)

電離箱サーベイメータは、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空气中、水中、土壌中)及び放射線量を監視し、測定するための移動式周辺モニタリング設備として、電離箱サーベイメータを設け、測定結果を記録できるように測定値を表示する設計とする必要がある。

また、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする必要がある。

1 7 - 6) 可搬式ダストサンプラ (3・4号機共用、3号機に保管)

可搬式ダストサンプラは、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空气中、水中、土壌中)及び放射線量を監視し、測定するための移動式周辺モニタリング設備として、可搬式ダストサンプラを設け、放射線量を測定するための試料を採取できる設計とする必要がある。

また、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定するための試料を採取できる設計とする必要がある。

1 7 - 7) 汚染サーベイメータ (3・4号機共用)

汚染サーベイメータは、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空气中、水中、土壌中)及び放射線量を監視し、測定するための移動式周辺モニタリング設備として、汚染サーベイメータを設け、測定結果を記録できるように測定値を表示する設計とする必要がある。

また、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とすることがある。

17-8) NaIシンチレーションサーベイメータ（3・4号機共用）

NaIシンチレーションサーベイメータは、重大事故が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）及び放射線量を監視し、測定するための移動式周辺モニタリング設備として、NaIシンチレーションサーベイメータを設け、測定結果を記録できるように測定値を表示する設計とすることがある。

また、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とすることがある。

17-9) ZnSシンチレーションサーベイメータ（3・4号機共用）

ZnSシンチレーションサーベイメータは、重大事故が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）及び放射線量を監視し、測定するための移動式周辺モニタリング設備として、ZnSシンチレーションサーベイメータを設け、測定結果を記録できるように測定値を表示する設計とすることがある。

また、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とすることがある。

17-10) β 線サーベイメータ（3・4号機共用）

β 線サーベイメータは、重大事故が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）及び放射線量を監視し、測定するための移動式周辺モニタリング設備として、 β 線サーベイメータを設け、測定結果を記録できるように測定値を表示する設計とすることがある。

また、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とすることがある。

1 7 - 1 1) 小型船舶 (3・4号機共用、3号機に保管)

小型船舶は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする必要がある。

1 7 - 1 2) 可搬式気象観測装置 (3・4号機共用、3号機に保管)

可搬式気象観測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速、その他の気象条件を測定し、測定結果を記録できる設計とする必要があり、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする必要がある。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする必要があるとともに、記録の管理については運用を定める必要がある。また、指示値は、無線により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする必要がある。

1 7 - 1 3) 電源車 (緊急時対策所用) (3・4号機共用)

電源車 (緊急時対策所用) は、ディーゼル発電機からの給電が機能喪失した場合においても、緊急時対策所の機能及び居住性の確保に必要な緊急時対策所可搬型空気浄化ファン、照明設備、通信連絡設備及び室内空調設備、並びにモニタリング設備に電力を供給することができる設計とする必要がある。

1 8) 緊急時対策所

1 8 - 1) 燃料油貯蔵タンク (重大事故等時のみ3・4号機共用)

本設備については、1 4) 電源設備を参照。

1 8 - 2) 重油タンク (重大事故等時のみ3・4号機共用)

本設備については、1 4) 電源設備を参照。

1 8 - 3) タンクローリー (3・4号機共用)

本設備については、1 4) 電源設備を参照。

1 8 - 4) 電源車 (緊急時対策所用) (3・4号機共用)

電源車 (緊急時対策所用) は、ディーゼル発電機からの給電が機能喪失した場合においても、緊急時対策所の機能及び居住性の確保に必要な緊急時対策所可搬型空気浄化ファン、照明設備、通信連絡設備及び室内空調設

備、並びにモニタリング設備に電力を供給することができる設計とする必要がある。

1 8－5) 緊急時対策所非常用空気浄化ファン（3・4号機共用）

緊急時対策所非常用空気浄化ファンは、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所への希ガス等の放射性物質の浸入を低減又は防止するとともに、緊急時対策所の気密性に対して十分な余裕を考慮した換気を行うため、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットを介して緊急時対策所へ屋外の空気を供給することで緊急時対策所内の正圧を維持し、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所遮蔽の性能とあいまって、居住性に係る判断基準を超えない設計とする必要がある。

1 8－6) 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット（3・4号機共用）

緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の浸入を低減又は防止するとともに、緊急時対策所の気密性に対して十分な余裕を考慮した換気を行うため、緊急時対策所非常用空気浄化ファンを使用し、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットを介して緊急時対策所へ屋外の空気を供給することで微粒子及び放射性よう素を除去低減し、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所遮蔽の性能とあいまって、居住性に係る判断基準を超えない設計とする必要がある。

1 8－7) 空気供給装置（3・4号機共用）

空気供給装置は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所への希ガス等の放射性物質の浸入を防止するために、空気供給装置により清浄な空気を緊急時対策所内に供給し正圧に保つことで、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所遮蔽の性能とあいまって、居住性に係る判断基準を超えない設計とする必要がある。

1 8－8) 酸素濃度計（3・4号機共用、3号機に保管）

酸素濃度計は、1次冷却材喪失事故等あるいは重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内の酸素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを正確に把握できる設計とする必要がある。

1 8－9) 二酸化炭素濃度計（3・4号機共用、3号機に保管）

二酸化炭素濃度計は、1次冷却材喪失事故等あるいは重大事故等が発生

した場合において、緊急時対策所内の二酸化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを正確に把握できる設計とする必要がある。

18-10) 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ（3・4号機共用）

緊急時対策所内可搬型エリアモニタは、重大事故等時に緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の浸入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定し、計測結果を記録及び保存できる設計とする必要がある。

18-11) 緊急時対策所外可搬型エリアモニタ（3・4号機共用）

緊急時対策所外可搬型エリアモニタは、重大事故等時に緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の浸入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定し、計測結果を記録及び保存できる設計とする必要がある。

18-12) 削除

18-13) 衛星電話（固定）（3・4号機共用、3号機に設置）

衛星電話（固定）は、重大事故等が発生した場合に、通信設備（発電所内外）として、中央制御室及び緊急時対策所に設置される設計とする必要がある。

また、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で利用できる設計とする必要がある。

18-14) 衛星電話（携帯）（3・4号機共用、3号機に保管）

衛星電話（携帯）は、重大事故等が発生した場合に、通信設備（発電所内外）として、緊急時対策所に保管する設計とする必要がある。

18-15) 衛星電話（可搬）（3・4号機共用、3号機に保管）

衛星電話（可搬）は、重大事故等が発生した場合に、通信設備（発電所外）として、緊急時対策所に保管する設計とする必要がある。

また、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で利用できる設計とする必要がある。

- 18-16) 携行型通話装置（3・4号機共用、3号機に保管）
携行型通話装置は、重大事故等が発生した場合に、通信設備（発電所内）として、制御建屋及び緊急時対策所に保管する設計とする必要がある。
- 18-17) 削除
- 18-18) 安全パラメータ表示システム（SPDS）（3・4号機共用、3号機に設置）
安全パラメータ表示システム（SPDS）は、重大事故等が発生した場合に、データ伝送設備（発電所内外）として、原子炉補助建屋に設置する設計とする必要がある。
- 18-19) 安全パラメータ伝送システム（3・4号機共用、3号機に設置）
安全パラメータ伝送システムは、重大事故等が発生した場合に、データ伝送設備（発電所外）として、原子炉補助建屋に設置する設計とする必要がある。
- 18-20) SPDS表示装置（3・4号機共用、3号機に設置）
PDS表示装置は、重大事故等が発生した場合に、データ伝送設備（発電所内）として、緊急時対策所に設置する設計とする必要がある。
- 18-21) 緊急時衛星通報システム（3・4号機共用、3号機に設置）
緊急時衛星通報システムは、重大事故等が発生した場合に、通信設備（発電所外）として、緊急時対策所に設置する設計とする必要がある。
- 18-22) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（3・4号機共用、3号機に設置）
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、重大事故等が発生した場合に、通信設備（発電所外）として、緊急時対策所に設置する設計とする必要がある。
- 18-23) 緊急時対策所遮蔽（3・4号機共用）
緊急時対策所遮蔽は、重大事故等時において、緊急時対策所にとどまる要員が過度な被ばくを受けないように設計する。

1 9) 通信連絡を行うために必要な設備

重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

1 9－1) 燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ 3・4 号機共用）

本設備については、1 4) 電源設備を参照。

1 9－2) 重油タンク（重大事故等時のみ 3・4 号機共用）

本設備については、1 4) 電源設備を参照。

1 9－3) タンクローリー（3・4 号機共用）

本設備については、1 4) 電源設備を参照。

1 9－4) 衛星電話（固定）（3・4 号機共用、3 号機に設置）

星電話（固定）は、重大事故等が発生した場合に、通信設備（発電所内外）として、中央制御室及び緊急時対策所に設置される設計とする必要がある。

また、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする必要がある。

1 9－5) 衛星電話（携帯）（3・4 号機共用、3 号機に保管）

衛星電話（携帯）は、重大事故等が発生した場合に、通信設備（発電所内外）として、緊急時対策所に保管する設計とする必要がある。

1 9－6) 衛星電話（可搬）（3・4 号機共用、3 号機に保管）

衛星電話（可搬）は、重大事故等が発生した場合に、通信設備（発電所外）として、緊急時対策所に保管する設計とする必要がある。

また、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする必要がある。

1 9－7) トランシーバー（3・4 号機共用、3 号機に保管）

トランシーバーは、重大事故等が発生した場合に、通信設備（発電所内）として、緊急時対策所に保管する設計とする必要がある。

1 9－8) 携行型通話装置（3・4 号機共用、3 号機に保管）

携行型通話装置は、重大事故等が発生した場合に、通信設備（発電所内）

として、制御建屋及び緊急時対策所に保管する設計とする必要がある。

19-9) 安全パラメータ表示システム (SPDS) (3・4号機共用、3号機に設置)

安全パラメータ表示システム (SPDS) は、重大事故等が発生した場合に、データ伝送設備 (発電所内外) として、原子炉補助建屋に設置する設計とする必要がある。

19-10) 安全パラメータ伝送システム (3・4号機共用、3号機に設置)

安全パラメータ伝送システムは、重大事故等が発生した場合に、データ伝送設備 (発電所外) として、原子炉補助建屋に設置する設計とする必要がある。

19-11) 緊急時衛星通報システム (3・4号機共用、3号機に設置)

緊急時衛星通報システムは、重大事故等が発生した場合に、通信設備 (発電所外) として、緊急時対策所に設置する設計とする必要がある。

19-12) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (3・4号機共用、3号機に設置)

統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、重大事故等が発生した場合に、通信設備 (発電所外) として、緊急時対策所に設置する設計とする必要がある。

2.2.1.2. 重大事故等に対処するための設備の設計要件

2.2.1.1 にて示した重大事故等対処設備に対する設計要件を以下に示す。

1) 充てんポンプ

充てんポンプが 2.2.1.1 章の 1)、4)、8)、13) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 流量

充てんポンプの流量は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値、および要求される機能を満足する必要がある。

このうち、一部の想定事象において使用された解析使用値は、設計基準事象での想定と同じであり、(14) 化学体積制御系統 2.2.1 章 5・2) 項の設計要件に対応する。

加えて、重大事故等対処設備として期待しているものの有効性評価で

は使用していない想定事象については、機能としては化学体制制御設備と兼用であることから、(14) 化学体積制御系統の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが管理項目から除外される。

B) 自己冷却機能

B 充てんポンプは、表 2.2.1.2-1 において示す想定事象において、自己冷却ラインを用いて代替補機冷却する機能を有する必要がある。

2) ほう酸ポンプ

ほう酸ポンプが 2.2.1.1 章の 1) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

ほう酸ポンプは、表 2.2.1.2-1 に示している想定事象において、重大事故等対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない。機能としては化学体制制御設備と兼用であることから、(14) 化学体積制御系統の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが管理項目から除外される。

3) 高圧注入ポンプ

高圧注入ポンプが 2.2.1.1 章の 2)、3)、4)、5)、8)、13) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 流量

高圧注入ポンプによる流量は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を満足する必要がある。

このうち、一部の事象において使用された解析使用値は、設計基準事象での想定と同じであり、(13) 安全注入系統 2.2.1 章 1-1) -A) 項の設計要件に対応する。

加えて、重大事故等対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象については、機能としては非常用炉心冷却設備と兼用であることから、(13) 安全注入系統の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが管理項目から除外される。

B) B 高圧注入ポンプの高圧代替再循環運転時における海水冷却機能

B 高圧注入ポンプは、表 2.2.1.2-1 に示される想定事象のうち、一部の想定事象においては、高圧代替再循環運転時に海水冷却の機能を有する

必要がある。

加えて、これらの想定事象のうち重大事故等対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象については、機能としては非常用炉心冷却設備と兼用であることから、(13) 安全注入系統の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが管理項目から除外される。

4) 余熱除去ポンプ

余熱除去ポンプが、2.2.1.1 の 2)、3)、4)、8) の対処設備としての有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 流量

余熱除去ポンプによる流量は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を満足する必要がある。

このうち、一部の想定事象において使用された流量は設計基準事象での想定と同じであり、(12) 余熱除去系統 2.2.1 章 2-1) 項の設計要件に対応する。

加えて、上記以外の一部の想定事象においては、重大事故等対策の有効性評価において解析使用値として使用されているものの、炉心における崩壊熱、高圧注入ポンプによる炉心流量並びに蒸気発生器における 1 次側・2 次側の熱伝達等が重要な現象となっており、重大事故等対策の有効性評価の観点からは余熱除去ポンプの供給流量の安全上の影響は小さい。このことから、余熱除去ポンプの流量は設計要件として挙げられるものの、安全性を担保するための確認項目とする必要はない。

ただし、重大事故等時緩和機能に関する固有設計要件として、重大事故等対策の有効性評価において想定している流量（解析使用値）が運用面で設定される場合は、安全性を担保するための設備の性能要求としての要件ではなく運用管理値となる。

なお、重大事故等対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象は、事象収束後の低温停止移行操作等において余熱除去系統を対処設備として期待しているものである。

B) 動作遅れ時間

余熱除去ポンプにおける動作遅れ時間は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を満足する必要がある。

このうち、一部の想定事象における動作遅れ時間は設計基準事象での想定と同じであり、(12) 余熱除去系統 2.2.1 章 2・1) 項の設計要件に対応する。

5) タービン動補助給水ポンプ

タービン動補助給水ポンプが、2.2.1.1 の 1)、2)、3)、4)、5) の対処設備としての有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 供給流量

タービン動補助給水ポンプによる流量は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象の有効性評価において使用された解析使用値を上回る必要がある。なお、タービン動補助給水ポンプのみによる給水を想定している事象と、電動補助給水ポンプとタービン動補助給水ポンプの両方による給水を想定している事象があるため、補助給水系統全体として流量が確保されるかを確認する必要がある。

また、補助給水系統からの給水によって蒸気発生器が満水に至ることのないよう、蒸気発生器水位を所定の水位に維持するための流量調整が必要であるが、この機能は(18) 補助給水系統 2.2.1 の 1) の F)の設計要件に対応する。

B) 供給開始時間

タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象の有効性評価において使用された想定時間以内とする必要がある。この想定時間は、設計基準事象での取り扱いと同じであり、(18) 補助給水系統 2.2.1 の 1) の C)の設計要件に対応する。

C) 手動操作機能

タービン動補助給水ポンプは、中央制御室での操作による手動での起動、及び、現場操作による手動での起動を可能とする必要がある。

6) 電動補助給水ポンプ

電動補助給水ポンプが、2.2.1.1 の 1)、3)、4)、5) の対処設備としての有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 供給流量

電動補助給水ポンプによる流量は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象の有効

性評価において使用された解析使用値を上回る必要がある。なお、蒸気発生器への給水は電動補助給水ポンプ単独によるものでなく、電動補助給水ポンプとタービン動補助給水ポンプの両方による給水が想定されているため、補助給水系統全体として流量が確保されるかを確認する必要がある。

また、補助給水系統からの給水によって蒸気発生器が満水に至ることのないよう、蒸気発生器水位を所定の水位に維持するための流量調整が必要であるが、この機能は(18) 補助給水系統 2.2.1 の 1) の F)の設計要件に対応する。

B) 供給開始時間

電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象の有効性評価において使用された想定時間以内とする必要がある。この想定時間は、設計基準事象での取り扱いと同じであり、(18) 補助給水系統 2.2.1 の 1) の C)の設計要件に対応する。

C) 手動起動機能

電動補助給水ポンプは、中央制御室での操作による手動での起動を可能とする必要がある。

7) 格納容器スプレイポンプ

格納容器スプレイポンプが 2.2.1.1 章の 4)、6)、7)、8)、13) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 流量

格納容器スプレイポンプによる流量は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値内に収まる必要がある。

このうち一部の想定事象において用いられた解析使用値は、設計基準事象での想定と同じであり、(23) 格納容器スプレイ系統 2. 2.1 章 1) – B) 項の設計要件に対応する。

加えて、重大事故等対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象については、機能としては格納容器スプレイ設備と兼用であることから、(23) 格納容器スプレイ系統の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが管理項目から除外される。

B) 格納容器スプレイの遅れ時間

格納容器スプレイの遅れ時間は、定速達成までの時間や配管遅れ時間を考慮した値が参照されており、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値内に収まる必要がある。しかし設計基準事象での想定と同等であることから、本設計要件は(23) 格納容器スプレイ系統 2.2.1 章 1) -C) 項の設計要件に対応する。

C) A 格納容器スプレイポンプによる RHR S-C S S 連絡ラインを用いた代替再循環機能

A 格納容器スプレイポンプは、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において、RHR S-C S S 連絡ラインを用いることにより、代替再循環運転ができるようにする必要がある。

8) 原子炉補機冷却水ポンプ

原子炉補機冷却水ポンプが、2.2.1.1 の 6)、7) の対処設備としての有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 流量

原子炉補機冷却水ポンプの流量は、原子炉停止後の除熱機能として、表 2.2.1.2-1 に示す重大事故等対策の有効性評価において考慮されているが、炉心における崩壊熱、高圧注入ポンプによる注入流量並びに蒸気発生器における 1 次側・2 次側の熱伝達等が重要な現象となっており、重大事故等対策の有効性評価の観点からは、原子炉補機冷却水ポンプの供給流量の安全上の影響は小さい。このことから、原子炉補機冷却水ポンプの供給流量は設計要件として挙げられるものの、安全性を担保するための確認項目とする必要はない。

なお、重大事故等対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象は、事象収束後の低温停止移行操作等において原子炉補機冷却水系統を対処設備として期待しているものである。

9) 海水ポンプ

海水ポンプが、2.2.1.1 の 6)、7) の対処設備としての有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 流量

海水ポンプの流量は、原子炉停止後の除熱機能として、表 2.2.1.2-1 に

示す重大事故等対策の有効性評価において考慮されているが、炉心における崩壊熱、高圧注入ポンプによる注入流量並びに蒸気発生器における 1 次側・2 次側の熱伝達等が重要な現象となっており、重大事故等対策の有効性評価の観点からは、海水ポンプの供給流量の安全上の影響は小さい。このことから、海水ポンプの供給流量は設計要件として挙げられるものの、安全性を担保するための確認項目とする必要はない。

なお、重大事故等対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象は、事象収束後の低温停止移行操作等において原子炉補機冷却海水系統を対処設備として期待しているものである。

1 0) 恒設代替低圧注水ポンプ

恒設代替低圧注水ポンプが、2.2.1.1 の 4)、6)、7)、8) 及び 1 3) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 原子炉へ注水する場合の容量

全交流動力電源喪失（添付書類十 7.1.2）、原子炉補機冷却機能喪失（添付書類十 7.1.3）、崩壊熱除去機能喪失（添付書類十 7.4.1）及び全交流動力電源喪失（添付書類十 7.4.2）において有効性が確認されている原子炉への注水流量を上回ることが安全性を担保するための設計要件となる。

B) 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量

雰囲気圧力・温度による静的負荷（添付書類十 7.2.1）及び水素燃焼（添付書類十 7.2.4）において有効性が確認されている原子炉格納容器スプレイ流量を上回ることが安全性を担保するための設計要件となる。

1 1) 可搬式代替低圧注水ポンプ

可搬式代替低圧注水ポンプが、2.2.1.1 の 4)、6)、7) 及び 1 3) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 原子炉容器に注水する場合の容量

恒設代替低圧注入ポンプの代替設備であることから、恒設代替低圧注水ポンプにおいて有効性が確認されている原子炉への注入流量を上回ることが安全を担保するための設計要件となる。

B) 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量

恒設代替低圧注入ポンプの代替設備であることから、恒設代替低圧注水ポンプにおいて有効性が確認されている格納容器への注水流量を上回ることが安全を担保するための設計要件となる。

1 2) 大容量ポンプ (3・4号機共用)

大容量ポンプが、2.2.1.1 の4)、5)、6)、7)、9) 及び1 3) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 容量

3号機並びに4号機の格納容器再循環ユニット、高圧注入ポンプ(海水冷却) 及び格納用域水素ガス試料冷却器の必要冷却海水流量の合計を上回ることが設計要件である。

1 3) 大容量ポンプ (放水砲用) (3・4号機共用)

大容量ポンプ (放水砲用) が、2.2.1.1 の1 1)、1 2) 及び1 3) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 容量

原子炉格納容器の最高点である頂部に放水が可能な容量を、3号機と4号機の両方に同時に放水する場合の容量を上回ることが設計要件である。

また、国際民間航空機関 (ICAO) 発行の空港業務マニュアルに規定されている泡消火時に必要な容量を上回ることが設計要件である。

1 4) 格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ

格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプが、2.2.1.1 の9) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 容量

重大事故発生時に原子炉格納容器内の雰囲気ガスを一部サンプルガスとして格納容器水素ガス試料冷却器にて冷却するために必要な原子炉補機冷却水流量を上回ることが設計要件である。

1 5) 可搬式空気圧縮機 (代替制御用空気供給用)

可搬式空気圧縮機 (代替制御用空気供給用) が 2.2.1.1 章の3)、9)、1

0) 及び 1 6) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 空気供給

可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、重大事故対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していないが、機能として、重大事故時に動作が必要な弁・ダンパへ空気を供給できることが必要となる。

1 6) 可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置

可搬式格納容器水素ガス試料圧縮装置が 2.2.1.1 章の 9) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 空気供給

可搬式格納容器水素ガス試料圧縮装置は、表 2.2.1.2-1 に示している想定事象において、重大事故対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していないが、機能として、重大事故時に原子炉格納容器内の雰囲気ガスを可搬型格納容器水素ガス濃度計へ供給できることが必要となる。

1 7) アニュラス空気浄化ファン

アニュラス空気浄化ファンが、2.2.1.1 の 1 0) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 水素排出機能

重大事故等時に原子炉格納容器からアニュラスに漏えいした水素を含む空気を排出するために起動できることが設計要件となるとともにアニュラス内に放射性物質を閉じ込める有効性評価において使用されている時間以内にアニュラスを負圧達成することが設計要件となる。なお、重大事故等時の負圧達成時間は通常時に確認できないため、その代わりにアニュラス設計排気流量が確立することが設計要件となる。

B) 放射性物質閉じ込め機能

重大事故等時に原子炉格納容器からアニュラスに漏えいした放射性物質を閉じ込めるために、有効性評価において使用されている時間以内にアニュラスを負圧達成することが設計要件となる。なお、重大事

故等時の負圧達成時間は通常時に確認できないため、その代わりにアニュラス設計排気流量が確立することが設計要件となる。

C) 放射性物質低減機能

炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器からアニュラスに漏えいした放射性物質等を含む空気を排出するために起動できることが設計要件となる。とともにアニュラス内に放射性物質を閉じ込める有効性評価において使用されている時間以内にアニュラスを負圧達成することが設計要件となる。なお、重大事故等時の負圧達成時間は通常時に確認できないため、その代わりにアニュラス設計排気流量が確立することが設計要件となる。

1 8) 中央制御室非常用循環ファン（3・4号機共用）

中央制御室非常用循環ファンが、2.2.1.1 の 1 6) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 放射性物質低減機能

重大事故等時に中央制御室内に流入した放射性物質を低減するために有効性評価において使用されているファン設計風量を確保できることが設計要件である。

1 9) 中央制御室空調ファン（3・4号機共用）

中央制御室空調ファンが、2.2.1.1 の 1 6) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 中央制御室循環流量

重大事故等時に中央制御室内で発生する放散熱量を除去するためにファン設計風量を確保できることが設計要件である。

2 0) 中央制御室循環ファン（3・4号機共用）

中央制御室循環ファンが、2.2.1.1 の 1 6) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 中央制御室循環流量

重大事故等時に中央制御室内で発生する放散熱量を除去するためにファン設計風量を確保できることが設計要件である。

2 1) 蒸気発生器

蒸気発生器が 2.2.1.1 章の 1)、3)、4)、5) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 伝熱性能

蒸気発生器の伝熱性能は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を上回る必要がある。これらの解析使用値は、設計基準事象での想定と同じであり、(11) 1 次冷却系統 2.2.1 章 2) -A) 項の設計要件に対応する。

なお、重大事故等対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象については、機能としては 1 次冷却系統設備と兼用であることから、(11) 1 次冷却系統の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが管理項目から除外される。

2 2) 余熱除去冷却器

余熱除去冷却器が、2.2.1.1 の 2)、3) の対処設備としての有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 冷却性能

余熱除去冷却器の冷却性能は、原子炉停止後の除熱機能として、表 2.2.1.2-1 に示す重大事故等対策の有効性評価において考慮されているが、炉心における崩壊熱、高圧注入ポンプによる注入流量並びに蒸気発生器における 1 次側・2 次側の熱伝達等が重要な現象となっており、重大事故等対策の有効性評価の観点からは、余熱除去冷却器の冷却性能の安全上の影響は小さい。このことから、余熱除去冷却器の冷却性能は設計要件として挙げられるものの、安全性を担保するための確認項目とする必要はない。

なお、重大事故等対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象は、事象収束後の低温停止移行操作等において余熱除去系統を対処設備として期待しているものである。

2 3) 格納容器スプレイ冷却器

格納容器スプレイ冷却器が 2.2.1.1 章の 4)、1 3) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 冷却性能

格納容器スプレイ冷却器による冷却性能は、表 2.2.1.2-1 にしめす想定事象において使用された解析使用値を上回る必要がある。ただし、これらの解析使用値は、設計基準事象での想定と同じであり、(23) 格納容器スプレイ系統 2.2.1 章 1) -A) 項の設計要件に対応する。

また、重大事故等対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象については、機能としては格納容器スプレイ設備と兼用であることから、(23) 格納容器スプレイ系統の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが管理項目から除外される。

B) A 格納容器スプレイ冷却器による RHR S - C S S 連絡ラインを用いた代替再循環機能

A 格納容器スプレイ冷却器は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において、RHR S - C S S 連絡ラインを用いることにより、代替再循環運転ができるようにする必要がある。ただし、代替再循環運転時における格納容器スプレイ冷却器自体に求められる機能は冷却機能であり、この機能に対応する設計要件は前項 A) と同じ ((23) 格納容器スプレイ系統 2.2.1 章 1) -A) 項の設計要件が対応) である。

2 4) 原子炉補機冷却水冷却器

原子炉補機冷却水冷却器が、2.2.1.1 の 6)、7) の対処設備としての有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 冷却性能

原子炉補機冷却水冷却器の冷却性能は、原子炉停止後の除熱機能として、表 2.2.1.2-1 に示す重大事故等対策の有効性評価において考慮されているが、当該事象では、炉心における崩壊熱、高圧注入ポンプによる注入流量並びに蒸気発生器における 1 次側・2 次側の熱伝達等が重要な現象であり、重大事故等対策の有効性評価の観点からは、原子炉補機冷却水冷却器の冷却性能の安全上の影響は小さい。このことから、原子炉補機冷却水冷却器の冷却性能は設計要件として挙げられるものの、安全性を担保するための確認項目とする必要はない。

なお、重大事故等対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象は、事象収束後の低温停止移行操作等において原子炉補機冷却水系統を対処設備として期待しているものである。

2 5) 格納容器水素ガス試料冷却器

格納容器水素ガス試料冷却器が 2.2.1.1 章の 9) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 冷却性能

格納容器水素ガス試料冷却器は、表 2.2.1.2-1 に示している想定事象において、重大事故対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない。機能としては、サンプリングガスを冷却し、計測可能な温度範囲に収めることであり、設計要件となるが、流路が確保されていることが前提となるため、管理項目から除外される。

2 6) 格納容器再循環ユニット

格納容器再循環ユニットが 2.2.1.1 章の 5)、6)、7) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 冷却性能

A、D 格納容器再循環ユニットによる格納容器気相部の除熱は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値、および要求される機能を満足する必要がある。

また、重大事故等対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象については、機能としては先に述べた機能と同等であることから、上述の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが管理項目から除外される。

2 7) 中央制御室空調ユニット

中央制御室空調ユニットが、2.2.1.1 の 1 6) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 中央制御室循環流量

重大事故等時に中央制御室内で発生する放散熱量を除去するために設計風量を確保できることが設計要件である。

2 8) 加圧器逃がし弁

加圧器逃がし弁が 2.2.1.1 章の 1)、2)、3) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 容量

加圧器逃がし弁の容量は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を満足する必要がある。1 次冷却系統の設計準文書において、加圧器逃がし弁の最小容量に対する具体的な設計要件はないものの、逃がし弁の容量としては管理項目に挙げており、有効性評価においてこの機能を達成するための性能確認事項と確認方法は(11) 1 次冷却系統 2.2.1 章 6・1) 項と共通である。

なお、重大事故等対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象については、機能としては 1 次冷却系統設備と兼用であることから、(11) 1 次冷却系統の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが管理項目から除外される。

B) 自動作動

加圧器逃がし弁は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において、加圧器逃がし弁作動信号を受けて自動作動する機能を有しなければならない。

C) 中央制御室からの手動操作

加圧器逃がし弁は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において、中央制御室からの手動操作によって弁を開閉することで、1 次冷却系統を適切に減圧できる機能を有しなければならない。この機能は、設計基準事象での想定と同じであり、(11) 1 次冷却系統 2.2.1 章 6・1) 項の設計要件に対応する。

なお、重大事故等対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象については、機能としては 1 次冷却系統設備と兼用であることから、(11) 1 次冷却系統の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが管理項目から除外される。

2 9) 加圧器安全弁

加圧器安全弁が 2.2.1.1 章の 1)、2)、3) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 最小容量

加圧器安全弁の容量は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を満足する必要がある。この解析使用値は、設計基準事象での想定と同じであり、(11) 1 次冷却系統 2.2.1 章 3) ・A) 項の設計要件に対応する。

B) 作動圧力

加圧器安全弁は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された作動圧力の解析使用値で作動する必要がある。この解析使用値は、設計基準事象での想定と同じであり、(11) 1 次冷却系統 2.2.1 章 3) ・B) 項の設計要件に対応する。

3 0) 緊急ほう酸注入ライン補給弁

緊急ほう酸注入ライン補給弁が 2.2.1.1 章の 1) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

緊急ほう酸注入ライン補給弁は、表 2.2.1.2-1 に示している想定事象において、重大事故等対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない。機能としては化学体制制御設備と兼用であることから、(14) 化学体積制御系統の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが管理項目から除外される。

3 1) 主蒸気逃がし弁

主蒸気逃がし弁が 2.2.1.1 章の 1)、2)、3)、4)、5) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 容量

主蒸気逃がし弁の容量は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を満足する必要がある。この解析使用値は、設計基準事象での想定と同じであり、(15) 主蒸気及び主給水系統 2.2.1 章 1) ・C) 項の設計要件に対応する。

B) 自動作動

主蒸気逃がし弁は、表 2.2.1.2-1 において示す想定事象において、主蒸気逃がし弁作動信号を受けて自動作動する機能を有しなければならない。

C) 中央制御室からの手動操作

主蒸気逃がし弁は、表 2.2.1.2-1 において示す想定事象において、中央制御室からの手動操作によって弁を開閉することで、蒸気発生器を介して 1 次冷却系統を適切に冷却できる機能を有しなければならない。この機能は、設計基準事象での想定と同じであり、(15) 主蒸気及び主給水系統 2.2.1 章 1) ・C) 項の設計要件に対応する。

加えて、重大事故等対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象については、機能としては主蒸気・主給水系統設備と兼用であることから、(15) 主蒸気及び主給水系統の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが管理項目から除外される。

D) 現場での手動操作

主蒸気逃がし弁は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において、現場での手動操作によって弁を開閉することで、蒸気発生器を介して 1 次冷却系統を適切に冷却できる機能を有しなければならない。

3 2) 主蒸気安全弁

主蒸気安全弁が 2.2.1.1 章の 1) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 容量

主蒸気安全弁の容量は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を満足する必要がある。これらのうち、一部の想定事象の解析使用値は、設計基準事象での想定と同じであり、(15) 主蒸気及び主給水系統 2.2.1 章 1) -A) 項の設計要件に対応する。

B) 作動圧力

主蒸気安全弁の作動圧力は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を満足する必要がある。この解析使用値は、設計基準事象での想定と同じであり、(15) 主蒸気及び主給水系統 2.2.1 章 1) -B) 項の設計要件に対応する。

3 3) 主蒸気隔離弁

主蒸気隔離弁が 2.2.1.1 章の 1) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 最大閉止時間

主蒸気隔離弁の最大閉止時間は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を満足する必要がある。この解析使用値は、設計基準事象での想定と同じであり、(15) 主蒸気及び主給水系統 2.2.1 章 1) -D) 項の設計要件に対応する。

B) ATWS 緩和設備による自動閉止

主蒸気隔離弁は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において、ATWS 緩和設備作動により自動閉止する機能を有しなければならない。

C) 中央制御室からの手動操作

主蒸気隔離弁は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において、中央制御室からの手動操作によって弁を閉止できる機能を有しなければならない。この機能は、設計基準事象での想定と同じであり、(15) 主蒸気及び主給水系統 2.2.1 章 1)・D) 項の設計要件に対応する。

加えて、重大事故等対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象については、機能としては主蒸気・主給水系統設備と兼用であることから、(15) 主蒸気及び主給水系統の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが管理項目から除外される。

3 4) タービン動補助給水ポンプ起動弁

タービン動補助給水ポンプ起動弁が、2.2.1.1 の 2)、3) の対処設備としての有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 手動操作機能

タービン動補助給水ポンプ起動弁は、現場操作による開操作を可能とする必要がある。

3 5) A 格納容器スプレイポンプ再循環サンプ側入口格納容器隔離弁

A 格納容器スプレイポンプ再循環サンプ側入口格納容器隔離弁が 2.2.1.1 章の 4) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A 格納容器スプレイポンプ再循環サンプ側入口格納容器隔離弁は、重大事故対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない。機能としては格納容器スプレイ系統と兼用であることから、(23) 格納容器スプレイ系統の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが管理項目から除外される。

3 6) ほう酸タンク

ほう酸タンクが 2.2.1.1 章の 1) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

ほう酸タンクは、表 2.2.1.2-1 に示している想定事象において、重大事故等対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない。機能としては化学体制制御設備と兼用であることから、設計要件となるが管理項目から除外される。

3 7) 蓄圧タンク

蓄圧タンクが 2.2.1.1 章の 4) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 保持圧力

蓄圧タンクの保持圧力は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を満足する必要がある。

このうち、一部の想定事象において使用された解析使用値は設計基準事象での想定と同じであり、(13) 安全注入系統 2.2.1 章 1-2) ・A) 項の設計要件に対応する。

B) 保有水量

蓄圧タンクの保有水量は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を満足する必要がある。

いずれの想定事象においても、蓄圧タンクの保有水量は設計基準事象での想定と同じであり、(13) 安全注入系統 2.2.1 章 1-2) ・B) 項の設計要件に対応する。

C) 非凝縮性ガス混入防止のための隔離機能

蓄圧注入系は、1 次冷却材圧力が蓄圧タンクの保持圧力以下に低下すると、自動的にほう酸水が 1 次冷却系に注入される。蓄圧注入系からの注入量は有限であることから、その機能が求められる状態が解消すれば出口弁を閉止して蓄圧機能を停止することになる。特に、蓄圧タンク内の水が全て注入後も出口弁の開状態を継続すると、窒素ガス（非凝縮性ガス）が 1 次冷却系内に流入し、1 次冷却材ポンプ停止後における 1 次冷却系自然循環が阻害されることから、注水終了前に出口弁を閉止できなければならない。

そこで、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象のうち、一部の想定事象におい

ては、重大事故等時緩和機能に関する固有設計要件として、非凝縮性ガス混入防止のための隔離できることが安全性を担保するための確認項目となる。

D) 手動開操作機能

表 2.2.1.2-1 に示す想定事象のうち、「運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故」における一部の想定事象においては、運転員による出口弁の手動開操作による炉心注水が想定されている。したがって、重大事故等時緩和機能に関する固有設計要件として、蓄圧タンクは出口弁の手動開操作機能を有することが安全性を担保するための確認項目となる。

3 8) 原子炉補機冷却水サージタンク

原子炉補機冷却水サージタンクが、2.2.1.1 の 6)、7) の対処設備としての有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 格納容器再循環ユニットへ通水する原子炉補機冷却水の沸騰防止のための加圧機能

原子炉補機冷却水サージタンクは、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において、重大事故等時の格納容器再循環ユニットを用いた自然対流冷却を実施するため、原子炉補機冷却水を加圧することで原子炉補機冷却水の沸騰を防止できる必要がある。

3 9) 格納容器水素ガス試料湿分分離器

格納容器水素ガス試料湿分分離器が 2.2.1.1 章の 9) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 湿分低減

格納容器水素ガス試料湿分分離器は、表 2.2.1.2-1 に示している想定事象において、重大事故対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない。機能としては、サンプリングガスの湿分を低減し、計測可能な温度範囲に収めることであり、設計要件となるが、流路が確保されていることが前提となるため、管理項目から除外される。

4 0) 復水ピット

復水ピットが、2.2.1.1 の 1)、3)、4)、5)、6)、7)、8)、13) の

対処設備としての有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 復水ピット水量

復水ピットは、有効性評価における必要な要員及び資源の評価で想定している有効水量を確保しておくことで、重大事故等対処設備として必要な対処能力を有していることが保証される。

4 1) 燃料取替用水ピット

燃料取替用水ピットが 2.2.1.1 章の 1)、2)、3)、4)、6)、7)、8)、13) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) ほう素濃度

燃料取替用水ピット水のほう素濃度は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値、および要求される機能を満足する必要がある。ただし、これらの解析使用値は、設計基準事象での想定と同じであり、(10) 燃料貯蔵設備及び取扱設備 2. 2.1 章 1) -A) 項の設計要件に対応する。

B) 水量

燃料取替用水ピット水の水量は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において、高圧注入系、低圧注入系及び格納容器スプレイの水源として必要な水量を保有しなければならない。これらは、設計基準事象での想定と同じであり、(10) 燃料貯蔵設備及び取扱設備 2. 2.1 章 2) -A) 項、3) -A) 項の設計要件に対応する。

また、重大事故等対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象については、機能としては燃料貯蔵設備及び取扱設備と兼用であることから、(10) 燃料貯蔵設備及び取扱設備の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが管理項目から除外される。

4 2) 格納容器再循環サンプ

格納容器再循環サンプが 2.2.1.1 章の 2)、3)、4)、1 3) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 形状

重大事故等の有効性評価では、格納容器最下層部を格納容器再循環

サンプル形状として扱っており、再循環運転時の水位の確保、下部キャビティへの注水経路の機能がある。したがって、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値、および要求される機能を満足する必要がある。

4 3) 格納容器再循環サンプスクリーン

格納容器再循環サンプスクリーンが 2.2.1.1 章の 2)、3)、4)、1 3) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 流路の確保

格納容器再循環サンプスクリーンは、表 2.2.1.2-1 に示している想定事象において、重大事故等対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない。機能としては、安全注入系統と兼用であることから、(13) 安全注入系統の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが、管理項目から除外される。

4 4) アニュラス空気浄化フィルタユニット

アニュラス空気浄化フィルタユニットが、2.2.1.1 の 1 0) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 放射性物質低減機能

重大事故等時に原子炉格納容器からアニュラスに漏えいした放射性物質を排気筒から大気へ放出する際に有効性評価において使用されているよう素除去効率及び粒子除去効率を確保することが設計要件となる。

4 5) 中央制御室非常用循環フィルタユニット（3・4号機共用）

中央制御室非常用循環フィルタユニットが、2.2.1.1 の 1 6) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 放射性物質低減機能

重大事故等時に中央制御室内に流入した放射性物質を低減するために有効性評価において使用されているよう素除去効率及び粒子除去効率を確保することが設計要件となる。

4 6) 送水車

送水車が、2.2.1.1 の 4)、6)、7)、1 1)、1 2) 及び 1 3) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 容量

重大事故等時における使用済燃料ピットへの注水、使用済燃料ピットへのスプレイ、格納容器スプレイ時の仮設組立式水槽への補給、炉心注水時の仮設組立式水槽への補給及び蒸気発生器への注水時の復水ピットへの補給の機能について、同時に実施することが想定されるすべての組み合わせに対して必要な容量を上回ることが設計要件である。

4 7) 仮設組立式水槽

仮設組立式水槽が、2.2.1.1 の 4)、6)、7) 及び 1 3) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 容量

可搬式代替低圧注水ポンプ入口における必要吸込み高さを上回る高さに相当する容量が設計要件である。

4 8) 軽油ドラム缶 (3・4号機共用)

軽油ドラム缶が、2.2.1.1 の 6)、7)、1 1)、1 2) 及び 1 3) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 容量

重大事故等発生時において、7 日間事故収束対応を維持できるように、想定される事故シーケンスのうち、軽油の消費量が最大時 (事故シナリオのうち、全交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPS+RCPシールLOCA) を上回ることが設計要件である。

4 9) 窒素ボンベ (代替制御用空気供給用)

窒素ボンベ (制御用空気供給用) が、2.2.1.1 の 3)、9)、1 0) 及び 1 6) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 容量

重大事故等時に動作が必要な加圧器逃がし弁、格納容器サンプラインの格納容器隔離弁、アニュラス空気浄化系の弁、ダンパへ窒素を

供給するのに必要な窒素量を上回ることが設計要件である。

5 0) 可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）

可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）が、2.2.1.1 の 3) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 容量

常設直流電源系統が喪失した場合において、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために加圧器逃がし弁の解放に用いる電磁弁に対して、可搬式整流器を用いて直流電源を供給するまでの時間、給電できることが設計要件である。

5 1) 窒素ポンペ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）

窒素ポンペ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）が、2.2.1.1 の 6) 及び 7) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 容量

重大事故等時に原子炉補機冷却水の沸騰を防止するために原子炉補機冷却水サージタンクの気相部を加圧するのに必要な窒素量を上回ることが設計要件である。

5 2) スプレイヘッダ

スプレイヘッダが、2.2.1.1 の 1 1)、1 2) 及び 1 3) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 外径

先行 PWR プラント実績に基づき定めた標準流速における流量が、当該配管に要求される設計流量を上回る外径とすることが設計要件である。

5 3) 放水砲（3・4号機共用）

放水砲が、2.2.1.1 の 1 1)、1 2) 及び 1 3) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 外径

先行 PWR プラント実績に基づき定めた標準流速における流量が、

大容量ポンプが供給する放水海水流量を上回る外径とすることが設計要件である。

5 4) 静的触媒式水素再結合装置

静的触媒式水素再結合装置が 2.2.1.1 章の 9) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 水素処理性能

静的触媒式水素再結合装置による水素処理性能は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において用いた、性能評価式通りの水素処理性能が発揮される必要がある

B) 台数及び配置

静的触媒式水素再結合装置の設置台数及び配置場所は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において用いた解析条件に準ずる必要がある。

5 5) 原子炉格納容器水素燃焼装置

原子炉格納容器水素燃焼装置が 2.2.1.1 章の 9) の設計要件対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 水素処理性能

原子炉格納容器水素燃焼装置は、所定の水素濃度以下において着火できる必要がある。

B) 個数及び配置

原子炉格納容器水素燃焼装置は、原子炉格納容器内の水素放出の想定個所に加え、その隣接区画、水素の通過経路及び上部ドーム区画に所定の個数を配置する必要がある。

5 6) 原子炉トリップスイッチ (手動 (原子炉トリップスイッチ))

設計基準事故時と設計要件が同じ設備であることから、重大事故等時としての設計要件はない。

5 7) ATWS 緩和設備

ATWS 緩和設備が、2.2.1.1 の 1) の有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

重大事故対処盤から機器動作のための信号を出力することが設計要件である。

- ・ 蒸気発生器水位（狭域）（ATWS 緩和設備動作信号）

5 8) 泡混合器（3・4号機共用、3号機に保管（予備1台（3・4号機共用、3号機に保管）））

泡混合器が、2.2.1.1 の 1 2) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 泡消火剤容量

空港での防災業務について定めている国際民間航空機関（ICAO）発行の空港業務マニュアル（第 1 部）より規定されている容量を上回ることが設計要件である。

5 9) シルトフェンス（3・4号機共用、3号機に保管）

シルトフェンスが、2.2.1.1 の 1 2) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 長さ

汚染水が発電所から海洋へ流出する箇所を囲うことができることが設計要件である。

B) 高さ

満潮時の高さを考慮しても海底まで届くことが設計要件である。

6 0) 中央制御室遮蔽（3・4号機共用）

中央制御室遮蔽が、2.2.1.1 の 1 6－1) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 遮蔽厚

重大事故等時の中央制御室の放射線の遮蔽評価に使用されている設備仕様上の遮蔽厚を確保することが設計要件となる。

B) 密度

重大事故等時の中央制御室の放射線の遮蔽評価に使用されている設

備仕様上の密度を確保することが設計要件となる。

6 1) 緊急時対策所遮蔽 (3・4号機共用)

緊急時対策所遮蔽が、2.2.1.1 の1 8－2 3) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 遮蔽厚

重大事故等時の緊急時対策所の放射線の遮蔽評価に使用されている設備仕様上の遮蔽厚を確保することが設計要件となる。

B) 密度

重大事故等時の緊急時対策所の放射線の遮蔽評価に使用されている設備仕様上の密度を確保することが設計要件となる。

6 2) 空冷式非常用発電装置

空冷式非常用発電装置が、2.2.1.1 の2) ～1 1)、1 3)、1 4) 及び1 6) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 発電機容量

空冷式非常用発電装置は、重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給できる容量を有する必要がある。

6 3) 燃料油貯蔵タンク (重大事故等時のみ3・4号機共用)

燃料貯蔵タンクが、2.2.1.1 の2) ～1 4) 及び1 6) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 燃料保有量

燃料油貯蔵タンクは、非常用電源系統と兼用であり、設計要件は、(25) 非常用電源系統 2.2.1 章のうち、1)、A) に記載の通りである。

6 4) 重油タンク (重大事故等時のみ3・4号機共用)

重油タンクが、2.2.1.1 の2) ～1 4) 及び1 6) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 燃料保有量

重油タンクは、非常用電源系統と兼用であり、設計要件は、(25)非常

用電源系統 2.2.1 章のうち、1)、A) に記載の通りである。

6 5) タンクローリー (3・4号機共用)

タンクローリーが、2.2.1.1 の2)～7)、10)～14) 及び16)～19) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 容量

4 時間あたりに 1 回燃料を汲み上げることができるため、時間あたりの燃料消費量が最大となる事象 (大 L O C A 及び E C C S 注入失敗、格納容器スプレイ失敗が生じた時) における 4 時間あたりの燃料消費量を上回ることが設計要件である。

6 6) 号機間電力融通恒設ケーブル (3・4号機共用)

号機間電力融通恒設ケーブル (3・4号機共用) が、2.2.1.1 の14) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 通電容量

号機間電力融通恒設ケーブル (3・4号機共用) は、重大事故等時の対処に必要な交流電力を送電することができる容量を有する必要がある。

6 7) ディーゼル発電機 (4 (3) 号機設備、重大事故等時のみ 3・4号機共用)

ディーゼル発電機 (他号炉) が、2.2.1.1 の14) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 発電機容量

ディーゼル発電機 (他号炉) は、非常用電源系統と兼用であり、設計要件は、(25) 非常用電源系統 2.2.1 章のうち、1)、A) に記載の通りである。

6 8) 電源車

電源車が、2.2.1.1 の13) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 可搬型代替電源設備 (交流)

供給電力が、設計基準事故対処設備の電源が喪失した場合 (全交流電

源喪失（24 時間）＋原子炉補機冷却機能喪失）に、重大事故等時の対応に最低限必要とされる蒸気発生器による 1 次冷却材系統の除熱及びプラント監視機能を維持するための所要負荷を上回ることが設計要件である。

6 9) 号機間電力融通予備ケーブル（3・4 号機共用）

号機間電力融通予備ケーブル（3・4 号機共用）が、2.2.1.1 の 1 4) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 通電容量

号機間電力融通予備ケーブルは、重大事故等時の対処に必要な交流電力を送電することができる容量を有する必要がある。

7 0) 蓄電池

蓄電池（安全防護系用）が、2.2.1.1 の 1 4) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 蓄電池容量

蓄電池（安全防護系用）は、負荷切り離しを行わずに 8 時間（ただし、「負荷切り離しを行わずに」には、中央制御室において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。）、さらに必要な負荷以外を切り離して残り 16 時間の合計 24 時間にわたって電力を供給できる容量に対して十分であることを確認した蓄電容量を有する必要がある。

7 1) 可搬式整流器

可搬式整流器が、2.2.1.1 の 3) 及び 1 4) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 容量

設計基準対象施設の電源が喪失後、蓄電池（安全防護系用）が枯渇する 24 時間後も継続して供給することを想定し、事象発生後 9 時間以降に必要とされる負荷に加え、加圧器逃がし弁用電磁弁、メタクラ及びパワーセンタそれぞれ 1 系統動作可能な電力を直流へ変換できることが設計要件である。

7 2) 代替所内電気設備分電盤

代替所内電気設備分電盤が、2.2.1.1 の 1 4) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 容量

代替所内電気設備分電盤は、2 系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給できる容量を有する必要がある。

7 3) 代替所内電気設備変圧器

代替所内電気設備変圧器が、2.2.1.1 の 1 4) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 容量

恒設代替低圧注水ポンプ及び代替所内電気設備分電盤を経由して、監視計器 (A 又は C 及び、B 又は D 計装用電源)、蓄圧タンク出口弁、可搬式整流器、アニュラス空気浄化ファン及び加圧器逃がし弁用可搬式空気圧縮機の容量を供給できることが設計要件である。

7 4) ディーゼル発電機 (重大事故等時のみ 3・4 号機共用)

ディーゼル発電機 (自号炉) が、2.2.1.1 の 1 4) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 発電機容量

ディーゼル発電機は、非常用電源系統と兼用であり、設計要件は、(25) 非常用電源系統 2.2.1 章のうち、1)、A) に記載の通りである。

7 5) 設計基準事故と兼用するパラメータ

設計基準事故における監視パラメータと同じであり、計測範囲などの要求を満足することから、演算処理を行う設備を除き兼用する設計とする。重大事故等時に監視するパラメータのうち兼用するものは以下の通りである。

- ・ 1 次冷却材高温側温度 (広域)
- ・ 1 次冷却材低温側温度 (広域)
- ・ 1 次冷却材圧力
- ・ 加圧器水位

- ・ 高圧注水流量
- ・ 低圧注水流量
- ・ 原子炉格納容器内温度
- ・ 原子炉格納容器圧力（広域）
- ・ AM 用原子炉格納容器圧力
- ・ 格納容器再循環サンプ水位（広域）
- ・ 格納容器再循環サンプ水位（狭域）
- ・ 出力領域中性子束
- ・ 中間領域中性子束
- ・ 中性子源領域中性子束
- ・ 蒸気発生器水位（広域）、（狭域）
- ・ 蒸気発生器補助給水流量
- ・ 主蒸気圧力
- ・ 原子炉補機冷却水サージタンク水位
- ・ 燃料取替用水ピット水位
- ・ ほう酸タンク水位
- ・ 復水ピット水位
- ・ 制御用空気圧力
- ・ 格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）
- ・ 格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）

設計基準事故と兼用するパラメータが、2.2.1.1 の 1 5）の対処機能に対する有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 表示及び記録

設計基準事故時における設計要件と同様、事象発生時において、中央制御室に計測結果が表示できること、及び計測結果を記録できることが設計要件である。

7 6) 重大事故等時用として設置するパラメータ

重大事故等時に監視するパラメータとして、重大事故等専用に設置するものを以下に示す。

- ・ 原子炉水位
- ・ 恒設代替低圧注水積算流量
- ・ 格納容器スプレイ積算流量

- ・ 原子炉格納容器水位
- ・ 原子炉下部キャビティ水位
- ・ 静的触媒式水素再結合装置温度*
- ・ 原子炉格納容器水素燃焼装置温度*
- ・ アニュラス水素濃度
- ・ 原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力
- ・ 格納容器水素ガス濃度*
- ・ 格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度**

設計基準事故と兼用するパラメータが、2.2.1.1 の 1 5) の対処機能に対する有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

* 9) に対する有効性を持つための設計要件兼ねる

** 5)、6) 及び 7) に対する有効性を持つための設計要件を兼ねる

A) 表示及び記録

設計基準事故と兼用するものと同様、事象発生時において、中央制御室に計測結果が表示できること、及び計測結果を記録できることが設計要件である。

7 7) 使用済燃料ピット水位 (AM用)

使用済燃料ピット水位 (AM用) が、2.2.1.1 の 1 1) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 表示及び記録

重大事故等発生時において、中央制御室に計測結果が表示できること、及び計測結果を記録できることが設計要件である。

7 8) 使用済燃料ピット温度 (AM用)

使用済燃料ピット温度 (AM用) が、2.2.1.1 の 1 1) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 表示及び記録

重大事故等発生時において、中央制御室に計測結果が表示できること、及び計測結果を記録できることが設計要件である。

7 9) 可搬式使用済燃料ピット水位

可搬式使用済燃料ピット水位が、2.2.1.1 の 1 1) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 計測範囲

使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピット内の水位が異常に低下した場合においても、変動する可能性のある範囲にわたり水位を監視できるよう使用済燃料ピット底部近傍から使用済燃料ピット上端近傍の水位を計測可能とすることが設計要件である。

8 0) 可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ

可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタが、2.2.1.1 の 1 1) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 計測範囲

計測下限値及び上限値は、計測結果に対して、離隔距離や遮蔽物による計測場所までの減衰率を評価することで、使用済燃料ピットの異常な水位の低下が発生した場合に使用済燃料ピットエリアの空間線量率が非常に高くなる状況でも推定できる範囲とすることが設計要件である。

8 1) 使用済燃料ピット監視カメラ

使用済燃料ピット監視カメラが、2.2.1.1 の 1 1) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 使用済燃料ピット監視カメラ

燃料貯蔵設備に係る重大事故等時において、照明がない場合や蒸気雰囲気においても使用済燃料ピットの状態及び水温の傾向が監視できることが設計要件である。

8 2) 使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置

使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置が、2.2.1.1 の 1 1) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 容量

原子炉周辺建屋での重大事故等時における高温環境下においても使用済燃料ピット監視カメラの機能維持が可能な温度以下になるような空気の供給量を確保できることが設計要件である。

8 3) 酸素濃度計（3・4号機共用、3号機に保管）

酸素濃度計が、2.2.1.1 の 1 6) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 酸素濃度計の計測範囲

事故対策のための活動に支障がない酸素濃度の範囲にあることが正確に把握できることが設計要件である。

8 4) 二酸化炭素濃度計（3・4号機共用、3号機に保管）

二酸化炭素濃度計が、2.2.1.1 の 1 6) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 二酸化炭素濃度計の計測範囲

事故対策のための活動に支障がない二酸化炭素濃度の範囲にあることが正確に把握できることが設計要件である。

8 5) 可搬式モニタリングポスト（3・4号機共用）

可搬式モニタリングポストが、2.2.1.1 の 1 7) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 放射線管理用計測装置の計測範囲

計測下限値は、通常運転時におけるバックグラウンドレベルを包絡できることが設計要件である。

計測上限値は、「事故時放射線計測指針」を満足できることが設計要件である。

8 6) 電離箱サーベイメータ（3・4号機共用）

電離箱サーベイメータが、2.2.1.1 の 1 7) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 放射線管理用計測装置の計測範囲

計測下限値は、作業従事者に対する放射線防護の観点より管理区域境界における線量当量率限度（遮蔽区分Ⅰの上限線量当量率）から計測できることが設計要件である。

計測上限値は、「事故時放射線計測指針」を満足できることが設計要件である。

87) 可搬式ダストサンプラ（3・4号機共用、3号機に保管）

可搬式ダストサンプラが、2.2.1.1の17)の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 放射線管理用計測装置の計測範囲

空気中の放射性物質の濃度を測定するために、試料採取ができることが設計要件である。

88) 汚染サーベイメータ（3・4号機共用）

汚染サーベイメータが、2.2.1.1の17)の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 放射線管理用計測装置の計測範囲

計測下限値は、通常運転時のバックグラウンドレベルを包絡できることが設計要件である。

計測上限値は、放射性物質の放出があった場合にバックグラウンドレベルからの指示上昇を有意に検知できることが設計要件である。

89) NaIシンチレーションサーベイメータ（3・4号機共用）

NaIシンチレーションサーベイメータが、2.2.1.1の17)の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 放射線管理用計測装置の計測範囲

計測下限値は、通常運転時のバックグラウンドレベルを包絡できることが設計要件である。

計測上限値は、放射性物質の放出があった場合にバックグラウンドレベルからの指示上昇を有意に検知できることが設計要件である。

9 0) Z n S シンチレーションサーベイメータ (3・4号機共用)

Z n S シンチレーションサーベイメータが、2.2.1.1 の 1 7) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 放射線管理用計測装置の計測範囲

計測下限値は、通常運転時のバックグラウンドレベルを包絡できることが設計要件である。

計測上限値は、放射性物質の放出があった場合にバックグラウンドレベルからの指示上昇を有意に検知できることが設計要件である。

9 1) β 線サーベイメータ (3・4号機共用)

β 線サーベイメータが、2.2.1.1 の 1 7) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 放射線管理用計測装置の計測範囲

計測下限値は、通常運転時のバックグラウンドレベルを包絡できることが設計要件である。

計測上限値は、放射性物質の放出があった場合にバックグラウンドレベルからの指示上昇を有意に検知できることが設計要件である。

9 2) 小型船舶 (3・4号機共用、3号機に保管)

小型船舶が、2.2.1.1 の 1 7) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 移動式周辺モニタリング設備

発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空气中、水中、土壤中)及び放射線量の監視及び測定のために、発電所の周辺海域を移動できることが設計要件である。

9 3) 可搬式気象観測装置 (3・4号機共用、3号機に保管)

可搬式気象観測装置が、2.2.1.1 の 1 7) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 環境測定装置

気象観測設備の代替設備であることから、気象観測設備で測定している発電所構内の状況の把握に有効なパラメータを測定し、中央制御

室にて確認できることが設計要件である。

9 4) 電源車（緊急時対策所用）（3・4号機共用）

電源車（緊急時対策所用）が、2.2.1.1 の1 7) 及び1 8) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 可搬型代替電源設備（交流）

供給電力が、重大事故等発生時に緊急時対策所で要求される負荷を上回ることが設計要件である。

9 5) 緊急時対策所非常用空気浄化ファン（3・4号機共用）

緊急時対策所非常用空気浄化ファンが、2.2.1.1 の1 8) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 送風機容量

緊急時対策所を正圧に維持することができる流量、緊急時対策所換気設備使用時の限られた労働環境における酸素濃度の許容濃度を満たすことができる流量及び二酸化炭素濃度の許容濃度を満たすことができる流量のうち最も大きい流量を上回ることが設計要件である。

9 6) 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット（3・4号機共用）

緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットが、2.2.1.1 の1 8) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) フィルタ除去効率

緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価において使用される除去効率を確保することが設計要件である。

9 7) 空気供給装置（3・4号機共用）

空気供給装置が、2.2.1.1 の1 8) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 容量

最も厳しい条件（二酸化炭素濃度の抑制）に必要な最低換気流量を、緊急時対策所への空気供給時間の間、供給できる容量を上回ることが設計要件である。

9 8) 酸素濃度計（3・4号機共用、3号機に保管）

酸素濃度計が、2.2.1.1 の1 8) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 酸素濃度計の計測範囲

事故対策のための活動に支障がない酸素濃度の範囲にあることが正確に把握できることが設計要件である。

9 9) 二酸化炭素濃度計（3・4号機共用、3号機に保管）

二酸化炭素濃度計が、2.2.1.1 の1 8) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 二酸化炭素濃度計の計測範囲

事故対策のための活動に支障がない二酸化炭素濃度の範囲にあることが正確に把握できることが設計要件である。

1 0 0) 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ（3・4号機共用）

緊急時対策所内可搬型エリアモニタが、2.2.1.1 の1 8) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 放射線管理用計測装置の計測範囲

計測下限値は、作業従事者に対する放射線防護の観点より管理区域境界における線量当量限度（遮蔽区分Ⅰの上限線量当量率）から計測できることが設計要件である。

計測上限値は、重大事故等の緊急時対策所における線量当量率を計測できることが設計要件である。

1 0 1) 緊急時対策所外可搬型エリアモニタ（3・4号機共用）

緊急時対策所外可搬型エリアモニタが、2.2.1.1 の1 8) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 放射線管理用計測装置の計測範囲

計測下限値は、作業従事者に対する放射線防護の観点より管理区域境界における線量当量率限度（遮蔽区分Ⅰの上限線量当量率）から計測できることが設計要件である。

計測上限値は、重大事故等時の緊急時対策所における加圧判断に必要な線量当量率の上昇を有意に検知できることが設計要件である。

1 0 2) 衛星電話（固定）（3・4号機共用、3号機に設置）

衛星電話（固定）が、2.2.1.1 の18）及び19）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 通信設備（発電所内）

中央制御室、緊急時対策所指揮所、屋外の作業場所及び移動式放射能測定装置（モニタ車）にてモニタリングを行う場所との間で相互に通信連絡を行うことができること、また、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できることが設計要件である。

B) 通信設備（発電所外）

通信事業者回線（衛星系回線）により、発電所と原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うことができること、また、発電所と発電所外で移動式放射能測定装置（モニタ車）にてモニタリングを行う場所との間で通信連絡を行うことができること、また、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できることが設計要件である。

1 0 3) 衛星電話（携帯）（3・4号機共用、3号機に保管）

衛星電話（携帯）が、2.2.1.1 の18）及び19）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 通信設備（発電所内）

中央制御室、緊急時対策所指揮所、屋外の作業場所及び移動式放射能測定装置（モニタ車）にてモニタリングを行う場所との間で相互に通信連絡を行うことができることが設計要件である。

B) 通信設備（発電所外）

通信事業者回線（衛星系回線）により、発電所と原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うことができること、また、発電所と発電所外で移動式放射能測定装置（モニタ車）にてモニタリングを行う場所との間で通信連絡を行うことができることが設計要件である。

1 0 4) 衛星電話（可搬）（3・4号機共用、3号機に保管）

衛星電話（可搬）が、2.2.1.1 の 1 8）及び 1 9）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 通信設備（発電所外）

専用の通信事業者回線（衛星系回線）により、発電所と原子力事業本部及び本店との間で通信連絡を行うことができること、また、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できることが設計要件である。

1 0 5) 携行型通話装置（3・4号機共用、3号機に保管）

携行型通話装置が、2.2.1.1 の 1 8）及び 1 9）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 通信設備（発電所内）

中央制御室と屋内外の作業場所との間及び緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機場所で相互に通信連絡を行うことができること、また、使用場所において端末と接続端子又は通話装置用ケーブルを容易かつ確実に接続できることが設計要件である。

1 0 6) 削除

1 0 7) 安全パラメータ表示システム（SPDS）（3・4号機共用、3号機に設置）

安全パラメータ表示システム（SPDS）が、2.2.1.1 の 1 8）及び 1 9）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) データ伝送設備（発電所内）

1 次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常及び重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所指揮所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できること、また、常時伝送を行うことができることが設計要件である。なお、緊急時対策所指揮所へ伝送している、1 次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常及び重大事故等に対処するために必要な主要パラメータを、通常時においてプラント計算機から収集するが、プラン

ト計算機からの収集ができない場合でも、必要なデータを収集し伝送できる機能を保持するため、原子炉安全保護計装盤、N I S 盤、R M S 盤等からプラントパラメータを直接収集することができるバックアップラインを設けることが設計要件である。

B) データ伝送設備（発電所外）

通信事業者が提供する専用の統合原子力防災ネットワーク回線（有線系又は衛星系回線）により、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（E R S S）等へ必要なデータを伝送できること、また、常時伝送を行うことができることが設計要件である。なお、緊急時対策支援システム（E R S S）等へ伝送しているパラメータは、通常時においてプラント計算機からプラントパラメータを収集するが、重大事故等が発生し、プラント計算機からの収集ができない場合でも、安全パラメータ表示システム（S P D S）は、必要なデータを収集し伝送できる機能を保持するため、原子炉安全保護計装盤、N I S 盤、R M S 盤等からプラントパラメータを直接収集することができるバックアップラインを設けることが設計要件である。

1 0 8) 安全パラメータ伝送システム（3・4号機共用、3号機に設置）

安全パラメータ伝送システムが、2.2.1.1 の1 8) 及び1 9) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) データ伝送設備（発電所外）

通信事業者が提供する専用の統合原子力防災ネットワーク回線（有線系又は衛星系回線）により、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（E R S S）等へ必要なデータを伝送できること、また、安全パラメータ伝送システムは、常時伝送を行うことができることが設計要件である。

1 0 9) S P D S 表示装置（3・4号機共用、3号機に設置）

S P D S 表示装置が、2.2.1.1 の1 8) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) データ伝送設備（発電所内）

1 次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常及び重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所指揮所へ

事故状態等の把握に必要なデータを伝送できることが設計要件である。

1 1 0) 緊急時衛星通報システム (3・4号機共用、3号機に設置)

緊急時衛星通報システムが、2.2.1.1 の18) 及び19) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 通信設備 (発電所外)

発電所から国、地方公共団体、その他関係機関等へ通信連絡を行うことができること、また、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できることが設計要件である。

1 1 1) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (3・4号機共用、3号機に設置)

統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備が、2.2.1.1 の18) 及び19) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 通信設備 (発電所外)

通信事業者が提供する専用の統合原子力防災ネットワーク回線 (有線系又は衛星系回線) により、発電所と原子力事業本部、本店、国及び地方公共団体へ通信連絡を行うことができることが設計要件である。なお、IP電話 (有線系) 及びIP-FAX (有線系) は有線系回線を使用できることが、IP電話 (衛星系) 及びIP-FAX (衛星系) は衛星系回線を使用できることが、また、TV会議システムについては、有線系又は衛星系回線を使用できることが設計要件である。

1 1 2) トランシーバー (3・4号機共用、3号機に保管)

トランシーバーが、2.2.1.1 の19) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 通信設備 (発電所内)

屋外での作業場所との間で相互に通信連絡を行うことができることが設計要件である。また、複数のチャンネルを持ち、それぞれ独立して通信連絡できることが設計要件である。

1 1 3) 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）

電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ）が、2.2.1.1 の 4)、6)、7) 及び 1 3) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 可搬型代替電源設備（交流）

供給電力が、最大所要負荷（可搬式代替低圧注水ポンプ 1 台運転時）を上回ることが設計要件である。

1 1 4) 可搬型照明（S A）（3・4号機共用、3号機に保管）

可搬型照明（S A）が、2.2.1.1 の 1 6) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 重大事故等発生時の照明

可搬型照明（S A）は、操作範囲の移動に加え、操作スイッチ、計器指示及び計器名称の視認性を確保するため、操作範囲のうち照度が最も低くなる箇所においても床面 1 ルクス以上の照度を確保することが設計要件である。

表 2.2.1-1(1/2) 有効性評価における重要事故シーケンスと重大事故等対処設備の関連

		技術的能力審査基準	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7
		設置許可基準規則／技術基準規則	44 条 ／ 59 条	45 条 ／ 60 条	46 条 ／ 61 条	47 条 ／ 62 条	48 条 ／ 63 条	49 条 ／ 64 条	50 条 ／ 65 条
		重要事故シーケンス等	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等	原子炉格納容器内の冷却等のための手順等	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等
事故シーケンスグループ等									
運転中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故	2 次冷却系からの除熱機能喪失	主給水流量喪失時に補助給水機能が喪失する事故	—	●	●	—	—	—	—
	全交流動力電源喪失	外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及び R C P シール L O C A が発生する事故	—	●	●	●	●	●	—
		外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故	—	●	●	●	●	—	—
	原子炉補機冷却機能喪失	外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及び R C P シール L O C A が発生する事故	—	●	●	●	●	●	—
	原子炉格納容器の除熱機能喪失	大破断 L O C A 時に低圧再循環機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故	—	●	●	●	—	●	—
	原子炉停止機能喪失	主給水流量喪失時に原子炉トリップ機能が喪失する事故 負荷の喪失時に原子炉トリップ機能が喪失する事故	●	—	—	—	—	—	—
	E C C S 注水機能喪失	中破断 L O C A 時に高圧注入機能が喪失する事故	—	●	●	●	—	—	—
	E C C S 再循環機能喪失	大破断 L O C A 時に高圧再循環機能及び低圧再循環機能が喪失する事故	—	—	—	●	—	—	—
	格納容器バイパス	インターフェイスシステム L O C A 蒸気発生器伝熱管破損時に破損側蒸気発生器の隔離に失敗する事故	—	●	●	—	—	—	—
運転中の原子炉における重大事故	雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）	大破断 L O C A 時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故	—	—	—	●	●	●	●
	雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損）	外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、補助給水機能が喪失する事故	—	●	●	●	●	●	●
	高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接過熱	外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、補助給水機能が喪失する事故	—	●	●	●	●	●	●
	原子炉圧力容器外の溶融燃料－冷却材相互作用	大破断 L O C A 時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ再循環機能が喪失する事故	—	—	—	●	●	●	●
	水素燃焼	大破断 L O C A 時に低圧注入機能及び高圧注入機能が喪失する事	—	—	—	●	—	—	●
	溶融炉心・コンクリート相互作用	大破断 L O C A 時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故	—	—	—	●	●	●	●
使用済燃料ピットにおける重大事故に至るおそれがある事故	想定事故 1	使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失することにより、使用済燃料ピット内の水の温度が上昇し、蒸発により水位が低下する事故	—	—	—	—	—	—	—
	想定事故 2	サイフォン現象等により使用済燃料ピット内の水の小規模な喪失が発生し、使用済燃料ピットの水が低下する事故	—	—	—	—	—	—	—
運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故	崩壊熱除去機能喪失（余熱除去系の故障による停止時冷却機能喪失）	燃料取出前のミッドループ運転中に余熱除去機能が喪失する事	—	—	—	●	—	●	—
	全交流動力電源喪失	燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故	—	—	—	●	●	●	—
	原子炉冷却材の流出	燃料取出前のミッドループ運転中に原子炉冷却材圧力バウンダリ機能が喪失する事故	—	—	—	●	—	●	—
	反応度の誤投入	原子炉起動時に、化学体積制御系の弁の誤作動等により原子炉へ純水が流入する事故	●	—	—	—	—	—	—

表 2.2.1-1(2/2) 有効性評価における重要事故シーケンスと重大事故等対処設備の関連

事故シーケンスグループ等		技術的能力審査基準	1. 8	1. 9	1.10	1.11	1.12	1.13	1.14	1.15	1.16
		設置許可基準規則／技術基準規則	51条／66条	52条／67条	53条／68条	54条／69条	55条／70条	56条／71条	57条／72条	58条／73条	59条／74条
		重要事故シーケンス等	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等	重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等	電源の確保に関する手順等	事故時の計表に関する手順等	原子炉制御室の居住性等に関する手順等
運転中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故	2次冷却系からの除熱機能喪失	主給水流量喪失時に補助給水機能が喪失する事故	—	—	—	—	—	●	—	●	—
	全交流動力電源喪失	外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故	—	—	●	●	—	●	●	●	●
		外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故	—	—	●	●	—	●	●	●	●
	原子炉補機冷却機能喪失	外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故	—	—	●	●	—	●	●	●	●
	原子炉格納容器の除熱機能喪失	大破断LOCA時に低圧再循環機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故	—	—	—	—	—	●	—	●	—
	原子炉停止機能喪失	主給水流量喪失時に原子炉トリップ機能が喪失する事故 負荷の喪失時に原子炉トリップ機能が喪失する事故	—	—	—	—	—	—	—	●	—
	ECCS注水機能喪失	中破断LOCA時に高圧注入機能が喪失する事故	—	—	—	—	—	●	—	●	—
	ECCS再循環機能喪失	大破断LOCA時に高圧再循環機能及び低圧再循環機能が喪失する事故	—	—	—	—	—	●	—	●	—
	格納容器バイパス	インターフェイスシステムLOCA	—	—	—	—	—	●	—	●	—
		蒸気発生器伝熱管破損時に破損側蒸気発生器の隔離に失敗する事故	—	—	—	—	—	●	—	●	—
運転中の原子炉における重大事故	零開気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）	大破断LOCA時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故	●	●	●	●	—	●	●	●	●
	零開気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損）	外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、補助給水機能が喪失する事故	●	●	●	●	—	●	●	●	●
	高圧溶融物放出／格納容器零開気直接過熱	外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、補助給水機能が喪失する事故	●	●	●	●	—	●	●	●	●
	原子炉圧力容器外の溶融燃料—冷却材相互作用	大破断LOCA時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ再循環機能が喪失する事故	●	●	●	●	—	●	●	●	●
	水素燃焼	大破断LOCA時に低圧注入機能及び高圧注入機能が喪失する事	●	●	●	—	—	●	—	●	—
	溶融炉心・コンクリート相互作用	大破断LOCA時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故	●	●	●	●	—	●	●	●	●
使用済燃料ピットにおける重大事故に至るおそれがある事故	想定事故 1	使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失することにより、使用済燃料ピット内の水の温度が上昇し、蒸発により水位が低下する事故	—	—	—	●	—	●	—	●	—
	想定事故 2	サイフォン現象等により使用済燃料ピット内の水の小規模な喪失が発生し、使用済燃料ピットの水位が低下する事故	—	—	—	●	—	●	—	●	—
運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故	崩壊熱除去機能喪失（余熱除去系の故障による停止時冷却機能喪失）	燃料取出前のミッドループ運転中に余熱除去機能が喪失する事	—	—	—	—	—	●	—	●	—
	全交流動力電源喪失	燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故	—	—	●	●	—	●	●	●	●
	原子炉冷却材の流出	燃料取出前のミッドループ運転中に原子炉冷却材圧力バウナダリ機能が喪失する事故	—	—	—	—	—	●	—	●	—
	反応度の誤投入	原子炉起動時に、化学体積制御系の弁の誤作動等により原子炉へ純水が流入する事故	—	—	—	—	—	—	—	●	—

表2.2.1.2-1 重大事故等対処設備と想定事象の関係

[illegible]

表2.2.1.2-1 重大事故等対処設備と想定事象の関係

添付書類十 章番号 事象名	7.1.1 2次冷却系からの除熱機能喪失	7.1.2 全交流動力電源喪失	7.1.3 原子炉補機冷却機能喪失	7.1.4 原子炉格納容器の除熱機能喪失	7.1.5 原子炉停止機能喪失	7.1.6 ECCS注水機能喪失	7.1.7 ECCS再循環機能喪失	7.1.8 (格納容器バイパス) LOCAバイパスシステム	7.1.8 (格納容器バイパス) SG隔離失	7.2.1.1 荷素(格納容器・過圧破損) 荷素(格納容器・過温度破損)	7.2.2 気高圧溶融物放出／格納容器雰囲気	7.2.3 冷却材相互圧力容器外の溶融燃料－	7.2.4 水素燃焼	7.2.5 用溶融炉心・コンクリート相互作用	7.3.1 SFP想定事故1	7.3.2 SFP想定事故2	7.4.1 (崩壊) 停止熱除去機能喪失 (停止熱除去機能故障による)	7.4.2 全交流動力電源喪失	7.4.3 原子炉冷却材の流出	7.4.4 反応度の誤投入
設備名称																				
余熱除去ポンプ	○			◎	○	●◎	◎	●	●										●	
余熱除去冷却器	○			○	○	○		●	●											
余熱除去ポンプ入口弁							◎	◎	◎										○	
高圧注入ポンプ	●	◎	◎	◎														○		
B高圧注入ポンプ (海水冷却)		●	●															○		
海水ポンプ	○	◎	◎	◎	○	○	◎	◎	◎				◎					◎	◎	◎
燃料取替用水ピット	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎											
可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度 (SA) 用)		○	○	○						○	○	○		○				○	○	
静的触媒式水素再結合装置温度監視装置										○	○	○	○	○						
原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置										○	○	○	○	○						
原子炉トリップスイッチ (中央盤手動操作)					○															
ATWS緩和設備					●															
緊急ほう酸濃縮 (中央盤手動操作)					○															○
仮設組立式水槽																				
送水車																				
大容量ポンプ		○	○	○						○	○	○	○	○				○		
格納容器水素ガス試験冷却器用可搬型冷却水ポンプ										○	○	○	○	○						
可搬型格納容器水素ガス試験圧縮装置										○	○	○	○	○						
格納容器水素ガス試験冷却器										○	○	○	○	○						
格納容器水素ガス試験過分分離器										○	○	○	○	○						

凡例

- ：重大事故に至るおそれがある事故及び重大事故に対する対策の有効性評価において、固有の解析条件があるもの。
- ◎：重大事故に至るおそれがある事故及び重大事故に対する対策の有効性評価において解析条件があるものの、設計基準事象における解析条件と同等であるもの。
- ：重大事故に至るおそれがある事故及び重大事故に対する対策の有効性評価において、固有の解析条件はないがその動作に期待しているもの。

2.2.2. 信頼性に関する設計要件

2.2.2.1. 多重性／多様性、独立性に関する設計要件

重大事故等対処設備は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、炉心、使用済燃料ピット内の燃料体等及び運転停止中における原子炉の燃料体の著しい損傷を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、原子炉格納容器の破損及び発電所外への放射性物質の異常な放出を防止するために必要な措置を講じた設計とする必要があり、種別として常設のものと可搬型のものがある。これらの設備は設置許可基準規則の第四十三条に従い、以下の通り多様性、悪影響防止等を考慮した設計としなければならない。

【常設重大事故等対処設備の多様性】

常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備の安全機能と、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じた設計とする。また、常設重大事故緩和設備についても、可能な限り多様性及び位置的分散を図る設計とする。なお、サポート系に対しては、系統又は機器に供給される電力、空気、油及び冷却水を考慮し、常設重大事故防止設備は設計基準事故対処設備と異なる駆動源及び冷却源を用いる設計とし、駆動源及び冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。また、常設重大事故防止設備は設計基準事故対処設備と可能な限り異なる水源を持つ設計とする。

【可搬型重大事故等対処設備の多様性】

可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じた設計とする。なお、サポート系に対しては、系統又は機器に供給される電力、空気、油及び冷却水を考慮し、重大事故防止設備のうち可搬型のものは設計基準事故対処設備又は常設重大事故防止設備と異なる駆動源及び冷却源を用いる設計とし、駆動源及び冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。

なお、原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備と、常設設備との接続口は、共通要因によって、接続することができなくなることを防止するため、建屋の異なる面の隣接しない位置に、適切な離隔距離をもって複数箇所設置する。また、複数の機能で一つの接続口を同時に使用しない設計とする。

[悪影響の防止]

他号炉を含む他の設備（設計基準対象施設だけでなく、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備も含む。）への系統的な影響（電氣的な影響を含む。）に対しては、重大事故等対処設備は、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成及び系統隔離をすること、通常時の分離された状態から接続により重大事故等対処設備としての系統構成をすること、又は他の設備から独立して単独で使用可能なこと、並びに通常時の系統構成を変えなく重大事故等対処設備としての系統構成をすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。同一設備の機能的な影響に対しては、重大事故等対処設備は、要求される機能が複数ある場合は、原則、同時に複数の機能で使わない設計とするが、可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化及び被ばく低減を図れるものは、兼用できる設計とする。

[共用の禁止]

常設重大事故等対処設備の各機器については、2 以上の原子炉施設において共用しない設計とする。ただし、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するための必要な機能）を満たしつつ、2 以上の原子炉施設と共用することによって、安全性が向上する場合であって、さらに同一の発電所内の他の原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、共用できる設計とする。

2.2.2.2. その他の一般的な設計要件

2.1 で抽出される設置許可基準規則の要求のうち、2.2.1、2.2.2.1 以外で考慮すべき一般的な設計要件として、以下に示す対策を講じなければならない。

- 地震による損傷の防止
- 津波による損傷の防止
- 外部からの衝撃による損傷の防止
- 火災による損傷の防止（内部火災防護）
- 溢水による損傷の防止
- 耐環境性
- 飛散物による損傷の防止
- その他技術基準規則に関する事項

各項目の具体的な対策事項は、(1) 耐震～(8) 火災防護に明記される。

1) 地震による損傷の防止

①設置許可基準規則に基づく要求

重大事故等対処施設は、設置許可基準規則第三十九条に従い、地震により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする必要がある。

②設計方針

設計要求を踏まえ、設置許可申請書および工認申請書の基本方針に示した通り、JEAG4601に基づく耐震設計としている。重大事故等対処施設に関する耐震設計の対象設備については、表 3.1-1 に示す通りであり、いずれも要求される耐震強度を有する設計としている。

2) 津波による損傷の防止

①設置許可基準規則に基づく要求

重大事故等対処施設は、設置許可基準規則第四十条に従い、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする必要がある。

②設計方針

設計要求を踏まえ、重大事故等対処施設は津波影響を受けずにその機能が確保される設計としている。なお、津波防護施設または浸水防止設備を設置した場合は、津波に対して当該機能が十分に保持できていることを確認している。

- i) 重大事故等対処施設の津波防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重大事故等対処施設及び可搬型重大事故等対処設備、及び耐震 S クラスの施設が該当する。

3) 外部からの衝撃による損傷の防止

①設置許可基準規則に基づく要求

重大事故等対処施設は、設置許可基準規則第四十三条に従い、外部からの衝撃による損傷の防止において、想定される自然現象（地震及び津波を除く）及び人為事象に対して、必要な機能が損なわれないよう、設計する必要がある。

②設計方針

外部からの衝撃として竜巻、火山、外部火災を想定し、これらに対して防護する設計としている。

A) 竜巻防護

重大事故等対処設備については、屋内の重大事故等対処設備についてはそれらを内包している建屋にて防護し、屋外の重大事故等対処設備については重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないように、悪影響防止及び環境条件を考慮した設計とする。具体的には、竜巻の風圧力による荷重に対し、位置的分散を図るとともに、浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故対処設備や他の重大事故等対処設備に衝突する可能性がある設備に対し飛散させないよう固縛の措置をとることにより、同じ機能を持つ設計基準事故対処設備や他の重大事故等対処設備が同時に損傷しないような設計とする。

B) 火山防護

重大事故等対処設備については想定される火山事象により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的とし、技術基準規則に適合するように設計する。

屋内に設置している重大事故等対処設備は、建屋にて防護されることから、重大事故等対処設備の代わりに重大事故等対処設備を内包する建屋を降下火砕物の影響を考慮する施設として選定する。

屋外に設置している重大事故等対処設備については、火山事象が重大事故等の起因とならないこと、並びに重大事故等時に火山事象が発生していることは考えにくいとため、設備を使用していない保管時を考慮することとする。このため、閉塞、磨耗、大気汚染及び絶縁低下については、降下火砕物の影響を受けず、影響を受ける可能性がある荷重、腐食については、降下火砕物を除去することを保安規定に定めることにより、降下火砕物による影響を受けない設計とする。

C) 外部火災防護

重大事故等対処設備については、屋内の重大事故等対処設備についてはそれらを内包している建屋にて防護し、屋外の重大事故等対処設備については必要な機能を損なうおそれがないよう、位置的分散を図り複数個所に分散して保管する。

4) 火災による損傷の防止（内部火災防護）

①設置許可基準規則に基づく要求

重大事故等対処施設は、設置許可基準規則第四十一条に従い、火災によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする必要がある。

②設計方針

重大事故等対処施設は、当該系統が設置される区域及び区画を火災防護審査基準が定める火災区域及び火災区画として定めたうえで、設定した火災区域及び火災区画に対し、火災防護審査基準が定める火災防護対策を講じた設計としている。

5) 溢水による損傷の防止

①設置許可基準規則に基づく要求

重大事故等対処施設は、設置許可基準規則第四十三条に従い、発電用原子炉施設内において溢水が発生した場合においても、常設設備については設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれない設計とし、可搬型設備については設計基準事故対処設備の安全機能及び使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれない設計とする必要がある。

②設計方針

重大事故等対処施設は、溢水源に対して、没水、被水、蒸気影響に対する溢水影響を確認し、常設設備については設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とし、可搬型設備については設計基準事故対処設備の安全機能及び使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能を損なわない設計とするとともに、常設設備及び可搬型設備ともに没水による溢水影響に対しては溢水水位を考慮した高所に設置する。また当該系統が、溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水や、地震に起因する機器の破損等により生じる溢水の溢水源とならないよう、耐震性が確保され、配管応力が許容値を満足していることを確認している。

6) 耐環境性

①設置許可基準規則に基づく要求

重大事故等対処設備は、設置許可基準規則第四十三条に従い、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮できる設計とすることがある。

②設計方針

重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、その設置(使用)・保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計としている。重大事故等発生時の環境条件については、重大事故等時における温度(環境温度、使用温度)、放射線、荷重のみならず、その他の使用条件として環境圧力、湿度による影響、屋外の天候による影響、重大事故等時に海水を通水する系統への影響、電磁波による影響、周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状(冷却材中の破損物等の異物を含む。)の影響を考慮している。

荷重としては重大事故等が発生した場合における環境圧力を踏まえた圧力、温度、機械的荷重のみならず、自然現象(地震、風(台風)、竜巻、積雪、火山、津波、高潮及び地滑りの影響)による荷重を考慮している。

7) 飛散物による損傷の防止

①設置許可基準規則に基づく要求

重大事故等対処施設は、設置許可基準規則第四十三条に従い、工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさない設計とすることがある。

②設計方針

高速回転機器について、飛散物とならないよう機器設計、製作、品質管理、運転管理に十分な考慮を払っている。

一方で、高温高圧の流体を内包する1次冷却材管、主蒸気管、主給水管に対して仮想的な破断を想定し、その結果生じるかも知れない配管のむち打ち、流出流体のジェット力等により重大事故等対処施設の機能が損なわれることのないよう、配置上の考慮を払っている。またそれらの影響を低減させるための手段として、1次冷却管には、LBBを適用し、主蒸気・主給水管については配管ホイップレストレイントを設置している。

タービンミサイル評価に対しては、タービン羽根、TGカップリング、タ

ービン・ディスク、高圧タービン・ロータ等の飛散物によって安全施設の機能が損なわれる可能性を極めて低くする設計とする。

8) 材料及び構造

重大事故等対処設備に属する容器、管、ポンプ若しくは弁若しくはこれらの支持構造物又は炉心支持構造物の材料及び構造は、施設時において、各機器等のクラス区分に応じて日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(JSME 設計・建設規格)等に従い設計する。

ただし、重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス2支持構造物の材料及び構造であって、上記によらない場合は、当該機器及び支持構造物が、その設計上要求される強度を確保できるよう JSME 設計・建設規格を参考に同等以上の性能を有することを確認する。また、重大事故等クラス3機器であって、完成品は、上記によらず、消防法に基づく技術上の規格等一般産業品の規格及び基準に適合していることを確認し、使用環境及び使用条件に対して、要求される強度を確保できる設計とする。

9) 使用中の亀裂等による破壊の防止

重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス2支持構造物は、使用される環境条件を踏まえ応力腐食割れに対して残留応力が影響する場合、有意な残留応力が発生すると予想される部位の応力緩和を行う。

使用中の重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス2支持構造物は、亀裂その他の欠陥により破壊が引き起こされないよう、保安規定に基づき「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」等に従って検査及び維持管理を行う。

10) 安全弁等

蒸気タービン、発電機、変圧器及び遮断器を除く設計基準対象施設及び重大事故等対処設備に設置する安全弁、逃がし弁、破壊板及び真空破壊弁は、日本機械学会「設計・建設規格」(JSME S NC1) 及び日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (JSME S NC1-2001) 及び (JSME S NC1-2005) 【事例規格】 過圧防護に関する規定 (NC-CC-001)」に適合するよう設計する。なお、安全弁、逃がし弁、破壊板及び真空破壊弁については、施設時に適用した告示(通商産業省「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準(昭和55年通商産業省告示第501号)」)の規定に適合する設計とする。

1 1) 耐圧試験等

重大事故等クラス 2 機器及び重大事故等クラス 3 機器に属する機器は、施設時に、当該機器の使用時における圧力で耐圧試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないことを確認する。なお、耐圧試験は、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」等に従って実施する。ただし、使用時における圧力で耐圧試験を行うことが困難な場合は、運転性能試験結果を用いた評価等により確認する。

重大事故等クラス 3 機器であって、消防法に基づく技術上の規格等を満たす一般産業品の完成品は、上記によらず、運転性能試験や目視等による有害な欠陥がないことの確認とすることもできるものとする。

1 2) 準用

①原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準の準用

重大事故等対処施設は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に基づき、「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令」を準用する設計とする。

②発電用火力設備に関する技術基準の準用

重大事故等対処施設は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に基づき、「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」を準用する設計とする。

3. 設備の仕様及び安全機能

3.1. 系統構成設備

重大事故等対処設備を構成する設備の仕様及び安全機能について表 3.1-1 に示す。

以上

表3.1.1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概要仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類ハ	工認要目表	保安規定
A 充てんポンプ	容量：45.4 m ³ /h 揚程：1,770 m	MS-1 PS-2	DB2/SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 1) 充てんポンプ A) 流量	容量： 約45m ³ /h (1台当たり) 揚程： 約1,770m	参考資料－2に示す。	－
B 充てんポンプ	容量：45.4 m ³ /h 揚程：1,770 m	MS-1 PS-2	DB2/SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 1) 充てんポンプ A) 流量 B) 自己冷却機能	容量： 約45m ³ /h (1台当たり) 揚程： 約1,770m	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
C 充てんポンプ	容量：14.3 m ³ /h 吐出圧力： 17.4MPa	MS-1 PS-2	DB2/SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 1) 充てんポンプ A) 流量	(14) 化学体積制御系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
A、Bはう酸ポンプ	容量：17m ³ /h 揚程：80m	MS-1	DB2/SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	(14) 化学体積制御系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A 高圧注入ポンプ	容量：320 m ³ /h 揚程：960 m 出力： 1,400kW/個	MS-1	DB2/SA2	S	2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 3) 高圧注入ポンプ A) 流量	(13) 安全注入系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
B 高圧注入ポンプ	容量：320 m ³ /h 揚程：960 m 出力： 1,400kW/個	MS-1	DB2/SA2	S	2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 3) 高圧注入ポンプ A) 流量 B) 高圧流入ポンプの高圧代替再循環運転時における海水冷却機能	(13) 安全注入系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
A、B 余熱除去ポンプ	原子炉冷却材喪失時 容量：1,020 m ³ /h 揚程：91.4 m 原子炉停止後の冷却時 容量：681 m ³ /h 揚程：107 m 出力： 400 kW/個	MS-1 PS-2	DB2/SA2	S	2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 4) 余熱除去ポンプ A) 流量 B) 動作遅れ時間	(12) 余熱除去系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
タービン動補助給水ポンプ	容量：250m ³ /h 揚程：950m 出力：1,000kW/個	MS-1	-/SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 5) タービン動補助給水ポンプ A) 供給流量 B) 供給開始時間 C) 手動操作機能	(18) 補助給水系統参照	参考資料-2に示す。	参考資料-3に示す。
A、B電動補助給水ポンプ	容量：140m ³ /h 揚程：950m 出力：650kW/個	MS-1	-/SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 6) 電動補助給水ポンプ A) 供給流量 B) 供給開始時間 C) 手動起動機能	(18) 補助給水系統参照	参考資料-2に示す。	参考資料-3に示す。
A格納容器スプレイポンプ	容量：1200 m ³ /h 揚程：175 m	MS-1	DB2/SA2	S	4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 7) 格納容器スプレイポンプ A) 流量 B) 格納容器スプレイの連れ時間 C) A格納容器スプレイポンプによるRHR S-C S連絡ラインを用いた代替再循環機能	容量：約1,200m ³ /h (1台当たり) 揚程：約175m	参考資料-2に示す。	参考資料-3に示す。

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類ハ	工認要目表	保安規定
B 格納容器スプレイポンプ	容量：1200 m ³ /h 揚程：175 m	MS-1	DB2/SA2	S	4) 原子炉冷却材圧力バウンスダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための 設備 7) 格納容器スプレイポンプ A) 流量 B) 格納容器スプレイの遅れ時間	(23) 格納容器スプレイ系統参照	参考資料-2に示す。	参考資料-3に示す。
A、B 原子炉補機冷却水ポンプ	容量： 1,700m ³ /h 揚程：55m	MS-1	DB3/SA2	S	6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	(16) 原子炉補機冷却水系統参照	参考資料-2に示す。	参考資料-3に示す。
A、B、C 海水ポンプ	容量： 5,300m ³ /h 揚程： 48m	MS-1	DB3/SA2	S	6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	(17) 原子炉補機冷却水系統参 照	参考資料-2に示す。	参考資料-3に示す。
恒設代替低圧注水ポンプ	容量[m ³ /h(個)]: 150 揚程[m]: 150	—	—/SA2	—	4) 原子炉冷却材圧力バウンスダリ低圧時に発電用原子炉 を冷却するための設備 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設 備 1 3) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備	容量: 約150m ³ /h 揚程: 約150m	参考資料-2に示す。	参考資料-3に示す。
可搬式代替低圧注水ポンプ	容量[m ³ /h(個)]: 150 揚程[m]: 150	—	—/SA3	—	4) 原子炉冷却材圧力バウンスダリ低圧時に発電用原子炉 を冷却するための設備 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 1 3) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備	容量: 約150m ³ /h (1台当たり) 揚程: 約150m	参考資料-2に示す。	参考資料-3に示す。

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
大容量ポンプ（3・4号機共用）	設備概略仕様: 容量[m ³ /h/個]: 1,800 吐出圧力[MPa]: 1.2	—	—/SA3	—	4) 原子炉格納材圧力バウンダリ超正時に緊急停止原子炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備	容量: 約1,800m ³ /h（1台当たり） 吐出圧力: 約1.2MPa[gage]	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
大容量ポンプ（放水配用） （3・4号機共用）	容量[m ³ /h/個]: 1,320 1,440 吐出圧力[MPa]: 1.2	—	—/SA3	—	1 1) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 1 2) 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備	容量: 約1,320m ³ /h（1台当たり） 吐出圧力: 約1.2MPa[gage]	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
格納容器水素ガス試料冷却器用 可搬型冷却水ポンプ	容量[m ³ /h/個]: 1.0 揚程[m]: 10	—	—/SA3	—	9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	容量: 約1m ³ /h	参考資料－2に示す。	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
可搬式空気圧縮機（代替制御用 空気供給用）	—	—	—	—	3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 1 0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 1 6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 1 5) 可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用） A) 空気供給	容量: 約14.4m ³ /h（1台当たり） 吐出圧: 約0.88MPa[gage]	参考資料－2に示す。	—
A、B可搬型格納容器水素ガス 試料圧縮装置	—	—	—	—	9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 1 6) 可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置 A) 空気供給	容量: 約4m ³ /h 吐出圧力: 約0.6MPa[gage]	—	—
A、Bアニュウラス空気浄化ファ ン	容量：156 m ³ /min	MS-1	—/—	S	1 0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 1 6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	(24-1) 換気空調系統（アニュウラス 空気浄化系統）参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
A、B中央制御室非常用循環 ファン（3・4号機共用）	容量：230 m ³ /min	MS-1	—/—	S	1 6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	(24-2) 換気空調系統（中央制御室 空調系統）参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
A、B中央制御室空調ファン （3・4号機共用）	容量：500 m ³ /min	MS-1	—/—	S	1 6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	(24-2) 換気空調系統（中央制御室 空調系統）参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
A、B中央制御室循環ファン （3・4号機共用）	容量：500 m ³ /min	MS-1	—/—	S	1 6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	(24-2) 換気空調系統（中央制御室 空調系統）参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A、B、C、D蒸気発生器	容量： 1.69×106kg/h/個 最高使用圧力： 17.16MPa 最高使用温度： 343℃	PS-1 MS-1	DB1/SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 2 1) 蒸気発生器 A) 伝熱性能	(11) 1次冷却系統参照	参考資料-2に示す。	参考資料-3に示す。
A、B余熱除去冷却器	容量(設計熱交換量)：1.1×10 ⁴ kW 伝熱面積：538 m ²	MS-1 PS-2	DB2(管側) DB3(胴側) / SA2	S	2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	(12) 余熱除去系統参照	参考資料-2に示す。	参考資料-3に示す。
A格納容器スプレィ冷却器	容量(設計熱交換量)：2.36×10 ⁴ kW 伝熱面積：685 m ²	MS-1	DB2(管側) DB3(胴側) / SA2	S	4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 2 3) 格納容器スプレィ冷却器 A) 冷却性能 B) A格納容器スプレィ冷却器によるRRHS-CSSS連絡ラインを用いた代替再循環機能	伝熱容量： 約23MW	参考資料-2に示す。	参考資料-3に示す。
A原子炉補機冷却水冷却器	容量(設計熱交換量)：1.92×10 ⁴ kW 伝熱面積： 2,610m ²	MS-1	DB3/SA2	S	6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	(16) 原子炉補機冷却水系統の設計基準文書参照	参考資料-2に示す。	参考資料-3に示す。
格納容器入蒸ガス試料冷却器	—	—	—/SA2	—	9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	伝熱容量： 約4kW	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A、D格納容器内循環ユニット	容量：13.0MW (格納容器最高 使用圧力の2倍 0.78MPa、 168℃)時、冷 却水温度35℃、 冷却水流量 141m ³ /hにおい て) 伝熱面積： 4918.8m ² 以上	MS-3 PS-3	— ／ —	S	5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	伝熱容量： 約13.0MW (1基当たり)	参考資料－2に示す。	—
A、B中央制御室空調ユニット (3・4号機共用)	容量：500 m ³ /min	MS-1	— ／ —	S	1 6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	Q24 換気空調系統 (中央制御室 空調系統) 参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
A、B加圧器速がし弁	空気作動弁	PS-1 PS-2 MS-2 MS-3 (注) 便宜上、安 全重要度分類上 クラス3に位置 づけられる機能 に分類している が、SA事象に対 する安全解析上 重要な機能とし て記載。	DB1/SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするた めの設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 2 8) 加圧器速がし弁 A) 容量 B) 自動作動 C) 中央制御室からの手動操作	—	—	—
A、B加圧器速がし弁前弁	電動弁	PS-1 MS-2	DB1/SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするた めの設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備	—	—	—
A、B、C加圧器安全弁	ばね弁	PS-1 MS-1 PS-2	—/—	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするた めの設備 2 9) 加圧器安全弁 A) 最小容量 B) 作動圧力	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類ハ	工認要目表	保安規定
充てんポンプ入口燃料取替用水 ピット間補給弁A、B	電動弁	MS-1	DB2/SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 1) 充てんポンプ A) 流量 B) 自己冷却機能	—	—	—
充てんライン流量制御弁	空気作動弁	MS-1 PS-2	DB2/SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 1) 充てんポンプ A) 流量	—	—	—
A充てんポンプ出口逆止弁	逆止弁	MS-1 PS-2	DB2/SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 1) 充てんポンプ A) 流量 B) 自己冷却機能	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類ハ	工認要目表	保安規定
B 充てんポンプ出口逆止弁	逆止弁	MS-1 PS-2	DB2/SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 1) 充てんポンプ A) 流量 B) 自己冷却機能	—	—	—
充てんライン流量制御弁前止め弁	空気作動弁	MS-1 PS-2	DB2/SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 1) 充てんポンプ A) 流量	—	—	—
充てんライン止め弁	電動弁	MS-1 PS-2	DB2/SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 1) 充てんポンプ A) 流量	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類ハ	工認要目表	保安規定
充てんライン格納容器補綴弁	電動弁	MS-1 PS-2	DB2/SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 1) 充てんポンプ A) 流量	—	—	—
充てんライン格納容器補綴逆止弁	逆止弁	MS-1 PS-2	DB2/SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 1) 充てんポンプ A) 流量	—	—	—
B ループ充てんライン止め弁	空気作動弁	MS-1 PS-2	DB2/SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 1) 充てんポンプ A) 流量	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類ハ	工認要目表	保安規定
Bループ充てんライン第2逆止弁	逆止弁	PS-1 MS-1 PS-2	DB1/SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウナダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 1) 充てんポンプ A) 流量	—	—	—
Bループ充てんライン第1逆止弁	逆止弁	PS-1 MS-1 PS-2	DB1/SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウナダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 1) 充てんポンプ A) 流量	—	—	—
A、Bほう酸ポンプ出口逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	—	—	—
緊急ほう酸注入ライン補給弁	電動弁	MS-1	DB2/SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	—	—	—
緊急ほう酸注入ライン逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2/SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	—	—	—
充てんポンプ入山燃料取替用水ピット側補給逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2/SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウナダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 1) 充てんポンプ A) 流量 B) 自己冷却機能	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A、B高圧注入ポンプ燃料取替 用水ピット側入口弁	電動弁	MS-1	DB2/SA2	S	2) 原子炉冷却材圧力バウンスダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンスダリを減圧するための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンスダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための 設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 3) 高圧注入ポンプ A) 流量 4) 余熱除去ポンプ A) 流量	—	—	—
A、B高圧注入ポンプ燃料取替 用水ピット側入口逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2/SA2	S	2) 原子炉冷却材圧力バウンスダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンスダリを減圧するための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンスダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための 設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 3) 高圧注入ポンプ A) 流量 4) 余熱除去ポンプ A) 流量	—	—	—
A高圧注入ポンプ出口逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2/SA2	S	2) 原子炉冷却材圧力バウンスダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンスダリを減圧するための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンスダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための 設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 3) 高圧注入ポンプ A) 流量 4) 余熱除去ポンプ A) 流量	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類ハ	工認要目表	保安規定
B 高圧注入ポンプ出口逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2/SA2	S	2) 原子炉冷却材圧力バウナダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウナダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウナダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 3) 高圧注入ポンプ A) 流量	—	—	—
A 高圧注入ライン格納容器隔離弁	電動弁	MS-1	DB2/SA2	S	2) 原子炉冷却材圧力バウナダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウナダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウナダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 3) 高圧注入ポンプ A) 流量	—	—	—
B 高圧注入ライン格納容器隔離弁	電動弁	MS-1	DB2/SA2	S	2) 原子炉冷却材圧力バウナダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウナダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウナダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 3) 高圧注入ポンプ A) 流量	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類ハ	工認要目表	保安規定
A 高圧注入ライン格納容器隔離 逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2/SA2	S	2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための 設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 3) 高圧注入ポンプ A) 流量	—	—	—
B 高圧注入ライン格納容器隔離 逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2/SA2	S	2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための 設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 3) 高圧注入ポンプ A) 流量	—	—	—
A、B 高圧注入ポンプ出口連絡 弁	電動弁	MS-1	DB2/SA2	S	2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための 設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 3) 高圧注入ポンプ A) 流量	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類ハ	工認要目表	保安規定
A、B、C、D低温側高圧注入 ライン絞り弁	流量調整弁 (手動弁)	MS-1	DB2/SA2	S	2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための 設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 3) 高圧注入ポンプ A) 流量	—	—	
A、B、C、Dループ低温側高 圧注入ライン逆止弁	逆止弁	MS-1 PS-1	DB1/SA2	S	2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための 設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 3) 高圧注入ポンプ A) 流量	—	—	
A高圧注入ポンプ格納容器再循 環サンプリング側入口格納容器隔離弁	電動弁	MS-1	DB2/SA2	S	2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 4) 余熱除去ポンプ A) 流量	—	—	

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
B 高圧注入ポンプ格納容器再循環 サンプル側入口格納容器隔離弁	電動弁	MS-1	DB2/SA2	S	2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 4) 余熱除去ポンプ A) 流量	—	—	—
A 高圧注入ポンプ格納容器再循 環サンプル側入口逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2/SA2	S	2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 4) 余熱除去ポンプ A) 流量	—	—	—
B 高圧注入ポンプ格納容器再循 環サンプル側入口逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2/SA2	S	2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 4) 余熱除去ポンプ A) 流量	—	—	—
A、B 余熱除去ポンプRWS ピット及び再循環サンプル側入口 弁	電動弁	MS-1	DB2/SA2	S	4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための 設備 4) 余熱除去ポンプ A) 流量	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類ハ	工認要目表	保安規定
A、B余熱除去ポンプRWS ピット及び再循環サンプ側入口 逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2/SA2	S	4) 原子炉冷却材圧力バウンスダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための 設備 4) 余熱除去ポンプ A) 流量	—	—	—
A、B、C、D蓄圧タンク出口 弁	電動弁	MS-1	DB2/SA2	S	2) 原子炉冷却材圧力バウンスダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンスダリを減圧するための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンスダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3 7) 蓄圧タンク A) 保持圧力 B) 保有水量 C) 非凝縮性ガス混入防止のための隔離機能 D) 手動開操作機能	—	—	—
A、B、C、D蓄圧タンク注入 ライン第2逆止弁	逆止弁	MS-1 PS-1	DB1/SA2	S	2) 原子炉冷却材圧力バウンスダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンスダリを減圧するための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンスダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3 7) 蓄圧タンク A) 保持圧力 B) 保有水量	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A、B、C、D 減圧タンク注入口 ライン第1 逆止弁	逆止弁	MS-1 PS-1	DB1/SA2	S	2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 3) 高圧注入ポンプ A) 流量 4) 余熱除去ポンプ A) 流量 7) 格納容器スプレイポンプ A) 流量 C) A格納容器スプレイポンプによるRHRs-CSS直線ラインを用いた代替再循環機能 1 0) 恒設代替低圧注水ポンプ A) 原子炉へ注水する場合の容量 1 1) 可搬式代替低圧注水ポンプ A) 原子炉容器に注水する場合の容量 3 7) 蓄圧タンク A) 保持圧力 B) 保有水量	—	—	—
燃料取扱用ホット補給用復水 ヒット水移送ライン逆止弁	逆止弁	—	—/SA2	S	4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 1) 予てんポンプ A) 流量 1 0) 恒設代替低圧注水ポンプ A) 原子炉へ注水する場合の容量 B) 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量	—	—	—
A、B余熱除去ポンプB (C) ループ高圧側入口止め弁	電動弁	MS-1 PS-1 PS-2	DB1 /SA2	S	2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A 余熱除去冷却器出口流量調節弁	空気作動弁	MS-1 PS-2	DB2/SA2	S	2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 4) 余熱除去ポンプ A) 流量 7) 格納容器スプレイポンプ A) 流量 C) A格納容器スプレイポンプによるRHRS-CSS連絡ラインを用いた代替再循環機能 1 0) 恒設代替低圧注水ポンプ A) 原子炉へ注水する場合の容量 1 1) 可搬式代替低圧注水ポンプ A) 原子炉容器に注水する場合の容量	—	—	—
B 余熱除去冷却器出口流量調節弁	空気作動弁	MS-1 PS-2	DB2/SA2	S	2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 4) 余熱除去ポンプ A) 流量	—	—	—
A、B 余熱除去ポンプ入口格納容器隔離弁	電動弁	MS-1 PS-1 PS-2	DB1 / SA2	S	2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A、B余熱除去ポンプ出口逆止弁	逆止弁	MS-1 PS-2	DB2/SA2	S	2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 4) 余熱除去ポンプ A) 流量	—	—	—
A余熱除去冷却器出口格納容器隔離弁	電動弁	MS-1 PS-2	DB2/SA2	S	2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1. 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 4) 余熱除去ポンプ A) 流量 7) 格納容器スプレイポンプ A) 流量 C) A格納容器スプレイポンプによるRHRS-CSS直結ラインを用いた代替再循環機能 1. 0) 恒設代替低圧注水ポンプ A) 原子炉へ注水する場合の容量 1. 1) 可搬式代替低圧注水ポンプ A) 原子炉容器に注水する場合の容量	—	—	—
B余熱除去冷却器出口格納容器隔離弁	電動弁	MS-1 PS-2	DB2/SA2	S	2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 4) 余熱除去ポンプ A) 流量	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A 余熱除去冷却器出口格納容器 隔離逆止弁	逆止弁	MS-1 PS-2	DB2/SA2	S	2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための 設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 4) 余熱除去ポンプ A) 流量 7) 格納容器スプレイポンプ A) 流量 C) A格納容器スプレイポンプによるRHRS-CSS連 結ラインを用いた代替再循環機能 1 0) 恒設代替低圧注水ポンプ A) 原子炉へ注水する場合の容量 1 1) 可搬式代替低圧注水ポンプ A) 原子炉容器に注水する場合の容量	—	—	—
B 余熱除去冷却器出口格納容器 隔離逆止弁	逆止弁	MS-1 PS-2	DB2/SA2	S	2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための 設備 4) 余熱除去ポンプ A) 流量	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備略称仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類ハ	工認要目表	保安規定
A、B余熱除去冷却器出口連絡 弁	電動弁	MS-1 PS-2	DB2/SA2	S	2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための 設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 4) 余熱除去ポンプ A) 流量 7) 格納容器スプレイポンプ A) 流量 C) A格納容器スプレイポンプによるRHRS-CSS連 結ラインを用いた代替再循環機能 1 0) 恒設代替低圧注水ポンプ A) 原子炉へ注水する場合の容量 1 1) 可搬式代替低圧注水ポンプ A) 原子炉容器に注水する場合の容量	—	—	—
					2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための 設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 4) 余熱除去ポンプ A) 流量 7) 格納容器スプレイポンプ A) 流量 C) A格納容器スプレイポンプによるRHRS-CSS連 結ラインを用いた代替再循環機能 1 0) 恒設代替低圧注水ポンプ A) 原子炉へ注水する場合の容量 1 1) 可搬式代替低圧注水ポンプ A) 原子炉容器に注水する場合の容量	—	—	—
A、B、C、Dループ低溫側低 圧注水ライン逆止弁	逆止弁	MS-1 PS-1 PS-2	DB1/SA2	S	2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための 設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 4) 余熱除去ポンプ A) 流量 7) 格納容器スプレイポンプ A) 流量 C) A格納容器スプレイポンプによるRHRS-CSS連 結ラインを用いた代替再循環機能 1 0) 恒設代替低圧注水ポンプ A) 原子炉へ注水する場合の容量 1 1) 可搬式代替低圧注水ポンプ A) 原子炉容器に注水する場合の容量	—	—	—
					2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための 設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 4) 余熱除去ポンプ A) 流量 7) 格納容器スプレイポンプ A) 流量 C) A格納容器スプレイポンプによるRHRS-CSS連 結ラインを用いた代替再循環機能 1 0) 恒設代替低圧注水ポンプ A) 原子炉へ注水する場合の容量 1 1) 可搬式代替低圧注水ポンプ A) 原子炉容器に注水する場合の容量	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備略称仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類ハ	工認要目表	保安規定
AM用代替再循環ライン第1電動弁	電動弁	—	DB2/SA2	S	4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 7) 格納容器スプレイポンプ A) 流量 C) A格納容器スプレイポンプによるRHRS—CSS連続ラインを用いた代替再循環機能 1 0) 恒設代替低圧注水ポンプ A) 原子炉へ注水する場合の容量 1 1) 可搬式代替低圧注水ポンプ A) 原子炉容器に注水する場合の容量	—	—	
AM用代替再循環ライン第2電動弁	電動弁	—	DB2/SA2	z	4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 7) 格納容器スプレイポンプ A) 流量 C) A格納容器スプレイポンプによるRHRS—CSS連続ラインを用いた代替再循環機能 1 0) 恒設代替低圧注水ポンプ A) 原子炉へ注水する場合の容量 1 1) 可搬式代替低圧注水ポンプ A) 原子炉容器に注水する場合の容量	—	—	
A、B、C、D主蒸気速がし弁	空気作動弁	MS-1	—/SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 3 1) 主蒸気速がし弁 A) 容量 B) 自動作動 C) 中央制御室からの手動操作 D) 現場での手動操作	—	—	

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類ハ	工認要目表	保安規定
A、B、C、D主蒸気速がし弁 元弁	電動弁	MS-1	DB2/SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 3 1) 主蒸気速がし弁 A) 容量	—	—	—
A、B、C、D-1主蒸気安全弁 A、B、C、D-2主蒸気安全弁 A、B、C、D-3主蒸気安全弁 A、B、C、D-4主蒸気安全弁 A、B、C、D-5主蒸気安全弁	ばね弁	MS-1	—/—	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 3 2) 主蒸気安全弁 A) 容量 B) 作動圧力	—	—	—
A、B、C、D主蒸気隔離弁	空気作動弁	MS-1	DB2/SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 3 3) 主蒸気隔離弁 A) 最大閉止時間 B) ATWS緩和設備による自動閉止 C) 中央制御室からの手動操作	—	—	—
タービン動補助給水ポンプ起動 弁A、B	電動弁	MS-1	—/SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 3 4) タービン動補助給水ポンプ起動弁 A) 手動操作機能	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類ハ	工認要目表	保安規定
タービン動補助給水ポンプ駆動 蒸気B (D) 主蒸気供給ライン 止め弁	電動弁	MS-1	DB2/SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 5) タービン動補助給水ポンプ C) 手動操作機能	—	—	
タービン動補助給水ポンプ駆動 蒸気B (D) 主蒸気供給ライン 逆止弁	逆止弁	MS-1	—/SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 5) タービン動補助給水ポンプ	—	—	
A、B、C、Dタービン動補助 給水ライン流量調節弁	空気作動弁	MS-1	—/SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 5) タービン動補助給水ポンプ A) 供給流量	—	—	

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A、B電動補助給水ポンプ出口 逆止弁	逆止弁	MS-1	-/SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 6) 電動補助給水ポンプ A)供給流量	-	-	-
A、B、C、D電動補助給水ライン 流量調節弁	電動弁	MS-1	-/SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 6) 電動補助給水ポンプ A)供給流量	-	-	-
A、B、C、D電動補助給水ライン 流量調節弁出口逆止弁	逆止弁	MS-1	-/SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 6) 電動補助給水ポンプ A)供給流量	-	-	-

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類ハ	工認要目表	保安規定
A、B、C、Dタービン動補助 給水ライン流量調節弁出口逆止 弁	逆止弁	MS-1	-/SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 5) タービン動補助給水ポンプ A) 供給流量	-	-	-
A、B、C、D補助給水逆止弁	逆止弁	MS-1	-/SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 5) タービン動補助給水ポンプ A) 供給流量 6) 電動補助給水ポンプ A) 供給流量	-	-	-
A、B、C、D補助給水隔離弁	電動弁	MS-1	DB2/SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 5) タービン動補助給水ポンプ A) 供給流量 6) 電動補助給水ポンプ A) 供給流量	-	-	-

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
復水ピット電動補助給水ポンプ 側止め弁	電動弁	MS-1	-/SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 1) 充てんポンプ A) 流量 6) 電動補助給水ポンプ A) 供給流量 1 0) 恒設代替低圧注水ポンプ A) 原子炉へ注水する場合の容量 B) 原子炉格納容器内にスプレーする場合の容量	—	—	—
復水ピットタービン動補給水 ポンプ側止め弁	電動弁	MS-1	-/SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 5) タービン動補給水ポンプ A) 供給流量	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類ハ	工認要目表	保安規定
A、B電動補助給水ポンプ入口 ライン復水ピット側逆止弁	逆止弁	MS-1	-/SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 6) 電動補助給水ポンプ A)供給流量	-	-	-
タービン動補助給水ポンプ入口 ライン復水ピット側逆止弁	逆止弁	MS-1	-/SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 5) タービン動補助給水ポンプ A)供給流量	-	-	-
A格納容器スプレイポンプ燃料 取替用水ミット側入口止め弁	電動弁	MS-1	DB2/SA2	S	4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 7) 格納容器スプレイポンプ A)流量 C) A格納容器スプレイポンプによるRRHS-CSS S連絡ラインを用いた代替再循環機能	-	-	-

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
B 格納容器スプレイポンプ燃料 取替用水ピット側入口止め弁	電動弁	MS-1	DB2/SA2	S	4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための 設備 7) 格納容器スプレイポンプ A) 流量	—	—	—
A 格納容器スプレイポンプ燃料 取替用水ピット側入口逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2/SA2	S	4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための 設備 7) 格納容器スプレイポンプ A) 流量 C) A格納容器スプレイポンプによるRHR S—C S S 連絡ラインを用いた代替再循環機能	—	—	—
B 格納容器スプレイポンプ燃料 取替用水ピット側入口逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2/SA2	S	4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための 設備 7) 格納容器スプレイポンプ A) 流量	—	—	—
A 格納容器スプレイポンプ再循 環サンプリング側入口格納容器隔離弁	電動弁	MS-1	DB2/SA2	S	4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 7) 格納容器スプレイポンプ A) 流量 C) A格納容器スプレイポンプによるRHR S—C S S 連絡ラインを用いた代替再循環機能	—	—	—

注 1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類ハ	工認要目表	保安規定
A格納容器スプレイ冷却器出口 格納容器隔離弁	電動弁	MS-1	DB2/SA2	S	4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 7) 格納容器スプレイポンプ A) 流量 1.0) 恒設代替低圧注水ポンプ B) 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量 1.1) 可搬式代替低圧注水ポンプ B) 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量	—	—	—
B格納容器スプレイ冷却器出口 格納容器隔離弁	電動弁	MS-1	DB2/SA2	S	4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 7) 格納容器スプレイポンプ A) 流量	—	—	—
A格納容器スプレイ冷却器出口 格納容器隔離逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2/SA2	S	4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 7) 格納容器スプレイポンプ A) 流量 1.0) 恒設代替低圧注水ポンプ B) 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量 1.1) 可搬式代替低圧注水ポンプ B) 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
B 格納容器スプレイ冷却器出口 格納容器隔離逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2/SA2	S	4) 原子炉冷却材圧力バウンスダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための 設備 1.3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 7) 格納容器スプレイポンプ A) 流量	—	—	—
A 格納容器スプレイポンプ再循 環サンプリング側入口逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2/SA2	S	4) 原子炉冷却材圧力バウンスダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 7) 格納容器スプレイポンプ A) 流量 C) A格納容器スプレイポンプによるRHR S—C S S 連絡ラインを用いた代替再循環機能	—	—	—
A 格納容器スプレイリングD入口 逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2/SA2	S	4) 原子炉冷却材圧力バウンスダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための 設備 1.3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 7) 格納容器スプレイポンプ A) 流量 1.0) 恒設代替低圧注水ポンプ B) 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量 1.1) 可搬式代替低圧注水ポンプ B) 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備略称仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類ハ	工認要目表	保安規定
B 格納容器スプレイリングD入口 逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2/SA2	S	4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 7) 格納容器スプレイポンプ A) 流量	—	—	—
恒設代替低圧注水ポンプ出口第1 流量調整弁	流量調整弁 (手動弁)	—	DB2/SA2	S	4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 1.0) 恒設代替低圧注水ポンプ A) 原子炉へ注水する場合の容量 B) 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量	—	—	—
恒設代替低圧注水ポンプ出口第2 流量調整弁	流量調整弁 (手動弁)	—	DB2/SA2	S	4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 1.0) 恒設代替低圧注水ポンプ A) 原子炉へ注水する場合の容量 B) 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備郵便仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設備許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
恒設代替低圧注水ライン逆止弁	逆止弁	—	DB2/SA2	S	4) 原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 1.0) 恒設代替低圧注水ポンプ A) 原子炉へ注水する場合の容量 B) 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量 1.1) 可搬式代替低圧注水ポンプ A) 原子炉容器に注水する場合の容量 B) 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量	—	—	
A、D格納容器再循環ユニット 格納容器空気温度制御弁	空気作動弁	—	DB3/SA2	S	7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	—	—	—
A、B原子炉補機冷却水ポンプ 出口逆止弁	逆止弁	MS-1	DB3/SA2	S	6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	—	—	—
C、D原子炉補機冷却水ポンプ 出口逆止弁	逆止弁	MS-1	DB3/SA2	S	9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	—	—	—
A・D格納容器再循環ユニット 冷却水供給ライン格納容器隔離弁	電動弁	MS-1	DB2/SA2	S	5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	—	—	—
A、D格納容器再循環ユニット 冷却水戻りライン格納容器隔離弁	電動弁	MS-1	DB2/SA2	S	5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	—	—	—
A、B、C海水ポンプ出口逆止弁	逆止弁	MS-1	DB3/SA2	S	6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A・B海水供給主管A（B）逆 絡弁	電動弁	MS-1	DB3/SA2	S	6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	—	—	—
A原子炉補機冷却水冷却器海水 止め弁	電動弁	MS-1	DB3/SA2	S	6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	—	—	—
A可搬型格納容器水素ガス試料 圧縮機表置出口逆止弁	逆止弁	—	—/SA3	—	9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止する ための設備 1 6) 可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置 A) 空気供給	—	—	—
A、B制御用空気格納容器隔離 弁	電動弁	MS-2	DB3/SA2	S	3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備 1 5) 可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用） A) 空気供給 4 9) 窒素ポンプ（代替制御用空気供給用） A) 容量	—	—	—
A、B制御用空気格納容器隔離 逆止弁	逆止弁	MS-2	DB3/SA2	S	3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備 1 5) 可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用） A) 空気供給 4 9) 窒素ポンプ（代替制御用空気供給用） A) 容量	—	—	—
A、Bアニュウラス全量排気弁	空気作動弁	MS-1	DB3/SA2	S	1 0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する ための設備 1 6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	—	—	—
A、Bアニュウラス少量排気弁	空気作動弁	MS-1	DB3/SA2	S	1 0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する ための設備 1 6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	—	—	—
格納容器アンフル取り出しライ ン格納容器第1隔離弁	電動弁	MS-1	DB2/SA2	S	9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止する ための設備	—	—	—
格納容器アンフル取り出しライ ン格納容器第2隔離弁	空気作動弁	MS-1	DB2/SA2	S	9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止する ための設備	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
格納容器サブバルブリライン格 納容器隔離弁	空気作動弁	MS-1	DB2/SA2	S	9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止する ための設備	—	—	—
格納容器サブバルブリライン格 納容器隔離逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2/SA2	S	9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止する ための設備	—	—	—
A、Bアンニュラス排気ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	—/—	S	1 0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する ための設備 1 6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	—	—	—
A、Bアンニュラス戻りダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	—/—	S	1 0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する ための設備 1 6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	—	—	—
アンニュラス排気第1隔離ダンパ アンニュラス排気第2隔離ダンパ アンニュラス排気第1隔離ダンパ アンニュラス排気第2隔離ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	—/—	S	1 0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する ための設備 1 6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	—	—	—
A、B格納容器排気ファン出口 ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	—/—	S	1 0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する ための設備	—	—	—
格納容器排気止めダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	—/—	S	1 0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する ための設備	—	—	—
補助建屋排気止めダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	—/—	S	1 0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する ための設備	—	—	—
補助建屋排気流量調節ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	—/—	S	1 0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する ための設備	—	—	—
放射線管理室排気流量制御ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	—/—	S	1 0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する ための設備	—	—	—
放射線管理室排気止めダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	—/—	S	1 0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する ための設備	—	—	—
A、B中央制御室外気吸入止め ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	—/—	S	1 6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
キッチン排気第1隔離ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	-/-	S	1 6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	-	-	-
キッチン排気第2隔離ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	-/-	S	1 6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	-	-	-
A、B中央制御室大気放出流量 調節ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	-/-	S	1 6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	-	-	-
A、B中央制御室非常用循環 ファン入口ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	-/-	S	1 6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	-	-	-
A、B中央制御室空調ファン出 口ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	-/-	S	1 6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	-	-	-
A、B中央制御室循環ファン入 口ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	-/-	S	1 6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	-	-	-
A、B中央制御室外気取入流量 調節ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	-/-	S	1 6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	-	-	-
A、B中央制御室循環流量調節 ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	-/-	S	1 6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	-	-	-
A、B中央制御室事故時外気取 入流量調節ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	-/-	S	1 6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	-	-	-
A、B中央制御室事故時循環流 量調節ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	-/-	S	1 6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	-	-	-
A、Bほう酸タンク	容量：100m ³	MS-1	DB2/SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするた めの設備	容量： 約100m ³ /個	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A、B、C、D 蓄圧タンク	容量：38.2 m ³	MS-1	DB2/SA2	S	2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3.7) 蓄圧タンク A) 保持圧力 B) 保水水量	(13) 安全注水系統参照	参考資料-2に示す。	参考資料-3に示す。
原子炉補機冷却水サージタンク	容量：8m ³	MS-1	DB3/SA2	S	6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 3.8) 原子炉補機冷却水サージタンク A) 格納容器再循環ユニットへ通水する原子炉補機冷却水の沸騰防止のための加圧機能	(16) 原子炉補機冷却水系統参照	参考資料-2に示す。	参考資料-3に示す。
格納容器水素ガス試料量分離器	—	—	—/SA2	—	9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	容量：約22ℓ	—	—
復水ピット	容量：約1,200m ³	MS-1	—SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 4.0) 復水ピット A) 復水ピット水量	(18) 補助給水系統参照	参考資料-2に示す。	参考資料-3に示す。

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
燃料取替用水ピット	容量：2900m ³	MS-1	DB2/SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 4 1) 燃料取替用水ピット A) ほう素濃度 B) 水量	(10) 燃料貯蔵設備及び取扱設備 参照	参考資料－2に示す。 参考資料－3に示す。	
A格納容器再循環サンブ	－	MS-1	－	－	2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 7) 格納容器スプレイポンブ A) 流量 C) A格納容器スプレイポンブによるRHRS-CSS連絡ラインを用いた代替再循環機能 4 2) 格納容器再循環サンブ A) 形状	(13) 安全注入系統参照	参考資料－2に示す。 参考資料－3に示す。	

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類人	工認要目表	保安規定
B格納容器再循環サンプリングポンプ	—	MS-1	—	—	2) 原子炉冷却材圧力バウンスダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンスダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンスダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 4 2) 格納容器再循環サンプリングポンプ A) 形状	(13) 安全注入系統参照	参考資料-2に示す。 参考資料-3に示す。	
A格納容器再循環サンプリングポンプ	容量：2,540m ³ /h	MS-1	DB2/SA2	S	2) 原子炉冷却材圧力バウンスダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンスダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンスダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 7) 格納容器スプレイポンプ A) 流量 C) A格納容器スプレイポンプによるRHRS-CSS連絡ラインを用いた代替再循環機能	(13) 安全注入系統参照	参考資料-2に示す。 参考資料-3に示す。	
B格納容器再循環サンプリングポンプ	容量：2,540m ³ /h	MS-1	DB2/SA2	S	2) 原子炉冷却材圧力バウンスダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンスダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンスダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備	(13) 安全注入系統参照	参考資料-2に示す。 参考資料-3に示す。	
A、Bエアネーラス空気浄化フィルタユニット	よう素除去効率： 総合除去効率：95%（相対湿度95%、温度30℃において） 粒子除去効率：99%以上（0.7μm粒子） 容量：156m ³ /min	MS-1	—/—	S	1 0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 1 6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	粒子除去効率：99%以上（0.7μm粒子）	参考資料-2に示す。 —	

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
中央制御室非常用備用電源ユニット (3・4号機共用)	よう素除去効率 総合除去効率： 95% (相対湿度 95%、温度30℃ において) 粒子除去効率： 99%以上 (0.7μm 粒子) 容量： 230m ³ /min	MS-1	—/—	S	1 6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	粒子除去効率：99%以上 (0.7μm 粒子)	参考資料—2に示す。	—
送水車	容量[m ³ /h/個]: 300 吐出圧力[MPa]: 1.3	—	—/SA3	—	4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 1 1) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 1 2) 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するため の設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備	容量: 約300m ³ /h (1台当たり) 吐出圧力: 約1.3MPa [gage]	参考資料—2に示す。	参考資料—3に示す。
電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用)	容量[kVA/個]: 610 出力[kW/個]: 565 力率[%]: 80 (遅れ) 電圧[V]: 440 周波数[Hz]: 60	—	—/SA3	—	4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 1 3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備	容量: 約610kVA (1台当たり)	参考資料—2に示す。	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類ハ	工認要目表	保安規定
仮設組立式水槽	容量[m ³ /個]: 12	—	—/SA3	—	4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低止時に緊急用原子 炉を冷却するための設備 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備	容量: 約12m ³ (1基当たり)	参考資料—2に示す。	—
軽油ドラム缶 (3・4号機共 用)	容量[l]: 20,214以上	—	—/SA3	—	6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 1.1) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 1.2) 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための 設備 1.3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備	個数: 105 容量: 約2000 (1個当たり)	参考資料—2に示す。	参考資料—3に示す。
窒素ポンペ (代替制御用空気供 給用)	—	—	—/SA3	—	3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備 9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止する ための設備 1.0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する ための設備 1.6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 4.9) 窒素ポンペ (代替制御用空気供給用) A)容量	本数: 10 (予備2) 容量: 約7Nm ³ (1本当たり)	参考資料—2に示す。	参考資料—3に示す。
可搬型バッテリー (加圧器速がし 弁用)	容量[Wh/個]: 780 電圧[V]: 125	—	—/—	—	3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備	容量: 約780Wh 電圧: 約125V	参考資料—2に示す。	—
窒素ポンペ (原子炉補機冷却水 サージタンク加圧用)	容量[l]: 83.0以上	—	—/SA3	—	6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	本数: 2 (予備1) 容量: 約7Nm ³ (1本当たり)	参考資料—2に示す。	参考資料—3に示す。

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類ハ	工認要目表	保安規定
スプレイヘッド	—	—	—/SA3	—	1.1) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 1.2) 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備	—	—	—
放水砲（3・4号機共用）	—	—	—/SA3	—	1.1) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 1.2) 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備	—	—	—
静的触媒式水素再結合装置	静的触媒式	—	—/—	—	9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	再結合率: 約1.2kg/h（1基当たり）（水素濃度4vol%、圧力0.15MPa[abs]時）	参考資料－2に示す。	—
原子炉格納容器水素燃焼装置	ヒータインテグレート方式	—	—/—	—	9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	容量: 約556W（1個当たり）	参考資料－2に示す。	—
可搬型格納容器水素ガス濃度	計測範囲: 0～20vol%	—	—/—	—	9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 1.5) 計表設備	計測範囲: 0～20vol%	参考資料－2に示す。	—
可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（SA）用）	計測範囲: 0～200℃	—	—/—	—	5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 1.5) 計表設備	計測範囲: 0～200℃	参考資料－2に示す。	—
可搬式使用済燃料ピット水位	計測範囲: E.L.+22.0m～ E.L.+33.0m	—	—/—	—	1.1) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	計測範囲: E.L.+約22m～E.L.+約33m	参考資料－2に示す。	—
可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ	計測範囲: 0.01mSv/h～ 100mSv/h	—	—/—	—	1.1) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	計測範囲: 0.01～100mSv/h	参考資料－2に示す。	—
使用済燃料ピット監視カメラ	—	—	—/—	—	1.1) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類ハ	工認要目表	保安規定
使用済燃料ピット監視カメラ布 却装置	流量: 252ℓ/min	—	—/—	—	1 1) 使用済燃料貯蔵槽の布却等のための設備	—	—	—
可搬型照明 (SA) (3・4 号 機共用、3 号機に保管)	—	—	—/—	—	1 6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	—	—	—
酸素濃度計 (3・4 号機共用、 3 号機に保管)	測定 (使用) 範 囲: 0～25vol%	—	—/—	—	1 6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	測定範囲: 0～25%	—	—
二酸化炭素濃度計 (3・4 号機 共用、3 号機に保管)	測定 (使用) 範 囲: 0～1vol%(0～ 5vol%)の範囲で 測定可能)	—	—/—	—	1 6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	測定範囲: 0～1%	—	—

注 1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類ハ	工認要目表	保安規定
配管・継手	—	MS-1 PS-1 PS-2 —	DB1, DB2, DB3, — /SA2	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 13) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1.1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類ハ	工認要目表	保安規定
配管・継手	—	MS-1 PS-1 PS-2 —	DB1, DB2, DB3, — /SA2	S	1) 充てんポンプ A) 流量 B) 自己冷却機能 3) 高圧注入ポンプ A) 流量 B) B高圧注入ポンプの高圧代替再循環運転時における海水冷却機能 4) 余熱除去ポンプ A) 流量 5) タービン動補助給水ポンプ A)供給流量 6) 電動補助給水ポンプ A)供給流量 7) 格納容器スプレイポンプ A)流量 B) 格納容器スプレイの運転時間 C) A格納容器スプレイポンプによるRHRS—CSS直結ラインを用いた代替再循環機能 1 0) 恒設代替低圧注水ポンプ A) 原子炉へ注水する場合の容量 B) 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量	—	—	

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類ハ	工認要目表	保安規定
配管・継手	—	MS-1 PS-1 PS-2 —	DB1, DB2, DB3, — /SA2	S	1 1) 可搬式代替低圧注水ポンプ A) 原子炉容器に注水する場合の容量 B) 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量 1 2) 大容量ポンプ A) 容量 1 5) 可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用） A) 空気供給 1 6) 可搬型格納容器水素ガス試験圧縮装置 A) 空気供給 2 8) 加圧器逃がし弁 A) 容量 2 9) 加圧器安全弁 A) 最小容量 3 1) 主蒸気逃がし弁 A) 容量 3 2) 主蒸気安全弁 A) 容量 3 7) 蓄圧タンク A) 保持圧力 B) 保有水量 3 8) 原子炉補機冷却水サーージタンク A) 格納容器再循環ユニットへ通水する原子炉補機冷却水の沸騰防止のための加圧機能 4 9) 窒素ポンプ（代替制御用空気供給用） A) 容量 1 0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 1 0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 1 6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 1 6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 1 6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	—	—	—
クラス4管ダクト	—	MS-1	DB4/SA2	S	1 0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	—	—	—
排気筒	地表高さ 73.0 m 口径 2.6m(丸 型) 2.7m×2.7m (角 型)	MS-1	—/—	S	1 0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 1 6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	—	—	—
ダクト、加熱コイル、加温器、 防火ダンパ	—	MS-1	—/—	S	1 6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	—	—	—
中央制御室バウンダリ体積	5100m ³	MS-1	—/—	S	1 6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
事故時滞在区画体積	4900m ³	MS-1	—/—	S	1.6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	—	—	—
中央制御室遮蔽 (3・4号機共用)	鉄筋コンクリート 北壁 1.0m 東壁 1.0m 南壁 1.0m 西壁 1.0m 天井 0.70m 床 0.45m 密度 2.15g/cm ³	MS-1	—	S	1.6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	(21) 放射線管理施設参照	参考資料-2に示す。	参考資料-3に示す。
外部遮蔽 (重大事故等時のみ 3・4号機共用)	鉄筋コンクリート 円筒部 1.3m ドーム部 1.1m 密度 2.15g/cm ³	MS-1	—	S	1.6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 1.8) 緊急時対策所	(21) 放射線管理施設参照	参考資料-2に示す。	参考資料-3に示す。
補助遮蔽(E.L.+17.1m アニュラス) (3・4号機共用)	鉄筋コンクリート 東壁 1.10m 0.90m 南壁 0.90m 西壁 1.10m 0.90m 0.50m 床 1.20m 密度 2.15g/cm ³	—	—	—	1.6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 1.8) 緊急時対策所	—	参考資料-2に示す。	—
補助遮蔽(E.L.+22.0m アニュラス) (3・4号機共用)	鉄筋コンクリート 東壁 1.10m 0.90m 南壁 0.90m 西壁 1.10m 0.90m 0.50m 密度 2.15g/cm ³	—	—	—	1.6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 1.8) 緊急時対策所	—	参考資料-2に示す。	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
補助遮蔽(E.L.+26.0m アニュラス) (3・4号機共用)	鉄筋コンクリート 東壁 1.10m 0.90m 南壁 1.10m 0.90m 西壁 1.10m 0.90m 密度 2.15g/cm ³	—	—	—	1.6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 1.8) 緊急時対策所	—	参考資料－2に示す。	—
補助遮蔽(E.L.+33.6m アニュラス) (3・4号機共用)	鉄筋コンクリート 床 1.10m 0.935m 密度 2.15g/cm ³	—	—	—	1.6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 1.8) 緊急時対策所	—	参考資料－2に示す。	—
補助遮蔽(E.L.+17.1m 原子炉周辺建屋) (3・4号機共用)	鉄筋コンクリート 西壁 0.90m 密度 2.15g/cm ³	—	—	—	1.6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 1.8) 緊急時対策所	—	参考資料－2に示す。	—
補助遮蔽(E.L.+22.0m 原子炉周辺建屋) (3・4号機共用)	鉄筋コンクリート 西壁 0.90m 密度 2.15g/cm ³	—	—	—	1.6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 1.8) 緊急時対策所	—	参考資料－2に示す。	—
緊急時対策所遮蔽 (3・4号機共用)	鉄筋コンクリート 北壁 0.950m 東壁 0.950m 南壁 0.950m 西壁 0.950m 天井 0.950m 密度 2.1g/cm ³	—	—	—	1.8) 緊急時対策所	—	参考資料－2に示す。	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類ハ	工認要目表	保安規定
泡湿弁器（3・4号機共用、3号機に保管（予備1台（3・4号機共用、3号機に保管）））	泡湿水和容量： 4m ³	—	—/—	—	1・2）工場等外への放射性物質の拡散を抑制するため の設備	—	—	—
シロトフエンス（3・4号機共用、3号機に保管）	長さ[m]： 取水路側 約35 約10 放水路側 約5.8 約5.4 高さ[m]： 取水路側 約7 約12	—	—/—	—	1・2）工場等外への放射性物質の拡散を抑制するため の設備	(a)取水路側 幅： 約35m（幅約20m／本を1本、約15m／本を1本で1組として2組を保管） 高さ： 約7m（1組当たり） 幅： 約10m（幅約10m／本を1本で1組として2組を保管） 高さ： 約7m（1組当たり） (b)放水路側 幅： 約5.4m（幅約5.4m／本を2本で1組として2組を保管） 高さ： 約12m（1組当たり） 幅： 約5.8m（幅約5.8m／本を2本で1組として2組を保管）	—	参考資料－3に示す。

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA)	耐震 クラス (注1)	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類	工認要目表	保安規定
1 次冷却材高温側温度 (広域)	0~400℃	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	参考資料—2に示す。	参考資料—3に示す。
1 次冷却材低温側温度 (広域)	0~400℃	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	参考資料—2に示す。	参考資料—3に示す。
1 次冷却材圧力	0~20.6 MPa	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	参考資料—2に示す。	参考資料—3に示す。
加圧器水位	0~100%	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	参考資料—2に示す。	参考資料—3に示す。
高圧注入流量	0~400 m ³ /h	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	参考資料—2に示す。	参考資料—3に示す。
余熱除去流量	0~1300 m ³ /h	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	参考資料—2に示す。	参考資料—3に示す。
格納容器内温度	0~220℃	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	参考資料—2に示す。	参考資料—3に示す。
格納容器圧力 (広域)	—50~450 kPa	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	参考資料—2に示す。	参考資料—3に示す。
AM用格納容器圧力	0~1.5MPa	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	参考資料—2に示す。	参考資料—3に示す。
格納容器再循環サンプ水位 (広域)	0~100%	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	参考資料—2に示す。	参考資料—3に示す。
格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	0~100%	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	参考資料—2に示す。	参考資料—3に示す。
出力側減圧性子束	0~120%	—	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	参考資料—2に示す。	参考資料—3に示す。
中間減圧性子束	10-11 ~5×10 ⁻³ A	—	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	参考資料—2に示す。	参考資料—3に示す。
中性子源領域中性子束	1×100 ~1×106 cps	—	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	参考資料—2に示す。	参考資料—3に示す。
蒸気発生器水位 (広域)	0~100%	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	参考資料—2に示す。	参考資料—3に示す。

注1：耐震重要度分類におけるSクラスの他、重大事故等時対応施設に要求される耐震をSAとした。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA)	耐震 クラス (注1)	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認目表	保安規定
蒸気発生器水位 (監視)	0～100%	—	—	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を本臨界にするための設備 ・設定値 (1.3%) にてタービン動補助給水ポンプ、電動補助給水ポンプ起動信号発信 1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	参考資料—2に示す。	参考資料—3に示す。
蒸気発生器補給水流量	0～210 m ³ /h	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	参考資料—2に示す。	参考資料—3に示す。
主蒸気圧力	0～9.0MPa	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	参考資料—2に示す。	参考資料—3に示す。
原子炉補機冷却水サージタンク 水位	0～100%	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	参考資料—2に示す。	参考資料—3に示す。
燃料取扱用水レベル水位	0～100%	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	参考資料—2に示す。	参考資料—3に示す。
ほう酸タンク水位	0～100%	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	参考資料—2に示す。	参考資料—3に示す。
復水レベル水位	0～100%	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	参考資料—2に示す。	参考資料—3に示す。
制御用空気供給配管圧力	0～1.0MPa	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	参考資料—2に示す。	参考資料—3に示す。
手動(原子炉トリップスイッチ)	—	MS-1	—	S	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を本臨界にするための設備	(19) 計測制御系統参照	参考資料—2に示す。	参考資料—3に示す。
原子炉水位	0～100%	—	—	SA	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	参考資料—2に示す。	参考資料—3に示す。
恒設代替低圧注水積算流量	積算流量0～ 10000m ³ 流量0～ 160m ³ /h	—	—	SA	1.5) 計装設備	計測範囲： 0～160m ³ /h (積算：0～10,000m ³)	参考資料—2に示す。	—
格納容器スプレイ積算流量	積算流量0～ 10000m ³ 流量0～ 1700m ³ /h	—	—	SA	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	参考資料—2に示す。	参考資料—3に示す。
原子炉格納容器水位	ON-OFF	—	—	SA	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	参考資料—2に示す。	参考資料—3に示す。

注1：耐震重要度分類におけるSクラスの他、重大事故等時対応施設に要求される耐震をSAとした。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA)	耐震 クラス (注1)	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
原子炉下部キャビライ水位	ON-OFF	—	—	SA	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
静的融度式水素再結合装置温度 監視装置	0～800℃	—	—	SA	9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止する ための設備 1.5) 計装設備	計測範囲： 0～800℃	—	—
原子炉格納容器水素燃焼装置温度 監視装置	0～800℃	—	—	SA	9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止する ための設備 1.5) 計装設備	計測範囲： 0～800℃	—	—
アニユラス水素濃度	0～20vol%	—	—	SA	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
原子炉補給冷却水サージタンク 加圧ライン圧力	0～1.6MPa	—	—	SA	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
使用済燃料ヒート温度 (AM 用)	0～100℃	—	—	SA	1.1) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	計測範囲： 0～100℃	参考資料－2に示す。	—
使用済燃料ピット水位 (AM 用)	25.52～33.41m	—	—	SA	1.1) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	計測範囲： E.L.+25.52m～E.L.+33.41m	参考資料－2に示す。	—
A、B格納容器内高レベルジェリ アモニタ (低レベル)	電離箱検出器 個数 2 計測範囲 10 ² ～10 ⁴ pSv/h	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	(21) 放射線管理施設参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
A、B格納容器内高レベルジェリ アモニタ (高レベル)	電離箱検出器 個数 2 検出器 計測範囲 10 ³ ～10 ⁸ mSv/h	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	(21) 放射線管理施設参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。

注1：耐震重要度分類におけるSクラスの他、重大事故等時対応施設に要求される耐震をSAとした。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA)	耐震 クラス (注1)	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
炉外炉心監視盤	—	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
安全保護ナログ盤	—	—	—	SA	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を本臨界にするための設備	(19) 計測制御系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
原子炉格納容器内圧監視盤	—	—	—	SA	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
AM監視盤	—	—	—	SA	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
事故時放射線監視盤	—	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	(21) 放射線管理施設参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。

注1：耐震重要度分類におけるSクラスの他、重大事故等時対応施設に要求される耐震をSAとした。

表3.1.1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類ハ	工認要目表	保安規定
空冷式非常用発電装置	容量：1825kVA ×2台	－	－/SA2	－	2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 6) 原子炉格納容器内の希薄等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 1 0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 1 1) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 1 2) 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 1 3) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 1 4) 電源設備 1 6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	容量: 約1825kVA (1台当たり) 電圧: 6,600V	参考資料ー2に示す。	－

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、技術基準規則が定める材料及び構造、使用中の亀裂等による破壊の防止、耐圧試験等に機器クラスごとに準拠した設計とする。
なお、「－」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。

表3.1.1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
燃料油貯蔵タンク（重大事故等 時のみ3・4号機共用）	容量：165m ³	MS-1	—/—	S	2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 1.0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 1.1) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 1.2) 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 1.4) 電源設備 1.6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 1.7) 監視測定設備 1.8) 緊急時対策所 1.9) 通信連絡を行うために必要な設備	(25) 非常用電源系統参照	参考資料ー2に示す。 	

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、技術基準規則が定める材料及び構造、使用中の亀裂等による破壊の防止、耐圧試験等に機器クラスごとに準拠した設計とする。
なお、「—」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。

表3.1.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
重油タンク（重大事故等時のみ 3・4号機共用）	容量：200m ³	MS-1	ー/SA2	S	2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 6) 原子炉格納容器内の希釈等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 1.0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 1.1) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 1.2) 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 1.4) 電源設備 1.6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 1.7) 監視測定設備 1.8) 緊急時対策所 1.9) 通信連絡を行うために必要な設備	(25) 非常用電源系統参照	参考資料ー2に示す。	参考資料ー3に示す。

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、技術基準規則が定める材料及び構造、使用中の亀裂等による破壊の防止、耐圧試験等に機器クラスごとに準拠した設計とする。
なお、「ー」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類ハ	工認要目表	保安規定
タンクローリー用 (3・4号機共用)	容量[ℓ]: 3,440 個数: 2	—	-/SA3	—	2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 6) 原子炉格納容器内の布却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 1.0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 1.1) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 1.2) 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 1.4) 電源設備 1.6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 1.7) 監視測定設備 1.8) 緊急時対策所 1.9) 通信連絡を行うために必要な設備	容量: 3m ³ 以上 (1台当たり) 台数: 2	参考資料ー2に示す。 参考資料ー3に示す。	保安規定 参考資料ー3に示す。
号機間電力融通用ケーブル (3・4号機共用)	—	—	—/—	—	1.4) 電源設備	電圧: 6,600V	—	—
デューゼル発電機 (4 (3) 号機 設備、重大事故等時のみ3・4号 機共用)	容量: 7100kW	MS-1	—/—	S	1.4) 電源設備	4号機の(25) 非常用電源系統参照	参考資料ー2に示す。 参考資料ー3に示す。	参考資料ー3に示す。

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、技術基準規則が定める材料及び構造、使用中の亀裂等による破壊の防止、耐圧試験等に機器クラスごとに準拠した設計とする。
なお、「—」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類ハ	工認要目表	保安規定
電源車	容量[kVA/個]: 610 出力[kW/個]: 565 効率[%]: 80 (遅れ) 電圧[V]: 440(750kVAの 変圧器により 6,600Vに昇圧す る。) 周波数[Hz]: 60	—	-/SA3	—	1.3) 重大事故等の取束に必要な水の供給設備	容量: 約610kVA (1台当たり) 電圧: 6,600V	参考資料—2に示す。	—
另機間電力融通予備ケーブル (3・4号機共用)	—	—	-/-	—	1.4) 電源設備	電圧: 6,600V	—	—
蓄電池	容量: 2400Ah	MS-1	-/-	S	1.4) 電源設備	(25) 非常用電源系統参照	参考資料—2に示す。	参考資料—3に示す。
可搬式整流器	容量[A/個]: 100 電圧[V]: 0～150 周波数[Hz]: 45～65	—	-/-	—	3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備 1.4) 電源設備	最大出力: 約15kVA 出力電圧: 0～150V 出力電流: 0～100A	参考資料—2に示す。	—
代替所内電気設備分電盤	—	—	-/-	—	1.4) 電源設備	電圧: 440V	—	—
代替所内電気設備変圧器	容量: 500kVA	—	-/-	—	1.4) 電源設備	容量: 約500kVA 電圧: 6,600V/460V	—	—
ディーゼル発電機 (自号付)	容量: 7100kW	MS-1	-/-	S	1.4) 電源設備	(25) 非常用電源系統参照	参考資料—2に示す。	参考資料—3に示す。

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、技術基準規則が定める材料及び構造、使用中の亀裂等による破壊の防止、耐圧試験等に機器クラスごとに準拠した設計とする。
なお、「—」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA)	耐震 クラス (注1)	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類ハ	工認要目表	保安規定
可搬式モニタリングポスト (3・4号機共用)	計測範囲: 10nGy/h～ 100mGy/h	—	-/-	—	1.7) 監視測定設備	計測範囲: B.G.～100mGy/h	参考資料－2に示す。	—
電離箱サーベイメータ (3・4 号機共用)	計測範囲: 1nSv/h～ 300mSv/h	—	-/-	—	1.7) 監視測定設備	計測範囲: 1.0nSv/h～300mSv/h	参考資料－2に示す。	—
可搬式ダストサンプリングラ (3・4 号機共用、3号機に保管)	—	—	-/-	—	1.7) 監視測定設備	—	—	—
汚染サーベイメータ (3・4号 機共用)	計測範囲: 0kmin ⁻¹ ～ 300kmin ⁻¹	—	-/-	—	1.7) 監視測定設備	計測範囲: 0～300kmin ⁻¹	参考資料－2に示す。	—
NaIシンチレーションサーベ イメータ (3・4号機共用)	計測範囲: 0.01pGy/h～30μ Gy/h	—	-/-	—	1.7) 監視測定設備	計測範囲: B.G.～30pGy/h	参考資料－2に示す。	—
ZnSシンチレーションサーベ イメータ (3・4号機共用)	計測範囲: 0kmin ⁻¹ ～ 99.9kmin ⁻¹	—	-/-	—	1.7) 監視測定設備	計測範囲: 0～99.9kmin ⁻¹	参考資料－2に示す。	—
B線サーベイメータ (3・4号機 共用)	計測範囲: 0kmin ⁻¹ ～ 300kmin ⁻¹	—	-/-	—	1.7) 監視測定設備	計測範囲: 0～300kmin ⁻¹	参考資料－2に示す。	—
小型船舶 (3・4号機共用、3 号機に保管)	—	—	-/-	—	1.7) 監視測定設備	—	—	—
可搬式気象観測装置 (3・4号 機共用、3号機に保管)	風向: 0.0～540.0度 風速: 0.0～60.0m/s 日射: 0.000～ 2.000kW/m ² 放射収支: -1.000～ 2.000kW/m ² 雨量: 0.0～100.0mm	—	-/-	—	1.7) 監視測定設備	観測項目: 風向、風速、日射量、放射収支 量、雨量	—	—

注1：耐震重要度分類におけるSクラスの他、重大事故等時対応施設に要求される耐震をSAとした。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA)	耐震 クラス (注1)	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類ハ	工認要目表	保安規定
電源車 (緊急時対策用) (3・4号機共用)	容量[kVA/個]: 220 力率[%]: 80 (遅れ) 電圧[V]: 440 周波数[Hz]: 60	—	-/SA3	—	17) 監視測定設備 18) 緊急時対策所	容量: 220kVA (1台当たり) 電圧: 440V	参考資料ー2に示す。	—
緊急時対策所非常用空気清化 ファン (3・4号機共用)	容量[m ³ /min/ 個]: 40	—	-/-	—	18) 緊急時対策所	容量: 約40m ³ /min	参考資料ー2に示す。	—
緊急時対策所非常用空気清化 ファイルタユニット (3・4号機 共用)	微粒子ファイルタ 単体除去効率 [%]: 99.97以上(0.15μ m粒子) 総合除去効率[% /個]: 99.99以上(0.7μ m粒子)(ファイル タ2段) よう素ファイルタ 単体除去効率 [%]: 95以上(有機よう 素) 99以上(無機よう 素) (相対湿度95%、 温度30℃におい て) 総合除去効率[% /個]: 99.75以上(有機 よう素) 99.99以上(無機 よう素) (相対湿度95%、 温度30℃におい て)(ファイルタ2 段)	—	-/-	—	18) 緊急時対策所	容量: 約40m ³ /min 効率: 単体除去効率 99.97%以上 (0.15μm 粒子) ／95%以上 総合除去効率 99.99%以上 (0.7μm 粒子) ／ 99.75%以上	参考資料ー2に示す。	—

注1：耐震重要度分類におけるSクラスの他、重大事故等時対応施設に要求される耐震をSAとした。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA)	耐震 クラス (注1)	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類ハ	工認要目表	保安規定
空気圧送装置 (3・4号機共用)	容量0t: 27,800以上	—	-/SA3	—	1.8) 緊急時対策所	—	参考資料—2に示す。	—
酸素濃度計 (3・4号機共用、 1号機に保管)	測定 (使用) 範囲: 0～25vol%	—	-/-	—	1.8) 緊急時対策所	測定範囲: 0～25%	—	—
二酸化炭素濃度計 (3・4号機 共用、1号機に保管)	測定 (使用) 範囲: 0～1vol%(0～ 5vol%)の範囲で 測定可能)	—	-/-	—	1.8) 緊急時対策所	測定範囲: 0～1%	—	—
緊急時対策所内可搬型エアモ ニタ (3・4号機共用)	計測範囲: 0.001mSv/h～ 99.99mSv/h	—	-/-	—	1.8) 緊急時対策所	計測範囲: 0.001～99.99mSv/h	参考資料—2に示す。	—
緊急時対策所外可搬型エアモ ニタ (3・4号機共用)	計測範囲: 0.01pSv/h～ 999.9pSv/h	—	-/-	—	1.8) 緊急時対策所	計測範囲: 0.01～999.9pSv/h	参考資料—2に示す。	—
衛星電話 (固定) (3・4号機 共用、1・3号機に設置)	—	—	-/-	C	1.8) 緊急時対策所 1.9) 通信連絡を行うために必要な設備	—	—	—
衛星電話 (携帯) (3・4号機 共用、1号機に保管)	—	—	-/-	—	1.8) 緊急時対策所 1.9) 通信連絡を行うために必要な設備	—	—	—
衛星電話 (可搬) (3・4号機 共用、1号機に保管)	—	—	-/-	—	1.8) 緊急時対策所 1.9) 通信連絡を行うために必要な設備	—	—	—
移行型通話装置 (3・4号機共 用、1・3号機に保管)	—	—	-/-	—	1.8) 緊急時対策所 1.9) 通信連絡を行うために必要な設備	—	—	—
インターフォン (3・4号機共 用、1号機に保管)	—	—	-/-	—	1.8) 緊急時対策所	—	—	—
安全パラメータ表示システム (SPDS) (3・4号機共 用、3号機に設置)	—	—	-/-	C	1.8) 緊急時対策所 1.9) 通信連絡を行うために必要な設備	—	—	—

注1：耐震重要度分類におけるSクラスの他、重大事故等時対応施設に要求される耐震をSAとした。

表3.1-1 各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA)	耐震 クラス (注1)	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類ハ	工認要目表	保安規定
安全バスターゲル伝送システム (3・4号機共用、3号機に設 置)	—	—	-/-	C	1.8) 緊急時対策所 1.9) 通信連絡を行うために必要な設備	—	—	—
SPDS表示装置 (3・4号機 共用、1・3号機に設置)	—	—	-/-	C	1.8) 緊急時対策所	—	—	—
緊急時簡易通報システム (3・ 4号機共用、1号機に設置)	—	—	-/-	C	1.8) 緊急時対策所 1.9) 通信連絡を行うために必要な設備	—	—	—
統合原子力防災ネットワークに 接続する通信連絡設備 (3・4 号機共用、1・3号機に設置)	—	—	-/-	C	1.8) 緊急時対策所 1.9) 通信連絡を行うために必要な設備	—	—	—
トランシーバー (3・4号機共 用、1号機に保管)	—	—	-/-	—	1.9) 通信連絡を行うために必要な設備	—	—	—

注1：耐震重要度分類におけるSクラスの他、重大事故等時対応施設に要求される耐震をSAとした。